593
593-8
1200501526692
ロ
複写

3A129

291.08
D151
(12)

蘆田伊人編

大日本地誌大系

第十二巻

新編武藏國風土記稿 八

帝國圖書館藏

雄山閣版

593-8

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第八册例言

一 本巻には、新編武藏風土記稿二百六十五巻の中巻之第百四十八より巻之第百七十までを收載せり。

一 本巻の校訂並に印刷に關しては、總て前巻に同じ。

一 本巻の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は架藏圖書の閲覽を許可せられ、又友人相田二郎氏は種々有益の援助を賜はれり。玆に謹んで謝意を表す。

昭和七年七月六日

蘆田伊人識

大日本地誌大系

新編武藏風土記稿第八冊略目次

卷之百四十八　足立郡之十四鴻巣領……一
卷之百四十九　足立郡之十五鴻巣領……二〇
卷之百五十　足立郡之十六忍領……二九
卷之百五十一　足立郡之十七石戸領……四六
卷之百五十二　足立郡之十八平方領……六三
卷之百五十三　足立郡之十九吉野領……七七
卷之百五十四　足立郡之二十植田谷領……九九
卷之百五十五　足立郡之二十一與野領……一一九
卷之百五十六　入間郡之一總說……一四六
卷之百五十七　入間郡之二山口領……一五七
卷之百五十八　入間郡之三山口領……一七四
卷之百五十九　入間郡之四山口領……一八五

巻之百六十　入間郡之五金子領……一九八
巻之百六十一　入間郡之六未勘……二〇八
巻之百六十二　入間郡之七河越領……二二一
巻之百六十三　入間郡之八河越領……二四四
巻之百六十四　入間郡之九河越領……二六〇
巻之百六十五　入間郡之十河越領……二七一
巻之百六十六　入間郡之十一河越領……二八八
巻之百六十七　入間郡之十二河越領……三〇二
巻之百六十八　入間郡之十三河越領……三一六
巻之百六十九　入間郡之十四河越領……三二九
巻之百七十　入間郡之十五未勘……三四〇
要目……三五七

大日本地誌大系　新編武藏風土記稿第八冊略目次終

新編武藏風土記稿巻之百四十八

足立郡之十四　鴻巣領

○鴻巣宿　鴻巣宿は、中山道の宿驛にして、桶川宿と熊谷宿との中間にあり、宿の長さ十四町餘、舊より四九の日を定て市をなせり、此宿の並に勝願寺門前の地も交て家居をなせり、江戸より行程十二里、郷庄の唱は傳へざれど里人或は深井庄の唱ありとも云、按に此邊此庄名あれば妥もさは唱しなるべし、當宿の舊家小池三太夫が家傳に祖先長門守と云し人、元來は埼玉郡岩槻の市宿と云所に住せしに、天文二十年北條氏康の命を請て當所に砦を築き、同年九月朔日かの地より爰に移りて、則原地を開て市宿新田と名付居住せりと、當時は今の本宿村入馬繼の驛場たりしを、後慶長七年に至て彼宿驛を當所に移せり、依て市宿新田の號を改て鴻巣町と呼べりと云、また舊家勘右衛門が家傳には、文祿四年市宿新田を驛場に取立し由を載たり、又文祿二年當所に御殿を建られしとき、御殿地の分は高除となすべきよし、伊奈忠次より三太夫が祖長門守が子隼人助に與し證狀あり、想ふに當時御遊獵御旅館のため、御殿をも建られしなるべければ人馬の往來も多からん、續て宿場となりしと云も其理あたれり、勘右衛門が家傳實を得たるにや、兎角今の如く宿驛となりしは、文祿・慶長の間に始ること知べし、鴻巣の名義は宿内氷川明神の社傳にも載たれど、奇怪の説にしてうけがひがたし、東西十七町餘、南北四町餘、東は上谷村同新田及び上下生出塚村に隣り、西より北へ亘りては宮前・大間・市縄・八幡田の數村に境ひ、艮の方は元荒川を隔てゝ埼玉郡安養寺村に接し、南は原馬室・瀧馬室の二村に隣れり、家數四百九十餘、御入國以來御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配せしこともの に見ゆ、檢地は寛永六年同人糺せり、夫より引續き今も御代官支配せり、この餘當宿持の新田、須戸谷新田とて荒川の向ひ横見郡の内にあり、

高札場　宿の中程にあり、

小名　宮地分　百姓勘右衛門の先祖深井氏の開發せし所にて、今も彼が抱の百姓十六軒居れり、寛永六年伊奈半十郎檢地の時、諸役除きの地に定められしと云、按に元祿改の國圖に鴻巣内宮地とあるもの當所なるべし、此邊に堰を設けて荒川の水を引入て近隣の用水となせり、是を宮地堰と云、猶其詳なることは下に出す勘右衛門の條

勝願寺境內圖

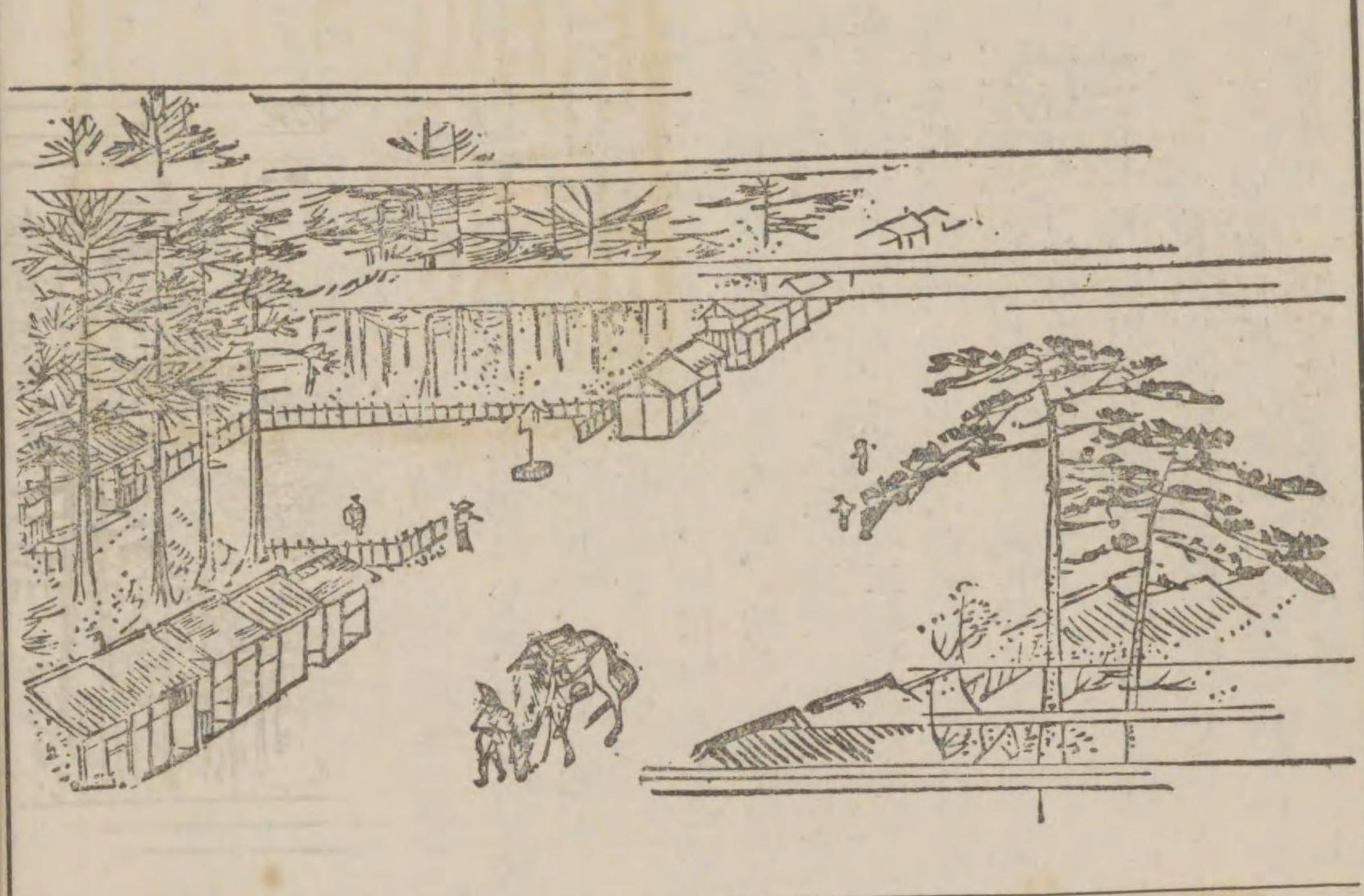

に記せり、

新屋敷　古へ鴻巣御殿ありし頃、御鷹部屋ありし所といふ、

御藏前道　古へ御藏ありし邊と云、其蹟除地三反餘、今も殘れり、

御殿地　今は畑となれり、此に東照宮の御宮あり、里正三郎左衛門が家の祖先始て建奉りしと云、今も其家にて預り奉れり、

上市場　中市場　下市場　以上三ケ所かはるがはる市を立り、

御成橋道　瀧馬室村の内御成橋へ通す路なり、

山川

元荒川　艮の方なり、川幅二十間、水田の用水となせり、此川の支流に土橋二つあり、一は鈴木橋と稱す、此川に傍て水除堤あり、

神社

氷川社　宿の總鎭守なり、又鴻ノ宮とも云、是鴻巣の地の名の由て起る所の社なりといへば、古き鎭座なること知らる、按に【羅山文集】云、重陽夙歩、自赤木視村中有一古叢、小宇漸頽、未知其爲何祠、毎逢佳節村童等遶宇外云、爾周叢四百間許、乃駕輿趣鴻巣、鴻當作鵠、傳說昔有大樹稱樹神、民以飲食祭之、不則害人、一旦鵠來巣枝上、巨蛇欲呑其卵、啄殺之、自是神不害人、於是以鵠之除害有益故號鵠巣遂名社、又爲地號云、是今の社傳とほゞ同じ、此餘【行囊抄】に載する所の話の如きは、ますます奇怪にわたりたればとらず、宿內眞藏院持、

雷電社　是も宿の鎭守なり、例祭九月廿四日、遍照寺の持、

市神社　上市場の內にあり、宿內の持なり、

瑜伽社　里人の說に備前國瑜伽社の遙拜のために近頃當所へ勸請すと云、靈驗ありとて常に詣人多くあり、願ひのこと成れば報賽に幟を納む、故に彼幟社地に數百本建り、村民の持、按に備前國に瑜伽山蓮臺寺新熊野山瑜伽寺など云るあり、又瑜伽山と云へる山もあれど、當社は蓮臺寺の域內に安ずる瑜伽權現を勸請して、遙拜のために建しと云、

勝願寺之二

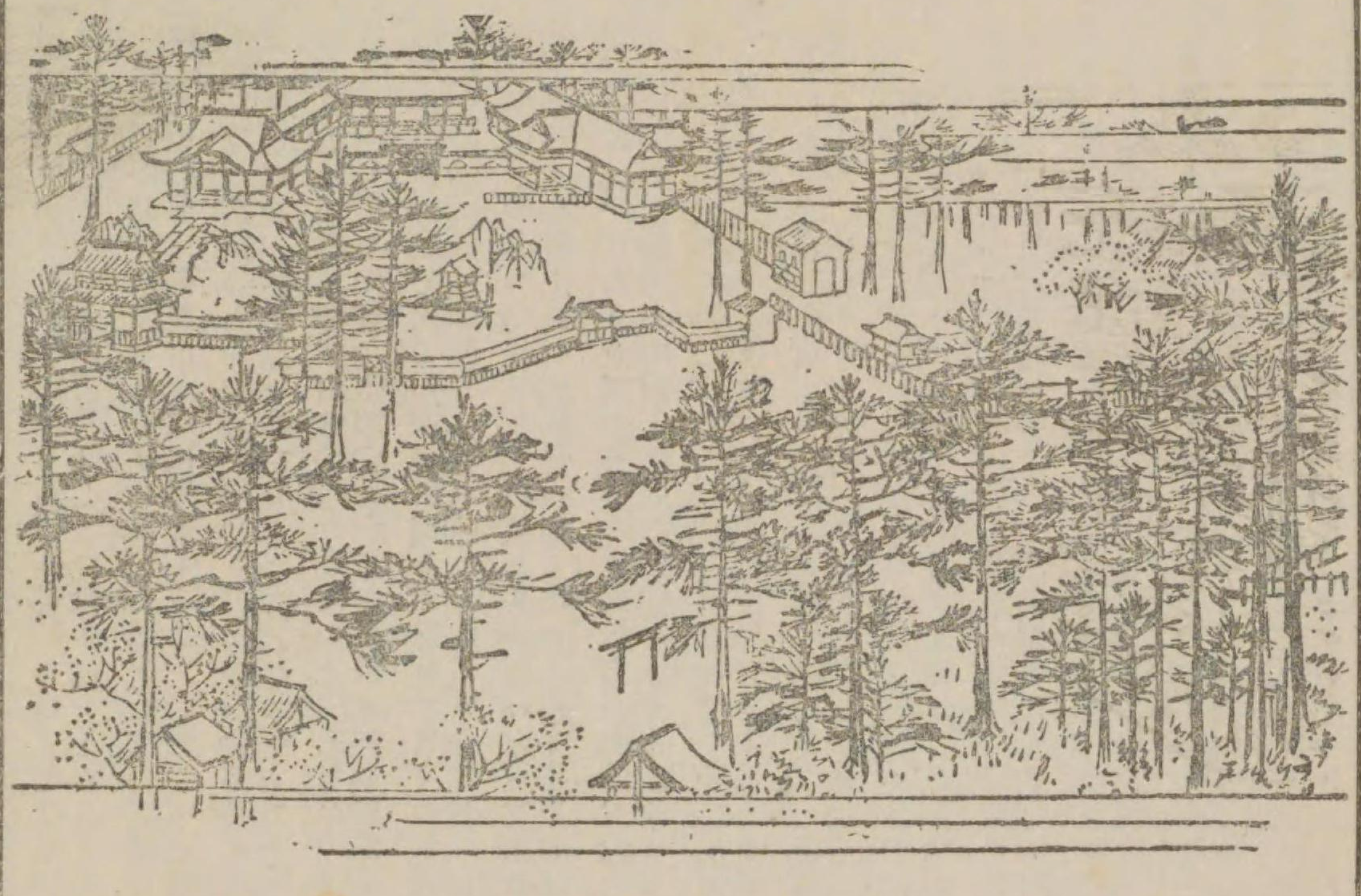

熊野社　宿の鎭守なり、法要寺の持、

三峰社

稻荷社三宇

寺院

法要寺　新義眞言宗、下深井村壽命院の末、慈雲山醫王院と號す、開山亮惠文明三年八月八日寂す、本尊大日を安置す、

地藏院　長七八寸、岩に腰を掛たる像なり、弘法大師の作と云、

天滿宮

遍照寺　同宗、瀧馬室村常勝寺の末、光明山明道院と稱す、歷代の內僧照元元祿六年三月十五日示寂とのみ傳へたり、大日を本尊とす、

眞藏院　同宗、下深井村壽命院の末、

五智堂　勝願寺の末、

鐘樓　元祿元年鑄造の鐘なり、此にて二六時中の時を告ぐ、

千體堂　勝願寺の末、

勝願寺　淨土宗、十八檀林の一にして京都智恩院の末、天照山良忠院と號す、寺領三十石の御朱印は慶長年中十一月七日賜ふ、本尊彌陀を安ぜり、坐像にて長二尺餘、惠心の作と云、又堂中に長一尺五寸程の三尊の彌陀を安ぜり、相傳ふ小松內大臣重盛の守本尊にて、登戸村深井氏の家にありしを、中興二世圓譽不殘の時こゝに納めしと云、開山は記主禪師に

て文永年中郡中登戸村に草創せしが、後戰爭の地となり星霜百年に餘り、或は廢し或は再興せしものはかばかしからざる間に、いつしか眞言宗の寺となりしを、天正中僧惣譽清嚴當所へ移して中興し、再び淨土宗に復せしと云、彼登戸村の舊地には今も別に勝願寺と云眞言寺殘れり、其後圓譽不殘と云僧其足ざるを補ひ、堂塔以下造立せしかば遂に大寺となれりと、淨土傳燈總系譜云釋不殘は武州の人にて上田氏なり、清嚴に投じて剃染法を嗣ぎ、東照宮の御崇信に依て鴻巢勝願寺を再興し、中興の號を以て師清嚴に讓り、已第二世となれりと、慶長六年秀康卿越前福井へ移り給ひし時、台命に依て結城の御殿を悉く當寺へ賜はれり、本堂より庫裏の方へ建續て大方丈と呼び、金の間銀の間獅子の廊下など名付る所則賜はりし所なりと云、其内金の間の上段には東照宮の御像、銀の間には秀康卿の念持佛黑本尊と號せる彌陀の木像を安ぜり、

什物　後陽成院御製御宸筆一軸 いに紫衣の寺のゆかりを色にまで、あらはしきぬとねがふ門跡、是は東照宮より南都一乘院門跡を以て、奏聞をとげさせられ、慶長十一年八月不殘和尚へ紫衣勅許のとき賜ひしと云、

南都一乘院門跡副書　勝願寺不殘長老學業年月をかさね、ひろく淨土の法門をあきらめたるに、猶いにしへの寺のゆかりをおもひ、良忠のまなびきはめし、ならの舊都にきたり、興福寺かたへの僧坊に閑居して、慶長十とせあまり一とせ五月闇のころほひより、螢をあつむる窓の内に三伏の暑をいとはず、終に唯識論十まきの文義をことをはり、因明の月の光をも、やゝ胸にすまさんともとむる折から、初秋の空もうつりて、八月のはじめに成ぬ、すゞしき秋の風には、極樂世界の寶樹のかげおもひやるばかりなり、學功つもりてはつかさ位を得るならひ、もろこしにも桂を折ためしあれば、僧俗に通じて規模とするによりて、天が下をしづめ給ふ、先將軍家康公御歸依のあまり、信心ふかき紫の衣ゆるさるゝみことのりもかなとおぼしよりぬる事ども、宗旨をあがめ道を守り給ならじ、八月十日あまりのころ禁闕にまふでしつゐでに、ことのよしうち〳〵に奏しければ、御けしきよろしくさはる事なく、あまつさへ叡感のあまりに、御狂歌の御製ありて、宸筆をそめられ、ゆくりなくいたさせたまへり、いまに紫衣の寺のゆかりを色にまで、あらはしきぬとねがふ門跡、時にあたりてのめいほく長老の身につみて、かしこきめぐみあるまじき事となんおぼへ侍り、あまた度拜吟してまかり申さんとはかなきことの葉なりともつられ侍べきよし、おほせ辭ところなきゆへ、をろかなる文字を書て、叡覽にそなへ奉まつるものなり、淺からぬねがひの色をむらさきの、雲井にかくるあまの羽衣、尊政

慶長十一年九月二日、准三后花押、　大藏一覽全部十一卷 毎卷御朱印をすべ賜ふ、

紫衣の裝束一　蜀紅錦九條袈裟一　御茶碗一 七寶の御茶椀と稱す、

鉢皿一　小皿十 以上六品は文祿年中不殘和尚へ、東照宮より賜ひしものにして、御茶椀及び鉢小皿は銅にて作り、藥をかけ燒きたる物にて、世に云廣東燒といへるものゝごとし、此餘開山記主禪師及び不殘和尚の墨蹟觀智國師等の書簡を藏せり、

開山堂　記主禪師の像を安じ、傍に清嚴不殘の兩像を置けり、

鐘樓　鐘は應永二年鑄造せしものにて、元來は結城花藏寺にありしを、慶長年中結城の御殿を當寺へ賜はり、引移せしとき此鐘も引しと云、銘文は左のごとし、

覺城山華藏寺、有レ鐘舊矣、其器小而聲不レ遠、爰有二周益婆一、請二慕緣一鑄二洪鐘一、眞俗然二可之一、權二鳴化一二喙於四方一、齊開二施鑰於萬戶一、細流不レ擇、巨海將レ盈矣、明德癸酉、英檀戮レ力、命二大工家光一造レ之、槖風爐炭、金流溢溶、一鑄即成、形完音朗焉、應永乙亥七月住潭和尚來而乞二銘於余一、辭曰、智短才譾强曰、當レ仁不レ讓、因問曰、拘爾石鐘、釋迦銅鐘、那箇重那箇輕、答曰、或重似二鴻毛一、或輕似二大山一、余一笑爲レ銘、曰、

踊出爐冶　脫體現前　不假□鎚　大器完全
玉樓霜月　華鯨脫烟　□門吞地　鼻孔遼天
量同三際　應充八挺　力還摩尼　通推目蓮
搥纔一擊　聲震三千　上穿天色　下徹黃泉
破六越夢　覺四生眠　金口梵音　潮舌眞詮
永鎭華藏　常助化權　魔雲散盡　佛日高懸
皇風湯湯　王道平平　聖躬萬歲　相將千年
英檀治國　奉佛拳拳　兒孫家齊　歸法緜緜
見聞隨喜　族受良緣　俱燈佛果　各座寶蓮
有佛事妙　以音聲宣　傳牟尼令　唱樓至延

應永乙亥七月日　正受庵守塔比丘斗南謹書

本寺當代住持月潭印公和尚

大檀越結城中務大輔藤原沙彌聖朝

令嗣結城彈正少弼藤原基光

大工大和守卜部家光幹緣優婆夷周益菩薩

仁王門　門の左右及び開山堂前の塀に至るまで悉く三行の筋塀なり、是も結城御殿に有りし儘をうつせしゆへと云、相傳ふ此仁王は運慶の作なり、往昔此像兒童をとり喰ひけるとて兒喰仁王と呼べりと、かゝる妖怪なあらはせしかば、仁王の頭をとり櫃に納め入れて、新に佛工に命じて首を作り攻たりと、是三世佛蓮良譽の代といへば、當寺いまだ登戸村にありし頃のことなり、良譽は應安三年十二月廿六日寂と云、今も彼頭は山門の樓上に有れど、秘封して人の見ることをゆるさず、

三社宮 太神宮八幡春日の三社を合祀す、　稻荷社 出世稻荷と號す、　山王社

中門　惣門　下馬札 是も結城御殿にありしを賜ひしといふ、　塔頭　惣嚴院

玉蓮社　所化寮三宇

舊蹟　御殿蹟 今は畑となれり、文祿二年の頃御殿を取立しと云、舊家三太夫が祖先三郎左衛門が弟加藤喜兵衛及び大塚將監等御殿番たりしことあり、後御殿も廢して元祿四年除地となれり、

舊家　三太夫 小池氏なり、畠山尾張守政長の幕下本國紀州日高郡小池の領主なれば、則其地を以て名とせるなり、享保元年・同十三年の兩度に書上し由緒書を此家に藏せり、其あらましに先祖主計助は北條氏茂に仕へ、豆州廢向の時其手に屬し、相州小田原に居住し、其子長門守故有て當國岩槻市宿に居り、功勞あるにより鴻巢領の內原地を砦にきづ

き、天文二十年九月朔日彼市宿よりこの所へ來り、市宿新田と名付けり、後東照宮小田原御陣の事終りし後、御鷹狩として忍御城中へ御成の時、先祖隼人助御迎に罷出、御案內をなせしに其時居宅御旅館となり、御所持の御扇子を下され、今より後是をもて定紋となし、小十人格の鄕士となり、御軍役を心得べき由、其頃隼人助居宅の地へ御殿御建、そこをば隼人助守り奉れり、其頃武器の類をも賜へり、隼人助が子三郎左衞門は多病なれば、弟加藤喜兵衞大塚將監なるもの次で御殿の守りをなせり、それより後度々此邊へ御遊獵ありし由、日光御社參還御の時も御旅館となりしことあり、其時も御目見ゆるされ、御紋付の御上下及白銀を賜はれりと云、又文書四通を藏せり、其內永祿五年の文書は、紙性墨色其時のものとは思はれざれど、其文は姑く左にのす、

定

右當新田罷出輩諸役御免許被成候、彌入精田畠令開發候、夫食被下者也、仍如件、

(虎朱印)
天文廿年辛亥九月朔日

市宿新田

制札　小池長門守屋敷

右當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事堅令停止之畢、若於違犯之族者可處罪科者也、仍如件、

永祿五年三月二日　(花押)

風間在所被仰付間、すな原に者有之間敷、被思召處に可致在宿候哉、百姓悉悲之段申處無餘儀候間、向後風間置事無用候旨被仰出者也、仍如件、

(虎朱印)
元龜四年癸酉十二月十日

評定衆
勘解由左衞門尉康保(花押)

すな原百姓中

覺

中畠壹町四段歩
御殿御屋敷ニ成
右當取ら段町可引者也、仍如件、

文祿二巳五月五日　伊奈備前忠次(花押)

小池隼人之助殿

勘右衞門深井氏なり、元は長尾氏なりしが、先祖深井六郎次郎景高郡內深井村にて生れし故に深井を氏とせり、

子深井對馬守當國岩槻の城主、太田源六郎氏資に仕へ、故有て再び本鄕深井に引籠り、當所の內宮地及び生出塚深井等の內にて三百丁餘の地を開發し、永祿年中鴻巣市宿村を往還の驛場に取立し由、これらのこと三太夫が家に傳ると、年代合ざることは村名の條に辨ぜり、東照宮此亭へ御立寄の折、對馬手製の茶を奉りしに御氣色宜く、由て後も年每に新茶を奉りしが、茶園枯れしより其代りとして今は永錢を奉ると云、又宅地の內に將軍塚と云あり、東照宮御腰を掛させられし所なるよし、そこに社あり、即東照宮を祭り奉りたれど、憚て八幡社と唱へり、其傍に觀音堂あり、且文書二通を藏せり、左にのす、

其以來無音之間令啓候、抑度々於其表敵被討捕手堅被及防戰候、戰功不淺次第候、將又東敵東口へ打出由候間、則武州下總之者共申付指向候、定敵敗北程有間敷候、就中上州口へ甲州衆可越山由雖注進候、其口實覽于今無之候、至于事實者早々可遂出馬候間、其口彌堅固之備可爲肝要候、將又兩種江川一荷進之候、猶安房守可申越候、恐々謹言、

五月七日　氏政(花押)

長尾左衞門入道殿

爲御音信笋拾本贈給寔御心入之段忝存候、猶期後音之時候間不能詳候、恐々謹言、

五月五日　松平伊豆守信綱(花押)

深井勘右衞門樣
御宿所

○上谷村(カミヤ)　上谷村は、江戸よりの行程前村に同じ、隣村下上谷村は當村より分れしと云、猶村の廣さ東西十四町許、南北十町餘、東は中曾根村に隣り、南は下上谷村・上深井の二村につゞき、西は下深井・上生出塚の兩村に境ひ、北の方は元荒川を隔てゝ埼玉郡鄕地村なり、民家六十四、やゝもすれば水溢の患あり、御入國の後御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配し、夫よりしばしば御代官替りて元祿九年私領となり、藤堂某に賜はり、今其子孫主馬が知行なり、檢地は寬永六年伊奈半十郎糺せり、

高札場　村の中程にあり、

小名　龍燈　村の北の方を云、古へ此邊に大なる沼あり、年久しく龍のすみて或は夜中に光を放ち、或は田畑を荒し、耕種の妨をなしける、天正の頃岩槻の浪人立川石見守と云强勇の者、かの龍を退治せしより村民の悅大方ならず、因

て龍燈と小名を命ぜしと云、尤うけかひがたき說なれど、暫く傳へのまゝを記す、其後この沼を埋みて水田を開けりと、彼石見守は村の舊家彌七が先祖なり、

山川　元荒川　東北の方を流る、幅は九間より十三間ほどに及べり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、　末社　天神社　稻荷社　別當千壽院　本山修驗にて南下谷村大行院の配下なり、本尊不動を安ず、

寺院　寶性院　新義眞言宗、下深井村壽命院末、塚越山藥師寺と云、本尊藥師、開基は立川石見守といへり、

藥師堂　藥師は秘佛にしてたやすく帳をひらかず、簷前に太刀を揭ぐ、是前にいへる石見守が龍を斬りしものにて、彼が家に秘藏せしを、明和年中故あつてこゝに納むと云、銘もなく總て錆を生じたれば、如何なるものなりや定かならず、

辨天社　天神社

龍光院　本寺前と同じ、龍燈山如意寺と稱す、本尊は彌陀を安ぜり、　虛空藏堂　天神社　熊野社

玉藏院　是も本寺同じ、田向山と號す、本尊不動を安ず、

台藏院　天台宗、坂田村蓮花院末、稻荷山と號す、本尊觀音を安ず、　稻荷社

阿彌陀堂　村民持、

舊家　彌七　立川を氏とす、前にいへる石見守が子孫なりと云、立川は武藏七黨の內西黨に見えたり、子孫宮內少輔照重は小田原北條に仕へ、天正の亂に滅亡せしものにて、多磨郡柴崎村普濟寺境內は此照重が壘跡なりと、彼寺の傳へにのこれり、思ふに石見守は照重の一族にして、岩槻の城主太田氏の旗下に屬し、天正の亂に沒落して當村に土着せしものなるべけれど、家系を傳へざれば定かなることは知べからず、普濟寺の條合せ見るべし、

○上谷新田　上谷新田は、上谷村の西南に當り、上下深井村を隔て中山道東間村と鴻巢宿との間にあり、江戸よりは行程十二里餘、古は鴻巢の內に屬せしが、後分村せりと云、正保の頃のものに已に上谷新田とあれば、古く分れしこと知るべし、村の廣さ東西七町餘、南北六町、東は上下深井村に隣り、南は東間・小松原の兩村につゞき、西は原馬室・瀧馬室の二村に及び、鴻巢宿にも接し、北は上下生出塚村に交はれり、民家六十街道の左右に軒を並べ、耕種の暇雛人形なるものを製し諸方にひさぎて生產の資となす、是を鴻巢雛といへり、正保の頃は伊奈半十郎支配せしこと其頃のものに見ゆ、其後元祿九年藤堂某に賜はり今も子孫主馬が知行所なり、檢地は寬永六年上谷村に屬せし頃半十郎紀せりと云、

高札場　村の中程街道の傍にあり、

小名　西　中　下

寺院　金剛院　新義眞言宗、京都智積院末、高立山長福寺と號す、開山詳ならず、中興を海榮と云、元祿三年四

月六日寂す、本尊大日を安ぜり、

八幡社　淺間社　近き頃信仰の者小き塚を築き、上にこの社をたつ、塚の下にも小社を建、是を下淺間社とよべり、　天王社　稻荷社

妙法院　本山修驗、郡內小松原瀧本坊の配下なり、本尊不動を安ず、

○下上谷村　下上谷村は、江戸より行程十一里、元祿年中上谷村より分村せしと云、左もありしにや、元祿十五年改のものに始て一村として記せり、村の廣さは東西六町餘、南北も同じ、東は南北中下谷の三村に接し、南は上下深井の二村に隣り、西は上下生出塚の二村に境ひ、北は上谷及び中曾根の兩村に交れり、民家三十九、用水は宮地堰より引來れども、其便あしきにより屢旱損することあり、當村元祿九年米倉丹後守に賜ふと云、此頃分村せしなるべし、同き十一年上りて御料となり、程なく大河內金兵衛に賜ひ今にかはらず、檢地は寬永六年伊奈半十郎紀せりと云、是はいまだ上谷村に屬せし頃のことなり、又元荒川の邊に少し許の飛地あり、字して川向と云、

高札場　村の中程より少く北の方によりてあり、

小名　御成橋　當村の內に中山道鴻巢宿より埼玉郡騎西町へ通ふ道あり、昔此邊御成のありしころ、渡らせられし故に此名のこれりといふ、　寺田　木釜　吹張　上道郡　中道郡　尉殿　下德　大學屋敷　柚木　沖田　西ケ崎

山川　元荒川　北の方を流る、川幅十五六間程、川の中央を以て郡の界とす、此川に長十三間の土橋を架す、笠原橋と云、此橋の向ひは埼玉郡笠原村、故にこの名ありと云、

神社　稻荷社　惠光院の持、

寺院　寶珠院　新義眞言宗、下深井村壽命院の門徒、五大山と號す、本尊虛空藏を安ず、　地藏堂

惠光院　同宗にて本寺前に同じ、本尊大日を安ず、　阿彌陀堂

泉藏院　是も同宗、同門徒、本堂は破壞していまだ再興に及ばず、住僧もなければ寺務は本寺より兼帶せり、

觀音寺　これも同宗、瀧馬室村常勝寺門徒、圓通山普門院と云、本尊如意輪觀音を安ず、坐像にて長五寸五分、弘法大師の作、

觀音堂　觀音寺持、

閻魔堂　同寺持、

○東間村（アツマ）　東間村は、江戸よりの行程十一里に餘れり、正保の頃當村寬永の頃は鴻巢の內東新田と唱ひしと云へど、正保の頃のものにいまだ見えざれば、此頃までも鴻巢の內に

こもりて、たゞ私に唱へしと見えたり、其後元祿年中の改には新田の唱をのぞき、一村立て東間村と記せり、村の廣さ東西十四町許、南北は二町に過ず、東は上下宮內山中の三村に隣り、南は元宿・上中丸の二村に境ひ、西は原馬室村の內小松原にて、北は上下深井村に及べり、民家五十八、村の中間を中山道貫けり、宮內村より小松原へ達す、御入國の後より御料所にして御代官屢かはり、明和五年松平大和守に賜はり今に同じ、檢地は寛永六年會田七左衛門・成瀨權左衛門・宮內庄左衛門・海野權兵衛糺すと云、是はいまだ鴻巣の內に屬せし頃のことなり、又村の東の方に少し許の新田あり、

高札場東の方にあり、

小名　三軒茶屋村の東の方街道の內の立場なり、民家四五軒あり、元は三軒ありし故にこの名あり、

上組　下組

神社　淺間社村の鎭守なり、本地藥師を安ず、秘佛なりとてたやすく示すことをゆるさず、　末社

天神社　稻荷社　別當　寶光寺天台宗、川田谷村泉福寺末、東士山實相院と稱せり、近村宮內村の名主彥兵衛が所持する記錄に、鴻巣東新田富士淺間は伊奈備前守御代官の頃、深井藤右衛門及び長樂坊大乘坊勸請すとあり、是當社のことなるべし、此內深井藤右衛門は鴻巣の內宮地の民勘右衛門、及び生出塚村の民源右衛門が祖先なり、其餘二人は何れの人なるや詳にせず、文化年中回錄の災に罹り、未だ再興せず、　鐘樓貞享三年新鑄の鐘をかく、銘文あれど考證に益なければ取らず、

寺院　勝林寺淨土宗、鴻巣宿勝願寺末、士峯山東源院と號す、本尊阿彌陀を安ず、開山日譽承應元年七月十九日示寂す、此日譽は伊奈熊藏が弟なりしが、剃髮して勝願寺に住職し、後當所に穩棲し此寺を開けりと云、　地藏堂

○上深井村　○下深井村　深井村は、江戸より行程十一里を隔つ、鴻巣鄕深井庄に屬す、鴻巣宿の內宮地の百姓勘右衛門が藏する系圖を見るに、上州白井の城主長尾左衛門尉景春の男小四郎景忠の子に六郎次郎景孝と云るものあり、天正年中當村にて出生し在名を以て深井と稱せり、其子を對馬守景吉と云、太田源五郎氏資に屬し、上總三舟山の役に從ひしとき、太田氏資討死せしかば本意なく當所にかへり、民間に跡をかくし多くの田畑を開き、夫より世々こゝに土着せりと云、長尾系圖及び上野の長尾の事を記せしものを閱るに、景春の子は景英にて其子を景誠と云ひ、景忠・景孝の名見えず、此景忠は景英が兄弟などにて、たま〳〵系圖等にもれしものなるか、猶宮地舊家の條見合すべし、當村寛永六年伊奈半十郎檢地せし頃は鴻巣の內とあり、其後正保の頃は已に一村立たれど、猶上下の差別はなかりしを、後何れの頃か分鄕せし

と見ゆ、元祿十五年の改には上下を出せり、境界辨別しがたし、因て上下を合せてこゝに記せり、村の廣さ東西十一町許、南北十五町程、東は上谷村に隣り、南は宮內東間の二村及び小松原に接し、西も又小松原及び、上谷新田に境ひ、北は鴻巣宿と生出家村とにつゞけり、上の分は日下部權左衛門・同金三郎に賜はり、下の分も權左衛門が知行と村內壽命院領と入會り、上下を合せて民家四十八軒あり、村の中間を中山道貫けり、東間村より入りて上谷新田に達す、

高札場東の方によりてあり、

小名　堀之內東の方を云、古へ深井對馬守が居住せし所なり、一に對馬屋敷といふ、　稻荷窪

石戸　松ノ木　田代　外山　さつき山　西第六天

權現堂　飯島

神社　氷川社上下の鎭守なり、村內東圓寺持、　末社　稻荷社

第六天社上分の地にあり、村民の持、

稻荷社下分の地にあり、下同じ、是も村民持、

寺院　壽命院新義眞言宗、京都智積院末、殿林山金藏寺と號す、古は持明院と云ひしが、天正年中御朱印十石の寺領を附せられし頃より、今の院號に改めしと云、開山圓俊文明年中示寂、其後深井六郎次郎景孝中興せりと云、墓所に石碑あり、金藏院性水理道居士天文二年四月三日とえれり、又其子對馬守景吉の碑を其傍にたつ、瑞信院嚴洞道居士慶長十六年二月十一日卒せり、此餘代々の碑をたつ、是前にもいへる如く、宮地の百姓勘右衛門が先祖なれば、其條下を照し見るべし、本尊大日を安ぜり、

觀音堂十一面觀音を安ず、　鐘樓近年鑄造の鐘なり、　聖天社

東圓寺同宗にて前寺の門徒、歡喜山と號す、大日を本尊とす、　藥師堂

橋本寺上分にあり、同宗、これも前寺の門徒、　天滿宮

○上宮內村（カミミヤウチ）　○下宮內村附持添新田　宮內村は、江戸よりの行程前村に同じ、當村上下に分ちし年代を尋ぬるに、慶長の頃の記錄に宮內上下とあれど、是は私に分ち唱へしまでにて、公に申すにはあらざるべし、其後寛永の頃のものには宮內とのみあり、又正保頃の改にも一村なり、元祿のものに至りて上下二村を記せり、されば公に上下を分つことは正保の後元祿前のことなるべし、されど元一村を引分けし村なれば、土地犬牙して分がたきにより、姑く二村を合てこゝに記す、村の廣さ東西十一町餘、南北も同じ、西は東間村に隣り、南は古市場・山中の二村に界ひ、北は上下深井村に接し、東は南北中の下谷村に交れり、民家上の分三十、下の分二十七、用水は元荒川

の水を鴻巣宿の內宮地堰より引來りて水田にそゝげども
水便あしきによりしば〲旱損あり、又水溢の患をも免
れず、御入國の後より御料所にして、寛永年中には伊奈
半十郎支配せしを、元祿十一年內藤佐兵衛に賜はり、今
は重三郎と云、この外寛永元年數原通玄に賜りし處あり、
今子孫玄忠の知る所なり、是上の分なり、又下の分は享保
六年小林新次郎に賜はり、今は新三郎と云、檢地は寛永
六年伊奈半十郎糺せり、又元荒川の邊に少許の新田あり、
字して外谷と云、此も寛永六年の檢地なり、

高札場三ケ所 中程と北の方と東の方とにあり、

小名　池端　登戸　早道　內谷　外谷　谷田堤　的前
道淸塚

山川　元荒川 幅十六間許、

神社　氷川社 下分にあり、下同じ、祭神は素盞嗚尊と云、本尊は十一面觀音、社地のさまは古蹟とはみゆれど、その來由は詳に知れず、　別當　大乘院 當山修驗、小松原瀧本坊の配下、　末社　稻荷社　籤ノ王子社　辨天社
稻荷社 村民持、　諏訪社 村民持、

寺院　常福寺 新義眞言宗、下深井村壽命院門徒、山仙壽院と稱す、本尊彌陀を安せり、　歡喜堂　觀音堂　天神社　地藏
不動堂 村民持、
彌陀堂 常福寺持、
十王堂 村民持、

塚　十三塚 村の西の方に十三並であり、來由詳ならず、

舊家　彥兵衛 大嶋氏にて代々內藤某の里正を務む、家系を傳へたれど、破裂せる所有て、全きものにはあらず、
其內大膳亮久家なるものあり、本國伊豆を領して大嶋に住し、永正・大永の頃小田原北條に屬して武州に住し、屢勳功あり、由て永祿七年甲子の感狀を賜へるは後に載す、其外鎗二筋を持傳へり、是も後に載す、且其頃は鴻巣領宮內村に居住せりと、久家子なくして土佐守善久の三男を養子とす、是を大膳亮重富と云、岩槻城主太田十郎氏房に從へり、御入國の後大嶋大炊介及び大膳亮・矢部新左衛門・同兵部・小川圖書等の五人歸國御暇の書を賜はれり、其書は大炊介が子孫勇藏が家に藏せり、猶後の條照し見るべし、

任申其方別之村拾貫文之所いたし候、いかにもけん
みつ可被爲走廻事肝要候、爲後日如此、恐々謹言、
甲子三月廿四日　越前守資爲(花押)
大島大膳亮殿

勇藏 是も大嶋氏にて舊家なり、前に載せたる彥兵衛が本家なりと云、系圖等はつたへず、文書五通あり、左にのせり、

當鄉打明之事、其方深井致談合可爲開候、鄉中百姓
等無兎角可爲入籠也、
永祿二年己未三月廿四日(朱印)　花押
大島大炊助殿

其方拘宮內村以上十貫五百文相出候、於此上嚴密に
可被爲走廻事肝要候、爲後日一筆仍如件、恐々謹言、
永祿八年乙卯月吉日　河目越前守資好(花押)
大島大炊助殿

追而書なし
不作之所從當年五年荒野ニ相定候間、何も精を入開
發可有、無申迄候得共、近年之開に不待合樣ニ被致
之儀肝要に候、仍狀如件、
天正五年丁丑三月十一日　助次郎(花押)
鴻巣宮內百姓中

以上
汝等五人之事、如前々在所へ令退住耕作以下可申付
候、若兎角申者於在之ハ、此方へ可申來候也、
六月一日　淺野彈正長吉(花押)
武州足立郡鴻巣鄉
大島大炊助
大島大膳助
矢部新右衛門
矢 部 兵 部
小 川 圖 書
以上五人遣之

尙々能杉なへ給候、かたじけなき次第事候、
以前者御自身此方御出候而、杉御うへ候而被下候、
其以後土かけ申候ハヾ結句今夜雨ふり候間、能々つ
き可申候、內々自分御禮可申候得□、無隙故使僧を
以申候、散々候へ共抹茶遣之候事候、恐々謹言、
十月五日　不識(花押)
勝願寺
大島與四郎殿御宿所

○本宿村(モトシユク)　本宿村は古へ宿驛なりしが、慶長年中今の鴻
巣へ移せしよし、正保の國圖には本鴻巣村と記し、元祿
の圖には本宿村とあり、古街道の跡は東方に當り、坂田

村より東へ入り、上下中丸・山中等の村々を經て當宿に入り、夫より東間村に至れり、この路今の往來より低くして古街道なること定かに分てり、村の廣さ東西八町、南北十九町餘、中山道にかゝること十一町許、東間村より入下中丸村に達す、道幅四間、四境東は上中丸村、南は下石戸下村に接し、西は高尾村及び原馬室村の內小松原といへる所に交り、北は東間村なり、其間乾の方にも東間村續き、艮の方は山中村なり、富村正保の頃は宮崎備前守の知る所なりしが、いつの頃か上りて今の牧野中務・三上筑前守二人の先祖に賜れり、檢地は寛永八年・寛文八年の二度に糺せり、

高札場　村の中程にあり、

小名　宮內道　かんかいと　七ツ島

神社　天神社　村の鎭守なり、多聞寺持、

寺院　多聞寺　新義眞言宗、瀧馬室村常樂寺の末、寳塔山と號す、本尊毘沙門萬治四年八月起立と傳るのみ、其他の事は詳ならず、　稻荷社　この外護摩堂あり、　觀音堂　多聞寺持、

○山中村　山中村は、江戸より行程前村に同、深井郷に屬す、村の廣さ東西六町餘、南北へは夫より少し延たり、東は古市場村に隣、南は上中丸村に續、西は東間村、北は宮內村なり、民家十七、用水は元荒川の水を鴻巣宿の內宮地堰より引來て水田にそゝげども、動すれば水溢の患あり、御入國の後より御料所にして、正保の頃伊奈半十郎御代官所なりしが、元祿四年横田彥五郎に賜り、今其子孫甚藏が知行所なり、檢地寛永六年伊奈半十郎糺せり、

高札場　村の東にあり、

小名　根岸分　紺屋　堀籠　野久保

神社　八幡社

山王社

第六天社

天王社　以上四社とも村民の持なり、

寺院　不動堂　是も村民の持、

○古（フル）市場村　古市場村は鴻巣郷深井庄に屬す、古へは岩槻領と唱へしが今は用ひず、又此深井庄と云こと近村にて唱へざる所なれば疑ふべし、江戸より行程前に同じ、村の廣さ東西五町餘、南北は纔に一町許、東は別所村に隣り、南は中丸村に及び、西は山中村にて、北は宮內・下谷の二村に接せり、艮の方に上常光村も少しくかゝれり、民家二十軒、用水は元荒川の水を引分け來れども、水路便りよからざれは屢旱魃の患ひあり、御入國の後正保の頃は伊奈十郎預り奉りしを、元祿四年日下部權太夫に賜はれり、今其子孫金三郎が知行なり、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、

高札場

小名　おき田　折込

神社　稻荷氷川合社　村の鎭守なり、當社は應永二十八年の勸請なりと云のみにて、證とすべきことなし、　別當　大善院　本山修驗、南下谷村大行院配下、元は西藏坊と云ひしよし、

寺院　如意寺　新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺末、妙龍山東福院と稱す、本尊は不動を安ぜり、　觀音堂　如意輪觀音を安ず、下にのする所の常樂寺廢寺となりしゆへ、其本尊をこゝへ安ず、

常樂寺蹟　いつの頃よりか廢寺となり、未だ再建に及ばず、本尊觀音をば如意寺境內の觀音堂に預置り、本寺は如意寺に同じ、

太子堂　如意寺の持、

○南下谷（シモヤ）村　○中下谷村　○北下谷村　下谷村は永祿・元龜の頃にして既に此唱有しにや鴻巣宿舊家深井家譜には六郎次郎景高下谷にて戰死と見えたり、此人は天正年間に聞えし深井對馬が父なりと云ふ、正保の改までも都て一村なりしが、元祿の改には三村となせり、今も境界犬牙したれば、三村を都て計るに東西六七町許り、南北十二三町、東は上常光村、南は古市場・宮內・別所の三村にして、西は上下深井村、北は下上谷・中曾根の二村なり、家數南下谷三十、中下谷十三、北下谷二十七、合七十、江戸より行程十二里、御打入後御料所なりしが元祿四年北下谷村を三上半兵衛に賜り、今子孫筑前守知行す、又其前後に南下谷中下谷を今の地頭西尾伊三郎が先祖に賜はりしと云ふ、三村に分ちしも大抵其頃なるべし、村內鴻巣より騎西往來の道あり、宮內村より入て北の方中曾根村に達す、用水は元荒川を笠原堰より引と云、

高札場三　一は中程にあり、ヶ所は東にあり、　二

小名　大子ノ脇　野新田

神社　氷川社　南下谷にあり、村の鎭守なり、　三

熊野社　同處にあり、大同年中の勸請と云、天正十一年の鰐口をかく、日本一大兩權現武州上足立下谷宮と彫る、元は合祀の神ありしにや、隣村別所村鯉沼と云所に古一の鳥居有しと云、　末社　四所明神社

神木二　一は椎にて圍三丈四五尺、根邊に洞あり、內七八人を入べし、一は銀杏是も周三丈程、又根上二丈許に櫻樹寄生し、幹中より地に根ざし銀杏にまとふ、其餘雜木或は蔦葛めぐりて春秋ともに觀べし、土人是を七色木と號す、

別當谷野坊　本山修驗、村內大行院配下なり、相傳ふ坂上田村麻呂が後胤にて、大同以來世々當社を守ると云

熊野社地圖

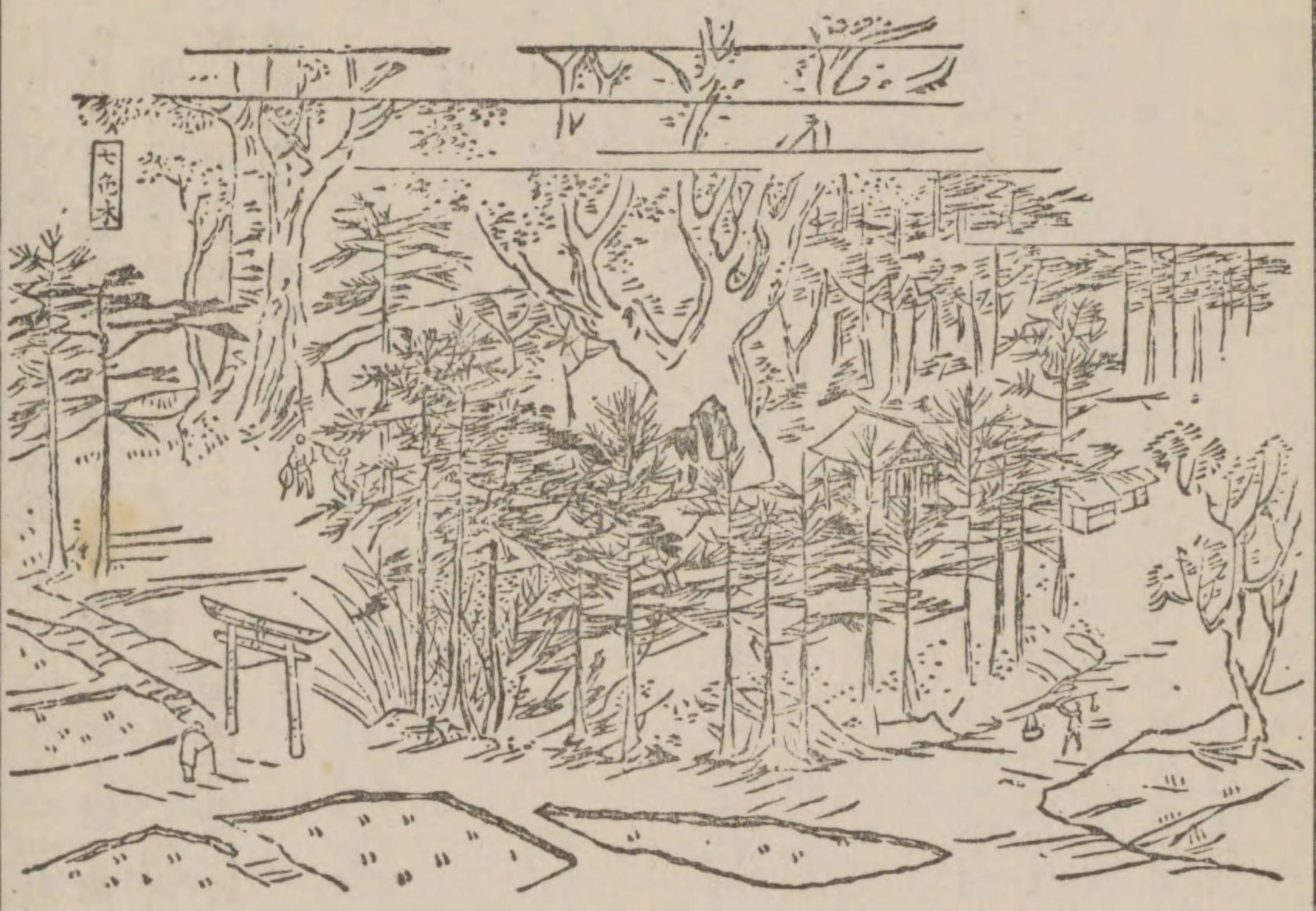

されど星霜久き事なれば慥に證すべきことなし境內に至德及寶德年中の碑あり此碑歷代の墳墓なりと云へども名も傳へず

天神社 是も同じ地にあり、下同じ、谷野坊の持、

稻荷社 村民持、下同、

寺院　觀音堂 北下谷村にあり、

藥師堂 同所

大行院 南下谷村にあり、本山修驗、葛飾郡幸手領不動院の配下、三島山觀音寺と號す、往古は上足立三十三郷を支配して年行事職たり、故に聖護院宮及び小田原北條家等、太田氏資其外の文書數通を藏せり、　三島社

觀音堂　地藏堂　稻荷社　天王社 此社は村持なり、　大行院所藏の文書 左にのす、されど始に載たるは當院のものにあらず、幸手不動院の配下大圓坊に與へしものなり、いかなる故に當院に藏せしや、其由緣はしらず、

武州中崎西之內自戶崎郷下之事、年行事職可申付之由仰事候、仍證狀如件、

永正十一年甲戌七月一日　尊能(花押)

大圓坊

武州上足立伊勢熊野先達衆分檀那職等之事、任當知行旨不可有相違趣被成奉書訖、宜被存知爰十玉坊號由緒違亂之條被相尋之處、於備上覽證文者不慥、萬一明白之文書於致出帶者、重而可被遂御糺明、然者如近年彌全領知可被抽奉公之忠功旨、聖護院御門跡所被仰出也、依執達如件、

天文廿貳年五月廿一日　法印(花押)

僧都(花押)

大行院

上足立卅三郷之事、伊勢熊野先達職衆分檀那等之儀不可有御別條之由、聖護院御奉書幷御奉行衆證文明白之上ハ、於評定正しく不可有相違候、恐々謹言、

弘治二年丙辰三月五日　美濃守資正(花押)

大行院

上足立卅三郷之事、伊勢熊野先達職衆分檀那等之儀不可有御別條之由、聖護院御奉書幷御奉行衆證文明白之上、於氏資も不可有相違候、恐々謹言、

永祿八年乙丑二月廿日　源五郎氏資(花押)

大行院

上足立三十三郷之伊勢熊野へ之先達職衆分檀那等之儀被相任由、聖護院御門跡御奉書幷兩奉行衆證文依明白、太田源五郎方證文被進置候哉、於拙夫も得其意候、猶 屋形へ可及御取成候、恐々謹言、

元龜三年壬申六月晦日　氏繁(花押)

大行院

(花押)

武州上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分檀那職等之事、如先々不可有相違趣、致成奉書訖、彌全領知可被抽奉公忠功之由、聖護院御門跡所被仰出也、依執達如件、

天正七年七月廿六日　法印(花押)

僧都(花押)

大行院

上足立卅餘郷伊勢熊野先達衆分檀那職之事、聖護院御門跡御證文之旨に可相任事尤無異儀候、幷太田一札披見畢、仍狀如件、

（虎朱印）
天正七年己卯八月六日　塀和伯耆守奉之

大行院

態一書進候、月輪院御奉公之者也共、殊に拙者奉公之者也共大行院庄に踞候山伏八、年始行と講役以下之事急度可申候、其上致入峰者も無添狀無合點走有間敷候、於何事も大行院可爲指引次第候、依當山入峰方御法度可爲肝要候、爲後日申入候、恐々謹言、

天正十年壬午六月十日　不動院 賴長（花押）

就三山御參詣之儀御存分通心得申候、當一國之儀を堅申合候、筋目向後不可有別儀候、如前々道者可被通置事肝要候、恐々謹言、

五月廿二日　直光（花押）

武州先達 大行院 御同宿中

猶以諸鄕境目等之儀、御無案內之事に候は、被任奉書之旨上下之儀、有樣に境目被相立候て可被遣候、

雖未申通候令啓達候、抑先年當御門跡御廻國之刻、大行院與玉林庵相論之儀被遂御糺明、上足立三十三鄕義被任先規、即大行院に被仰付候、下足立三十三鄕之儀ハ玉林庵へ被相究之趣、今雙方申分不相濟旨候、彼上下境目等儀、此方御無案內之儀に候間、有樣に御裁許所仰候、其迄申分於不相究者、爲此方可被加御成敗候、萬々御指南專用候、恐々謹言、

六月晦日　慶忠（花押）

御奉行衆　慶忠

其方抱之內、上足立三十三鄕之事、今度御續目御下知被遣候之條、他之押妨有之間敷候、上下之境目を所々守護え被申理可被相究候、其上互に境目之外へ違亂候者、可爲曲事由被仰出候、在所境目之儀此刻急度被申定申分無之樣に候而尤候、兎角在所出入之事、守護之御裁□□次第に候、上下三十三鄕宛從前之兩人拜領之地に候間、其段者紛候間敷候、恐々謹言、

七月廿七日　不動院 慶忠（花押）　杉□（花押）

大行院

珍札本望之至存候、抑上足立三十三鄕之儀、大行院年行事職被相抱候儀無其紛候、就其今度御續目之被成御奉書候、然大分に下足立之內迄違亂之由玉林庵申來候間、如何候哉之由大行院方へ尋遣候事候、然者大宮迄切候而上足立由候之條不及是非候、兎角郡內境目之儀者、所々守護幷御代官次第之事候間、有樣之段御裁許專用存候、三十三鄕之儀、無異儀大行院知行被申樣に御馳走所仰候、玉林庵持來候、下足立之內大行院押領之由追々申來候事候之條、一往尋遣候事候既以御印判境目相立候儀に候者、於向後彌不可有其儀候旨、此內大行院へも可被仰聞候、恐々謹言、

九月十二日　慶忠（花押）

細谷三河守殿 御返報

徳昌寺　中下谷にあり、新義眞言宗、下深井村壽命院の門徒、榮林山三光院と號す、古は徳性寺と書しが、いつのころよりか今の字に改めしと云、本尊不動を安置す、

太子堂

舊家　半兵衛　世々中下谷村の里正にて矢部を氏とす、祖先は岩槻の城主太田氏の家人にて、鴻巣七騎と唱へし、其一人なりと云のみにて、詳なることを傳へず、猶中丸村と合せみるべし、元和九年伊奈半十郎より與へし、新田開發の書付を藏せり、左にのす、

鴻巣內下谷新田

一當新田へ罷移り候者、諸役可爲不入候、但其所之堤井堀御普請之時ハ罷出御普請可仕事、
一田之儀發候事ハ無御年貢、貳年目より代官先當に御年貢相濟可申候、
　但野錢有之所ハ、其年ゟ一年も貳年も無年貢內野錢分可申事、
一畠之儀は貳年無年貢・三年目ゟ所にゟ少々御年貢納可申事、
一他所ゟ參候牢人之儀、地頭主人と申分有之者ハかたく停止申事、付無申分者何本と、も取可申事、
一たねかしの義ハ何ほども利なしにかし可申事、
右旨少も相違有間敷候間、望之方ハ相移田地可致開發者也、仍如件、

元和九亥三月五日　伊半十印

下谷新田 理左衛門 彌藏

小左衛門　世々北下谷村の里正なり、是も矢部を氏とす、慶長寛永の水帳を藏せり、其內寛永の水帳に足立郡下谷村小左衛門分とあり、これ小左衛門が先祖の新開せしなるべし、此矢部氏も昔岩槻太田氏の家人なりしよし傳ふれば、前村半兵衛が一族なりしならん、

新編武藏風土記稿卷之百四十八終

新編武藏風土記稿卷之百四十九

足立郡之十五　鴻巣領

○上中丸村　上中丸村は深井庄に屬せり、江戸より行程十一里、當村上下に分れし年代を傳へず、然のみならず、兩村の土地犬牙して四方の廣狹四隣の境界も分ちては云難ければ、姑く合せて云に東西も南北も十三町許、東は別所・花野木・上加納の三村に隣り、南は下加納村に續き西は中山道を隔て下石戸下村に界ひ、北は本宿・山中・古市場・東間の四村に接せり、民戸上分の方は五十五、天水の地にて旱損あり、往古は岩槻城主太田氏の領分なりしが、御打入の後御料所に屬し、元祿年中日下部伊織に給り、同十一年其家より分地して今も子孫日下部權左衛門・同金三郎が知る所なり、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、下の常光村の傳へによれば、慶長十七年に同人糺せし由いへば、此も同じかるべし、

高札場 村の中程にあり、

小名　權現山　畔林　大しも　精進場　奥かいど

神社　氷川社 村の鎭守なり、　別當　慈眼寺 新義眞言宗、下深井村壽命院門徒、本尊十一面觀音なり、

稻荷社 慈眼寺持

神明社 三宇

稻荷社 十社稻荷と號す、

藏王社

道祖神社 以上六社とも村民の持、

寺院　遍照寺 新義眞言宗、是も壽明院門徒、愛宕山と號す、本尊地藏を安ず、　地藏堂

藥師堂

太子堂

觀音堂 以上三ヶ所とも村民持、

地藏堂 土人は蝦堂と唱ふ、相傳ふ往古村内の蓮沼にして、村民蝦を漁れり、其網にかゝりて上りしかば、草堂を營み安ぜし像なりと、この側に老松ありて蝦堂松と唱ふと云ふ、

○下中丸村　下中丸村は、家數五十、こゝも元祿年中日下部伊織・多門某の二人に賜はり、今子孫日下部權左衛門・多門銈之丞に至れり、此村の西北に中山道の往還かゝれり、道幅四間、

高札場二ヶ所 一は村の西、一は村の巽にあり、

小名　半在家　精進場　下藥師　善光塚　四石　殿谷

神社　氷川社 村の鎭守にて上村の氷川社をうつせしなりと云、安養院持、

諏訪社

稻荷社 以上二社共に村民の持、

太田社 里正幸左衛門が宅地にあり、相傳ふ彼れが祖先は岩槻太田氏の臣にて、天正十八年沒落の後當所に土着し、太田氏の靈を祭りし社と云、土俗をたい權現と唱ふ、今は廢して未だ再建に及ばず、

寺院　安養院 新義眞言宗、下深井村壽命院末、瑠璃山と號す、本尊歡喜天は秘して見ることを得ず、前に觀音を置り、開基は村民幸左衛門が祖先とのみ傳へて、其名は失ひたれど、境内に石碑二基あり、一は表面に善德院殿賢翁淨國居士永祿七甲子七月十四日、又安養院殿蘭室妙見大姉天正十年七月廿四日とえりて、左に小池長門守久宗右に加藤安藝守娘と彫たり、一は表に明雲院殿月菴宗安居士慶長四年己亥八月四日、脇に加藤修理亮宗安とみゆ、二基ともに近き比村民幸左衛門が分家、源右衛門再造せりと云、彼長門守修理亮二人ともに太田氏の臣なりと云按に當院の號は長門守久宗が室の法名なれば、彼室當院を開基せしにや、幸左衛門は小池氏なりしが、故有て母方加藤氏に改たるよし傳れば、修理亮宗安は小池長門守久宗が子にて、幸左衛門が祖先なりし成べし、

雲性寺 天台宗、坂田村蓮華院の門徒、本尊大日を安ぜり、　熊野社

舊家　幸左衛門 加藤氏なり、先祖は小池長門守が二男加藤修理亮宗安なる由、長門守は岩槻城主太田氏の臣なりしが、彼家沒落の後長男は鴻巣宿に土着す、今の小池三太夫の祖先なり、二男は當所に住し、故有て外戚加藤氏をもて此家の氏とせり、則鴻巣七騎の一なりと、されど近來殊に零落し、家系及所藏の記錄を失ひ、今は朝夕の烟さへかすかに立るさまなれば、總てのことしるべからず、

○上加納村（カミカナフ）　○下加納村　加納村は、深井庄に屬す、江戸よりの行程十里餘、當村も上下うち交たる地にて、其境界もとより辨じがたし、兩村合して東西十七町餘、南北十三町餘、東は五町臺・舍人新田の二村に隣り、南は坂田村にして、西は下石戸・上下中丸の三村に接し、北は花野木・篠津の二村に及べり、家數は上加納分八十軒餘、下加納分五十軒餘、水旱共に患あり、御打入の後御料所なりしが元祿十一年上分の地を多門某に賜はり、今多門銈之丞が知る所なり、下分の地は二分して數原通玄が祖先に賜ひしより今も替らず、これ元祿年間のことなるべしと云、殘りし地は明和年中松平大和守に賜はりしより全く上下とも私領となれり、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、其頃の水帳に武州足立郡鴻巣之内下加納村とあれば、上下並び唱へしはこれより前のことなるべし、村内に一條の往來あり、鴻巣宿より岩槻への街道にして、上中丸

村より入坂田村に達せり、村に係ること凡十三町、又東方五町臺・篠津二村を隔てゝ元荒川の傍に當村の飛地あり、川邊と唱へり、

高札場三ケ所一所は上分にあり、二所は下分にあり、

小名　笹原　彌次郎　堀ノ内　本村　藏しき　いり山　稲荷新田以上上分にあり、　ほつきり一に曾我殿と云、この處に長吏十一軒あり、

市場以上下分にあり、　小堤

神社　氷川社上下二村の鎭守にして、上分にあり、村内光照寺持、

第六天社村民の持、上分にあり、下同じ、

天王社是も村民の持、

天滿宮光照寺の持、

第六天社下分にあり、村民の持、

寺院　光照寺上分にあり、下同じ、新義眞言宗、下深井村壽命院末、花林山阿彌陀院と號す、開山性圓寂年を傳へず、本尊には不動を安置なせり、　鐘樓鐘は元文二年の鑄造なり、　阿彌陀堂　觀音堂

東光堂新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺門徒、氷川山と號、本尊藥師、　觀音堂正觀音なり、

醫王寺下分にあり、前と同寺の門徒なり、東林山藥師院と號、こゝも藥師を本尊とせり、　藥師堂

舊家　勘太夫本木氏にて下分の名主なり、祖先は岩槻太田氏の旗下鴻巣七騎の一なりと云　又上分に茂七といへるあり、この家の分れにてこれも鴻巣七騎の一なりと云されど、二氏ともに家系を失ひたれば詳ならず、この家の宅地に天王社勢至堂あり、茂七が宅地にも觀音堂あり、

○坂田村　坂田村は、江戸より行程十里、東西十一町餘、南北五町、東は小針領家村、南は上村、西は桶川宿、北は上下の加納村及び舍人新田等に境へり、民家凡八十軒、往古は岩槻太田氏の領地なり、御入國以來御料所なりしが、正保三年諸星氏に賜はりしより、今諸星傳右衛門知行す、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、當村西の方中山道にかゝれる所纔に二三間あり、又北の方より南へ貫て岩槻道あり、村に係ること九町餘なり、

高札場名主の宅前にあり、

小名　稲荷久保　護摩堂谷　天神分　そねの下　下たくね　柳下　なかつさい　しやくし　長島

神社　氷川社當村の鎭守にして、醫王院の持、　稲荷社

八幡社持上に同じ、　疱瘡神社

寺院　醫王院新義眞言宗、倉田村明星院末、瑠璃山延命寺と號す、本尊藥師の坐像腹籠りの藥師、像は弘法大師の作と云、秘して見ることを許さず、本堂の前に周廻一丈餘の樫の木あり、　稲荷社

蓮花院天台宗、行人派江戸音羽町普門院配下、金花山護摩寺と號す、境内に文明中の古碑あり、舍人新田は元當寺の沼にして、護摩堂沼と號せしを、元和年中村民舍人なるもの埋て新田に取建たるよし、今も舍人新田護摩堂と云小名あり、なほそこにも辨ぜり、土人はこまん堂と云、　稲荷社

本覺院本山修驗、南下谷村大行院配下、齋藤山と號す、寛永年中比企郡より當所へ移り、其比除地を賜はりしと、齋藤山と云は恐らく齋藤氏なるもの修驗となりしものならん、　稲荷社　八幡社　若宮

太田明神社

閻魔堂村民の持、下並に同じ、

觀音堂

地藏堂二宇

○舍人(トネリ)新田　舍人新田は古は坂田村護摩堂寺の沼にして護摩堂沼と稱せしを、元和年中加納村の民舍人といへるもの開發して新田となせり、故にかく名付しと、江戸よりの行程十一里なり、東西十一町餘、南北六町程、土地尤低く、四隣の惡水落來る故に、村の境に堤を築て水患の備となせり、東は小針領家村、南は坂田村、西は上下加納村、北は五町臺村に接せり、民戸十軒餘、御入國以來御料所なりしが、正德年中秋元但馬守采邑となり、今も左衛門佐領せり、檢地は上に同じ、

高札場西よりにあり、

小名　護摩堂水田をなべて云、今多く南よりを云り、古は護摩堂沼とて上に云ごとく沼なりしが、開發の後今も其名殘る、　上耕地　下耕地　高谷

山川　赤堀川鴻巣領廿四ケ村の惡水落なり、下加納村より入、小針領家村へ落つ、川幅五間許り、

神社　熊野社村の鎭守なり、上加納村光照寺持、

寺院　燈明寺新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺の門徒、若宮山と號せり、　阿彌陀堂坂田村本覺寺持、

○五町臺村　五町臺村は鴻巣鄕深井庄に屬す、江戸より行程前村に同じ、村の四境東は赤堀川を隔て埼玉郡高虫村に隣り、南は舍人新田にて、西南は上下加納の二村に接し、西は篠津村に界ひ、北は元荒川を隔て埼玉郡柏間村なり、東西への亘り十二丁許、南北三丁餘、家數三十三、天水を仰で水田を耕とも動もすれば水患あり、御打入より御料所なりしが、元祿十一年酒井式部に賜はり、今も子孫但馬守が知る所なり、檢地は寛永六年伊奈半十郎改む、

高札場村の北にあり、

小名　新田　上八手(ウハテ)

山川　元荒川村の北を流る、川幅十五間、中流を埼玉郡の界とす、

赤堀川　村の東にあり、元荒川の分流にして綾瀬川の水源なり、川幅三間、元祿二年水除の堤を築けり、この川も中央を埼玉郡の界とせり、

神社　稲荷社　村の鎮守なり、村民持、社傍に別當なりとて神光菴といへるあり、阿彌陀を置、

○篠津村（シノツ）　篠津村は江戸よりの行程前村に同じ、東は五町臺村に隣り、南は上下加納の二村に界ひ、西は花野木村にて、北は上下常光の二村に接せり、東西十五町、南北十四町許、家數十二軒、水損多し、當所も御打入の後御料所なりしが、正德二年秋元但馬守に賜り、今も子孫左衛門佐が知る所なり、檢地は寛永六年時の御代官會田七左衛門糺せり、

高札場　村の中程より少しく東によれり、

小名　沼田　下町

山川　沼　村の西にあり、篠津沼と唱ふ、反別凡十町、當村及び花野木・上加納二村入會の持、

神社　姫宮社　當社は【延喜式】內多氣比賣神社にて、祭神は豐蘆建姫命なり、神體は女體にて十二單衣冠の坐像、本社の前に幣殿拜殿側に椎の大木二株あり、往古は一樹なりと云、何の頃にや枯て其朽たる根際二樹合して生ぜり、根の圍み二株合して二丈餘、又一樹は周徑一丈六尺餘、何れも古木にて神木とす、金剛寺の持、　末社

稲荷社　三峰社

寺院　金剛寺　新義眞言宗、瀧馬室村常照寺門徒、本尊不動を安置せり、

地藏堂　村民の持、

○花野木村　花野木村は鄕庄の唱を傳へず、村名の起りを尋るに、古へ右大將賴朝郡中此領に屬せる別所村無量壽院草創ありし頃、この地及び隣村の地を香花の料に附せられしより、當村を花野木と號し、隣村を常香と唱へ始しに、香の字はいつの頃か改て光に作れりと、されどこの說外に證なければ信じがたし、倘別所・常光の二村合せ見るべし、江戸より行程前村に同じ、東は篠津村に隣り、南は上加納・上中丸の二村に界ひ、西も上中丸村及び別所村に續き、北は上下常光寺に接せり、東西十一町程、南北四町餘、家數十三軒、天水の地にて水旱共に患あり、御入國の後正保の頃は伊奈半十郎の御代官所なりしが、元祿十年前田半右衛門・岡善太郎の二人に賜はり、今も子孫前田半右衛門・岡善太郎が知る所にして、檢地は寛永六年御代官會田七左衛門糺せり、

高札場二ケ所　一は村の東、一は村の南にあり、

小名　殿山　原　上は手

山川　沼　村の東にあり、篠津沼と唱ふ、前村の沼の條見合すべし、

神社　稲荷社　村の鎮守にて本地佛如意輪觀音を安ず、高藏寺の持、

寺院　高藏寺　新義眞言宗、下深井村壽命院門徒、花木山阿彌陀院と號す、當寺は隣村上加納村光照寺の隱寮に造立し、後いづれの頃か一寺となれりと、本尊彌陀を安ず、

○上常光村（カミジヤウクワウ）　○下常光村　常光村は古は常香と書しを、いつの頃よりか今の字に改めしことは花野木村の條にいふ、江戸よりの行程も前村に同じ、上下の地犬牙して分ち難し、東西五町餘、南北十八町許、東は元荒川を隔て埼玉郡柏間村に隣り、巽は篠津・下加納の二村にして、南は別所・山中の二村に境ひ、西は中下谷・南下谷の二村に接し、北は中曾根村なり、家數上ノ分七十七、下ノ分三十餘、御打入の御料所なりしが、元祿八年上分の地は江戸千駄木世尊院の領となり、餘は翌年藤堂氏に賜ひ、今も主馬が領する所なり、下分の地は享保年中松平大和守・戸田備前守・上田犀之助・小林新三郎等が先祖に賜れり、檢地は慶長十七年・寛永六年の二度に伊奈氏糺せり、寛永六年の水帳に武州足立郡鴻巣內常光村とあり、正保の頃のものには既に上下に分ち記したれば、二村となりしは寛永の後正保の前のことなるべし、又笠原堰・宮地堰及び柏間村の堰より元荒川を引て、田間の用水となせり、

高札場三ケ所　二ケ所は上の分にあり、一ケ所は下の分にあり、

小名　大袋　榎戸　下川邊　蓮沼　矢島　高谷新田

迎島　馬こし　あらい畑

山川　元荒川　北より東へ亙りて流る、此川の中流を郡の界とす、村內に係ること三十丁餘川幅十六七間有、

橋梁　土橋　元荒川に架す、これ菖蒲道なり、近邊十三ケ村にて修理す、早利（ハヤキヽ）橋と名く、長十二間許、

神社　氷川社　村の鎮守なり、社內に寛永二年の棟札をかく、其文に本願主大旦那河野五郎左衛門・同七郎兵衛・同庄右衛門云云、末に永祿十二己巳年迄百廿六年に至るとあり、是をもて推せば文安元年に及べり、さあらんには舊き勸請なること知べけれど、外に證とすべきものはなし、西福寺の持なり、　末社　天王社　辨天社　これも西福寺持、

寺院　西福寺　新義眞言宗、下深井村壽命院門徒、安養山惟心院と號す、古は阿彌陀山と號すと云、開山秀快貞享十一年示寂、本尊阿彌陀立像行基の作と云、　阿彌陀堂　愛宕社

文殊院　下分の地にあり、本寺上に同じ、清凉山大智寺と號す、開山傳雄寂年は傳へず、本尊文殊を安置せり、

地藏堂　外に觀音一軀を安ぜり、元村內駒形と云所にありしを、いつのころよりかこゝに移せりと云、　藥師堂　藥師は秘佛なり、

常光院　本山修驗、南下谷村大行院配下、

舊家　七兵衛　河野氏なり、隅切角の內に三の字を紋とす、代々上分の名主を勤む、先祖は五郎左衛門といひ、

慶長の頃よりこゝに土着せしと、古は岩槻太田氏の旗下にて、鴻巣七騎の内河野和泉守が裔なりと、五郎左衛門は其子にや、村内氷川社の棟札に河野五郎左衛門の名見えたり、河野氏の來由を書しものを傳へり、何人の書なりや詳ならず、其文面は古色なれど、採用益無れば漏しぬ、

○別所村　別所村は岡部六彌太忠澄郡内に別所と唱ふる村を六所に置き、當村は其一なる由土人の口碑に殘れり、又當村無量壽院に阿彌陀を安置し、彼寺は右大將頼朝の建立と、然るに郡内大谷領に係れる別所村にも、西光山長福寺無量壽院といへるありて、そこにも彌陀を安じ、こゝは相傳へて岡部忠澄が建立と云、今按に郡内別所といへる名五ヶ所ありて、忠澄のことを附會せるは彼しこのみなり、固より別所といへる名舊くよりあるのみならず、他國に於てもまゝある地名なれば、させる所謂もなきことにや、今よりは考ふべからず、又村内名主源七が藏する天正五年の文書あり、左の如し、

追而書なし

不作之所從當年五年荒對に相定之間、何も精を入開發可有候、無申迄候得共、近年之開に不待合樣に被致之肝要候、依狀如件、

天正五年丁丑三月十一日　助次郎(花押)

鴻巣別所村百姓中

江戸よりの行程前村に同じ、東西十一町許、南北六七丁、東は上常光村にて、南は花野木・上中丸の二村に隣り、西は古市場村に接し、北は南中北の下谷三村に堺へり、民戸三十餘、用水は宮地堰より分て田間に沃けり、相傳ふ鎌倉將軍の頃は、近村すべて無量壽院の領に附せられ、當村も其内なりし由、元は岩槻太田氏の領地なりしが、御打入の後御料所となり、正保の頃もしかなり、元祿四年其内を裂て横田彥五郎に給はり、殘る地は猶御料の地なりしを、同六年阿部甚五郎に賜はりしより、今も子孫阿部甚三郎横田甚藏が知る所にして、檢地は寛永六年伊奈半十郎紀せりと云、

高札場二ヶ所ともに中央にあり、

小名　入山　鯉沼東方水田の間を呼べり、沼には非ず、其田間に古へ隣村下谷村熊野社の一の鳥居ありし跡なりとて五坪ばかりの芝地あり、此芝地に手をふるれば必祟りありと云へり、　西方　開戸以上二ヶ所は往昔無量壽院の坊中、西方坊・開戸坊の地なりしといふ、

寺院　無量壽院新義眞言宗、下深井村壽命院末、大雲山大佛寺と號す、當寺及川田谷村泉福寺埼玉郡栢間村光福寺は、右大將頼朝草創の地にして、三寺ともに同時に建立ありし由、今も三大御堂と唱ふといへど、彼の二ヶ寺に此ことを傳へざれば疑べし、猶境内阿彌陀堂の條に辨ぜり、本尊には不動毘沙門を並べ置けり、本堂は文化四年回祿に罹て今假に小堂を建たり、大門の通り路幅五間、長さ百間許、左右に老杉繁茂して、いかにも舊地と見えたり、古は坊中六宇ありしが、今はなし、村内源八が藏せる慶安三年當寺住僧の書し訴詔狀に、六坊の内三坊は退轉して、三坊は存せる由見ゆれば、其頃までは三宇殘りしとみえたり、今は其舊地さへ纔に上にいふ二ヶ所の小名のみ殘れり、古より此六坊の勤として年々正月十二日、神願文とて大門入口左右の老杉へしめ繩を引き、中に神符の札を付てこれを掛け、經を讀誦して國家安全の祈禱をなせしと云、今は寺にてこれをおこなへり、

無量壽院境內圖

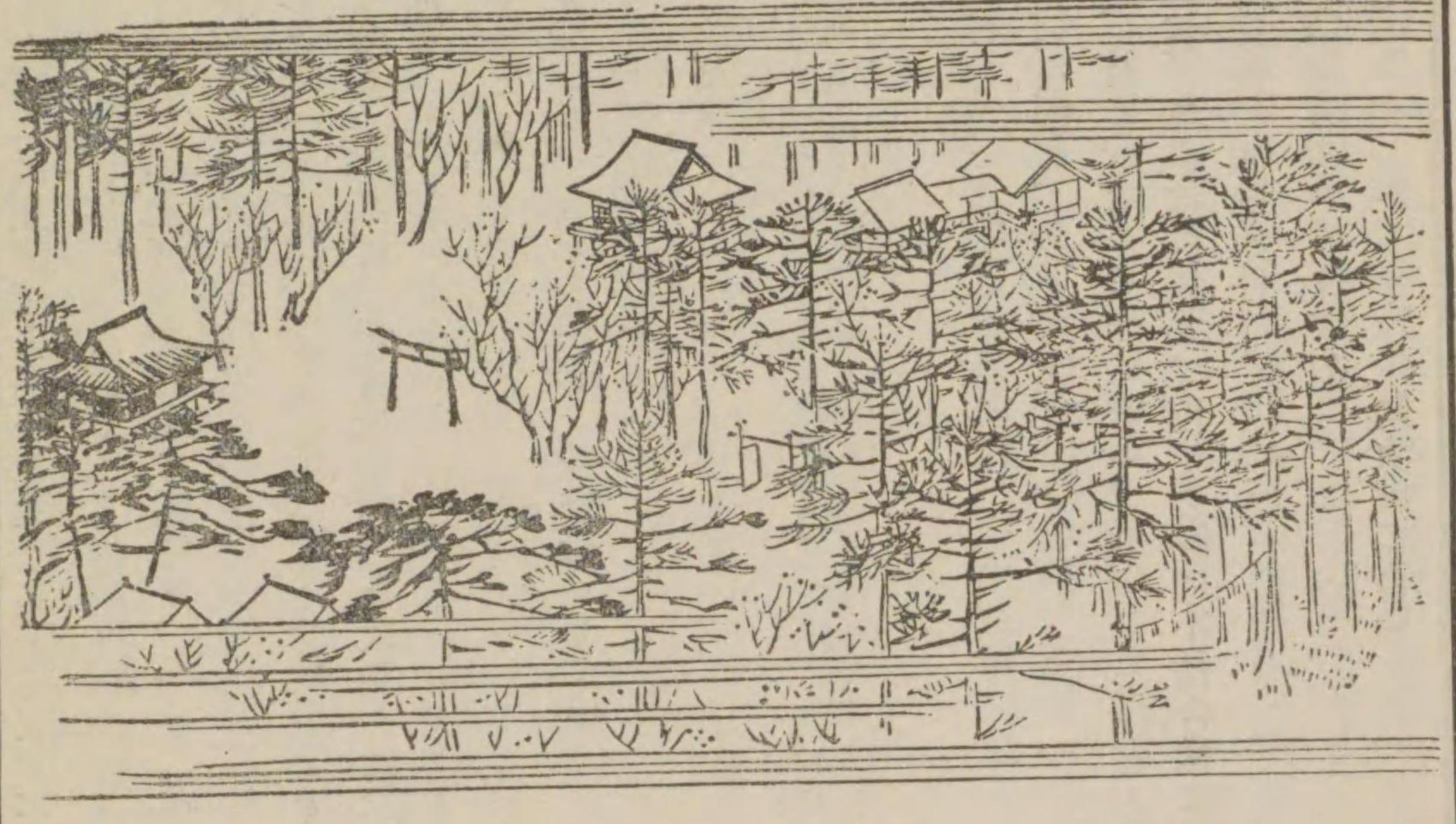

鐘樓　鐘は寛永五年當寺廿五世戒忍の代に鑄造せしを、寶暦五年十一月三十五世慶雄鑄なをせしと、

阿彌陀堂　大門を入て正面にあり、これ右大將頼朝建立の堂にて大堂と號す、古の堂は燒失して萬治年中再建ありしが、これも文化四年燒失せしにより、又再建すと、本尊彌陀行基の作なるよし、往古は無量壽院の本堂なりしが、いつの頃にや脇立の不動毘沙門の兩像を遷し、おのづから本堂は別に成しものならんと云、

白山䄇理社　大堂に向て右にあり、當村の總鎭守なり、

稻荷社　天王社

法乘坊　新義眞言宗、瀧馬室村常照寺末、　稻荷社

地藏堂　無量壽院持、

○中曾根村　中曾根村は江戸より行程十二里なり、東西六丁、南北三丁ばかり、東は深井村の飛地及び上下谷村に隣り、南は上中下の下谷村に境ひ、西は上谷村及び下上谷村の二村にして、北もまた上谷村に接せり、戸數二

十餘、田間の用水は笠原堰より分ち沃けり、又東方下宮內・上常光二村の間に纔の飛地あり、當村御入國の後御料なりしが、寶永二年大河內金兵衞に賜はり、今も子孫金之丞が知る所なり、夫より前米倉丹後守が領地となりしことありしと云へど、元祿二年御代官細井九左衞門・鈴木三太夫檢地せしと傳れば、米倉氏の領知となりしは元祿前のことなるべし、

高札場 中央より東の方にあり、

小名　ふつはり　谷田　戸崎　外砂場　くす山

山川　元荒川 東の方飛地の方にかゝる、川幅十六間ほど、

神社　氷川院 華藏院持　稻荷社

寺院　華藏院 新義眞言宗、下深井村壽命院末、愛宕山光明寺と號せり、　天滿宮

觀音堂 村持

○上生出塚村(カミナイネツカ) 附新田　○下生出塚村　生出塚村は江戸よりの行程前村に同じ、上下及び新田の地悉く犬牙してわかちがたし、故に合せてこゝにいふ、東西十二町餘、南北は九町に餘れり、東は上谷村・上下深井村の三村に隣り、南は上谷新田にして、西は鴻巣宿の內宮地に境ひ、北も鴻巣の內小名三谷に接せり、すべて水患ありと云、前と同く御料なりしが享保六年上の地を今の地頭上田犀之助が先祖に賜れり、其頃下の地も細田源五兵衞が先祖丹波守に賜れり、又新田も同じ頃小林新左衞門に賜はり今子孫新三郎知行す、家數上ノ分二十餘、下ノ分二十、新田の分七軒なり、正保國圖には生出塚村とのみ記し、元祿圖には上下を分ち記したれば、この以前分村せしことしらる、其後享保年中亦上の地の內より新田を分ちしと云、檢地詳ならず、下生出塚は享保十二年筧播磨守糺せりといへば皆同時なるべし、されど土人は傳へず、三村ともに鴻巣宮地堰を引て用水となせり、

高札場二ケ所 上は中央にあり、下は艮にあり、

小名　兎山　坊山　新屋敷　谷下(ヤタリ)　ほい　釜田　根堤 以上上生出塚村　八反田　堂前　天神前 以上下生出塚村なり、

神社　天滿宮 上生出塚にあり、上下の鎭守なり、

稻荷社 下分の鎭守、村持、下同じ、

辨天社

寺院　根生寺 上にあり、下深井村壽命院末、天林山と號せり、　觀音堂

舊家　源右衞門 深井氏にて先祖は深井對馬守と云、岩槻太田氏に屬せしが、沒落の後深井村に來り住居し、御入國以後鴻巢の內宮地に屋舖を賜はりしと、今も深井勘右衞門とて宮地に殘れり、此源右衞門は則其分家なり、故に家系事跡勘右衞門の條に委し合せ見るべし、今源右衞門は野廻り役を勤めて月俸二口を給ふ、文書三通を藏せり、左に、

深井自分はやし候竹木之事、御隱居樣如御證文一切不可伐、但自分之林候間自然自分之用所可伐事ハ無相違候、他人に一本成共遣候者可爲重科候、仍如件、

戊子八月十四日(朱印)

藤左衞門尉奉之

深井對馬殿

同藤右衞門殿

深井藤右衞門へ勘定

一此度みしま面にて高名、冑てき壹人うち取候事、其ひるゐなく候、

うちまさ

深井藤右衞門へ參

深井植立候山共之儀預置候、殊數通之證文與云、每年栗之實を取苗木殖立御用立之候間、少も橫合有間敷候、誰成共枝を一本至于折取相搦急度可申上者也、仍如件、

己丑八月十六日(朱印)

深井對馬守殿

同藤右衞門殿

新編武藏風土記稿卷之百四十九終

新編武藏風土記稿卷之百五十

足立郡之十六　忍領

○箕田村　箕田鄕は名にも唱へて廣き地名なり、其內當村は其名の由て起れる本鄕なるべし、按に武藏守源仕は當所に住してより、箕田を名乘りし由、【諸家系圖】渡邊家譜に載せ、及び村內八幡社の禰宜が藏する箕田系圖にもいへり、これ等にても古き地名なること知らる、仕のことは下に記せり、又箕田の地名古記に見えたるは、仁治元年平經時武州箕田の地を割て、鎌倉佐介谷蓮華寺三寶の供に備へし由、【本朝高僧傳】相州光明寺良忠の傳に載せたり、蓮華寺は則光明寺の舊號なりと云、又鎌倉極樂寺寄附狀の內にも出たり、其文に、

御寄進于極樂寺新宮社、武藏國足立郡箕田鄕內 岩佐七郎知行地事、任被仰下之旨、金井八郎相共莅彼知行分、所奉打渡百貫文地今富西方村於當寺僧道戒上人御房之狀如件、

建武二年二月十四日

右馬允政季（花押）

其後康正の頃上杉民部大輔道昌、箕田鄕の內河連村を鶴岡八幡社領に寄進せしことは、既に川面村の條に記せり、又比企郡八ツ林村の民道祖土氏の藏する天正十二年の文書に、箕田鄕の名見えたり、其文左に載す、

去年未歲大普請人足一人無御用に付而不被召仕候、箕田鄕堤爲水堰被仰付間、來十九日鍬箕所持箕田鄕へ集、廿日より廿九日まで十日奉行如申普請可致候、朝者天明者則出、日之入與切而可致之、致遲々罷出者ハ、爲闕如一日遲參五日可被召仕、是ハ惣國之法候間、存其旨各普請可致樣に早天より可致之者也、

仍如件、

天正十二年歟
甲申二月八日

八林道祖工圖書分百姓中

かく古へより此鄕名諸記に著て廣く數村にわたりし地なれば、今も此鄕名を冠る村當村を初として十七村に及べり、江戶より十三里の行程にて、東は市繩・寺谷・八幡田の三村に續き、南は鴻巣宿及び宮前・登戶・糠田の三村に隣り、西は小谷村・中井村にて、北は三ツ木・川面の二村と元荒川を限りて埼玉郡野村に界へり、東西三十二町、南北は十四五町に過ず、民戶百九十六軒、元荒川の水を引て水田を耕植す、御打入の後は左中將忠吉卿薩摩守殿御事の御領知にして、正保の頃は阿部豐後守が領分なりしことものに見え、これより引續き豐後守が家にて領せしに、元祿十三年上りて御料所となり、同き十五年の頃今の地頭大岡主膳正・同き勇三郎・梶川牛左衞門・松波平右衞門・數原玄仲・牛奧鉄太郎等の家に賜はれり、其餘荒川の邊に當村の飛地あり、こゝは御料所なり、檢地は文祿年中改めしゟ慶長寬永の頃も糺しありしと云、其後しばしば新開の地を檢せしことあり、村の中央に中山道の往還貫り、道幅四間、此街道古へは村の西の方を通せしを、後こゝに移せしと、今も猶村の西に中山道の古道と呼ぶ小徑あり、又中山道往還の內に一條の岐路あり、是を行田道と唱へて、上州舘林或は日光への往還なり、

高札場六ケ所

小名　追分　中山道往還の內にて行田道に分るゝ所を云、　射貫　こゝに少しの藪あり、傳へ云古へ雹降し時源賴義此藪の竹をとり、鳴弦せしかば雹急ち止ぬ、故に射貫の名ありと、因て今も村內滿願寺より雹除の守を出すと云、或は賴義の臣若林某入滅せし地なりとも云り、とにかく定かなることにはあらん、土人此藪の篠をきれば、極めて祟ありとて手を觸るゝことなし、　下町　中山道の往還にて長吏廿四軒住めり、戶毎に菅草履を造りて行客に商ふ、是を箕田草履と呼て、土地の產物とす、この穢多町の內に一里塚あり、　二本木　こゝも穢多町の內なり、白山權現の社あり、文明年中造立の社なりと云傳ふ、傍に古杉一株あり、又少しく離れて古杉なり、これを駒繫の杉と唱ふ、傳へ云古へ賴義此樹に乘馬を繫きしことありしゆへ此名ありと、この二本の古杉あるを以てこゝを二本木と唱ふなり、　御神道　中道　觀音新田　道永　新田

山川　元荒川　北の方郡界を流る、川幅十四五間なり、

荒川　飛地の方に係れり、幅五十間、

神社　氷川社　村の鎭守なり、社の後に古塚あり、高さ六七尺幅十二三間、往年土人此塚を穿ちしに、古鏡太刀などの朽腐せしものを得たり、これ古へ貴人を葬埋せし古墳なるべしといへり、村持、　末社　諏訪社　稻荷社

八幡社　當社は渡邊源五綱を祀りしゆへ綱八幡と唱ふと、又綱の守本尊を八幡に祀りし故なりとも云、又禰宜加藤出雲が藏する文祿四年記せし箕田系圖には、永延二年七月十五日源五綱當社並に諏訪上下明神を箕田鄕に勸請すと載たり、何れか實を得たるにや詳ならず、社邊に屋敷跡と云所あり、是を六孫王經基の陣所とも賴義の陣所なりとも云、又箕田武藏守源仕が居跡なりとも稱せり、今按に仕は大納言昇の子にして、從五位下に任し箕田武藏守と稱し、其子箕田源次充は武藏守經基の臣となり、充の子源五綱も當社に住して箕田を名乘しが、後賴光に仕へて攝州渡邊に移りしより、渡邊を氏とせし由前の系圖及武家評林等に載たれば、當所を仕か居跡と云こと其ゆへなしとせず、又經基賴義等の陣所と云は、正しき據なけれど皆武藏守に任じたる人なれば、古によりてこゝを陣所となせしも知るべからず、されど今專ら此社邊のみを、其跡なりとするは誤なるべし、廣く近鄕にわたりたる構なりしならん、　別當　長榮寺　辨財山と號す、新義眞言宗、村內龍珠院の門徒なり、本尊不動を安置す、　辨天社　天滿宮　禰宜　加藤出雲　家に文祿四年記せし箕田系圖一卷を持傳ふれど、已は箕田の子孫と云にはあらず、こは綱八幡と號するより、古書に據て作りたる系圖なるべし、記す所大抵諸家大系圖武家評林等に相似たり、

天王社　村民持、下同、

日ノ神社

淺間社　小高き丘上にあり、上淺間下淺間とて二社建り、龍泉寺持、

稻荷社五宇　一は村民持、一は平等寺、一は滿願寺、一は大寶寺、一は東光院の持なり、

諏訪社　前に出せる箕田系圖に、永延二年綱が勸請せし由を載たれば古き社なり、長榮寺持、

瀧宮　又瀧佛とも唱ふ、社はなく古碑二枚立り、一は文永七年とかすかに見え、其餘は漫滅して讀べからず、龍宮と稱するゆへんも詳ならず、

寺院　龍珠院　新義眞言宗、大和國小池坊の末にて三十六ケ寺の本寺なり、自在山龍昌寺と號す、寺領五石の御朱印は天正十九年十一月賜ふ所なり、此御朱印の文に龍昌寺へ寄進すとあれば、古は寺號をもて行はれしと見ゆ、開山を光範と云、寂年を失へり、本尊は不動を安置せり、　寺寶　龍ノ玉一顆　此玉あるゆへ、龍

珠院と號すといへども、其傳來定かならず、形は寶珠のごとくにて高さ三寸程あり、これ眞言宗にて用ゆる金剛寶珠の類なるべし、　劍一振無銘なり、三條小鍛冶宗近の作なりと云傳ふ、　鐘樓寶永四年鑄造の鐘をかく、

滿願寺　新義眞言宗、龍珠院の末なり、若林山明王寺と號す、寺領五石の御朱印は龍珠院と同年に賜ふ、本尊不動を置り、什寶に椀のかけ損じたるものあり、賴義が用ひし膳具なりと云、全く僞物なるべけれど、眞として珍藏すれば、しばらく記しをきぬ、

大御堂　本尊三尊の彌陀を安ず、相傳ふ往昔源經基武藏の國司として當所に住せし頃、此像を歸依の餘り、無量壽堂を營んとて、其地をトせんとして城外に出て北に向ひ、矢を發ちて其落る地を驗しに堂宇を造立する者是なり、其後賴義奥州下向の時も此像に祈誓して、感應ありしより再び造營すと云、一說に當所は賴義の舊跡にて、奥州下向の砌初て此堂を造立せしと、又云さにはあらず、賴義の臣若林某の住せし地なりと、共に口碑に傳ふるのみにて證とすることなし、かゝる舊地の堂なれば、古へ供僧もよほど多かりし由、今も除地のみ存して廢寺となれるもの八ヶ坊、及び現存のものに寺あり、左の如し、

龍泉坊今村內にあり別に出す、　大門坊今隣村八幡田村にあり、　持寶坊　東林坊　清月坊　專住坊　觀音寺　角藏坊　圖能坊　金藏坊以上は八坊の除地は今當寺にて預れり、　天滿宮　鐘樓鐘は享保十年鑄しものなり、

寶持寺　禪宗曹洞派、比企郡市の川村永福寺の末、曹傳山美源院と號す、寺領五石の御朱印は慶安年中賜はれり、開山鑿芸玄臣享祿年中當寺を草創して、天文元年八月示寂す、開基の位牌二基あり、寶持院金峯道剛大禪門曹寶玉室大禪尼とあり、寺號もこの法號にとりて名付しこと知らる、寶持院は俗稱を小宮山禪正と稱す、曹寶院は其妻女なるべし、今按るに成田家分限帳に小宮山禪正介忠孝永樂二百貫文を所務せしよしを載す、即ち此人なるべし、又郡中赤山領戸塚村に込山禪正が住し城跡と云ものあり、是も同人なるべしと、又渡邊源五綱が位牌あり、美源院殿大總英綱大禪門萬壽元甲子年三月朔日と記す、綱は當寺最初の開基なれば、こゝに置るなどいへど、固より據とすべきことなければおぼつかなし、

什寶　太刀一振下野の住包秀の作、源五綱が所持のものにて、遠裔渡邊重兵衞高が寄進せしものといへど、高と云ものゝ事蹟詳ならざれば考ふるに由なし、　鐘樓延寶五年鑄造の鐘をかく、

辨天社　秋葉社　稻荷社　愛宕社　第六天社　白山社

眞相寺　新義眞言宗、龍珠院の門徒なり、自照山と號す、本尊不動、

龍泉寺　同宗、滿願寺の末なり、古は同寺の境內にある大御堂の供僧なりしと云、

平等寺　吹張山と號す、龍珠山の門徒なり、今寺地ばかりにて堂宇もなく、住僧は後に出す觀音堂の傍に小庵を作りて住す、

正福寺　曹洞宗、寶持寺の末なり、當寺及吉祥庵も寺地のみにて廢寺となれり、

吉祥庵

千手院　當山派修驗、横見郡一ツ木村龍海寺の配下なり、

大寶院　同派にて、小松原瀧本院の觸下なり、

東光院　是も瀧本院の觸下なり、

觀音堂　本尊は源賴義守護佛なりしと云、秘して見ることを許さず、土人の話に此堂に六十年前までは、保安元年の銘文ある鰐口を掛たりしが、後回祿にかゝりしとき失ひたりと云、平等寺の持なり、

藥師堂　滿願寺持、

○八幡田村　八幡田村は元箕田村の內なりしを後分村すと云、其分れし年歷は詳ならざれども、正保の國圖には未だ此村名を載されば、それより後なりしこと知らる、されば今も箕田鄉を唱へり、按に八幡田と名付しは當所に八幡社あるによる如く聞えたれど、彼八幡はさせる古社とも見えざれば、恐くは古へ何れかの神田にして村名も起り、又其遙拜の爲に造りし社にあらずや、近村河面村は鎌倉鶴岡八幡の社領なる由、上杉民部大輔が同社の寄附狀に見えたれば、若くは當所も鶴岡の社領なりしも知べからず、江戸より十二里半、戸數三十二、東西十五町餘、南北六町許、東は市縄村及鴻巢宿の內宮地にて、南は同宿及宮前村、西は箕田村、北は寺谷村なり、當村正保の頃より元祿年中までは、阿部豐後守領せしが一旦御料所となり、元祿十年戸田備後守中山芳次郎が先祖に賜はり今も替らず、檢地の年代は知らず、此餘荒井山と云所に新田あり、近き頃箕田村の民四郎左衞門と云もの開墾す、民戸四軒、中山が知行に屬す、村內へ中山道少しく係れり、用水は三ッ木堰より引沃けり、

高札場二ヶ所東の方と西の方にあり、

小名　立松通り　觀音裏　入會通り　横町通り　平太町　山向ひ　荒井山昔成田下總守が林の跡なりと云、

原野　秣場箕田村と入會の地なり、荒川の堤外にあり、

沼地　沼是も長田村入會なり、

神社　八幡社神體は木像にて長三寸許、八幡寺持、　末社　稻荷社　天王社此外石川左近宮と號して石の祠をたつ、是は近き頃鴻巢宿の人夫役免許のことを願ひしとき、奉行石川左近將監これを糺問して、其役を免許せし故に、村民等其惠を感じて祀と云、朴實の風を見るに足る、

神明社村持、下同じ、

辨天社村持、

寺院　八幡寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院門徒、無量山と號す、開山僧海惠寛永七年閏八月十八日寂す、本尊不動を安置せり、　彌陀堂

喜木庵　荒井山にあり、昔成田下總守が家士吉川喜內と云もの、成田沒落の後此庵を造て幽棲すと云、石碑あり、吉川和泉吉長、吉川左太夫政義・吉川權兵衞長貞・吉川喜內忠長等が交名を彫る、忠吉は則此庵を造りしものなり、本尊彌陀の像を安ず、

塚　一里塚箕田村往還にあり、

〇小谷村　小谷村は箕田郷箕田庄に屬す、古へ箕田村より分れし村なりと云傳ふれど詳ならず、江戸への里數前村に同じ、東西凡十四町、南北二十六町許、東は箕田村南は糖田村及び横見郡今泉村にて荒川を界とす、西も又川を隔て同郡一ツ木・地頭方の二村に至り、北は當郡大蘆・三町免・明用・前砂・中井の五村に接せり、家數二百七、寛永年中は太田次兵衛・山本新五左衛門・下山五郎助・酒依喜右衛門等知行す、太田次兵衛に賜はりしは寛永十一年なり、其餘の三人は同き十九年に賜はりしと云、今も此等の子孫太田松菴・山本庫之助・下山彌八郎・酒依清十郎の知る所なり、檢地は寛永六年大河内金兵衛紀せり、

高札場村の中程にあり

小名　新宿　栗原　八町免　石鋪　二俣　五段田

山川　荒川西の方を流る、砂利川にて川幅五十五間、

神社　山王社村の鎭守なり、　末社　稻荷社　天王社

雷電社　稻荷社

寺院　金乘寺新義眞言宗、横見郡御所村息障院末、善光山知周院と號す、慶安年中寺領十石の御朱印を賜ふ、開山詳ならず、中興開山深清寛文十年三月七日化す、本尊彌陀行基の作と云、

藥師堂これも行基の作、

法性寺禪宗曹洞派、箕田村寶持寺末、慈眼山と號す、開山達貫慶安元年十二月廿八日化、本尊釋迦を置、　天照太神天満宮　白山合社

閻魔寺前と同宗にて同寺門徒なり、三十婆娑山と號す、地藏を本尊とせり、元祿年中開基せしといへど開山等詳ならず、

閻魔堂

舊蹟　壘蹟法性寺境内より荒川堤邊土人城山と呼る所なり、されど今は遺形もあらざれば境界定かならず、古へ小宮山内膳といへる人の住せし由傳ふれど、年代等詳ならず、按に箕田村寶持寺の開基を小宮山彈正と云、又戸塚村に小宮山彈正が居城跡と云あり、天正年間に改めし成田家の分限帳に、小宮山彈正介忠孝と載たり、されば内膳は此彈正などが一族にして、成田家に仕へしものにや、武田家に聞えし小宮山内膳友晴とは別人なり、

屋鋪蹟壘跡の續きにあり、土人元屋舗と稱す、何人の住しと云ことは傳へず、今は陸田となれり、こゝに庚申塚あり、

〇市縄村　市縄村は江戸より十二里餘の行程なり、郷名且水利前村に同じ、相傳ふ慶長十四年近郷と同く大河内金兵衛檢地せし時、此村を手はじめとせるをもて一縄村と名付しを、後に一を市の字に書改しといへり、東西八町許、南北三町餘の小村なり、東元荒川に至り、對岸は埼玉郡安養寺村と鴻巣宿の内宮地と云所との堺なり、夫より北の界へ荒川めくり、對岸は鴻巣宿なり、西は荒田・寺谷の二村にて、南は則八幡田村なり、戸數三十三、水溢を患ふる地なり、土人の傳へに御打入の後忍城附の地なりしに、後一旦御料所となり、元祿十一年島田甚左衛門に賜りしより、今子孫愛之助に至て知行す、

高札場西の方にあり、

小名　上　中　下村内すべて三區とす、西を上として東の方を下とす、此餘庄兵衛耕地五段、田菖蒲田六段、田蓮沼くろす橋等の名あり、

山川　元荒川村の西の方より來りて東北の界を延亙す、

水利　圦東の方にあり、鴻巣用水の圦なり此下を惡水落しの小渠通ず呼て地獄圦といふ其所に逆水ふせぎの門樋ありこの外圦の傍に惡水落の樋あり是を新地獄圦といへり、

神社　八幡天満宮合社闢上寺の持、

金毘羅社村持、

寺院　闢上寺八幡山圓福院と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院の門徒、開山僧宥憲元祿十一年五月廿一日寂す、彌陀を本尊とす、

觀音堂馬頭觀音を安ず、　愛宕稻荷合社

〇寺谷村　寺谷村は江戸への里數十三里、家數三十七、東は市縄村に隣り、西南は箕田村に境ひ、北は埼玉郡野村・屈巣村の二村にて元荒川を界とす、郷名水損等のこと前村に同じ、昔成田下總守忍に在城の頃城附の村なりしが、御入國の後御料所となり、正保の頃阿部豐後守に賜はり、元祿年中御料所に復し、同十一年三月島田甚五左衛門・永田文十郎に賜はり、子孫相續て今島田愛之助・永田松次郎知行す、檢地は慶長七年時の御代官大河内金兵衛紀せり、

高札場二ケ所ともに村の中程にあり、

小名　芝付　附道下　久左衛門橋

山川　元荒川村の北の方郡界を流る、川幅十五間より二十間に至る、

沼　二段許の沼なり、

橋梁　濊井橋元荒川に架し、鴻巣宿へ渡る、長八間、

神社　稻荷社東圓寺の持、　秋葉社

八幡社臥座八幡と號す、相傳ふ慶長の頃東照宮鴻巣・箕田邊へ御遊歴の時、當所へ過らせ賜ひ、農民孫平次と云ものゝ家へ渡御ありしに、御座を設んとて臥座をしき、其上に御憩息ありしにより、頓て畏りて火中し、其灰を埋て社を建、八幡に祀るといふ、村内東圓寺の持なり、

辨天社東圓寺の持、

塚　庚申塚村の中央に石像たてり、是を庚申塚と呼べども塚はなし、除地そこばくあり、由緒あることなるべけれど傳を失ふ、

寺院　東圓寺新義眞言宗、箕田村龍珠院末、惠日山辨財院と號す、元祿の頃村民孫三郎と云もの開基す、彼

死して含華春翁と諡す、開山僧淳惠享保十九年七月十六日寂す、本尊は大日なり、　觀音堂　天神社

舊家　直右衛門　吉田氏なり、先祖は小澤木工之進とて、成田下總守が家人なりしが、天正十八年の戰爭に武門をすて、幡羅郡四方寺村に住す、後大河内金兵衛に所緣ある故に、金兵衛木工之進が次男孫三郎に命じて當所を開墾せしとなり、又いかなる故にや、此頃より氏を吉田と改めしと云、今直右衛門が菩提所に金兵衛が碑をたつるは、當所を開墾の懸令なればにや、

○川面村（カハツラ）　川面村は元荒川に添へる地なれは此地名あるならん、鄕名及び江戶よりの行程前村に同じ、家數三十五、東西も南北も大抵六町餘、東は箕田村の新田にて、南は箕田・三ツ木の二村に接し、西より北へは埼玉郡袋村にて元荒川を界とす、此地は古く開けしにや、相摸國鶴岡八幡社寄附狀の內、上杉民部大輔が寄進狀にも其名見えたり、其文に、

寄進

鶴岡八幡宮

武藏國箕田鄕地頭職內河連村除寺社領幷人給地事、

右爲天下安全武運長久所被寄進也者、守先例可被致沙汰之狀、依仰執達如件、

應正（安）元年八月廿一日

上杉民部大輔法名道昌

沙彌（花押）

河連と書しは全く假借してしるせしにて、別義あるにはあらず、又應正は恐らくは康正の誂りなるべし、御入國の後は阿部豐後守領せしが、元祿の頃上り地となり、幾程もなく加藤庄之助・永田松次郎等が先祖へ賜はれり、檢地の年代は傳はらず、

高札場二ケ所　一は北の方、一は巽の方にあり、

小名　代官屋敷　まきや　一本木　とんび田　陣屋敷

下や　よし堀

山川　元荒川　川幅八九間、廣き所にて十五六間に至る、

橋梁　川面橋　元荒川に架す、土橋なり、長八間、

神社　八幡社

若宮八幡社　以上淸瀧寺の持、

寺院　淸瀧寺　嶋雲山と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院末、本尊阿彌陀を安せり、　藥師堂

稻荷社

褒善　彌兵衛　永田松次郎知行分の農夫なり、親に事へて孝ありしこと已に公へきこえ、寬政元年褒賞して白銀を賜ふ、ときに彌兵衛歲四十七なりと云、

○三ツ木村　三ツ木村も鄕名及び江戶への里數前村に同じ、家數三十六、東は川面村、南は中井村、西は前砂村、南北は埼玉郡袋村にて元荒川を界とす、東西五町、南北は四町に足らず、御入國の後岡三四郎に賜はりてより、今子孫岡善太郎知行せり、

高札場　村の中程にあり、

小名　上手　中ロ　本村

山川　元荒川　西北の境を流る、

橋梁　笹原橋　元荒川に架す、長六間の土橋なり、

水利　三ツ木堰　元荒川の水を引沃く堰なり、近鄕此用水を引もの多し、

神社　山王社　婦人腰下の病あるもの祈りて靈驗ありとて、中の日ことに近鄕より詣るもの多しと云、輪光院持、

氷川社　村の產神なり、村持、

天神社　村持、

寺院　輪光院　光明山勝樂寺と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院門徒、中興僧快尊天和四年二月十五日寂す、本尊は彌陀なり、　地藏堂

○中井村　中井村は戶數二十三、東は箕田村に隣り、南は小谷村にて、西は前砂村に界ひ、北は三ツ木・川面の二村なり、東西四町半、南北四町許、古は忍の成田が領地なりしが、御打入の後岡三四郎に賜はり、今に至て子孫善太郎知行す、檢地の年代詳ならず、鄕名江戶への里數等前村に同じ、

高札場　中程にあり、

小名　鄕分　飛田　吉堀　四段田　本村田　細子田（コマコ）

うば塚　ぐはんさい　かなくそ

神社　稻荷社　村の鎭守なり、西光院持、末社三あり、何れも若宮と稱す、

寺院　西光院　稻荷山と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院末、本尊不動なり、

○前砂村　前砂村は江戶より行程十三里半、鄕名前村に同じ、戶數五十八、東は三ツ木・中井の二村に堺ひ南は小谷・三町免・明用の三村にして、西は吹上村及び元荒川を隔て埼玉郡下忍村に隣り、北も同郡袋村なり、御打入の後御代官なりしが、寬文四年山岡十兵衛に賜はり、後上りて元祿十年阿部豐後守が領知となりしより、今の鐵丸に至る、檢地は慶長十二年伊奈備前守糺せり、其後延寶五年山岡十兵衛再び糺せしより、今其水帳を用ゆと云、

高札場　中程にあり、

小名　通殿　新田通り　やなせ　宮脇　おむたし　山ノ神　藪

山川　元荒川　北の方にあり、吹上村より來り、郡界を流れ、三ツ木村へ入、川幅十五間、

神社　氷川社　村の鎭守なり、寶藏寺持、　末社　神明熊野天神合社

稻荷門客人諏訪合社

寺院　寶藏寺（氷川山と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院末、本尊大日を安ず、）

○吹上村（フキアゲ）　吹上村は江戶より行程十四里、鄉名及び檢地等前村に同じ、東西十六町、南北十町許、東は前砂・明用の二村にて、南は大蘆村、西は榎戶村、北は元荒川を隔て埼玉郡鎌塚・下忍の二村なり、村內に中山道の往還かゝりて鴻巢・熊谷二宿の間の宿なり、又多磨郡八王子邊より下野國日光山への往還もかゝりたり、民家百餘軒、多くは街道の左右に連住す、此村古は成田下總守が領分なり、御打入の後は御料所にして忍城附の村なりしが、慶安の頃は日下部作之丞・小笠原三郎右衞門・佐伯傳右衞門・市岡左太夫・岡三四郎等知行せし由ものに見えたり、又元祿年中村民の記せしものに、下組の內地頭林大學頭とあり、此下組と云は今小名に下宿と呼る所にて、此頃は大學頭が知行もありしならん、其後元祿十一年前村と同く、村內一圓に阿部豐後守に賜り、今子孫鐵丸が領分なり、

高札場（中程にあり、）

小名　上　中　下宿　菖蒲沼　細瀨　遠所　王子塚
　新田裏

山川　元荒川（村の西北の方を流る、川幅十三間許、此川にさが橋と稱する橋あり、此橋いかなるゆへにや、川の中央に塚の如くなる土臺を築きて、それへ此方より長三間の石橋を架し、臺より對岸へは土橋を架せり、これをもて當郡と埼玉郡の境とすといへり、さが橋はさかひ橋と云の轉語なるべし、）

神社　山王社（村內上分の鎭守とす、東曜寺持、）　末社　稻荷社　天王社　天滿宮　庚申堂

氷川社（小名遠所の鎭守なり、持寶院持、）

稻荷社（下宿の鎭守なり、東曜寺持、）　稻荷社

寺院　勝龍寺　淨土宗、鴻巢宿勝願寺末、吹上山寶光院と號す、古は水精山と書せし由、改めし年代は知らず、慶長年中寺領八石の御朱印を賜ふ、開山は不殘和尚と云、本寺中興の僧にて、元和二年九月三日示寂す、本尊彌陀を安ぜり、

鐘樓（鐘は近き頃鑄造せしものなり、）　仁王門（樓門にて上に千手觀音を安ぜり、）

東曜寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院末、瑠璃山寶壽院と號す、本尊阿彌陀を置、開山宥覺寂年つまびらかならず、

藥師堂（藥師は弘法大師の作、）　毘沙門堂

持寶院　光明山無量寺と號す、前と同寺の門徒なり、開山圓清寬永二十年寂す、本尊彌陀を安ず、

褒善　牧右衞門（村の農民なり、父は早く死し母に事へて篤かりしが、母生れつきかたくなゝるが上に、久しく病にかゝりていよ〳〵すしなきことなど云けれど、いさゝかも其心に違ふことなく看病し、或は神佛に祈禱し、或は得がたき藥をも求て病の平愈せんことを願へり、かくの如くすること既に八年に及べとも、少も懈怠することなかりけり、又牧右衞門が妻さしも夫と共に心を盡して姑につかへしかば、延享二年八月領主阿部豐後守其孝行を賞して、夫婦のものに米若干を與へしと云、）

○榎戶村　榎戶村は東西五町餘、南北六町餘、東は吹上村、南は大蘆村、西は大里郡久下村にて、北は元荒川に限り、對岸埼玉郡鎌塚・大井の二村なり、戶數三十五、村內に中山道貫けり、道幅二間餘、江戶への行程前村に同じ、正保の頃は小笠原三郎右衞門知行せしが、爰も元祿年中阿部豐後守に賜はり、元文元年檢地し今其子孫鐵丸領せり、

高札場（村の中程にあり、）

小名　上　中　下　横町　中田　下田

山川　元荒川（村の北の方郡界を流る、川幅五六間、此川に堰を設て近邊八ヶ村の用水を引けり、榎戶堰と呼ぶ、）

寺院　寶性寺（新義眞言宗、箕田村龍珠院門徒、稻荷山普門院と號す、本尊十一面觀音を安ず、）　稻荷社（村內の鎭守とす、）　辨財天社　天滿宮

舊家　半十郎（村民にて眼療を業とせり、氏を横田と云、古は陸奧國會津郡の民なりしが、寬永十一年當所に來りて土著せり、其家系を閱るに山內五郎左衞門尉俊綱が後胤にて、俊綱より六代横田兵部大輔俊治はじめて横田を氏とす、其子刑部大輔賴俊は又山內を稱せり、此人より六代山內越中守俊泰の次男を横田左馬助光弘と云、これ半十郎が祖先なり、それより左馬助長房・左馬助光房・丹波守隆房・安藝兵庫善九郎など連綿と記したれど、事跡年代等すべて詳ならず、たゞ善九郎は天正十八年流浪せし由見ゆれど、何れに仕へしことは載せず、それより後はすべて傳を失へり、又祖先の持しものとて鎗一筋を藏す、）

○大蘆村（オヽアシ）　大蘆村は江戶より行程十四里半、今庄名は唱へざれど、古き水帳には箕田庄或は箕田村の內とあり、村の廣さ東西十二町餘、南北十五町、東は明用村、南は荒川を限り對岸横見郡上砂村、大里郡小八ツ林・玉作の三村に界ひ、西も大里郡久下村にて、北は榎戶・吹上の二村なり、民戶百六十五、當村正保の頃は市岡左太夫・井上次兵衞二人の知る所にて、元祿の初めは御料及市岡對馬守甲斐庄三郎右衞門の知行なりしを、同き十一年阿部豐後守に賜はり、今子孫鐵丸が領分なり、檢地は慶長十二年大河內金兵衞糺せし後、貞享元年近山與左衞門・熊澤武兵衞改むと云、

高札場（村の中央より少し北よりにあり、）

小名　中內手　砂原　新在家

山川　荒川（村の西南を流る、川幅三十間、此川に渡津あり、大蘆の渡と唱ふ、これ多磨郡八王子より日光への往還なり、）

神社　氷川社　醫王寺の持、　稻荷社

大天八(バク)公社　祭神を詳にせず、村民持、下七社も同じ、境内に東照宮の御宮あり、是は古へ此邊へわたらせられし時、御腰を掛させ給ひし御跡なれば、土人等造立し奉るといへり、　稻荷社

太神宮二宇

道祖神社

雷電社三宇

淺間社

稻荷社二宇　共に醫王寺持、

諏訪社　龍光寺持、

寺院　龍光寺　禪宗曹洞派、箕田村寶持寺の末、大淵山と號す、本尊地藏を安ず、　天神社　白山社　衆寮

醫王寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院門徒、瑠璃山玉藏院と號す、開山賢秀寂年詳ならず、二世の僧秀榮は貞享三年九月五日化す、本尊藥師運慶の作といふ、　彌陀堂

大寶院　當山派修驗、郡内小松原瀧本院の配下なり、本尊不動春日の作、

○明用(ミヤウヨウ)村　明用村は村民鶴間氏のもの開墾せし所にて、古は鶴間村と稱せしを何の頃よりか今の如く改めしと、又昔は三町免村も當村にこもりて一村なりしといへり、其地は箕田郷に屬し、江戸よりの行程十三里餘、東西六町南北八町餘、東は三町免・前砂の二村に接し、西南二方は大蘆村に隣り、北は前砂村なり、戸數三十餘、正保の頃は御料所及び酒依喜右衛門・戸川主水知行し、慶安五年御代官南條金右衛門檢地す、其後元祿十一年阿部豐後守に賜はり、今も子孫鐵丸が領分なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　大地頭　西鄉地　久下分　谷中　富士塚　半成　出口

神社　三島社　古塚の上に鎭座す、塚の高一丈餘ばかり、六七間にて横に長し、社に向て左の方に長九尺、幅五尺餘の石片面あらはれてあり、昔村民此石を掘出さんとせしかば、忽ち祟りを蒙むりしとて、其後は恐れて手を觸る者なしと云、按に此塚は古代墳墓にして、顯れし石は全く石槨と見えたり、おもふに下總國那須郡國造塚の類にして、郡司などいふものゝ葬地なるべし、又近鄉箕田村の古塚も是と同じ形なり、　末社　天王社　稻荷社　天滿宮

第六天社　以上三社觀音寺持、

寺院　觀音寺　三嶋山明星院と號す、新義眞言宗、箕田村龍珠院末、開山圓信示寂、年代詳ならず、本尊不動を安ず、　聖天社　觀音堂　千手觀音を置り、

○三町免村　三町免村はもと明用村の地にて小名三町免

三島社地圖

と稱し、御入國の後酒依喜右衛門が知る所なりしが、元祿十一年明用村を阿部豐後守に賜はりし時分村せりと云、されど正保の改に既に此村名あれば、分村せしは正保前のことなるを、土人のたまたま誤り傳へしならん、村の四境東は小谷村、南も同じ、村にて荒川水除堤を境とす、西は明用村、北は前砂・明用の二村なり、東西六町餘、南北五町、鄉名江戸の行程前村に異ならず、戸數三十五、慶長五年地頭酒依喜右衛門檢地し、今も其子孫酒依淸十郎知行す、村の巽の方堤外に僅の新田あり、こゝは正德五年檢地すと云、

高札場　村の北よりにあり、

小名　本田　新田　道齋　野中　はんなり

神社　三島社　本覺院の持、　末社　稻荷社　天神社　愛染社　三峯社

山神社　村持

寺院　本覺院　新義眞言宗、箕田村龍珠院門徒、西來山と號す、正保五年酒依喜右衛門が開基にて、其祖先の法謚を以て山號院號とせしと云、本尊大日を安ず、境内に彥坂壹岐守・筧播磨守二人を祀りし小社あり、是は正德年中傳馬等の役を除かれしことを願ひし時、彼二人奉行として願のまゝに免許せしかば、其恩に報する心にて土民等の祀る所なり、

天王天滿宮稻荷合社

地藏堂持村

○糠田村（ヌカタ）　糠田村は郷名且江戸への里數前村に同じ、戸數百五十七、東は登戸・中野の二村に隣り、南は瀧馬室村にて、北は箕田・宮前の兩村に交り、西は荒川を隔て横見郡須戸野谷新田且當郡小谷村なり、正保以前の領主は前に云る如し・其後元祿十一年上りて御料となりしより今に然り、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、其後開きし新田は享保十二年八木半三郎・村上三五左衛門、寶暦十年萬年七郎右衛門、天明五年飯塚常之丞の改あり、

高札場中程にあり、

小名　朝日山　堤根　狐塚　大道下　彌陀野　わたうち

山川　荒川西南の方を流る、川幅五十間、

沼池　沼西南にあり、長三丁餘、幅半丁許、此沼中に字蚊屋カ淵と唱ふる所あり、由來詳ならず、

神社　氷川社村民の持、文祿の頃まで小社なりしが寛永年中村の鎭守として造營すと云、　末社　稲荷社　天王社　八幡社　鹿島社

神明社

天神社

稲荷社二宇以上共に村の持、

寺院　放光寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院末、糠田山と號す、中興僧朝遍寛文四年五月廿日寂す、本尊大日を安ず、外に足立藤九郎盛永の像とて一軀あり、木の坐像にていと古色なり、相傳ふ當村は昔盛長が領地なりしゆへ、其頃當寺を創立し、且自作の像を殘して永く祈願所に定めしと、おぼつかなし、それをいかにと云に、武家評林諸家大系圖等に盛長を安達藤九郎と載たり、安達は陸奧國の郡名なれば、足立とは自づから異なれり、殊に盛長の子孫景盛も始は安達を名乘りて、後年秋田城介と改號すれば、奧羽の地を領せしこと論なかるべし、思ふに安達足立唱への同じきより、かゝる附會の説はをこりしならん、

彌陀堂　觀音堂正觀音なり、長二尺三寸五分、佛師定朝の作、

舊蹟　殿ノ内出村の中程にあり、藤九郎盛長の居跡と云傳ふ、是も放光寺の傳へによりていひおこしたる説ならん、

褒賞　河野權兵衛　代々當村の百姓なり、權兵衛は篤實廉直のものにて、多年農耕に勤めて奇特のはからひありしゆへ、里民自ら一和せり、かゝりければ其善行近郷に聞えたりとぞ、天明三年飯塚伊兵衛が當村の御代官たりし時、彼が善行を聞え上て銀若干を賜ひ、且子孫まで苗字を名乘べく、其身一代は帶刀すべき由いひわたせしなり、それより猶も勵みたりしに、明る四年關東飢饉なりしかば、貧民の助力として金二百兩を施こし、同き五年近郷水溢の時も食物等村内へ出せしゆへ、御代官より再び奇特なる旨褒賞したりと云、今の權兵衛は彼が子なるが、父におとらず貞實のものにて、よく村民と和順して農業に勤めおこたらずと云り、

○宮前村　宮前村は古より聖權現社ある地なれば此名を得たりと云、郷名は前村に異ならず、江戸への行程十二里半、戸數五十六、東は鴻巣宿大間村に隣り、南は登戸・糠田の二村に及び、西北は箕田村に交れり、東西へ十九町餘、南北一町半許、御入國の後は御料の地なるべし、正保三年下山五郎助が采地に賜ひてより、今に子孫彌八郎知行せり、檢地の年代は詳ならず、

高札場西の方にあり、

小名　向ひ山　寺山前　四ツ屋

神社　聖權現社村の鎭守なり、天長年間紀州高野山の僧當所光德寺を開基せしゆへ、彼聖を崇てかく祀ると云、光德寺持、末社に辨天庚申の二社あり、

神明社

愛宕社

第六天社以上村持

寺院　光德寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院末、聖山不動院と號す、寺領五石の御朱印を賜ふ、開山僧源樂天長二年十月二日示寂、是前に云高野聖なり、本尊不動長一尺五寸の立像にて、智證大師の作なり、又長五寸許の不動あり、

觀音堂準提觀音是も同作、を安ず、　稲荷社　三峰社

永林寺　禪宗曹洞派、箕田村寶持寺末、宮前山と號す、開山僧惠庵寛永十一年寂す、本尊は釋迦、　天神社

塚　一里塚鴻巣境にあり、

○中野村　中野村も郷名且江戸への里數前村に異ならず、民戸二十七軒、東は大間村、南は瀧馬室村、西は糠田村、北は登戸村なり、東西の徑四丁餘、南北二町半許、御入國の後は御料所にして、正保の頃は久保吉右衛門が采地に賜ひ、其後上りて御料に復し、元祿年中日下部某に賜はりてより、今子孫金三郎に至れり、檢地は慶安二年糺せり、

高札場中程にあり、

小名　上　下

橋梁　對馬橋　糠田村境の小堀に架せる纔の橋なり、昔鴻巣邊御放鷹の時、鴻巣宿の民勘右衛門が先祖深井對馬が掛け始めしより、この名を得たりといふ、

山川　堤村の南西にあり、荒川の水溢に備ふ、

神社　通殿社村の鎭守なり、村民の持なり、

寺院　寶性寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院末、天滿山と號す、本尊は不動を安ぜり、　天神社

地藏堂持村

舊家　郡次　金子を氏とす、村の名主なり、相傳ふ金子十郎家忠の後胤越前守某及び其子中務丞岩槻太田氏の旗下なりしが、沒落の後慶長年中中務丞民間に下り、當村を新開すと云、されど家系記錄等傳へざれば詳ならず、太田氏

よりいたせし文書三通を所持せり、その文左のごとし、

改定着到之事

一本　指物四方竪六尺、横四尺、持具足皮金銀之間にて紋可出、
一本　鑓二間之中柄金銀之間相當ニ可□□□、
一騎　馬上具足甲立物金銀、何にても一推手蓋、
以上三人

右前々之着到之內少々相改定置者也、一々致披見毛頭無相違可致之候、大途堅被仰付間、猶以不可致相違候、火急に用意來廿日を切而出來專一に候、仍如件、

辛巳七月八日　（角朱印）
金子越前守殿

改定着到之事

一本　鑓二間之中柄金銀之間相當ニ可推、持手具足皮笠金銀之間にて紋可出、
一騎　馬上具足甲立物金銀、何にても可推、手蓋指物四方竪六尺、横四尺、
以上

右前々之着到之內少々相改定置者也、一々致披見毛頭無相違可致之候、大途堅被仰付候間、猶以不可致相違候、火急に用意來廿日を切而出來專一に候、仍如件、

辛巳七月八日　（角朱印）
金子中務丞殿

來調儀之事

一一本鑓金銀何れを成共箔可推直事、
一一騎自身諸武具如先着到可故之指物、
以上

右先帳に一々雖有之猶改□申出候、□□立物具足類之物をは、嚴密に悉修覆指物見苦敷者新可仕立、出來之日限五月五日を可限、至于妄者可爲曲事者也、
仍如件、

四月五日　（角朱印）
金子中務丞殿

又中務が着せしと云鎧も持傳へしが、後年分家のものへ分ち與へしとて、今は僅に袖及びちぎれし草摺など殘れり、鐵と革と一枚交りの本こさねにして、緘は染色さめてたしかに見えわかねど、緋糸にもあらんかとおもはる、又佩刀一腰あり、錆深くして鐵色は見えず、全體の作りは尤古色なり、鍔は鐵にて瓢の實葉をえり透せり、

○登戸村　登戸村は、箕田鄉箕田庄に屬す、江戸の行程前村に同じ、戸數二十六軒、東は大間村、南は中野村、西は糠田村、北は宮前村なり、東西七町許、南北四町餘古は忍の成田が領地なり、御打入の後は御料所にて正保頃のものには久保吉右衛門・下山五郎助が知行とあり、其後何の頃か久保の知行は上りて、今下山彌八郎・三上筑前守・藤堂主馬三人の知る所なり、檢地は慶安二年久保吉右衛門糺せしと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　藤三郎　菱喰橋　二本木前　馬洗戸　一本木　まがた

神社　第六天社　村の鎭守なり、村持、
熊野社　持同じ、

寺院　勝願寺　新義眞言宗、箕田村龍珠院末、松岡山本誓院と號す、相傳ふ當寺は文永元年記主禪師の草創にして、始は淨土宗なり、故に白旗二流祖定慧良譽の古墳當所にあり、然るに天上年中不殘上人寺を鴻巣宿へ移して、記主の住せし居宅一宇のみ其跡に殘せしゆへ、村民福嶋氏の人これを預りて、諸宗の道心者替る替る住けるに、台德院殿當所の古跡たることをきこしめし及ばせ玉ひて、寺領十石の御寄附ありしより再び堂舍を造營して舊に復せり、此時住居せし僧圓慶眞言宗なりしかば、そのまゝ龍珠院の末に屬して、今の宗門に改めしと云、圓慶は元和六年五月五日寂せり、本尊不動を安置す、
彌陀堂　稻荷社　辨天社

舊家　政右衛門　村の名主なり、道祖土を氏とす、家系を見るに大織冠鎌足の後胤、道祖土十郎資兼より十七世圖書助康兼が子、圖書助康滿後福嶋與右衛門滿吉と號し、又滿兼と改む、此滿兼岩槻太田氏に仕へしが、天正十八年五月岩槻落城の後、足立郡箕田鄉登戸村に來住云云、元和八年十一月八日登戸村に於て病死、鴻巣勝願寺に葬とあり、されば是より農家となり、其子成兼、成兼が男兼住より本姓に復し、今の政右衛門に及べり、猶比企郡下八ツ林村農民鄉助の條併見るべし、先祖滿兼が所持とて古き具足一領、及び鎗一筋信國の脇指等を藏す、中にも具足は朽損じて古色なり、

○大間村　大間村は鄉名且江戸への里數前村に同じ、民戸七十三軒、東は鴻巣宿、南は瀧馬室村、西は中野村、北は登戸村なり、東西へ十五町餘、南北七町餘、用水は鴻巣宿勝願寺山際より出る清水を引沃けり、村民幸作と云ものゝ記せしものに、往古は上杉家の領地なりしに、天文以來小田原の領となり、天正以後は忍領にて、慶長の頃より久保吉右衛門知行とあり、現に正保頃のものには久保吉右衛門が知行と載たり、其後一旦御料所となり、元祿四年村內を裂て西尾嘉右衛門に賜ひ、殘る御料は同き十一年林大學頭に賜はり、今其子孫西尾伊三郎林大學頭が知る所なり、檢地は慶安年中大河內與兵衛糺せりと云、村內に穢多六間あり、

高札場　二ケ所　南北に分ち立り、

小名　藥師山　土中に藥師の像埋みある由云傳へり、よりて土人埋藥師と呼ぶ、眼を患ふるもの祈願すればしるしありといふ、　宮地原　東大間　ねぎや

神社　氷川社　村の鎭守なり、別當を本習院と云、本山修驗、下谷村大行院の配下なり、
諏訪社
稻荷社

辨天社 共に本習院の持、
淺間社 村持
八幡社 久保寺の持、

寺院
久保寺 新義眞言宗、箕田村龍珠院末、光明山自在院と號す、開山僧圓祐寂年を傳へず、開基は久保吉右衛門と云、貞享元年六月廿三日卒す、本尊は不動を安置す、
阿彌陀堂
天神社 近き頃爰に遷せり、舊地は天神社地とて村內に殘れり、

舊蹟
城山 村の西北にあり、東西北の三方泥田にて要害の地なり、今もから堀の跡殘りたれば、壘など構へし地なること疑ひなかるべし、廣さは四段許あれど、昔は猶廣き地なりしも知べからず、相傳へて扇谷の長臣箕田氏の城跡なりとも、又武藏守經基の壘蹟ともいへど、もとより證とすべきことなし、今按に將門記等によるに、承平八年武藏介經基足立郡司判官代武藏武芝と爭論和議のことによりて、比企郡狹服山に會合の時、武芝の後陣故なくして、經基の營所を圍むと云云と載たれば、若くは彼營所と云もの當地なりしも知べからず、ことに箕田村にも經基が陣所と云所あれば、とにかくこの邊を經基が居住ありしこと論なかるべし、されどこはいとあかりし代の事なれば、其堀かまへの今に殘るべきのゆへなし、又扇谷の長臣箕田氏と云は、彈正綱秀がことなるべければ、彼は三田氏にして箕田にあらず、思ふに箕田三田唱への同じきまゝに後世事を好むものゝ牽强していひ起したる說なるべし、殊に彼綱秀は多磨郡靑梅に住せしことは諸記錄に見えたれば、當所に城壘あるべきの理なきをや、

新編武藏風土記稿卷百五十之終

新編武藏風土記稿卷之百五十一

足立郡之十七　石戶領

○石戶宿村 附持添新田

石戶宿村は石戶領二十村の本鄉にして、此邊此領名を冠る村々古は凡て石戶鄉と唱へしを中古轉じて領名となりし由、又土人の傳へに村內小名堀の內は、往古石戶左衛門尉の住せし地なりと、左衛門尉は【東鑑】に見えたる人なれば、此に住せしならんには在名を氏とせしものにて、舊き地名なること知らる、猶阿彌陀堂の條合せ見るべし、又【小田原記】松山合戰の條に上杉輝虎松山の加勢として、永祿五年二月上旬武州石戶に著云云と見え、及び瀧馬室村の民某が藏せる天正十八年の記錄にも石戶の名出たり、其文に、

御知行書立
一あせほし　一領家
一こしきや 此內に小林村　一ふちなみ こいつみ
一ひてや　一河田や
一石戶 八幡原 さらしき　一まむろ
右之分百姓能々御せんさくに而御所務可有之候、來年御繩打之上不足に候はゞ足可申候、あまり候はゞ御返し可被成者也、仍如件、
天正十八年庚寅九月七日　伊奈熊藏印
牧野半右衛門殿

正保改の國圖には石戶町・上石戶村の二村とし、元祿鄉帳には下石戶上村・下石戶下村・石戶町と記したれば、三村に分れし年代も大抵推て知らる、江戶よりの行程十二里に餘れり、四境東は下石戶下村、南は川田谷村、西は荒川を隔てゝ比企郡鳥羽井新田にて、北は當郡荒井・高尾の二村なり、東西十三町餘、南北十六丁餘、民戶百五軒、年每に三月二日・五月二日・七月十一日・十二月廿七日の四度市をなすをもて例とせり、檢地は寬文八年地頭牧野某糺せり、後新闢の地ありしは寬政六年御代官淺岡彥四郞糺して石戶室新田と唱へ本村持添なり、そこは御代官支配せり、當村は御入國の後牧野讚岐守康成が領地なりしに、其子內匠頭信成の時慶安三年三男八太夫尹成に分地して、今は子孫牧野左近が知る所なり、

高札場 中程にあり、

小名　本村 民戶六十餘、此に町並をなせり、　中屋敷　橫田市場　堀ノ內

山川　荒川 當郡と比企郡の境を流る、川幅十間、此川の間に渡津あり、

神社　天神社 當所の鎭守なり、村民の持、
稻荷社 傍に御茶屋跡と稱する所ある故に土人御殿稻荷と稱する村民の持なり、

寺院　放光寺 天台宗、川田谷村泉福寺末、靑龍山梅林院と號す、本尊不動を安ず、
念佛堂 三尊の彌陀を安ず、
藥師堂 共に村持
阿彌陀堂 小名堀ノ內にあり、相傳へて此地蒲冠者範賴の住居の地とも、又石戶左衛門尉の居跡なりともいへり、緣起の略云源範賴故ありて當國石戶鄉に配流せられ、土俗これを石戶殿と稱せり、然るに其息女龜御前病に罹りて、正治元年七月十二日卒しければ、黃葉妙秋大姉と謚し、追福のために法譽和尙を請して一字を創建し、西龜山無量院東向寺と呼ぶ、則此堂なりと、されど此緣起は寬政年中好古者のしるせしものにて、もとより據とすべきことなし、又高尾村泉藏院も西龜山無量院と號し、石戶氏の女の追福の爲に創せし寺なる由いへば、とにかく故あることゝ見えたれど、其詳なること今よりは考ふべからず、彌陀は坐像六寸、行基の作なり、穢多持の堂にして庵主の者側に居れり、五輪塔老櫻の樹下にあり、臺石もなく文字も漫滅して讀得ず、土人の傳へに蒲冠者範賴正治二年二月五日、此地に於て自盡せし

阿彌陀堂境内蒲櫻圖

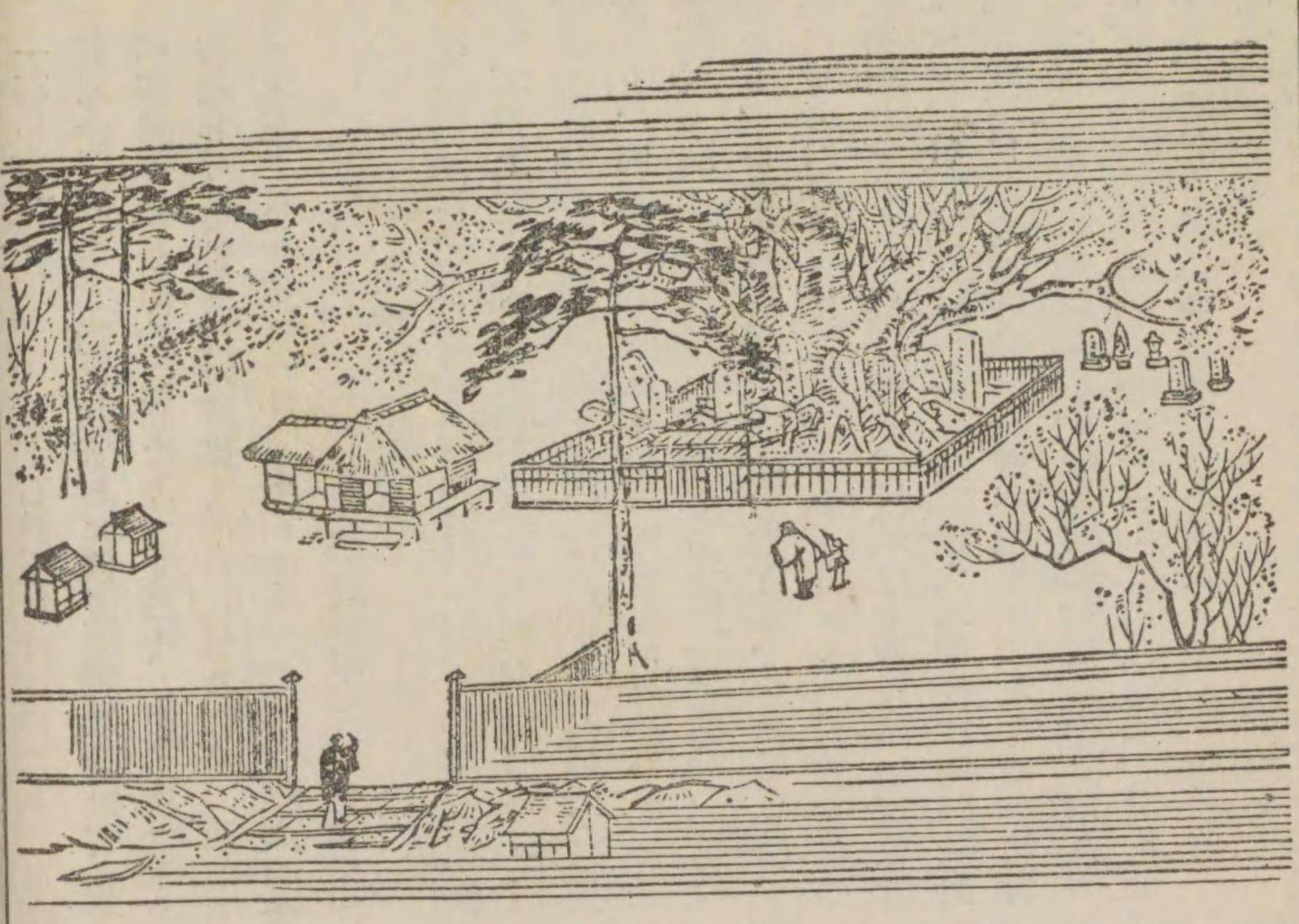

印の塔なり、法名嚴大居士と號すと、又云さにはあらず、石戸左衞門尉の印なりと、按に範頼の葬地は久良岐郡六浦太寧寺にあり、法名太寧寺殿道悟大禪定門建久四年八月生害ありし由をいひ、【東鑑】建久四年八月十七日の條に參河守範頼朝臣伊豆國に下向せらる、狩野介宗茂・宇佐美三郎祐茂等預り守護する所なり、歸參其期有べからず、偏に配流の如云云と載たれば、當所を範頼が葬地と云は妄誕なること勿論なり、されど【吉見系圖】に範頼の男阿闍梨範國當國に居し事見ゆ、元より吉見氏は横見郡吉見に住せし人なるべければ、此邊も彼吉見氏の所領にして、後年子孫のもの彼が追福の爲に建し塔なるも知るべからず、又石戸左衞門の碑なりと云は、地名に依てもさもあるべく聞えたり、何れ故ある墓なるべきなり、

櫻樹　堂に向て右にあり、高さ三丈餘、枝さし覆へる、徑り凡十五間餘、白花にして單辨なり、根の盤りたる處に、貞永・弘安・永正・文應等の古碑及文字も讀得ざる、斷碑五六基狹入れり、其樣樹根より生ひ出たる如し、相傳ふ範頼此地に住せしとき、手自から植し樹なれば蒲櫻と號せりと、されど範頼此地に住せしこと疑ふべきは前に辨せし如くなれば、全く事を好むものゝ云始たる說なるべし、さはあれ珍らしき老櫻なり、

舊蹟　御茶屋蹟　昔神君鴻巣御殿に御帶留の間、當所に於て御放鷹のとき御休息ありし處なりといふ、正保年中までは御茶屋もありしよし國圖に見えたるなり、

城蹟　廣さ四町許、今は陸田となりて僅にから堀の跡殘れり、西は荒川を帶び、東より北へ亘りては深田にして、南の一方のみ平地に續けり、元祿十六年地頭牧野某檢して高入の地となれり、昔天神山の城と唱へ、扇谷上杉氏の家人八右衛門と云人居りし所なりといへり、

○下石戸上村（シモイシトカミ）附持添新田　下石戸上村は民戸六十、東は下石戸下村に接し、南は川谷村に隣り、西は荒井村に交り、北は高尾・小松原の二村なり、東西十八町、南北十町餘、當村領主の遷替檢地等總て前村に異ならず、西の方荒井村を隔て荒川岸に少許の新田あり、寛政六年淺岡彥四郎檢地し、下石戸村新田と稱す、本村持添にして御代官所なり、

高札場　東の方にあり、

小名　合林　向坂　池端　南

神社　氷川社　上下石戸村の鎭守なり、村内修驗楊門院の持、

天王社　下石戸下村修福寺の持、

寺院　眞福寺　天台宗、川田谷村泉福寺末、醫王山光明院と號す、本尊不動立像にして長一尺五寸、慈覺大師の作なり、外に元三大師の畫像を掲ぐ、靈驗著く正月三日ことに詣すと云、　藥師堂　藥師は慈覺大師の作にて、坐像なり、　釋迦堂

阿彌陀堂　村民の持、

地藏堂　修驗楊門院の持、

楊門院　本山派修驗にて、下谷村大行院配下なり、

○下石戸下村附持添新田　下石戸下村は民戸八十軒、村の四境西は則上村に接し、南は桶川宿及び上日出谷村に隣り、北は本宿村に界ひ、東は下中丸・下加納の二村に及べり、東西十八町餘、南北十一町許、村の東境を中山道貫けり、南の方桶川宿より來り、東の方下中丸村へ達す、當村も領主の遷替檢地等前村に同じ、外に持添の新田あり、是も前村の新田と同く寛政六年開かれし地にて御料所なり、

高札場

小名　刑部谷　昔伊東刑部といへるもの居れりと云、按に【東鑑】に伊東刑部左衞門尉祐頼なるもの見ゆ、祐頼は伊豆國伊東祐親などの支族なり、又村内修福寺境内の地藏は、刑部伊豆の國より背負ひ來りしものなりと云、さればこゝに刑部とのみ傳ふれど、則刑部左衞門尉祐頼がことにて、後年當所に來り住せしなるべし、　雜敷　天正十八年伊奈熊藏が出せし文書に、石戸八幡原さうしきと載す、古き地名なること知らる、文書の全文は石戸宿の條にいたせり、

寺院　修福寺　天台宗、川田谷村泉福寺の末、池端山十輪院と號す、無住なれば寺傳を聞かず、　地藏堂　前にいへる伊東刑部が背負ひ來れる像なりと云、坐身長二尺許、

大藏寺　同宗同末、安樂山無量院と號す、本尊阿彌陀開山玄秀、　阿彌陀堂

○高尾村附持添新田　高尾村は江戸より行程十三里、民戸百六十餘、村の四境東は本宿下石戸上村に境ひ、南は荒井村及び石戸宿村に隣り、西は荒川を界として横見郡荒井・江川・久保田・須野子等の諸新田に接し、北は當郡北袋・原馬室の二村及び小松原に續けり、東西二十町餘、南北十二町、相傳ふ當村古は田高村と呼び、鎌倉右大將家の臣石戸某の采地なりしに、後鎌倉淨泉寺領及び大串氏・木部氏の采地を經て、永正二年太田美濃守資家の領分となれりと、御入國の後は當所も牧野讃岐守領せしが、内匠頭信成の時六男太郎左衛門永成に分地して、今も其子孫大和守が知る所なり、此外荒川の岸に後年開きし當村持添の新田二ヶ所あり、一を上沼新田といひ、一を高尾村新田と呼ぶ、共に御代官支配せり、

高札場村の中程にあり、

小名　本村　寺家　楓ヶ間　馬込　電　金附兎

山川　荒川原馬室村より入、村内十六町を經て石戸宿・荒井二村の境へ沃けり、幅二十五間、此川の岸に船問屋三軒あり、近郷の貢米及び諸色の運送は此河岸より出せり、高尾河岸といふ、

神社　氷川社　文明五年大宮氷川の男體を勸請せり、神體素盞烏尊本地佛正觀音なり、當村及び荒井・北袋の三村其外石戸宿・石戸上村の内にても鎭守となせるなり、別當　泉龍寺　當山派修驗、京都醍醐三寶院の配下、古は大行院と號せしが、享保十二年三寶院指揮にて、慈眼山泉龍寺とぞあらためしと云、本尊不動を安置す、

辨天社　辨天は弘法大師の作、社は丘上にて傍に楓樹多し、故に土人楓ヶ岡とよべり、泉龍寺の持、

天神社　同寺の持、

八神社　村民の持、

雷電社　是も村民の持、

牛頭天王社　荒川の岸小高き丘山にあり、修驗玉藏院の持、

寺院　泉藏院　新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺末、西龜山無量寺と號す、本尊大日を安ず、

阿彌陀堂　相傳ふ此堂元は石戸宿村の内にあり、石戸賴兼といへる人己が女龜御前と稱せしが、世を早うせる追福のために建立せし所なりしが、後故ありて此に移せりと、されど今石戸宿村にも阿彌陀堂ありて、しかも此に似たる事實を縁起に載せたり、何れが是なることを辨ずべからず、阿彌陀は立像長一尺五寸なり、作は鳥佛師又運慶ともいへり、古色なり、

鐘樓　寶暦十年の銘あり、　觀音堂　十一面觀音なり、高尾山觀音院妙音寺と號せど、もとより堂にして本山等はなし、

玉藏院　本山派修驗、郡内下谷村大行院の配下なり、　護摩堂　不動を安置せり、

舊家　善次郎　元は菊地氏にて何の頃よりか新井を冒せり、先祖を菊地豐前と云、其子に大炊助圖書隼人など

云あり、是等卒年を傳へざれど、豐前が二百年の追福を寛保二年取行ひしといへば、天文年中の人なること知らる、成田分限帳に菊地圖書十貫文を知りしこと見ゆるは、則豐前が子なるにや、舊記を失ひたれば詳なることは考ふべからず、

○瀧馬室村（タキマムロ）　瀧馬室村は天正年中までも、隣村原馬室を通じて一村にて馬室郷と唱へしと云、村民の藏せる天正十八年伊奈熊藏が牧野半右衛門に與へし記錄に馬室とのみ書す、此後二村に分ちしものなるべし、よりて今も馬室郷といへり、村内西方百姓持の山内に土穴二ヶ所あり戰國の世里民馬を武士に掠め奪はれんことを恐れて隱し置たる所にて、馬室の名はこれより起りしと、古は奥深かりし由、今は埋て口の處のみ殘れり、瀧の字を冠りしは村内鎭守の社地に瀧ある故なりと云、江戸への行程は前村に同じ、民戸百五十六、東は鴻巣宿、南は原馬室村西は荒川を境として横見郡古名新田及び須戸野谷新田にて、北は當郡大間・糠田の二村なり、東西南北共に十七八町、此村も御打入の頃より牧野讃岐守康成領せしに、前村と同く慶安三年分地して、牧野大和守が家の知行となり、其後享和二年御料となりて今も御代官支配せり、檢地は慶長七年牧野讃岐守が家にて改めしと云、

高札場西方にあり、

小名　逆川　西北へ流るゝ小渠あり、其邊を云へり、　長福寺　上谷新田長幅寺山は此より移りし寺にて其跡なればかく唱へり、　沼田　そぶ

山川　荒川　西南の方にあり、幅五十間許、鴻巣より松山へ往來の所にて渡船場あり、古へ御遊獵ありし時は、此に橋を架して御成橋ともとなへしといへり、

神社　氷川社　村内の鎭守なり、社地の御手洗より落る瀧あり、當村瀧の名を冠りしはこの故なりと、岸上に石の不動を置り、

愛宕社　村民の持、以下並に同じ、

天王社

稻荷社二宇

愛染社　白山廢社

寺院　常勝寺　新義眞言宗、京都智積院の末、龍藏山密乘院と號す、御朱印十五石天正十九年十一月賜へり、本尊大日を安ず、境内に文永七年八月爲種法入道也、文明十八年正月八日德善禪門など雕れる古碑あり、　鐘　寛文三年の銘あり、　寶篋塔　藥師堂　丘上にあり、　天滿宮

吉祥寺　同宗にて常勝寺の末、龍泉山と稱せり、開山光瓊天正十一年六月十日寂、開基は當所の民嶋田氏にて、子孫今も名主を勤めり、本尊は不動を安ず、　彌陀堂　愛宕社

觀音堂　馬頭觀音なり、常勝寺持、

藥師堂同寺の持、

○原馬室村（ハラマムロ）　原馬室村は元隣村瀧馬室と通じて一村にて馬室郷と唱へしことは前村に記せり、其内當所は原野多き處なりし故、原の字を冠りしと土人のいへり、四境東は東間村にて、南は高尾村に隣り、西は荒川を隔てゝ横見郡蓮沼新田に接し、北は當郡瀧馬室村艮の方は鴻巣宿なり、民戸百九十餘、檢地は元和六年・寛永七年・延享元年凡三度、延享の度は神尾若狹守糺せり、此も領主の遷替は前村に同じ、荒川の傍に新田の地少しくあり、寛政七年御代官淺岡彦四郎檢地して御料所高入となる、

高札場

小名　野の宮あひ　そふ道　逆川前村にも見ゆ、

山川　荒川西の方を流る、砂利川にて幅三十間ばかり、

神社　氷川社村内修驗、宮本院の持、　末社　稲荷社

野々宮社村内稲福寺の持、

愛宕社村内の鎭守なり、妙樂寺の持、　末社　稲荷社

羽黒社村民の持、

雷電社妙樂寺持、

寺院　稲福寺新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺の門徒稲荷山と號す、本尊地藏、　稲荷社

妙樂寺前と同末、愛宕山地藏院と號す、開山は京都智積院の三世日譽、本尊將軍地藏坐像龕座共長三尺、聖德太子の作、外に藥師の像一軀あり、是も坐像にて長三寸、慈覺大師の作と云、　稲荷社　天神社　八幡社

西光寺新義眞言宗、深井村壽命院門徒、本尊正觀音、

宮本院當山派の修驗なり、

觀音堂馬頭觀音なり、妙樂寺持、

太子堂村民の持、

地藏堂妙樂寺持、

○原馬室村枝郷小松原　小松原は原馬室村の東方にて皆畑なり、正保改の國圖には小松原村と載せ、元祿郷帳には原馬室村の内小松原村と記したれば、昔は自づから一村なりしを、後原馬室に屬せられしと見ゆ、檢地の年代前に同じ古は松原多かりし故名づくと、東西三町餘、南北五町餘東は東間村に接し、南は高尾村及本宿村に隣り、西も高尾村にて此より北に至りては原馬室村なり、民家三十六村内一條の街道あり、中山道の古道なりし由、變革して今の街道となりし年代は知らず、こゝも御料にして御代官支配せり、

高札場中程にあり、

小名　そぶ　こうし海道　西光寺塚寺跡なりと云、本村西光寺あり、故ある塚にや、

神社　稲荷社二宇共に當所の鎭守なり、一は村民の持、一は受法院の持、

寺院　受法院新義眞言宗、深井村壽命院の門徒、本尊大日を安ず、

瀧本院當山派修驗、江戸青山鳳閣寺の配下なり、小松山と號す、近郷の觸頭職を勤む、本尊不動を安ず、

○荒井村附持添新田　荒井村は江戸よりの行程十一里、民戸六十八、東より南に亘り下石戸上村に接し、西は荒川の對岸横見郡荒井新田に境ひ、北は高尾村に隣れり、東西二十町、南北十一町、當村も御打入の後牧野讃岐守康成領せしに、慶安三年内匠頭信成の時三男八太夫尹成に分地し、其後天和二年尹成が次男助三郎貞成へ再び分地せし故、今は貞成の子孫牧野藤五郎が知る所なり、檢地は寛文七年地頭牧野某糺せり、此餘荒川の岸に當村持添の新田あり、御料所にして寛政六年淺岡彦四郎檢地すと云、

高札場東方にあり、

小名　馬場　精進場　久保　東原

山川　荒川村の西を流る、幅十間許、此川に渡津あり、鴻巣宿より比企郡松山宿への往還なり、

神社　淺間社修驗正明院の持、

牛頭天王社當村の鎭守なり、雙德寺持、

寺院　雙德寺天台宗、川田谷村泉福寺末、千手山慈眼院と號す、本尊阿彌陀を安ず、　觀音堂千手觀音を安ず、

寶藏寺是も泉福寺の末にて安樂山阿彌陀院と號す、近き頃廢して未だ再興に及ばず、　地藏堂　藥師堂

正明院當山派修驗なり、

觀音堂二宇一は馬頭觀音を安ず、此堂を土人花見堂といへり、一は十一面觀音なり、共に雙德寺の持、

地藏堂村民の持、

○荒井村枝郷北袋村　北袋村は民戸三十軒、四境東は原馬室・高尾の二村に境ひ、西より南に至りては高尾村に接し、北は原馬室村なり、東西十町、南北は六町に餘れり、領主の變遷檢地の年代江戸への行程等總て本村に同じ、

高札場本村に屬したれば此にはなし、
小名　向原　鐵炮宿　丸山
神社　神明宮村の鎭守なり、地藏院持、
熊野社同持、
寺院　地藏院新義眞言宗、瀧馬室村常勝寺の末、本尊地藏なり、
觀音堂正觀音なり、地藏院の持、
藥師堂同持、

○上日出谷（カミヒデヤ）村　上日出谷村は江戸より十里、土人此邊を身延里と稱すれど其所以は知らず、箕田庄に屬す、民戸四十七、四境東は桶川宿及び下石戸村に接し、南は下日出谷村に接し、南は下日出村に續き、西は川田谷村に交り、北は下石戸上村なり、東西九町、南北十四町、此も石戸宿村の條に出せる天正十八年伊奈熊藏より牧野半右衛門に與へし記錄に、日出谷とのみ記したれば昔は一村なりしこと知らる、いつの頃よりか上下二村に分ち、當村を大和守の先祖に與へ、下をば左近か先祖に與へしと云、檢地は寛文二年地頭牧野兵庫紀し、今も大和守の知る所なり、

高札場南方にあり、
小名　市場　十三塚　龍方　新井山　殿山入　窪日出谷　神ノ根　役屋敷　榎戸
神社　氷川社村の鎭守なり、社邊松杉生茂れり、其圍み一丈餘の古松あり、金松と云、由來は知らず、斧斤を加ふれば必災あり、下日出谷村知足院持、下四社同、
山王社
愛宕社
天王社
七所社
寺院　敎音庵不動を置り、江戸湯嶋靈雲寺の持、
松葉堂本尊正觀音なり、下日出谷村知足院持、境内に正安二年正月廿八日と彫れる碑あり、
勢至堂同持、

○下日出谷村　下日出谷村は古へ上日出谷を合せて一村なりしことは前に辨ぜり、江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十二、鹽谷庄に屬す、此庄名此邊外に聞く所なく且分村せしも遠からずして、前村此庄名を傳へざれば疑ふべし、東は井戸木村及び桶川宿に隣り、南は藤波村に接し、西は川田谷村に交り、北は上日出谷村なり、東西十二町、南北十町餘、こゝも領主の遷替檢地等總て前村に異ならず、

高札場
小名　谷中　門崎　高井　大佛　釋迦前
神社　駒形社知足院の持、
天神社同持、
神明社光明寺の持、
三社權現社同持、
寺院　知足院新義眞言宗、横見郡御所村息障院末、本尊彌勒運慶の作と云、　觀音堂十一面觀音を安ず、立像長一尺餘にて弘法大師の作と云、　鐘樓享保二十年の銘をえれり、其中寛文九年六月廿二日回祿に逢ひしこと見ゆ、外に考證となすべきことなし、
光明寺本山上に同じ、八幡山と號す、本尊彌陀を安せり、

○川田谷（タヤ）村附持添新田　川田谷村は江戸より十二里の行程なり、村内を二區に分ち、北を上といひ南を下と稱す、彌陀庄に屬せり、此邊箕田庄あれば彌陀は偶文字を訛り傳へしものなるべし、民戸五百軒、東は上下日出谷の二村に接し、南は菅原新田・藤波・畔吉の三村及び荒川を境ひとして比企郡出丸中郷に隣り、西も荒川を隔てゝ同郡表村に接し、北は石戸宿・下石戸上下の二村に續けり、東西十四町、南北一里餘に及べり、當村も領主の遷替檢地等前に同じ、其餘新田少許あり、本村持添にして御代官支配せり、

高札場三ケ所一は八幡原にあり、一は狐塚にあり、
小名　狐塚　領家前　明金　天沼　三ツ木　八幡原　栢原　竹内　岡村
山川　荒川村の西南を流る、此川に比企郡及び川越邊へ往來の渡津あり、
橋梁　瀧宮橋惡水堀に架す、土橋長五間、
邸宅　陣屋御入國以來牧野讃岐守康成及び其子内匠頭信成・孫佐渡守親成等住せし陣屋なりしが、慶安三年親成が弟太郎左衞門永成に分地せしより、今も其子孫大和守の陣屋となせり、構の内に鎭守として太神宮・八幡の合社、稻荷・辨天の合社あり、
神社　諏訪社社頭三石天正十九年賜ひし御朱印の文に足立郡河田谷郷の内とあり、石戸領の總鎭守なり、
末社　稻荷社　別當　普門寺天台宗、村内泉福寺末、諏訪山福聚院と號す、貞享五年再建の棟札あり、總門中門等あり、本尊は正觀音智證大師の作、立像にして長三尺餘、　寺寶　髑髏一箇寺傳には蒲冠者範頼の首なりといへど疑ふべし、範頼のことは石戸宿村阿彌陀堂の條併せ見るべきなり、

長刀一振傳へを失ひたれば所以は知らず、

稻荷社

觀音堂十一面觀音にして行基の作なり、則諏訪明神の本地佛なるよし、元祿十一年再建の棟札あり、

八幡社近き年村民社邊の地を穿ちしとき、圓徑七八寸許なる瓶二つを掘出せしが、其中に丹の丸せし如きもの納ありしと云、明器の類なるべければ墳墓ならん、村民の持、

八幡社泉福寺持、下同じ、

氷川社

雷電社

神明社

山王社

王子稻荷社　四十年前社傍の土中より石櫃を穿出せり、中に甲冑大刀等數多あり、又圓徑二寸許の玉の如きもの出たる由、今皆失ひて甲の鉢一つ殘したれど、それも半は毀損せり、こゝも前の八幡の地と同く墳墓などの跡なるべし、

氷川社一は竹内にあり、一は岡村にあり、

熊野社東向寺の持、

寺院　泉福寺　東叡山勅願院と號す、天台宗、上野東叡山の末、天正十九年御朱印寺領五石を附せらる、本尊地藏長三尺慈覺大師の作と云、寺傳に當寺は天正年中慈覺大師の草創にて、中興開山は土佐律師信尊なりとすれど、高僧傳光德明匠記等に據は、信尊實は開山の人にして、慈覺は勸請の開山なるべし、高僧傳云、信尊少して幸範に從て薙染得度し、寛元年中武州河田谷に於て精舍を開建し、第一世に屬す山を東叡といひ、寺を泉福と號す、云云、信尊を開山とするも寛元年中の草創なれば、古刹と云べし、　彌陀堂本尊彌陀は慈覺大師の作にして長六尺、此堂を大堂と云、

鐘樓延寶七年の銘あり、考證とすべきことなければとらず、　根本堂地藏を安ず、堂の傍に元應二年庚申十二月憲海と彫る古碑一基あり、　塔頭　西光寺　東光寺

彌勒院補處山金剛寺と號す、泉福寺末、本尊大日を安ず、　愛宕社

西福寺普耀山無量院と號す、同寺の門徒なり、

藥師堂藥師は行基の作なりといふ、村民の持、

觀音堂十一面觀音坐像長二尺餘、慈覺大師の作なり、土人是を新御堂と云、泉福寺の持、

藥師堂藥師は慈覺大師の作にて坐像長一尺餘、東光寺の持、

高柳庵本尊千手觀音なり、村民持、

喜倉庵本尊藥師、村持、

圓林堂村民某の宅地内にあり、石の地藏を安ず、

舊蹟　三ツ木城蹟東西北の三方深田にして、西の一方のみ平地に續き、今も土手の蹟存せり、郡内別所村無量寺の緣起には、足立右馬允遠元が居跡なりと云、是右馬允遠元がことにや、遠元は保元中の人にて、當郡の地頭職に補せらるゝことは、丹波國山垣村舊家の系圖に見えたり、又石井丹後守が住せし跡ともいへり、いづれも定かならず、

○川田谷村枝郷樋詰村　樋詰村は本村の南にあり、東は領家村に境ひ、南は荒川を限りて比企郡出丸中郷に接し、西も同川の對岸出丸下郷に交り、北は則本村なり、廣狹は凡て四町四方にして民戸三十三、江戸よりの行程等凡て本村に同じ、今牧野左近が知る所なり、

高札場

山川　荒川西南の境を流れり、

神社　氷川社村の鎭守なり、川田谷村西光寺の持、

觀音院天台宗、川田谷村泉福寺の末、本尊正觀音を安ぜり、

○菅原新田　菅原新田は江戸よりの行程前村に同じ、當村は寶曆年中比企郡八ツ林村の民、川田谷村の荒地及ひ荒澤沼の緣なる隙地を開墾して菅原新田と名付しなれば、自づから川田谷村に犬牙して廣狹及び四隣も辨しがたし、民戸纔に二軒、寶曆六年伊奈半左衛門檢地して貢税の數を定めしより今も御料所なり、

高札場

水利　荒澤沼東西へ狹く南北へ長し、蓮を植且沼中に產する鱣・鯉・鯰等をとりて村民生產の資となせり、

○領家村（リヤウケ）　領家村は右近庄に屬し橋の里と稱せり、郡中に同じ名多く、且畔吉の隣村なれば土人畔吉領家と呼べり、當村古は隣村藤波村に隷せし地にて、別に一村の名は唱へざりしと云、現に正保改の國圖にはいまだ領家の地名を載せず、後年分村したるはもとよりなれど、其年歷等は總て詳ならず、民戸五十四軒、東は中分村に境ひ、南は畔吉村及び荒川を隔て比企郡出丸中郷に隣り、西は樋詰村に交り、北は川田谷・中分の二村なり、東西十町餘南北八町に餘れり、當村は天正十八年九月牧野半右衛門の釆邑に賜り、後上りて御料となりしが、其後又松平大和守に賜はりて今も替らず、其餘荒川の岸に添て流作場あり、こは寛延元年神尾若狹守檢地して貢税の數を定めたりと云、

高札場

小名　原　北　南

山川　荒川村の南境を流る、川幅は一町許、

神社　氷川社村の鎭守なり、修驗林藏院の持なり、下五社も同じ、

天神社

雷電社

石神社

辨天社

稲荷社

寺院　林藏院本山修驗、下谷村大行院の配下、　護摩堂不動を安ず、　彌陀堂この堂もと字堂閣山と云所にありしを、近き頃此に引移せりと云、

太子堂畔吉村德星寺の持、

觀音堂二宇一は馬頭觀音を安ず、一は如意輪觀音を置り、共に村民持、

地藏堂前に椿の古木二株あり、土人椿堂と稱し、林藏院の持、

○藤浪村　藤浪村は藤浪鄕伊奈庄に屬す、古は領家・古泉・中分の村及び當村を合して藤浪村と稱せしが、後分村して今の如くになれりと、又中分村にて傳ふる處は古泉・中分・當村の三村を合して藤浪村と稱し、其頃は上中下の三區に分ち、古泉を下藤浪と唱へ、中分を中藤浪と呼び當村を上藤浪と稱せし由いへど、正保國圖及び其頃の記錄には藤浪村とのみ記して、外三村を載せず、元祿國圖及び同時の鄕帳には中分・古泉・藤浪の三村を載せ、中分・古泉の二村は藤浪村枝鄕と記したれば、此より前別村となりしなるべし、されど今は古泉村のみ當村の枝鄕にて中分村は枝鄕とはいはず、孤立して一村とせり、江戸よりの行程十里に餘り、民戸は五十五軒、村の四境東は井戸木村に接し、西は川田谷村、南は中分村及び菅原新田に交り、北は上下日出谷村に及べり、東西十四町、南北十二町に餘れり、當所も天正十八年牧野半右衞門に賜はり、其後寛文年中今の大和守が先祖に分地すと云、檢地は元和六年・寛文七年・貞享四年、地頭より糺せり、

高札場村の中程にあり、

小名　瀧宮　臺山　鹽屋　在家　毘沙門久保

原野　如意輪原村の南の方なり、村内密嚴院境内に安せる觀音の像、昔此所より出現せり、よりてこの唱へありといふ、

神社　氷川天神八幡合社村の鎭守なり、密嚴院持、

淺間社持前に同じ、

寺院　密嚴院禪宗臨濟宗、相州鎌倉圓覺寺末、瑞露山藤波寺と號す、當寺もと新義眞言の古道場なりしが、中古衰廢せしを明應の頃、太田信濃守資家己が叔父叔悅禪師を請して堂塔を再興し、濟家に改宗して圓覺寺の末に屬せりよりて叔悅を開山と崇め、資家をもて開基とす、資家大永二年正月十六日卒し、養竹院義芳道永庵主と謚す、叔悅は天文四年七月十六日寂を示す、又比企郡表村養竹院も當寺と同く資家が叔悅を開山として草創せし寺なれば、幷せ見るべし、本尊正觀音を安ず、腹籠りに運慶の刻める長一寸八分の尊像を收む、是太田道灌の守本尊にて、資家が納めしものなりといへど、其正しきことを知らず、文書二通を藏す、一は大道寺駿河守政繁より與へし制札なり、一は藤波與五右衞門殿と書せしものにて、こは當寺に拘はりたる品にはあらざれど、共に寺寶として藏すればしばらく後に附錄す、近村領家村に藤波を氏とする村民あり、彼が家より納めしものなるにや、されど舊家にもあらず、且系圖をも所持せざれば考ふるに由なし、

禁制

右至于密嚴院寺中河越足輕濫妨狼藉堅被令停止畢、若於違犯輩ハ急度可有註進候、但惣働御出馬之砌ハ御印判申調可進置者也、仍如件、

亥三月廿四日　大道寺（花押）

密嚴院

來調議之事

一本鑓金銀何成共箔可推直事、

一騎自身諸武具如先着到可致之指物四方、

以上

右先帳ニ一々雖有之猶改而申出候、皮笠立物具足類之物をハ嚴密ニ悉修覆、差物見苦敷者新可仕立、出來日限五月五日を可限、至于妄者可爲曲事者也、仍如件、

四月五日（角朱印）

藤波與五右衞門殿

外に叔悅禪師の書せしと云紺紙金泥の法華經二軸を藏、

觀音堂本尊如意輪觀音を安ず、坐像にて長一尺四寸許、傳へ云昔篠田圖書といへるもの、曆應五年當所の原に於て、木にて刻める觀音の頭を感得し尊崇斜ならず、佛工安阿彌を招き其尊體を刻ましめ、一宇を建立して安置せしを、後年當寺の境内に引移せりと云、其舊地を今に如意輪原と唱ふ、則前に出せり、さて此圖書は名主金右衞門が先祖なりといへど、家系を所持せざれば其詳なることを知られず、

鐘樓明和元年鑄造の鐘をかく、

藥師堂古は林光庵と呼びしが、今は此唱へを用ひず、境内に文明十六年六月十一日とえりし古碑一基建り、密嚴院の持なり、

○藤浪村枝鄕古泉村（コイヅミ）　古泉村は古くは小泉と書しといへど、何の頃より今の文字に改めしや定かならず、民戸六十二軒、東は沖の上村に隣り南は今泉・小敷谷の二村に境ひ、西は中分村にて、北は井戸木村に接せり、東西六町、南北は三十町許、當村も御打入の後牧野半右衞門に賜はりしが、慶安三年牧野左近が先祖八太夫尹成に分地せしを、後今の牧野藤五郎が家に讓り與へしと云、檢地は本村に同じ、

高札場村の中程にあり、

小名　雲雀山此邊に纔の堀ありて、それに架せる橋を大谷橋と呼ぶ、長五尺許の小橋なれど、此橋を以て大谷領石戸領の經界とすと云、　蒜窪　石橋　中鄕　榎戸

神社　氷川社 村の鎭守なり、泉乘寺持、下の三社共に同じ、

雷電社

天神社　末社　雷電社　三峰社

御嶽社 社邊に廣さ二坪許の池あり、いかなる久旱にも水涸ることなし、旱魃のとき雨を祈れば必驗ありと云、

熊野社 村民の持、下同じ、

八幡社

寺院　泉乘寺 新義眞言宗、柏座村日乘院末、日照山壽福院と號す、本尊阿彌陀を安ず、　藥師堂

觀音堂 十一面觀音を安ず、泉乘寺持、

○中分（ナカブン）村　中分村は江戸よりの行程前村にひとし、當村古は藤浪村の內にて中藤浪といひ、其後分村せしことは藤浪村に辨せり、民戸五十軒、東は古泉村に隣り、南は小敷谷村に續き、西は菅原新田にて、北は藤浪・井戸木の二村に界ふ、東西十二町、南北二十一町、當村も天正十八年牧野半右衞門に賜はれりと云、是は未だ分村せざる前のことなり、其後慶安二年同姓長門守に與へ、今其子孫釆女が知る所なり、檢地も前村に同じ、

高札場 村の南の方にあり、

小名　袋小谷　冠木　麹谷　芝

寺院　東榮寺 禪宗曹洞派、入間郡澁井村蓮光寺末小谷山と號す、開山を麓庵と云、本寺第九世の僧にて寛永十八年五月二十三日示寂す、村民定右衞門が先祖矢部甚右衞門といへるもの開基せりと、慶安三年八月十九日歿す、謚して德圓淨本居士と云、本尊釋迦を安置す、　大鐘 客殿の軒にかく、享保六年鑄造の鐘なり、　觀音堂 惠心の刻める正觀音を安ず、側に長一尺三寸許の觀音を置り、是は天平年中行基菩薩彫刻せしを以て天平觀音と呼べりといへど、其正しき據とすべきことなければ疑ふべきなり、　辨天社　天神社

○畔吉（アゼヨシ）村　畔吉村は江戸よりの行程藤浪村に同じ、東は小敷谷村に隣り、南は平方村、北は領家・中分の二村に續き、西は荒川を堺として對岸は比企郡出丸中郷なり、東西十町、南北八町許、永祿天正の頃は岩槻の城主太田氏の所領なりしを、御入國の後天正十九年牧野半右衞門に賜はれり、然るを慶安三年同姓長門守へ分地せし時當村を讓りしに、元祿十四年長門守が家より又分地して牧野新平が知行となりしを、故ありて享保十一年家祿を沒收せられて御料所となれり、檢地は元和六年・寛文七年・延寶五年・承應二年・正德五年總て五度地頭より糺せりと云、此餘後年新開の地は享保八年、同十八年筧播磨守檢地し、又寛延二年神尾若狹守糺せり、

高札場 村の中程にあり、

小名　堀口　竹下　雲雀谷戸　前原　新田

山川　荒川 村の西の方比企郡の界を流る、川幅は二十間ばかり、

神社　氷川社 長二尺、圓徑三寸許なるなて角の青石を神體とす、是雷斧雷槌の類なるべし、德星寺の持、村の鎭守なり、

諏訪社 同じ持、

寺院　德星寺 天台宗、川田谷村泉福寺末、東高野山遍明院と號す、本尊阿彌陀を安ず、天正十九年寺領三石の御朱印を賜はれり、當寺は往古弘法大師の開闢せし地ゆへ東高野と唱へ、眞言古義の古刹なるよし、其後いつの頃か今の宗旨に改めたれど、山號は向古のまゝを襲ひ用ひしといへり、されど舊記を失ひたれば、其詳なることは知らず、天正十七年太田氏房より出せし文書一通を藏す、其文左の如し、

畔吉之內德正寺門前共に任侘言、諸役免許可爲不入者也、仍如件、

（朱印）

天正十七己丑八月廿八日　圓阿彌奉

井原土佐守殿

虛空藏堂 此堂の傍に塚あり、其上に榧の大木立り圍み四抱ほど、高さ三丈許、枝のひろごりたる所八間餘あり、弘法大師當寺を開きし頃、手づから植しものなりと云、いと古木とは見えたれど、弘法の手植など云ことはうけかひがたし、　山王社　鐘樓 年號を彫らざれば、鑄造の年代等詳ならず、

十輪寺 同宗同末、寶珠山地藏院と號す、本尊藥師を安置す、　地藏堂

舊蹟　平林寺蹟 村の西にあり、一向宗の寺とのみ傳へて、其餘のことは更に知れず、

舊家　彌市 代々名主を勤む、先祖を井原土佐守政家と稱し、岩槻の十郎氏房に仕へしものなるが、落城の時打もらされ當所に來り住せりと云、されど德星寺に藏する文書に據ば、落城以前よりこゝに居りしにや、系圖舊記等もなければ其詳なることを知らず、近村町谷村の民金右衞門も井原氏にて先祖主税助へ與へし太田氏房等の文書數通を藏し、又與野町にも平八と云もの同氏にて舊家の由いへば、かたがた此邊に井原氏のひさしく住居せしことしるべきなり、

○小敷谷（コシキヤ）村　小敷谷村は江戸よりの行程前村と同じ、村の四境東は今泉村に隣り、南は平方・領家の二村に交り、西は畔吉村、北は中分及び菅原新田なり、東西六町餘、南北も同じ、民戸三十軒、當村も古は岩槻の城主太田氏の領地なりしを、御入國の後天正十九年牧野半右衞門に賜はれり、然るを慶安三年同姓長門守に分地して當村を讓りしが、元祿十四年長門守が家より再び村內を裂て牧野新平に分ち與へしより、牧野二家の知行所となり、其後又新平が家故ありて沒收せられければ、隣村畔吉村と同く享保十一年より御料となりしを、後年松平大和守に賜はりしかば、今は大和守と牧野釆女二人の知る所な

り、檢地は元和六年・寛文七年・貞享四年都て三度地頭より糺せり、

高札場二ケ所一は中程にあり、一は北の方にあり、

小名　南村　堀籠　駒橋　梅木戸

神社　氷川社村の鎭守なり、照明院持、

淺間社持前に同じ、

寺院　照明院新義眞言宗、柏座村日乘院の末、岩殿山西福寺と號す、開山を玄覺と云、正德四年寂す、本尊藥師を安ず、

觀音堂正觀音を安ず、

塚　二ツ塚村の東にあり、僅ばかりの塚二つ並びてあり、由來は詳かならず、

○小林村小敷谷村の內　小林村は本村の南にあり、天正十九年牧野半右衛門へ石戸領五千石を賜はりしとき、伊奈備前守より渡せし郡村の書出しに、小敷谷の內小林村と載せ及び元祿八年本村と秣場の論ありし時の繪圖の裏面に、百六年以前分郷となりし由記したり、元祿八年より百六年前といへば、天正十九年頃の分村とは見えたれど、正保元祿の改の國圖にも小林村を載せず、今も公のものには小敷谷村の內に隷して別に村名を記さゞれば、端村と稱する類ならん、されば民家も本村の內に籠れりと云、當村古は牧野氏の領地なりしが、今は松平大和守・松平十藏の采地なり、其賜はりし年代及び檢地等は詳ならず、

神社　牛頭天王社村の鎭守なり、村民の持なり、

八王子社持同じ、

寺院　小林寺淨土宗、埼玉郡岩槻淨國寺末、興舊山貞松院と號す、天文年中僧感譽の起立する所なり、この僧天正二年五月十八日寂せり、本尊阿彌陀を安置せり、

阿彌陀堂本村照明院の持、

新編武藏風土記稿卷百五十一之終

新編武藏風土記稿卷百五十二之

足立郡之十八　平方領

○平方村附持添新田　平方村は荒川にそひて比企郡の境にあり、是平方領の本村なるべし、江戸よりの行程十里橋里三輪庄に屬す、古へは平方町といへり、正保の頃までも尙かく唱へしが、其後いつの頃よりか村と改めしなり、土人或は平方宿ともいへり、當村は埼玉郡の諸村及び上尾宿邊の村々より入間郡川越をへて、多磨郡の方へ馬繼の所にて上尾宿へ一里十四町、桶川宿へ二里、川越町へも二里の人馬を繼送れり、故に宿並をなし、民家百三十、多くは村の中程に並び住せり、四境東は上野・一町目の二村に隣り、南は貝塚村、西は荒川を境ひ比企郡上中下老袋・出丸中鄕の四村及び入間郡古谷上村の飛地に接す、又川の向に當村の飛地あり、そこは村內馬蹄寺の御朱印地なり、東西十二町餘、南北十九町許、永祿・天正の頃は岩槻の太田氏領せしといふ、御入國の後御料にして、正保の頃は阿部對馬守領分なるよしものに見ゆ、其後何の頃か松平某・金森某にかへ賜ひ、今子孫松平十藏・金森藤三郎の知行なり、檢地は元祿七年近山與左衛門・松平淸三郎・古郡文右衛門糺せり、又西の方荒川にそひて平方村新田と唱ふる本村持添の地あり、こゝは御料所にて延享元年神尾若狹守糺せり、其後寛政六年淺岡彥四郎が檢せし地もあり、又此邊りに河岸場あり、これを平方河岸と唱ふ、近鄕より出す處の貢米或は商人の荷物を船に積て江戸へ運送す、常に舟數九艘を定めとせり、且荒川通船つとふ所にて少しく賑はへる地なり、其開けし年代は詳ならざれど、寛文九年川船運漕の定を記せし高札を建られければ、それより前のことなること論なし、この河岸に船渡あり、これを渡れば比企郡老袋村にて卽ち川越への街道なり、

高札場村の中程宿並の北側にあり、

小名　三輪馬蹄寺の條に出せる三輪庄司と云もの住し所なりと云、三輪庄の唱へはこれより起れるにや、つまびらかならず、　上　中　下　觀音谷　石井戸　東谷　今市場　太夫谷　大門

山川　荒川村の西郡界を流る、川幅五十間餘、

吾妻坂 小名上にあり、坂とはいへど今坂にはあらで僅か許りの塚あり、馬蹄寺の條に云、吾妻左衞門と云もの住せし所なりといへり、

神社 氷川社 村の鎭守なり、

第六天社 破壞して未だ再興に及ばず、

稻荷社

雷電社

天神社

天王社

御嶽社 以上七社、正覺寺の持、

神明社 馬蹄寺の持、

熊野社 村民の持、

寺院 馬蹄寺 淨土宗、入間郡河越蓮馨寺の末、狐峯山寶池院と號す、寺領十五石の御朱印を賜ふ、昔は小名大門にありしが、天正十八年こゝに移せりと、寺傳の略に云、昔當所に吾妻左衞門是好と云る者あり、其伯父なりける三輪庄司好光と云ものゝ爲に草菴を建て、知道と云僧を庵主となし、伯父の菩提を弔ひける、其頃は馬蹄庵と號し、馬頭觀音を安ぜしと云、此餘三輪主司が馬と化して人語をなし、及び蹄を折しことあるより寺號とせしとなり、さまざまの事を書つゞれど怪談に亘れば取らず、遙の後天文年中感譽といへる僧當寺を再興し、山號院號を銘して淨土の道場とせり、よりてこれを開山とすと云、又本寺の傳へにては、川越の城主大道寺駿河守政繁が母常に佛道を傾慕し、己が甥山角某の第二子を僧として、感譽上人と號し、平方村に一寺を草創せしむよりてかの法尼が謚をとりて蓮馨寺と號せり、其境內御嶽の社あるにより狐峯山と號し、又丸池と云あるをもて寶池院と名付、是より冬夏の法幢怠りなく僧俗群詣しけり、其後永祿六年上人江戸緣山へ轉住し、夫より諸刹を開建して遂に當寺に歸れり、此頃川越城主の指揮によりて、蓮馨寺を今の所へ引移せしにより、其跡へこの馬蹄寺を建立すと云、何れの是なるべきや詳にせざれど、三輪庄司が馬と化せしなど云は妄誕なること齒牙をまたずして明かなり、本尊三尊の彌陀を安ず、

鐘樓 明曆三年鑄造の鐘をかく、

觀音堂 馬頭觀音を安ず、是當寺往古の本尊なり、堂の傍に天文中の古碑二基立り、共に月待供養塔にて、權律師賢秀阿闍梨、某十郎定重・彦五郎吉次助三など彫れり、

神明寺 前寺の末、寶樹院と號す、當寺は村民與四郎と云ものゝ先祖某開基せり、寶樹院は彼が法謚なりといふ、寛文六年卒すといへば古き寺にはあらず、本尊は彌陀を安ず、

地藏院 同宗、同末、延命山と號す、本尊地藏を安ず、

正覺寺 天台宗、別所村福正寺末、威德山寶聚院と號す、本尊不動を安置す、

地藏堂 閻魔檀金の地藏を安ず、先年土中より出現せしといへど詳ならず、馬蹄寺の持なり、

觀音堂二宇 いづれも十一面觀音を安ず、一は行基の作、一は惠心の作と云、共に正覺寺の持、

○領家村 領家村は江戸より行程九里、郡中この村名多きをもて當村は平方領家と稱す、村の四境東は地頭方村に隣り、南は中釘村、西は上野村、北は平方村に界へり東西七町許、南北十町に餘れり、民家四十六、檢地は元祿七年細井九左衞門・松平淸三郎・古郡文右衞門等糺せり、正保の頃は阿部對馬守領地なりしが、元祿年中御料となり、寶永三年に至り羽太某に賜はりしより今其子孫求馬知行せり、

高札場 村の中央にあり、

小名 房地山　三ツ塚　天神郭

神社 氷川社 村の鎭守なり、村民の持、以下十四社持同じ、

天神社

第六天社

風天社

天王社

八幡社

愛宕社

神明社二宇

稻荷社六宇

寺院 淸眞寺 曹洞宗、大成村普門院末、大慈山と號す、應仁二年の草創と云、開山盛庵舜和尙文龜三年四月三日寂す、本尊十一面觀音を安ず、この腹籠りに正觀音の像ありと云、作詳ならず、

鐘樓 鐘は元文六年の鑄造なり、

○地頭方村 地頭方村は江戸の行程前村に同じ、民戸三十軒、新田文書の內應安三年のものに足立郡大窪鄕地頭云々と記せるは、當村の如なれどさにはあらじ、彼書にいへるは地頭分と云こゝろなるべし、猶其全文は植田ヶ谷領大久保村の條に出したれば合せ見るべし、村の四境南は堤崎村、西は領家村、北は小敷谷・一町目の二村に交り、東は大谷本鄕に及べり、東西四町餘、南北七町許、御入國の後阿部對馬守に賜はり、正保の頃も猶かの領地なりしが、其後上りて御料となり、後又村內を割て小川兵之助が先祖に賜ひしより、御料私領入會の地となれり檢地は寬永七年阿部對馬守改めて、其後前村と同じく元祿七年に糺しあり、後又新開の地ありて延享元年菅沼久次郎檢地せしは御料に屬せり、

高札場 村の南にあり、

小名 鷲ノ下　からん堂　三塚

神社 氷川社 村內の鎭守なり、正圓寺持、下二社も同じ、

天神社

第六天社
神明社村民の持、
雷電社持同じ、
寺院　正圓寺新義眞言宗、栢座村日乘院末、蓮華山と號す、本尊阿彌陀開山秀賢寛正三年寂せり、　藥師堂
○堤崎村　堤崎村は東の方大谷本鄕に接し、南は木の下清河寺の二村に隣り、西は領家及び中釘村に境ひ、北は地頭方村なり、東西三町餘、南北も同じ、民家二十三、古くは阿部對馬守領地なりしが、いつの頃か上りて今は御料所なり、檢地及び江戸の行程等前村に同じ、
高札場村の西の方にあり、
小名　前谷　柳田　氷をし谷　久保谷　堂の前　谷畑
後谷　西谷　新田谷
神社　稻荷社三宇共に村民の持、
熊野社持同じ、社は破壞して未だ再建せず、
寺院　地藏院禪宗曹洞派、中釘村永昌寺末、寳珠山と號す、開山を一線齋と云、明曆三年四月朔日示寂す、本尊は地藏の坐像を安置せり、　十王堂　愛宕社勝軍地藏を安ず、是は加州大聖寺の禪苗和尙と云が刻める所なり、此僧は近來の人なればことに彫刻にたくみなりといへり、
○中新井村　中新井村は江戸よりの行程前村と異ならず水判土庄に屬す、村の四境南は戸崎村に隣り、西も又同村にて、北は大谷本鄕に界ひ、東は奈良瀨戸村に及べり東西十町餘、南北八町許、民戸三十三、御入國の後御料所にて其後阿部氏に賜はれりと云、正保の頃のものに阿部對馬守知行とあり、寛文年中上りて御料に復し、元祿十三年梶川與惣兵衞に賜はり、今其子孫半左衞門が知行所なり、檢地は前村に同じ、又村の乾の方に少しの新田ありて永錢を納むと云、
高札場南の方にあり、
小名　寺家山村内なる西光寺、もと此所にありしゆへ此名ありと云、　坊山　山椒
山　源四山　寺山　久保山　佛供田
山川　加茂川東の方を流る、川幅は僅九尺許、
神社　天神社二宇共に村の鎭守なり、
稻荷社二宇以上四社西光寺持、
寺院　西光寺天台宗、側海斗村慈寳院末、慈榮山光明院と號す、本尊三尊の彌陀を安ず、當寺は元小名寺家山にありしを、秀惠と云僧今の所へ引移して堂宇を再興せしゆへ、これを中興開山と稱すといふ、　觀音堂子安觀音を安ず、　稻荷社　天王社　愛宕社　鐘樓鐘は天明年中の鑄造なり、
觀音堂正觀音を安ず、西光寺持、下同じ、
藥師堂坐像にて長八寸、慈覺大師の作といへり、
虛空藏堂

差扇領（サシアウヤ）

○差扇村　差扇村は正保及び元祿の改には指扇村とかけり、江戸よりの行程八里、抑この差扇領十八ヶ村は古へ山內豐前守が知行三千石の地にて、其形扇に似たればとてかく名付と云、されど此村を差扇と唱ふるによれば、當村より起りし名なるべし、村の四境東は清河寺村及び上下內野村に隣り、南は水判土村、西は佐治川・土屋・遊馬の三村にて、北は法願寺村・別所村なり、東西十二町、南北二十町許、民戸百五十、旱損の地にて天水を仰ぎて耕植す、御入國の後は山內土佐守一豐が知る所にして、後豐前守一唯に讓りしが、四代の孫民部豐房に至り、元祿二年二月晦日本家土佐守豐昌の家を繼し故、此地は公へ收られて御料所となれり、檢地は元祿七年近山與左衞門・松平淸三郎・古郡文右衞門糺せり、又流作場荒川の岸にあり、延享四年神尾若狹守檢地す、
高札場三ヶ所小名赤羽・增永・大西の三所に立り、
小名　赤羽組　增永組　大西組　大木戸組　下鄕組
五味ケ谷戸　臺組土人村內を以上の七組に分ち唱ふ、
神社　氷川社村の鎭守なり、　末社　第六天社　稻荷天神合社
別當　神宮寺天台宗、別所村福正寺末、靈驗山と號す、本尊十一面觀音を安ず、
稻荷社四宇共に村民持、
天神社これも村民の持、
寺院　妙光寺天台宗、別所村福正寺の末、藥王山歡喜院と號す、本尊は藥師、　天神社
華藏寺同宗にて福正寺の門徒なり、雷電山と號す、本尊地藏、
眞福寺是も福正寺の門徒にて東龍山と號す、本尊は彌陀、
觀音堂二宇一は別所村福正寺の持、一は妙光寺の持なり、
藥師堂これも福正寺持、
不動堂神宮寺の持、
○上寳來村（カミハウライ）　上寳來村は江戸よりの行程九里、橘庄と唱

ふ、此村古は寶來野と稱して荒川の岸に傍ひ水災ある地なり、故に差扇領の村々より秣などかりとり野錢を貢たりと云、現に正保のものには、山內豐前守知行差扇領寶來野々高百六石二斗三升とあり、其後天和二年領主豐前守荒川の岸へ新に水除の堤を築き、開墾して寶來村と名付り、今の如く上下の二村に分ちし年代は傳へず、今なを荒川の岸に其野の跡少しく殘れり、村の四隣東は峯岸村、南は下寶來村、西は入間郡古谷上村の飛地に隣り、北は貝塚村に界へり、東西二十町、南北十町、民戶十五、當村も山內氏の采地上りてより後は御料所なり、檢地の事も前村に同じ、又川除堤の外に段高場と稱する新開の地あり、寬政六年淺岡彥四郎檢地す、

高札場 村の中央にあり、

○下寶來村　下寶來村は庄名及び江戶の里數前村に同じ家數六十二、上村に辨ぜし如く古は寶來野とて原野なりしを、寬文四年始て開墾して下谷新田といひしが、後寶來村と稱すといへり、是に據ば後年上寶來村出來てより、此村を下寶來といひて別ちしならん、四境の大槪東は峰岸・辻・別所の三村に續き、南は遊馬村、北は即ち寶寶來村にて、西は入間郡古谷上村の飛地に隣れり、東西三町、南北二十町餘、檢地及び地頭の遷替は、總て上村に同じく今も御料所なり、又後年殘る寶來野を開墾したる流作場荒川の岸にあり、この檢地も上村に同じ、

高札場 村の中央にあり、

小名　吉谷　二町田　中田

原野　寶來野 村の西境にあり、差扇領十三ヶ村組台の秣場なり、上下寶來村は後此野を流作場に取立て村內に入しかば、今は秣のことにはあづからざれど、其地の當村に傍て他に屬する村なければこゝに出せり、

神社　神明宮 村の鎭守なり、明現寺持、

寺院　明現寺 天台宗、別所村福正寺の門徒、普光山平等院と號す、本尊正觀音慈覺大師の作と云、開山龍清萬治元年の草創なり、

觀音堂 如意輪觀音を安ず、これも大師の作なり、是心と云る僧元祿十四年此堂を起立す、明現寺持、

○峰岸村　峰岸村は江戶より九里半の行程にて、東は辻村、南は下寶來村にて、西は上寶來村北は貝塚村なり、東西二町許、南北十町、民戶十軒、當村も領主の遷替檢地等は前村に同じ、此餘下寶來村を隔て荒川の岸に流作場と唱ふる耕地あり、延享元年神尾若狹守檢地す、

高札場 村の中央にあり、

神社　氷川社 辻村・上下寶來村・當村と四ヶ村の鎭守なり、善福寺の持、　疱瘡神社

稲荷社 村民持、

寺院　善福寺 天台宗、別所村福正寺末、峯光山觀音院と號す、本尊は十一面觀音を安置す、　觀音堂

○貝塚村　貝塚村は高鼻庄に屬し、江戶を距ること十里、東は上野村、南は峰岸村、北は平方村にて、西も同村及び入間郡古谷上村の飛地に界へり、東西五町、南北八町、民戶十軒、こゝも山內氏の采地上りし後は御料所なりしに、明和年中松平大和守に賜はりて今も替らず、檢地は前村に同じ、

高札場 村の中央にあり、

小名　向ひ山　向ひ原　中原

神社　稲荷社 村の鎭守なり、藥師堂庵主の持、

愛宕社 天和二年地頭山內豐前守勸請すと云、別所村福正寺持、

寺院　藥師堂 本尊は行基の作と云、領家村清眞寺三世の僧嚴岩慶長元年取立し堂にて、すなはち同寺の持なり、

○辻村　辻村は江戶への里數九里半にて、民戶十軒あり、東は中釘・上野本鄕の二村に隣り、南は下寶來村、西は峰岸村にて、北は平方領・領家村なり、東西纔に一町、南北十町に餘れり、當村も古は山內氏の知る所なりしに、近村と同時に上りて御料に屬せりと云、檢地も前村に異ならず、又荒川の岸に流作場あり、爰は延享元年神尾若狹守檢地す、

高札場 村の中程にあり、

小名　宮原　流耕地　根岸

神社　稲荷社二宇 一は領家村清眞寺持、一は村民の持なり、

○別所村　別所村は古へ差扇村の內なりしが、何の頃か分村すといへり、されど正保のものに此村名を載れば其以前のことなること知らる、江戶より九里の行程にして東南の二方は差扇村に續き、西は下寶來村にて、北は領家・木の下二村の飛地に隣れり、東西二町餘、南北は一町半、民戶十六、檢地及び地頭の遷替は前村に同じ、又荒川の岸に當村持の流作場あり、この檢地も前村に異ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名　瀧沼 村の乾の方にあり、水田なれど近村二十ヶ村の惡水爰に落込毎に水湛へて沼の如し、故にこの名ありと、　千房崎

神社　八幡社 村の鎭守にて福正寺の持、

寺院　福正寺　天台宗、入間郡小仙波村中院の末、慈覺山瑠璃光院と號す、當寺は慈覺大師の草創なりしと傳ふれど、中古回祿の災に罹りて舊記を失ひたれば詳ならず、中興の僧を永海と稱す、是も寂年を傳へず、本尊は彌陀を安置せり、

鐘樓　鐘は元文五年の鑄造なり、　藥師堂　稻荷社　天神社

○上野本郷村　上野本郷村は江戸よりの里數前村に同じ民戸二十二軒、東は領家村、南は中釘・辻の二村にて、西は峰岸及び領家の飛地に接し、北は上野村なり、東西三町、南北十町餘、又辻村の内に當村の飛地少しあり、當所も古は山内氏の領地なりしに、近村と同く御料所となり、元祿九年春日河内守に賜ひしが、其後いつの頃にか分地して、春日嘉十郎が知る所となれり、檢地のことは前村に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　ホウシ久保　常光橋　兒ノ墓

神社　稻荷社　村の鎭守なり、村民の持、下同じ、

神明社

荒神社

熊野社

○法願寺村　法願寺村は昔法願寺と云佛刹ありしよりの村名なるべけれど詳ならず、今村に地藏堂あり、頗る大なる堂にて殊に本尊も作佛なれば、若くは此堂を昔法願寺と號せしならんと土人云へり、高鼻庄に屬し、東は清河寺村、南は差扇村、西は木ノ下村の飛地にて、北は北野貝土村なり、東西二町、南北一町許の小村なり、民戸纔に四軒、當村も昔は山内氏の采邑なりしが、近村と同時に御料に屬せり、江戸への里數檢地等前村に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　大道耕地　道下　杉原

神社　稻荷社

金毘羅社　共に村民持、

寺院　地藏堂　本尊は座身にて長三尺餘、行基の作にて靈驗いちじるしと云、此堂昔の法願寺ならんと土人は云ど正しき據なし、又中古までは境内も廣く鐘樓もありしが、故ありて鐘をば堂前柊の樹根に埋めしと云、

○北野貝土村　北野貝土村も高鼻庄に屬し、江戸への里數前村に同じ、東西も南北も四町許の地にて、東は清河寺村に隣り、西は中釘村、南は法願寺村、坤の方は木ノ下村の飛地に隣り、北は阿彌陀寺村なり、民戸十五、當村も山内氏の知行上りし後は御料所にして、寶永四年中山五郎太夫に賜はり、今子孫芳次郎が知る所なり、檢地は前村に異ならず、

高札場　村の東南にあり、

小名　ドウボウ田　宮アヘ　塚ノ下

神社　稻荷社

第六天社

金山權現社

神明社　以上四社、村民の持、

舊蹟　陣屋蹟　村の西の方にあり、古へ福田左衛門惟康と云もの丶住せし地なりといへり、惟康は當村の名主惣兵衞が先祖と云、廣さ三町四方程の地なり、

○原村　原村は西の方上野本郷村に接し、東南北の三方は總て中釘村なり、東西南北凡四町四方、民戸十六、爰も古は山内氏の采地なりしに中頃御料所となり、元祿十一年荒川某に賜はり、今子孫土佐守知行す、檢地江戸への里數等前村に同じ、

高札場　西の方にあり、

小名　山ノ葉　松葉　前原　谷頭　丸山

神社　神明社　村の鎭守なり、

八幡社

天神社　以上三社共に村民の持、

○戸崎村　戸崎村は江戸への里數前村に同じ、水判土庄に屬す、こゝは隣村より餘ほど高き所にて、出崎に似たるゆへかく呼べりと云、村の四境東は別所・奈良瀬戸の二村に界ひ、南は内野本郷、西は新井村、北は中新井村なり、東西七町餘、南北は凡十二町、民家二十八、當所も古は山内氏の采地なりしが、元祿二年上りて御料となり、同き九年春日河内守に賜はり、今に其子孫左太郎の知行所なり、檢地は前村に同じ、

高札場　東の方にあり、

山川　加茂川　村の東の方を流る、川幅九尺餘、

神社　氷川社　中新井・堤崎及び當村の鎭守なり、村民の持なり、　荒脛社

鷲明神社　是も村民の持、

淺間社　名主又兵衞が先祖兵庫と云者の勸請する所にて、即ち又兵衞の持なり、　末社　下淺間

社　辨天社　小室明神社　不動堂

寺院　觀音堂　中新井村西光寺の持、

○内野本郷　内野本郷も水判土庄に屬し、江戸への里數檢地等前村に同じ、此内野と云は中古の鄉名にて、餘程廣かりし地と見えたり、後年何の頃か當村及び上内野・下

內野と三村に分ち、其後又上內野村を裂て別に內野村と云を立しかば、今は四ヶ村となれりと云、今下內野を改て上下內野村と稱せり、上內野以下の三所は植田ヶ谷領に屬す、是土人の傳る所なれど、此餘近村に內野鄕を唱るもの數村あれば、中古內野鄕と稱せし地の限りのみにあらざるべし、又當村はそのかみ村民の居住せし所なるゆへ、本鄕の唱へありて分村の時其名に定めしならん、【小田原役帳】に千葉殿知行十貫文內野鄕と載たれば、永祿の頃まで分鄕せざるごとく聞ゆれど、是より先應永二十九年の文書に上野鄕の名見えたれば、各村に分れたるも古くよりのこと丶見えたり、尙上內野村及び近村清河寺の條幷せ見るべし、村の四境東は西谷村南は上內野村、西は清河寺村にて、北は新井・戸崎の二村なり、東西九町、南北も同じ、民戸二十六、當所も古は山內氏の領地なりしが、元祿二年上りて小川新右衛門に賜はり、今其子孫兵之助知行せり、

高札場 村の中程にあり、

小名 上ノ原　清水　西原　三ツ又

山川 加茂川 村の東境を流る、川幅は九尺許、

神社 淺間社 地藏院の持、村の鎭守なり、

神明社 村民の持、下三社同じ、

稻荷社

天王社

熊野社

寺院 地藏院 禪宗臨濟派、清河寺村清河寺の末、遊戲山と號す、本尊彌陀を安ぜり、外に地藏を安ず、元は此像を本尊とせしゆへこの院號あり、開山は本寺第七世梅洲因公永祿七年三月十五日寂す、境內に榧の大木一株あり、いかにも數百年の星霜を經し者成べし、　觀音堂

○中釘村 中釘村は高鼻庄に屬す、正保頃のものには中莖村と見ゆ、元祿の改には中之釘村と出せり、村の四境南は木ノ下村に接し、西は辻村に界ひ、東は阿彌陀寺村にて、北は堤崎村に及ぶ、東西二十九町、南北十二町許民家七十、當所も昔は山內氏の釆地にて、元祿二年上りてより今に御料所なり、檢地及び江戸の行程は前に同じ、

高村場 東北の方にあり、

小名 西光坊　島崎村　中鄕　前原　堀の內　受地　南

神社 氷川社 村の鎭守なり、南藏院の持、　末社　稻荷社　荒脛社

子聖社 妙玖寺の持、

愛宕社

淺間社

天神社 以上三社、村民の持、

秋葉社 拜殿幣殿頗る美を盡し、本社は一段高き所にて石階を設けたり、當社は元駿州にありて飽波神社と云しを、いつの頃にや遠州に移し、其後又當所に移せしと云、されど其年代は詳ならず、慶安の頃より靈驗の聞えありて、每月十八日には參詣ことに多く、信仰の輩あつまりて修理の資費を寄進し、かく莊嚴をなせしと云、　阿彌陀堂 當所の除地は元此本尊の免地なり、然るに秋葉社諸人の信仰ありて、社宇も廣ごりたれば、今は自ら秋葉の境內にある堂の如し、由て姑く秋葉を主として出せり、村內永昌寺持、

寺院 妙玖寺 一向宗、東本願寺末、中釘山と號す、當寺は松平土佐守忠義の母志願によりて、慶長十八年建立する所なり、故に其法號をとりて妙玖寺と名づく、此尼は加藤主計頭清正の長女にして、女ながらも勇氣の聞ゑありし人なり、元和四年九月五日終る、忠義の弟豐前守一唯及び子一輝も當寺に葬りてあり、故に土佐守が家より今に佛餉米二十五石づゝを送ると云、本尊は妙玖院の守本尊なりし彌陀の立像を安置す、惠心の作といふ、　聖德太子像一軀 親鸞上人の作、山內豐前守一唯、曾て一堂を建立して安置せしものなりしが、其後廢頹せし故こゝに置り、

鐘樓 延寶五年の鑄造なり、

永昌寺 禪宗曹洞派、大成村普門院末、龜足山と號す、本尊藥師を安ず、腹籠りに定朝の作の小像を收む、開基は戸田周防守と云、法名高德院貴山榮留居士、文龜二年六月十六日卒す、開山を月膽義泉と云、慶長十一年五月廿四日示寂、

鐘樓 延享元年の鐘なり、　白山社　天神社

南藏院 本山修驗、中尾村玉林院配下、本尊不動を安ず、

○阿彌陀寺村 阿彌陀寺村は阿彌陀寺と云古刹あるより起りし村名なりと云、村の四境東南は清河寺村に隣り、西は中釘村、北は木ノ下村にて、東西一町半、南北も同じ、民家十六軒、當所も山內氏の領地上りてより御料となり、寶永二年戸田備後守に賜ひ今に替らず、檢地江戸の行程前に同じ、

高札場 西の方にあり、

小名 キシム　新田　東谷

神社 石神社 村の鎭守なり、阿彌陀寺の持、

天神社 村民の持、

寺院 阿彌陀寺 淨土宗、入間郡川越蓮馨寺末、來光山と號す、村名此寺より起りしなれば、古寺なること知るべし、されど次第に衰微し、其上回祿の災に罹りて寺記等悉く烏有となりし故、更に其來由を傳へず、本尊彌陀を安ず、中興を一譽上人と云、延寶年中寂す、　稻荷社

○清河寺（セイガジ）村 清河寺村は江戸への里數前村に同じ、水判土庄と唱ふ、古は內野鄕の內なれど、今は一村となれり

と云、現に永祿九年十一月太田源五郎氏資、天正十五年太田十郎氏房より村內淸河寺へ與へし寄附狀に、內野淸河寺と載たり、思ふに寺邊の小名を淸河寺と唱へしゆへ後年分ちて一村となりし時、そのまゝ村名となせしなるべし、村の四境東は新井・內野本鄕の二村に續き、南は差扇村に隣り、北は堤崎村にて、西は木ノ下・阿彌陀寺の二村に接せり、東西八町許、南北十九町餘、御入國の後は前村と同く山內氏の采地なりしが、後上りて御料所となりぬ、いつの頃よりか小川兵之助の家に賜はれり、檢地は前村に異ならず、

高札場中程にあり、

小名　大谷巽の方なり、こゝは辨天社の舊地なるをもて、元辨天とも云り、　將監山名主小兵衞の先祖將監といふもの、居住せし地なるゆへ此名ありと云、　雉子谷　折耕地　眞堤
天ノ下　寺の下　北の原　スハ谷　第六下　大塚

神社　辨天社村の鎭守なり、

神明社

吾妻社

稻荷社

第六天社以上共に村民の持、

寺院　淸河寺臨濟宗、相模國鎌倉圓覺寺の末、大龍山と號す、古は此所より坤の方にあり、そのころは七堂伽藍等建連て、此邊の寺々すべて末寺なりしと云、今の地へ移せし年歷は詳ならず、開山は圓覺寺第三十八世佛慧禪師傑公是英にて、永和四年三月十二日示寂す、開基は左兵衞督基氏なり、貞治六年丁丑四月廿六日逝し、淸河寺殿玉嵓明公大居士と謚せし故、當寺をも淸河寺と稱すといへど、古河公方家の譜によるに、基氏の法號瑞泉寺殿とあり、淸河は當寺のみにて追謚せし號にや、又基氏より寺領等寄進せしこと緣起にのすれど、寄附の文書はなし、應永廿九年基氏の曾孫左兵衞督持氏よりの、寄附狀等は今も所持せり、其文下にのす、また下に出せる天文廿三年の文書に、蘆根齋とあるは其頃の住僧なりといふ、其のち享祿年中兵亂にて堂宇燒失し、什物等も悉く烏有となり、久しく廢寺の如くなりしを、御打入の後天正十九年寺領五石の御朱印を賜はり、頗る建立ありしを元和年中再ひ回祿の災に罹り、其後いつの頃か仙岩と云僧中興せりと云、

寺寶古文書六通、

寄進　武藏國淸河寺

同國足立郡上內野鄕內田壹町貳段、在家壹宇敷地等

長井駿河三郞實基寄進

同鄕內田壹町貳段、佐地川在家壹宇、駿河三郞實基伯父紹旭藏主寄進之事

地等

右爲當寺領所令寄附也者、早守先例可致沙汰之狀如件、

應永廿九年十一月廿一日

從三位朝臣（花押）

就淸河寺之儀樣體承候、心得申候、第一寺僧方外之仁誰人に候共許容不可叶候、幷門前之者他所へ罷移事是又堅停止尤候、此等條々違背之輩候者、速に可蒙仰旨、可及其斷候、恐々敬白、

天文廿三甲寅四月八日

美濃守資正（花押）

蘆根齋

昌書記事心得申候、此上郡內出入之所存候者、能々御聞屆指人可承候、可及其斷候、恐恐敬白、

天文廿三申寅四月八日

美濃守資正（花押）

蘆根齋

依有代々證文諸公事指置申候、爲其一筆令進覽候、恐々敬白、

永祿七年甲子十二月十九日

源五郞氏資（花押）

淸河寺侍司

內野淸河寺門前諸公事、幷棟別諸勸進令停止畢、仍如件、

永祿九年丙寅十一月廿三日

氏資（花押）

道也任證文諸公事免許、幷門前棟別諸公事諸勸進令停止者也、仍如件、

〻正十五年丁亥十月十五日

氏房（花押）

內野淸河寺

鐘樓鐘は近き頃の鑄造なり、　觀音堂千手觀音を安ず、聖德太子の作なり、基氏當寺を建立せしも、此觀音の示現〆よるといふ、　天神社

地藏堂淸河寺の持、

○新井村　新井村は內野鄕水判土庄に屬す、江戶への里數前村に同じ、戶數二十一、東は戶崎村に隣り、南は內野本鄕に界ひ、西は淸河寺村、北は堤崎・中新井の二村なり、東西十町、南北も同じ、當村も古は山內氏の采地な

りしが、近郷と同時に御料所となれり、檢地は前村に異ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名　本村前　臺山下　走り下り

神社　稲荷社 村の鎭守なり、新養寺の持、　子ノ神社　山神社

愛宕社 同寺の持、

寺院　新養寺 禪宗臨濟派、隣村清河寺末、妙陽山と號す、本尊正觀音を安ず、開基は名主清右衛門が先祖、初は修驗にて般若院といひしと云、承應年中卒せり、

○木下村（キノ）　木下村は高鼻庄と呼ぶ、村の四境東は清河寺村にて、南は阿彌陀寺・北野貝土の二村に隣り、西は中釘村に接し、北は堤崎村に及べり、東西七町許、南北三十町、民家三十三、當村も山内氏の釆地上りし後は御料所となりしに、寶永二年戸田中務少輔に賜はり今も子孫備後守領せり、檢地及び江戸への行程前村に異ならず、

高札場 北の方にあり、

小名　五段田　久保下　小ミヤウ

神社　氷川社 村の鎭守なり、末社に白山社あり、

天神社 以上觀音寺の持、

雷電社

稲荷社四

熊野社

荒神社

三十番神社

神明社

天神社

第六天社

雷電社三宇 以上十三社村の持、

寺院　觀音寺 天台宗、別所村福正寺末、木榮山慈眼院と號す、本尊正觀音を安ず、慈覺大師の作なり、開山も慈覺大師といへど、これは勸請の開山にて、別に開山の僧あるべし、　二王門 二王は石にて作る、長五尺三寸許、

法光寺 日蓮宗、甲州身延山久遠寺末、照賑山と號す、本尊三寶を安ず、當寺開闢は山内豊前守一唯が家人小笠原某にて、主人修理大夫忠定を開基とせり、忠定は寛永二年八月廿九日卒す、法名は法光院殿照田日賑と云、依て其法謚をとりて山號寺號とせり、開山日宥寛永十二年示寂す、　鐘樓 寛文二年鑄造の鐘なり、施主山内豊前守一唯の局、某本願主にて、前にいへる小笠原某が寄附せしなりといへり、　三十番神堂 淡嶋明神を合殿とす、

新編武藏風土記稿卷百五十二之終

新編武藏風土記稿卷百五十三之

足立郡之十九　吉野領

○原市村　原市村は江戸を距ること九里に餘れり、按に隣村吉野原村は、古へ原村とのみ唱へし由ものに見えたれば、當村も昔はかの村の内にして市立し處なる故、原村の市場と云こゝろにてかくは名付しなるべし、又古くは原宿と唱へり、新座郡野火留平林寺に藏せる北條家より出せし文書に、原宿の名見ゆ、其文に

原宿

右當鄕代官職之事、如源五郎時無相違被仰付畢、聊無々沙汰速可走廻、若背掟妄之儀有之者、任法代官興可被相改者也、仍後日狀如件、

永祿十年丁卯九月晦日 (虎朱印)

安首座

原宿當檢見御書出

田數

壹町八段百歩　反別三百文宛

此分錢五貫四百九十文

畠數

拾町八段小四十歩　反別百六十五文宛

此分錢拾七貫八百卅四文

此内十貫八百四十四文　秋成反別百文宛

六貫九百九十文　元成反別六十五文宛

以上

合貳拾三貫三百廿四文　當檢見踏之辻

此内引物

三百文　神田

壹貫文　堤免井料共

五百文　代官給

五百文　名主免

五百文　定使給

以上貳貫八百文　諸色引之

殘而

廿貫五百廿四文　當納

以上

右當年貢無々沙汰可致進納者也、仍如件、

永祿十年丁卯十二月廿三日 (虎朱印)

代官垣岡越後代

原宿百姓中

正保の改には尙原宿と記し、元祿改定のものには原市村と出して、側に原宿共と書てあり、されど村に傳る寛永廿年の記錄には、原市町など記せしもあれば、原市・原宿互に唱へしと見えたり、今も諸方への馬次にて、大宮宿へ二里、大門町へ三里、與野町へ三里、平方村へ二里の人馬を出す、毎月三八の日を定として市を立、米穀前栽等を交易す、家數二百三十五軒、大抵往還に町並をなして住せり、東は丸山・上瓦葺の二村に接し、南は砂村・今羽村に並び、西は吉野原・上尾下村・上尾等の村々に續き、北は下平塚村なり、東西僅か五町にて、南北は四十三町あり、當村永祿の頃は岩槻の太田氏の領地なりしことは前の文書にても知るべし、御入國の後西尾隱岐守吉次に賜はりしが、其子丹後守忠永元和三年常州土浦の城主となりしより御料となりしに、幾程もなく同き九年阿部備中守正次に賜はりたり、されば正保の改には其子對馬守重次の知行せしこと見ゆ、この上りし年代は詳ならざれど其後又御料に復し、寶永四年村内を裂て山高又左衞門・松井十左衞門・中山五郎太夫・植村某に賜はりてより、今は其子孫山高芳次郎・松井十左衞門・中山芳次郎・植村庄右衞門の知行所なり、檢地は元祿七年細井九左衞門・松平清三郎糺せり、其後新田を開きしは延享二年神尾若狹守寶曆二年同人、及び松浦河內守改しとなり、是等の新田は今も御料所なり、

高札場 小名上新町にあり、

小名 上新町　上町　中町　下町　下新町 町並往來の小名なり、

上新町は北の端にて夫より次第して南に續けり、此往還南の方は大門町に達し、北は菖蒲町に續けり、又上新町の內西側に岐路あり、上尾・桶川等に至る、又下町より東西へ達する道あり、東は幸手・岩槻へ通じ、西は大宮宿及び與野町へ續く、全く脇往還なれど、かゝる宿驛へ通ふ地なれば、本道にもことならずといへり、

下原 下新町の南にて砂村の境なり、こゝは穢多の住する處にて、諸役免除の地なり、

池沼 沼 村の東にあり、原市沼と呼ぶ、沼の向は丸山村の內伊奈熊藏が陣屋なり、沼の廣さ東西百間、南北の徑六百間許、爰より流れ出る一條の川あり、其末綾瀨川に沃げり、

神社 愛宕社 村の鎭守なり、寶藏寺の持、

稻荷社二宇

天王社

藏王社 以上四社は長久寺の持、

山王社 地藏院の持、

寺院 妙嚴寺 曹洞宗、比企郡市ノ川村永福寺の末、龍淵山と號す、當寺は延德元年大洞存裔と云僧の開基にして、昔は村の巽の方會下山と云所にありしが、後今の地に移せりと云、存裔は永正十年十月廿日寂す、當寺移轉の年代詳ならずといへど、文祿の頃領主西尾隱岐守吉次再興すといへば、若くは此時のことなるにや、吉次は慶長十一年八月廿六日卒す、境內に墳墓あり、謚して淨德院天翁梵長居士と云、是遠州横須賀の城主西尾隱岐守が祖なり、本尊は釋迦を安置せり、

○寺寶 鞍一口 黒塗の海なしにて製、樣古質なり、前輪に永樂錢の紋を置き、銘に永正二年十月吉日と刻し、左の如き花押を印す、(略之)此餘鐙一雙、長刀一振、鎗一筋あれど、何れも世の常のものなれば略す、以上の四品は隱岐守吉次の所持せしものなりといふ、

藥師堂 藥師は惠心の作と云、　觀音堂 正觀音を安ず、こは行基の作にて、當寺昔會下山にありし頃の本尊といふ、　稻荷社　白山社　鐘樓二ケ所 一は無銘の鐘にて年代詳ならず、一は寶曆二年の鑄造にて、時を報ずる鐘なり、

長久寺 天台宗、川田谷村泉福寺の末、天王山自性院と號す、當寺元庵室なりしが、慶安年中一寺となれりと云、本尊不動を安ず、　氷川社 本地佛正觀音の像を安ず、勸請の年代詳ならず、寛保二年に再興ありと云、　末社　山王社　秋葉社　辨天社　天神社　八幡社　稻荷社

相頓寺 淨土宗、鴻巢宿勝願寺末、快樂山安養院と號す、當寺は永德二年の草創にて、開山は本寺第四世圓蓮社聖滿良順と云、應永十六年五月廿六日示寂す、本尊三尊の彌陀を安ず、惠心の作と云、外に千手觀音の木像あり、是は西國五番の札所、河內國藤井寺の寫なりといふ、　太神宮　末社　天神社　稻荷社

疱瘡神社　鐘樓 元祿八年の鑄造にて、銘文あれど考證に益なければ取らず、　見生庵跡 何の頃か廢して、今は迹のみ殘れり、本尊は迦羅陀山の地藏なり、本堂に移し置り、

地藏院 天台宗、川田谷村泉福寺の末、折波山十輪寺と號す、當寺は長元三年の草創にして、慈覺大師の開闢なりといへど、大師は貞觀六年正月十四日の示寂なれば、長元を上ること百六十年餘にして時代あはず、中興開山を尊海と云、正慶元年十一月廿日、入間郡鴨田村一乘院にて寂を示す、本尊阿彌陀を安ぜり、　地藏堂 長三尺餘の坐像を安ず、此腹籠りに長一寸八分の延命地藏を納む、定朝の作にて秘佛なりと云、いかなる故にや土人是ををりは地藏と呼ぶ、奥州秀衡の守護佛なりと傳ふれど、其來由を失ふ、たゞ一通の書を像にそへ收めあり、其文に

地頭

三河國住

西尾小左衞門尉 花押

文祿五丙申年三月廿四日

開眼敬白

これは今安ずる所の地藏を開眼せしことなるべしと云、　閻魔堂　鐘樓 寶曆七年の鐘なり、

古碑一基 銘あれども磨滅して讀がたし、法印尊海・證圓・教尊・妙圓・大中氏女・記氏女など僧俗の名所々に彫

れり、土人これを虎御石と呼び、親鸞の弟子信佛坊といへる者の建立なりといへど、こゝに法印尊海とあるは卽當寺中興開山のことなるべければ、信佛坊の建立と云へるはうたがふべし、

寶藏寺　新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院の末、醫王山と號す、開山を成賢と云、嘉曆二年二月朔日寂す、本尊は藥師なり、

觀音堂　馬頭觀音を安ず、弘法大師の作にて、立像長一尺七寸當郡三十三所札所の第十八番なり、傳へ云昔當村にて牛馬の病行れしことあり、土民等深くこれを患へ、馬頭觀音を建立して祈願を掛ければ、其病止みたりと、則ちこの觀音是なり、其後年代詳ならず一寺となり、慈眼山觀音寺と號し寶藏寺の門徒となりしが、いつの頃か又廢れて堂ばかり殘れり、夫より後貞享年中にも亦かゝることありて、靈驗あらはれければ、毎年八月十七日ごとに近鄕の者、歩を運びて牛馬の難を祈ること今にたゆることなしと云、

○吉野原村　吉野原村は古へ原村と唱へしに、いつの頃にか今の名に改むと云、これは吉野領原村と云よりしてかく名付しとぞ、正保の頃のものには原村と載せ、元祿の改めには吉野原村と出たれば、其改りし年代も推て知らる、因て思ふに隣村原市も古は當村の內にて、市場ある地なれば、そこを原市と名付しならん、江戸より九里の行程にて、東は原市村、西は別所村、南は加茂宮・本鄕・今羽の三村にて、北は上尾下村なり、東西十町、南北は三十町に及べり、民戸七十七、中山道の往還村の西境を貫く、道幅三間許、當村古へは春日彌吉と云もの領せり其頃彌吉が出せし文書なりとて、村內醫を業とせる清水玄益なるもの藏せり、されど料紙黑色等實に其頃のものとも思はれず、若くは本書を失ひて其寫なるか、殊に地頭より出せし文中に、地頭衆とあるも疑ふべし、其文左に載す、

一吉野村あれちの儀田畠共にてから次第にひらかせ可申候、但年貢の事は三年から屋に相定申候、三年過候はゞ年貢之儀受取、此末を相すまし可申事、
一田かたは壹反に付而二つなり、
一畠かたは壹反に付而永樂四斗代なり、
但鄕中之百姓ひらき申共、此通りにうけ取可申事、殊に地頭衆ひらき申候共、此通りに請取可申候、爲後日一札如此候、仍如件、
元龜貳年ひつしの三月三日　春彌吉
よしの村
名主十三郎どの

此文書誠ならんには、元龜の頃吉野村と唱へしこともありしと見えたり、御入國の後は御料所にして、正保年中戸田藤左衞門の知行に賜はり、今も其子孫備後守領す、此餘伏見源次郎か知行少しく交はれり、檢地は寶永四年時の地頭戸田中務大輔糺せりと云ふ、

高札場　村の北にあり、

小名　千本松　地頭備後守が松林あり、　見目　市場　伊豆屋　凉木

神社　諏訪社　村の鎭守なり、不動院の持、　稻荷社

稻荷社二宇　共に持前に同じ、

雷電社　地藏院の持、

金山權現社　清淨院の持、二社同じ、

鹿島社

天神社

寺院　清淨院　古義眞言宗、高野山法性院の末、長松山靑蓮寺と號す、當寺の草創を尋ぬるに、古へ當村に岸將監といへる人あり、佛法歸依のものなりしかば、己が屋敷に庵室を結びて、ある如法の僧を置、行基の刻める阿彌陀の像を安ぜしが、其後天正二年村民等相謀てこゝに移せりと云かの將監がさきに基を起せし頃、村の庄屋を勤しゆへ、土俗庄屋坊と呼び、未だ寺號もなかりしをもて、時の住僧壽傳今の寺號を銘すと云、此頃の寺地は今境內にある稻荷社のあるあたりなり、後寛永四年熊澤彥兵衞當所を支配せしとき、若干の地を免除せり、此時の僧空圓なるもの高野山にゆかりあるをもて、同寺の末に隷す、因てこれを法流の開山と稱す、本尊不動は寶永二年地頭戸田中務大輔が寄附なり、　稻荷社　阿彌陀堂　閻魔堂　鐘樓　享保十二年の鐘をかく、　藥師堂

不動院　前寺の門徒にて、僧壽傳が草創する所と云ふ、本尊不動を安ず、

地藏院　是も同寺の門徒なり、金錫山と號す、本尊延命地藏を安ず、　阿彌陀堂

觀音堂　千手觀音を安ず、

○加茂宮村　加茂宮村は江戸よりの行程八里にして、上下加村の東に並び、南は土手宿・大成の二村に接し、北は鍛冶・吉野の兩村に添ひ、東は本鄕村なり、東西十三町、南北一里に及ぶ、當村昔より加茂社の建る地なれば、たゞちに村名とすと云、此加茂宮の唱へも古きことにや、天正十年記せし成田家人の分限帳に、三十六貫文武州加茂宮多門兵衞と載たり、今は私に村を二つに分て、北の方を上加茂宮と呼び、南を下加茂宮と唱ふ、家數九十軒大抵中山道往來の左右に並び住せり、此街道南の方大宮宿の飛地北原と云所より入り、北の方吉野原村に達す、領主の遷替は詳ならざれど、正保の頃は水野小左衞門・松下彥兵衞知行せしこと其頃記せしものに見ゆ、その中彥兵衞に賜はりしは寛永十年の由傳へり、又小左衞門が知行は寶永二年故ありて收公せられ御料となれり、よりて今は御代官所と彥兵衞が子孫圖書頭が知る所なり、古田

檢地は詳ならず、後年開き添たる地は、享保十六年覓播磨守が奉りにて糺せしと云ふ、

高札場三ケ所、村の南と中とにあるは御領の分なり、圖書頭のは北の方にたてり、

小名　天神橋 中山道往來の内なり、橋の傍に天神社のあるをもて、橋に名付しより後其邊りの呼名となせり、　藥師原 今村内吉祥院立る藥師堂、此所に有しゆへの唱へなりと云、　領家　構井

山川　加茂川 大成村より來り、村の北の方を流る、川幅纔かに四五尺、

神社　加茂社 村の鎭守にて吉祥院の持なり、社邊に古杉數株ありて、土地のさま舊社とは見ゆれど、勸請の年代詳ならず、相傳へて足立神社なるべしと云説あれど、正しき證佐なければうけかひがたし、足立神社をいかなるゆへにてかく改しや、かた〲信じがたき説なり、式に載たる足立神社は、植田谷本村に立るをもて正しとすべし、

牛頭天王社

天神社

八幡社

稲荷社 以上四社は村民の持、

寺院　金剛寺 新義眞言宗、上加村滿福寺末、遍照山と號す、阿彌陀を本尊となす、　觀音堂

吉祥院 本寺前に同じ、雙樹山大惠寺と號す、開山詳ならず、中興開山を榮秀と云、寶永三年八月二十五日寂せり、藥師を本尊となす、　鐘樓 安永二年の鐘をかく、

阿彌陀堂二宇 一は吉祥院の持、一は村民の持なり、

○今羽（コンハ）村　今羽村は江戸よりの行程前村とひとし、村の四境東は原市・砂の二村に並び、西は吉野原村に接し、南は本郷村、北は吉野原・原市の兩村なり、東西十四町許、南北十八町餘、御入國より以來山田半右衛門が知行なりしが、後上りて御料となれり、其年代は詳ならざれども正保改のものには伊奈半十郎支配せしよし載せたれは、それより前なること論なし、今も御料所なり、檢地の年代は詳ならず、

高札場 南の方にあり、

小名　西木戸　領家屋　平　横枕　藥師堂前

神社　氷川社 村内の鎭守なり、

熊野社　雷電社　春日社 以上四社は、村内修驗三明院持、

寺院　眞福寺 淨土宗、鴻巣宿勝願寺末、自在山實相院と號す、此寺往古は時宗にて、元阿覺圓和尚の起立なりと云、元阿が碑境内にあり、永和二年三月十九日、元阿彌陀佛と彫れり、此餘文明十年逆修重阿彌陀佛、及び文永五年天文二十年等の古碑立り、當寺第六世諦譽義全がとき、今の宗旨に改めしと云、此義全永正七年十月朔日示寂といへば、淨土門なりしも古きことなり、本尊三尊の彌陀惠心の作なりと云、　天神社

○本郷村 附持添新田　本郷村も江戸よりの行程加茂宮村に同じ、四境東は見沼の新田にて、其向は砂村なり、南は土呂・大成の二村に並び、西は加茂宮、北は今羽村に隣れり、東西五町、南北九町餘、家數六十七、御入國以來御料所なりしに、享保年中山田半右衛門に賜はり、後又上りて御料に復せり、古田の檢地は詳ならず、後年開きし新田は享保十六年覓播磨守、寶暦八年泉本儀左衛門等檢地せり、此餘定慶新田と稱する當村持添の新田あり、是は定慶といへるもの開きしをもてかく名づく、此定慶は元江戸の人なりしか、大宮へ來り住せしと云、延享二年神尾若狹守糺して貢數を定む、

高札場 村の東にあり、

小名　朝日　椿山　堀込山　權現山

神社　朝日明神社 小名朝日にあるをもてかく唱ふるにや、其由來を傳へず、又鎭座の年代も失せたれど古木あまたありて古社とは見えたり、神體は秘して見ることをゆるさず、村の鎭守なり、村内高林寺の持なり、

子神社 地藏院の持、

稲荷社 是も地藏院の持、

寺院　高林寺 新義眞言宗、上加村滿福寺の末、朝日山蓮王院と號す、本尊は不動を安置す、　藥師堂

光明寺 本寺前に同じ、山號を失ふ、本尊不動を安ぜり、

地藏院 本山修驗、中尾村玉林院配下、境内に不動堂及び地藏堂あり、

○上加（カミカ）村　上加村は水判土庄に屬す、江戸の行程前村と異ならず、中古は上賀と書しに、七十年前今の文字に改めし由土人はいへど覺束なし、下文載る所東光寺の雲板に、明德五年賀村とあり、又永祿十二年太田三樂の子梶原政景が出せし文書には、加村とあれば昔より賀加互に記せしこと知らる、政景が文書左の如し、

加村御本領幷豐島豐前守分今泉拘任望進之候、萬一本主致忠信者替地可進之候、恐々謹言、

永祿十二己巳閏五月十五日　源太政景 花押

高麗豐後守殿

此文によれば上下二村となりしは、是より後のことなるは論なけれど、分れし年代詳ならず、民戸五十軒、村の四隣南は下加・櫛引の二村に並び、北は西谷・奈良瀬戸等の村々に交り、東は大成村・加茂宮村、西は上内野村に界へり、東西の徑凡二十町、南北は十八町、御入國の後御料所なりしが、正保の頃は内藤金左衛門知行せしこと其頃のものに見ゆ、後慶安年中御料に復し、今に御代官所

なり、檢地は慶安四年伊奈半左衛門、元祿三年松平淸三郎八木仁兵衛等糺せり、此餘享保十八年伊奈半左衛門檢せし新田ありしが、こゝは後年廢潰して今新田の名のみ殘れり、

高札場村の中程にあり、

小名　高屋　松原　平内出　這松　東谷　一本松

神社　氷川社村の鎭守なり、滿宮寺の持、　末社　荒脛社　稻荷社

神明社三藏院の持、

御靈社前に同じ、

天神社松原寺の持、

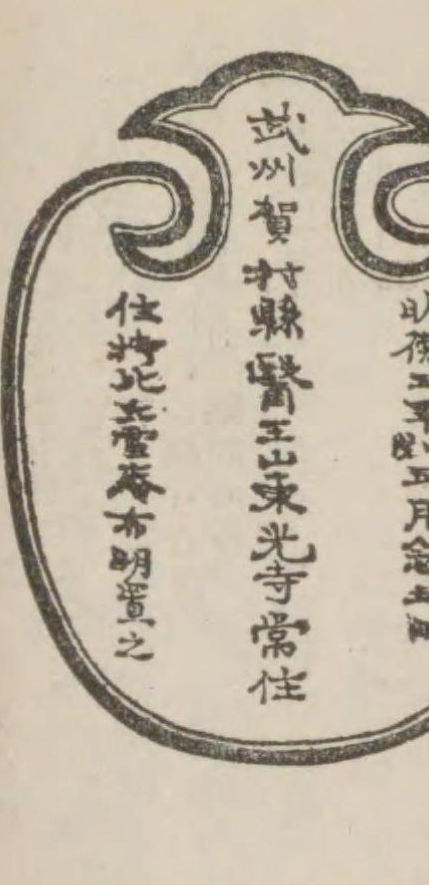

神明社東光寺の持、

寺院　滿福寺新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院の末、樂邦山正覺寺と號す、永仁六年僧興雲草創すと云、興雲は正和元年五月廿八日寂す、當寺元十石の御朱印なりしが、寛永十八年丙丁の災に罹りて、御朱印を燒しより半を減ぜられて五石の御朱印を賜へり、本尊は彌陀を安ず、

鐘樓延寶三年の鐘なり、　不動堂　淸龍權現社

東光寺滿福寺の末なり、當寺今は衰微して山號本尊を失へり、然るに埼玉郡上會下村雲祥寺に、右の如き雲板あり、是全く當寺のものなるべし、されば古は醫王山と號す、本尊は藥師を安置せしものならん、

滿宮寺是も本寺前に同じ、本尊は觀音なり、

三藏院本寺同じ近き頃廢頽して、未だ再興に及ばず、

松原寺天台宗、側海斗村慈法院末、大日を本尊となす、

○下加村附持添新田　下加村は上加村の南にあたり、江戸の里數も亦前村とひとし、東は櫛引村に境ひ、南は並木村に交り、西は蓮沼を隔てゝ内野村なり、東西三丁、南北五丁餘、當村大谷領に屬すといへど、是は寛文元年の水帳に大谷郷とあるは覺へたがへしにて、領は即ち上加村と同じかるべし、古の領主詳ならず、正保年中は柴田筑後守が知行なりしこともに見えたり、今は御代官所となれり、檢地は寛文元年なれど檢せし人の姓名を失ふ、此餘原地新田と呼ぶ持添の新田あり、延享二年神尾若狹守檢地す、こゝも御料所なり、

高札場西の方にあり、

小名　一町目　二つ塚　梅ヶ久保　馬洗戸　堀の内　峰ひじろ　寶藏寺　松原　十郎ヶ谷戸

神社　氷川社村の鎭守なり、金剛院の持、

八幡社持同じ、

熊野社當社は元金剛院の進退する所なり、因て今も彼寺に慶長十二年熊野山寄進と彫たる鰐口を藏せり、其後いつの頃よりか大乘院の持となれり、

稻荷社大乘院の持、

牛頭天王社金剛院の持、

寺院　金剛院天正十九年寺領四石の御朱印を賜はり、元祿年中加賜して都合十石四斗の寺領となれり、新義眞言宗、京都無量壽院の末、昔は下野國足利郡鑁足寺の末なりしが、中興開山空正の時、元祿二年今の末となれりといふ、花臺山大聖寺と號す、本尊は不動を安置せり、

觀音堂觀音は行基の作なり、近き頃回祿の災にかゝりしより、此堂未だ再建に及ばざれば、かりに客殿に安置せり、

天神社　淺間社　鐘樓近年の鑄造なり、

大乘院前寺の末、福壽山と號す、本尊は不動を安ず、　觀音堂

大宮領

○大宮宿　大宮宿は當國一の宮立る地なればその名となせりと云、正保改の郷帳には大宮町と記せり、又當所は【國造本紀】に載る牟差志の府を置れし地なることは既に郡の總說にいへり、其地は郡の中央より少し西によれり中山道六十七驛の一にして、江戸より七里を隔て、浦和宿へ一里十町、上尾宿へ二里の行程なり、又埼玉郡岩槻城下まで二里、郡内與野町へ三十丁、原市村へ二里ありてこの五ヶ所往來の繼場なり高鼻郷に屬す、當所の宿驛となりしは、古きよりのことにはあらず、昔は今の本村・高鼻・土手宿の三村を合して、大宮と呼びて村落なりしを、御入國の後中山道を開かれし時、伊奈備前守忠次が指揮にて、百姓屋敷四十二軒に地子を免し、始て人馬繼立をなさしめしとなり、其頃は往來も今とは變りて、氷川裏大門より大門通りへ出、一鳥居の邊より今の中山道通りへつゞきたり、然るに年を追て宿驛繁多にして、丁役に勝さりしかば、寛永五年伊奈半十郎忠次が計らひにて、今の往來其頃原野なりしを、地割して町並となし、六萬四千三百十三坪餘を地子免として、繼立の費用に宛たりしと云、則今の本村・北原・右衛門八分・甚之丞新田・

吉舗町・新宿中町・新宿下町是なり、此七所を通じて惣名大宮宿と云り、斯て當所の町役は五十、人馬五十匹と定められしかど、猶時として往來繁多なるが爲に、元祿七年近郷一萬千八百廿七石餘の村々に課して、人馬とも助立することに定りしなり、民家二百餘軒、多くは宿の往來に由て連住せり、其四境の大槪は南の方北袋・上落合の二村に續き、北は大成・土手宿・高鼻の三村に並び、東は三沼の新田を隔て南部領大和田・中丸の二村に接し、西は上中下小村田の三村なり、東西の徑り三四町、南北五十町に及ぶ、當村天正の頃は潮田出羽守・同左馬允等領せしといへり、御入國の後は世々御料所にして、たゞ新宿の内わづかの地を伏見源次郎知行す、こは享保の頃三沼代用水堀割せられし時、堀鋪潰の地の代として賜ひしなりと云、檢地は天正二十年伊奈熊藏が糺せしを古しとすれど、こは本村のみ檢地なりと云、其後寛永六年伊奈半十郎檢地し、又新開の地は享保十六年柴村藤右衛門・伊庭市兵衛・村上左五左衛門・池田喜八郎・布施彌市郎・中島十左衛門等糺し、享保二年山崎岡右衛門・久保田傳七郎糺せり、

○高札場 新宿中町にあり、

○本村 本村は宿の北の方なる東側なり、是大宮の本村にて、昔は大宮村と唱へり、その頃は村民も氷川大門通りに居住せしが、寛永五年當所へ移りしと云、

小名 宮町 宿並の內、北原入會の所なり、 金ケ谷戸 神明ケ谷戸 藪下

神社 神明社 鎭座の年曆は傳へざれど、天正二十年の水帳に神明ケ谷戸の小名出たれば、古社なるべきなり、村民の持なり、

寺院 東光寺 大宮山と號す、曹洞宗、新染谷村常泉寺末なり、寺記及鐘銘に據るに、當寺は昔紀伊國熊野那智山光明房の住侶、宥慶阿闍梨關東下向の時、當國足立原に宿りて黒塚の惡鬼を呪伏し、その側に坊舍を立て東光坊と號す、是熊野の光明東國に輝と云意を表せしとなり、今按に此說いと浮たる事なり、想ふに此所に黑塚と云塚ある故に、彼平兼盛が陸奧の安達原の鬼を、詠ぜし歌に附會せしならん、さて當寺は天台宗の由記錄に見ゆ、眞言宗なりとも云、誰か是なりや、其後曹洞宗僧梁室和尚、中興して一寺とし、東光寺と號す、此僧は長享元年正月廿八日化す、本尊藥師客殿に安置せり、

鐘樓 客殿の右にあり、鐘徑二尺五寸、舊鐘は元祿九歲現住枯山が銘ありしと云、其文は今寺に收む、宥慶虛鬼降伏の事を稱す、今の鐘は享保六年鑄る所にして、現住敎發が銘あり、こゝには略す、

阿彌陀堂 村民の持、

西樂寺跡 廢寺となれり、年代詳ならず、

○北原村 北原村は宿の北にて西側なり、是も寛永五年土手宿の北よりこゝへ移りしゆへ、今も耕地はその處に殘れり、

小名 宮町 宿並の內、本村入會の地なり、 金ケ谷戸 神明ケ谷戸 北原 藪下 曆新田 昔一宮より頒曆ありし時、當村の名主喜兵衛が家にて、推步のことを司りしゆへ、此名起りしならんといへり、

○甚之丞新田 甚之丞新田は北原村の南につゞけり、此地は寛永五年開發の時、今の名主治部左衛門が先祖甚之丞の草創したるをもて、其名となせりと云、

小名 大門町 宿並の西側なり、道を隔て東側の大門町、八右衛門八分に屬す、 一傳坊 昔一傳と號せし修驗者の居し處なりと云、こゝは右衛門八分入會の地なり、 馬場 潮田出羽守が調馬の跡なりと云、 壽能 鐘ケ谷戸

舊蹟 城蹟 小名壽能にあり、壽能城と稱せしと云、永祿・天正の頃北條の麾下、潮田出羽守資忠、其子左馬允資勝居住せしに、天正十八年小田原落城の時、彼地に於て父子ともに討死し、當城には家人北澤宮內等籠城せしが、防戰力及ばずして民間に落隱れたりと云、宮內が子孫は則當所の名主治部左衛門が家なり、かゝりければ御打入の後伊奈備前守より宮內に指揮して、大宮町及此城邊を新開せしめ、其功に由て城跡を宮內に與へしとて、今も治部左衛門が持なり、城地は東南北の三方見沼新田によりたれば、當時要害よかりしこと知られたり、西向の一方のみ平地つゞき、西南によりて大手と唱ふる所あり、そこには今も高二間、幅五六間の土手二つあり、東西の長八町許、南北四町許にて、その廻りにも高六尺許なる土手跡殘れり、構の內今はなべて林となせり、又こゝより東の方見沼代用水堀を隔て四五段許の山畑あり、そこを出丸と唱へ、且其處に稻荷の小社ありて壽能稻荷と號すれば、全く此城に屬したる出丸なるべし、又本城の跡に高二間徑り三間許なる物見塚と云ものあり、當時櫓などの跡なるにや、その塚上に治部左衛門の先祖宮內が遙拜の爲に建りとて、出羽守資忠の墓碑あり、其碑陰に元文三年潮田勘右衛門資方と稱せし人の記せし銘文を彫りたり、此資方は土井大炊頭の家人にして、出羽守資忠が六世の孫なりと云、銘の略に云、潮田出羽守資忠は源三位賴政十九世の孫、太田美濃守資正の第四子にして、武州足立郡大宮壽能城主たりしに、天正十八年四月十八日、相州小田原に於て討死せしゆへ、家臣北澤宮內城地に於て、此塚を營み、祭祀の禮を失はずして今に至れり、資方始てこゝに至り、始祖の恩澤の深きことを思ひ、北澤某と計り、墓碑を造て不遷の廟となす云々とあり、この銘によれば、碑石は此時新に造りしとみゆ、又治部左衛門が家に潮田氏の由緒書あり、こは後年資方より與へたるものにや、考證となるべき記錄なり、その略に潮田出羽守資忠は、太田美濃守三樂齋資正の四男なるが、母家の氏を名乘て別家となり、永祿三年十二月晦日、父資正が自筆の免書をもて武州大宮浦和木崎を領し、壽能城を築て居住せしに、天正十八年小田原に於て、嫡子左馬允資勝と共に戰死したり、其頃二男勘右衛門資政は、未だ幼稚なりしかば、伯父太田安房守資武の方に養はれしに、後東照宮の仰に由て、慶長七年七月土井大炊頭利勝の家人に屬せられしより、子孫世々土井の家人たりと云、資正土井の臣となりし時、都合十人を屬せら

れしとて、其姓名を末に載せたれど、こゝに引に益なければ省きて記さず、

○右衞門八分　右衞門八分は本村の南に續けり、こは今の名主右衞門八が先祖右衞門八なるもの、開闢したるをもて地名とすと云へり、彼右衞門八はもと堀の內村の民にて、こゝを開發したりしゆへ、寬永六年改の水帳には堀之內村の內、右衞門八分としるしたり、

小名　大門町 宿並の東側なり、　南光庵 村內東光寺、開山南光が住せし地なればこの名あり、

來男寺 寺の遺跡なるにや、若寺號の名殘るといはゞ、男字恐くは誤ならん、　堀之內　味噌根　池端

神社　鹿島社 東光寺の持、

白山社

塚　黑塚 小名堀ノ內にあり、高一丈許、徑り七八間の塚にて、松樹雜木等生茂れり、塚上に狐松ありて其下に八幡の小社を建、又側に石にて造りし大黑の像一軀あり、相傳ふこの黑塚は、昔三沼新田の新開あらざる頃、大宮の神主氷川內記と稱せしもの、彼の沼に居る鴈鴨等を取んとて、往來人の見とがめんことを恐れて、よなよな鬼面を被りて驚かし、その隙にかの鳥を取しが、顯はれて難儀をも奪はれ、改易となりしとなり、その後農人等鬼いでしと云ふらし、はては奧州安達郡の黑塚に擬して黑塚と唱へ始めしといへど、こは强言と云べし、夫をいかにと云に、村內東光寺の撞鐘元祿九年の銘文に、數百年前熊野那智山宥慶師なるもの、曾て檀門を扣て足立郡大宮邑に宿りし時、黑塚と云古塚有て種々の妖怪をなし、人を惱せしかば、慶師法力を以てこれを伏すとのせたり、東光寺は昔眞言宗にして、曹洞となりし時の開山梁室和尙長享元年化すといへば、黑塚の名の舊きこと論なかるべし、黑塚と唱ふるには自らゆへあるべけれど、古き世のことなれば傳へを失せしならん、

○新宿中町　新宿中町は大門町の南に續けり、此町及新宿下町・吉敷町の三町は、昔大宮村に馬次ありし時よりの町名なりといへど、其正しき據を知らず、

小名　新宿 東の方大宮大門を隔てあり、これ新宿中町丁町の舊地なりと云、

神社　稻荷社 村民の持、

寺院　宗金寺 玉龍山と號す、曹洞宗、本村東光寺末、本尊は藥師を安置せり、

○新宿下町　新宿下町は新宿中町の南につゞけり、

小名　下原 町の南方吉舖町をへだてたる所なり、

○吉舖町　吉舖町は新宿下町の北に並べり、當所は元祿の頃まで吉舖新田と唱へしを、後年町名に改めしなり、

神社　天神社 村民の持なり、

稻荷社 上に同じ、

寺院　阿彌陀堂 光明坊と號す、鴻巢宿勝願寺の持、貞享三年僧眞譽の建立にして、師の廓譽眞齋和尙を以て開山となせり、　觀音堂 馬頭觀音を安ず、　鐘樓 貞享三年鑄造の鐘を掛けり、

○高鼻村附持添新田　高鼻村は大宮宿の東にあり、高鼻鄕の本村なりと云、されど昔より大宮の社領なる故、天正十九年社領御寄附の御朱印の文には、大宮村の內とのみ記され、慶長九年同じ御寄附狀より高鼻村と載せられたり、然れば高鼻の名は古き鄕名なるべけれど、村名に定りしは近き年のことなるべし、其地は東の方高鼻新田及び右衞門八分に續き、西南は大宮宿に隣り、乾は土手宿村、北は北原・本村・甚之丞新田の三村なり、東西四町、南北十八町とはいへど、四隣皆犬牙して其詳なることは記しがたし、此村は昔より氷川の社領なれば、天正二十年伊奈備前守檢地せしまゝ、後年の改めなしといへど、明曆三年氷川の社領五十石餘三沼へ闕入しとて、郡中新開村にて代地を寄附せらるとあれば、此時も改めありしならん、此餘當村持添にて享保十三年三沼を開墾して、同十六年村上佐五右衞門・池田喜兵衞檢地せし新田、及寶曆十一年・天明七年等開きたる新田あれど、皆僅かばかりなる地にて御料に屬せり、

神社　氷川神社 社地總て九萬坪餘ありと云、當國の一宮にして古は殊に大社なりし故、今も大宮町・大成・土目・本鄕・天沼・北袋・加茂宮の七村を井垣の內と稱せりと云、社記を閱するに、當社は孝昭帝の御宇、勅願として出雲國氷の川上に鎭座せる杵築大社をうつし祀りし故、氷川神社の神號を賜はれりと、【武藏風土記】に足立郡氷川神社神田百束、十字田四圖、觀松彥香殖稻、天皇御宇、三年戊辰、所祭素盞嗚尊・大己貴命・稻田姬・合三座也と載るもの是なり、又社記に云、崇神天皇の御宇當社を大社に定め賜ひ、武渟川別を勅使として、官幣を賜はりしより、景行天皇の御宇日本武尊東征の時も、當社へ御祈願ありて、夷賊平治ありしかば、ます〱御尊敬淺からずして、四十五代聖武天皇の御宇、一宮の宣下ありと、【三代實錄】云貞觀元年正月廿七日、甲申授ニ武藏國從五位下氷川神從五位上一、同五年六月八日、授ニ武藏國從五位上氷川神社正五位下一、同七年十二月廿一日、戊辰、授ニ武藏國正五位下氷川神從四位下一、同十一年十一月十九日壬申、授ニ武藏國從四位下氷川神正四位下一、元慶二年十二月二日癸亥、授ニ武藏國正四位下氷川神正四位上一、と載たれば、淸和・陽成の御宇いよ〱御尊敬厚かりしこと知らる、（按に【類聚國史】元慶元年丁酉十一月三日、牟差國足立郡氷川神社授ニ正三位一と載せしは誤りか）其後醍醐天皇の御宇、日本國中大小神祇勅撰の時、當國四十四座の內、大社二座の其一に定められし也、則神名帳に武藏國足立郡氷川神社、名神大月次新嘗と載るもの是なり、又社記云、朱雀院の御宇平將門叛逆の時、平貞盛兄弟當社へ參籠して、鏑矢を奉て祈願せしに、不思議の靈驗ありて、思ひのまゝに功ありしかば、神位一階を增賜はり、其後白川院永保元年、崇德院永治元年、高倉院治承四年、等打つゞきて神位一階を增賜ひ、又右大將賴朝祈願により、治承四年土肥次郎實平をして社頭再建ありて、社領三千貫の地をさし置れしが、中葉戰爭の地となりし頃、社領を過半奪ひ取れて衰微に至りしなどいへど、こは神主等が言を工にして、ことさらに昔の大社なることをまふせしならん、今も神職角

氷川神社圖

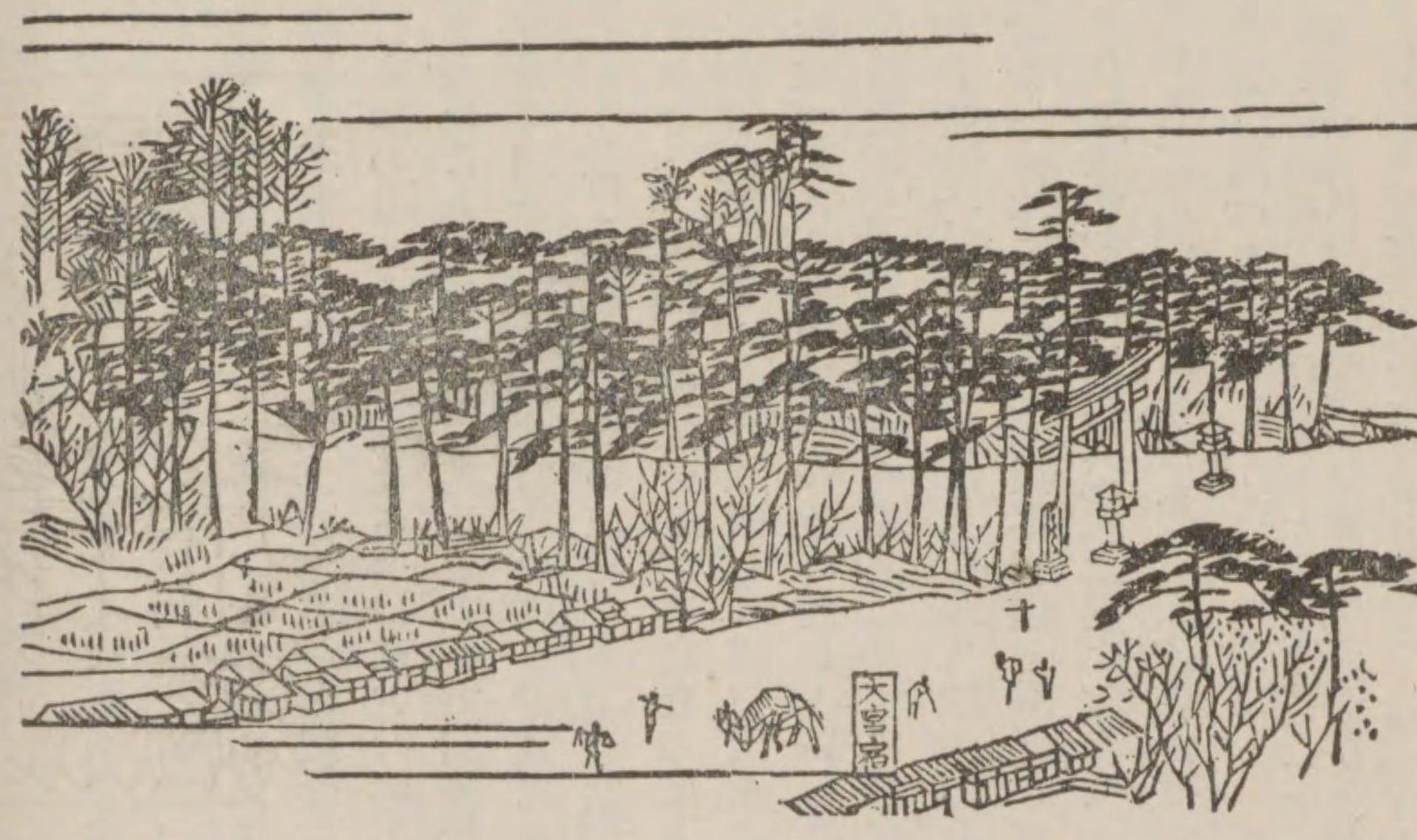

井駿河が所藏の文書に、元龜三年小田原より出したる掟書あれど、いさゝか社領を削りしことは載せず、先規に任せて信仰ありしさまなり、其文に

掟

右當社中井寺家社家横合非分聊於有之者、不撰權門即刻小田原江可有注進、遂糺明犯科人可處嚴科狀、如件、

元龜三年卯月朔日　江雪齋　奉之

足立郡大宮

又天正二年六月廿一日、小田原評定衆より出せし狀あり、その文に

大宮社人捧目安付而、潮田以相目安遂糺明了、

一　於宮山年中祭禮之用所剪候木、於自今以後者、潮田相談得奉行乞請可剪之、大宮之事者於武州一廉之大社に候間、萬事法儀嚴重之沙汰尤候、扨又宮山社中共に無所詮に木不可剪事、

一　御子山之事潮田出羽守任證文、猶於左馬允も可寄進旨成下知候事、

右領主之儀に候間、潮田左馬允と能々相談、追日當社修理祭禮以下不可有怠慢旨依仰狀、如件、

天正二年甲戌六月廿一日

評定衆　勘解由左衛門尉

康保（花押）

大宮社人中

又天正十九年御當代より賜ひし御朱印にも、先規に任せて社領百石の地を御寄附なさせられし由記し賜へり、其後文祿五年伊奈備前守忠次を奉行として、宮社の御造營あり、繼で慶長九年社領二百石を贈せられて、前に賜る所と合て三百石を御寄附あり、この時伊奈備前守・全阿彌兩名にて出したる添狀の文に、今度大宮へ御社領三百石に成下さる、但し後の二百石の内百石は、少破御造營の爲に除置るべく、惣中殘り百石を以宮相聞の爲大社にて候間、小禰宜三人神子二人懈怠の所を早く仕立べく候、其外餘地の分跡々の如く、惣中配分有べしと見えたり、由て今も三百石の内百二十五石は社頭修理料七十五石は神主三人、百石は社僧五ケ寺にて配分すといへり遂の後寛文七年阿部豐後守を奉行として、再び宮社の御建立あり、その時棟札今も簸王子の社内にあり、左の如し

上棟　一宮足立郡氷川大明神社

征夷大將軍正二位右大臣

寛文七年丁未三月吉辰　從四位下阿部豐後守忠秋奉行

かく世々公より御造營ある處なれば、宮殿以下殊に壯嚴なり昔は當社より頒曆ありて、その頃推步のことを司りしものは

氷川之二

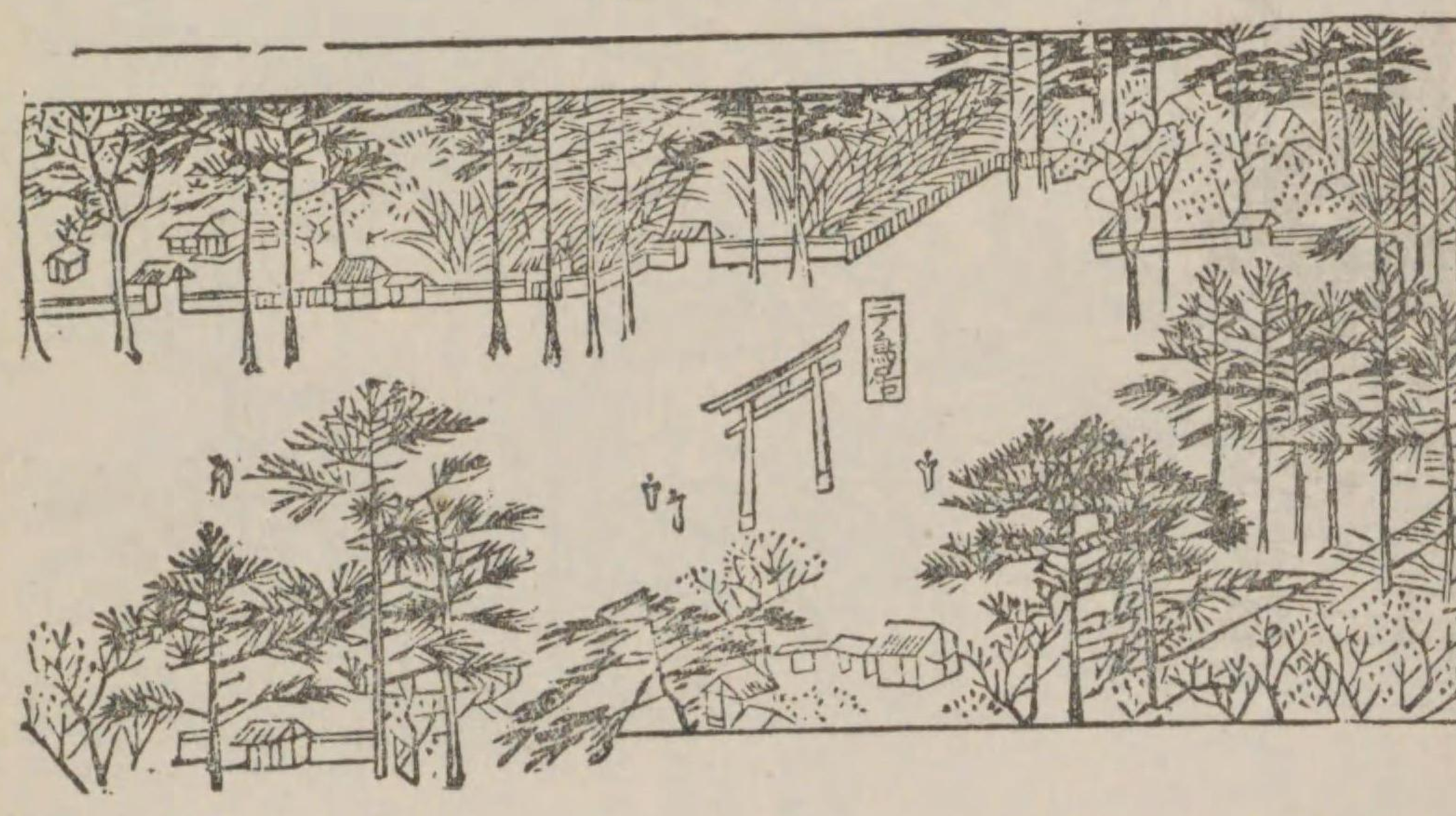

氷川之三

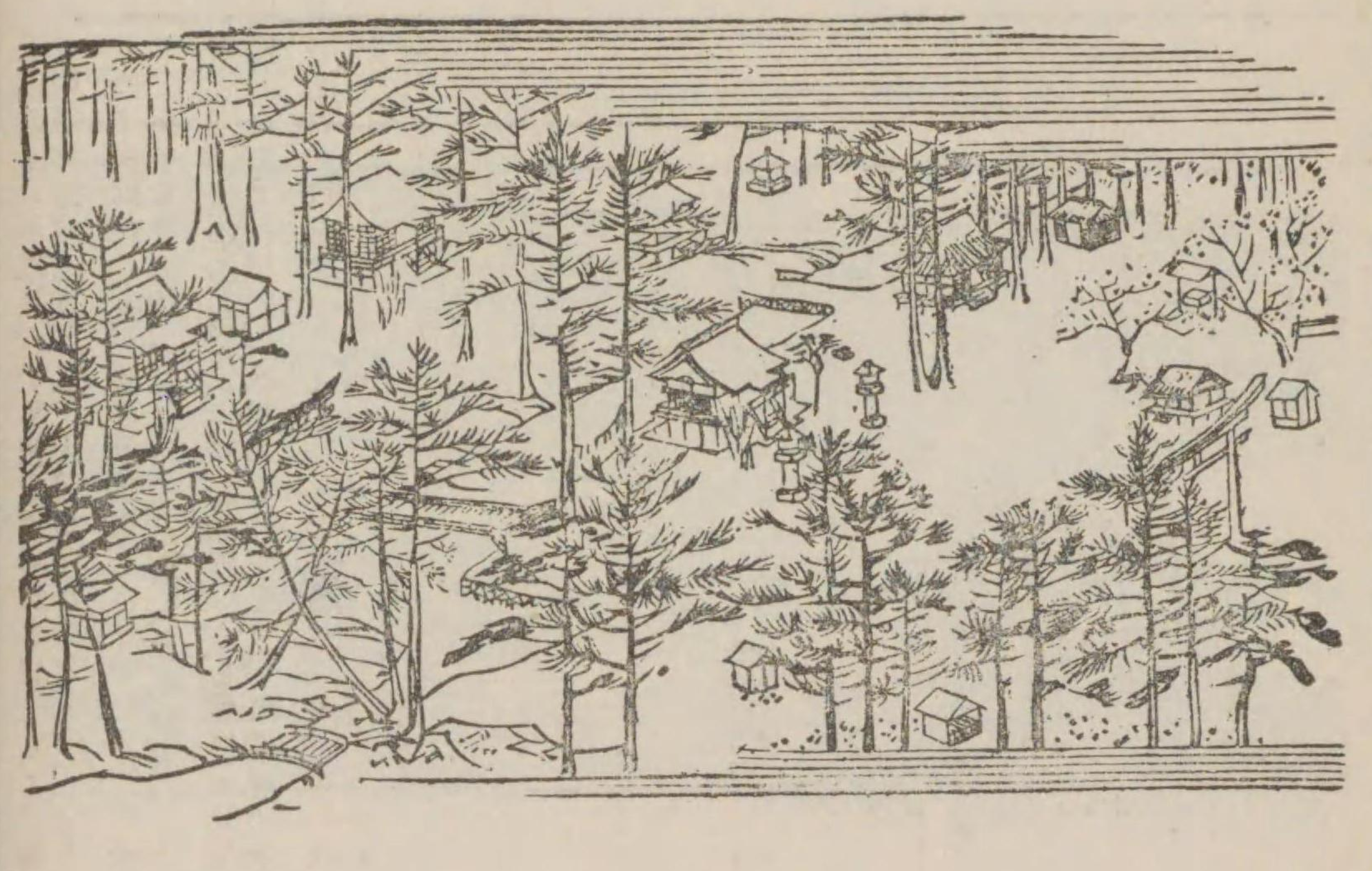

北原村の名主喜兵衞が先祖齋藤氏なりといへど、其顚末を詳にせず、世に傳ふ一年豆州三嶋曆と武州大宮曆と閏月の違ひありて、北條氏政より安藤豐前守に命じて糺明せられしが、三嶋曆の方正きに極り、それより武藏の曆を停止せらると、これに據れば天正の頃までは、猶曆を出したること知らる、神事は毎年正月三ヶ日天下泰平の御祈禱、同き七日奉射、六月十五日神輿渡し、八月十四日新嘗會等あり、其餘小祭月祭數多ありと云り、社頭のさま一鳥居大宮宿の入口の右にあり傍に武藏國一宮氷川大明神と彫たる石標を立、それより大門十八丁を過て社地に至る、其所に二三鳥居立り、二鳥居は大門の中ほどにあり、大門の左右は松杉雜木並び連りて、一町づゝの限に石標あり、社頭は素より松杉繁茂し、閒ずして古社たること思ひ知らる、宮社の所在は圖に出したれば合せ見るべきなり、

男體社　御手洗の橋を過て左の方にあり、宮作にして二間半に一間半、下二社も同じ、當社は神主岩井伊豫司どれり、祭神は素盞嗚尊にして、伊弉諾尊・日本武尊・大己貴命の三神を相殿となせり、

女體社　男體の東にあり、こは神主角井駿河持にして、祭神は稻田姬命なり、相殿に天照太神宮・伊諾册尊・三穗津媛命・橋媛命を祀る、この四座の相殿あるに付て、くさ〳〵異說あれど附會と覺しき傳へなれば、爰に記さず、

簸王子社　三鳥居を入て正面にあり、當社は神主角井監物司どれり、祭神は大己貴命と云、一說に軻遇突智命なりといへど、前にも記す如く、出雲國簸の川上に鎭座せる杵築社を寫して、氷川明神の號を勅許せられし由傳ふれば、恐くは大己貴命なるべし、杵築社の祭神大己貴命なる由、古記に詳なり、扨當所三社の次第につきて、昔より異論あり、或は當社大己貴命本體にして、男體女體は彼父母の神なれば、攝社に祀りしものといひ、或はいふしかはあらず男體素盞嗚尊本體にして、簸王子は火神軻遇突智命を祀りて、大己貴命にはあらず、よりて當社と女體は攝社なりと、此事爭論決しがたくして、元祿十二年遂に公訴となりし時、同き九月寺社奉行戶田能登守・永井伊賀守・井上大和守等が判にて、雙方明證なきを以て、此後は三社同格となして、甲乙の次第あるべからず、且神主の次序は家督の新古を以定むべしとの下知ありしとなり、されば社傳等皆區々にして、何れを正しとすることは定めがたけれど、寛文年中御再建ありし時の棟札、當社に納めをかるゝによれば、これを本體とすべきにや、

攝社　門客人社　男體社の東にあり、祭神は豐盤窻命・櫛盤窻命の二座にて、古は荒脛巾神社と號せしを、氷川内記神職たりし時、神祇伯吉田家へ告して、門客人社と改號し、手摩乳・脚摩乳二座を配祀すと云、按に出雲國杵築の攝社に、門客人社と云もの二宇ありて、東は櫛磐間戶命、西は豐磐間戶命を祀る由なれば、門客人號は全くこれにもとづきしならん、又脚摩乳・手摩乳の二神は、同所天前社の祭神なれば、爰へ配祀せしなるべし、これ等に據ても、當所氷川社の簸川上杵築社を移し祀りしこと證すべし、

末社　五山祇社　男體社の後にあり、大山祇・中山祇・麓山祇・正勝山祇・離山祇の五座を祀れり、神一に五男神社とも云、

愛宕社　男體社に向て左にあり、神主岩井伊豫が家藏の社内、古繪圖には吾妻社と載たり、

宗像社　御手洗の嶼中にあり、市杵嶋姬命・田心姬命・湍津姬命三座を合祀す、出雲國杵築の社にては築紫社と號す、

稻荷社　簸王子社の西にあり、

天神社　簸王子と稻荷の間にあり、菅原道實朝臣を鎭座す、

住吉社　社地の入口にあり、下並に同じ、

石上布留社　布都御靈神を祀れり、

雷神社　神明社　第六天社　本地堂　簸王子の東にあり、氷川の本地佛正觀音を安置す、

不動堂　門客人社の東にあり、

假殿　男體女體兩社の間にあり、祭禮の時神輿を假に置く所となせり、

御供所　本地堂の側にあり、

神樂堂　簸王子に向て左の方にあり、

太々神樂堂　同じ東にあり、

火祭跡　本地堂の東の方なるわづかの芝地なり、昔毎年十二月十日こゝにて火祭と云神事ありしが、延寶三年神主氷川内記上京して、神祇伯吉田家にはかりて、清祓に祭り替たりと云、

神木　男體女體兩社の間にあり、二圍ばかりなる杉なり、

御手洗池　簸王子と男體女體の間にあり、中ほどに朱塗高欄の板橋を架す、この池に蓴菜生じたれば、古き池なる事知らる、

神職角井駿河　二鳥居を入て東側に住す、物部姓とのみ傳へて、由緒詳ならず、土人此家を小祝の屋舖と稱すといへり、

神職岩井伊豫　駿河の北に並び住す、土人此家を大祝屋舖と唱ふ、家系は詳にせざれど、應永以下の寄進狀等數通所持したれば、古き家なること論なし、その寄進狀は左のごとし、

□□祈禱事殊可被致精誠之狀、如件、

應永二十二年十月二日　（花押）

岩井常陸介殿

天平泰平祈禱□□抽精誠云□□狀、如件、

明應元年八月十日　（花押）
武藏國一宮
大宮司衆　御報

天下靜謐祈禱事□□日可抽懇□□狀、如件、
□二年七月二日　（花押）

以上欠
可申候、恐々敬白、
八月七日　氏康（花押）
□井大祝殿

□□□□神官屋舖亂妨狼藉之事堅令停止畢、□□
□違犯輩者速可被處罪科者也、仍如件、
（虎朱印）
亥二月七日
岩井中務殿

以上欠
以上

右條々堅令停止畢、若於違犯之輩者、則可處罪科者
也、仍如件、
（虎朱印）
戊寅九月十日
一宮大宮□□

右の文書は寶暦十三年回祿にかゝりしとき、上下前後等燒失ひしと云、又全く烏有となりしも數通ありしとて、今その寫のみを藏せり、則左のごとし、

氷川御宮々
武藏國足立郡島根村內陸段
右所奉寄附之狀、如件、
應永廿年五月廿日

禁制　氷川社
右於當社軍勢幷甲乙人等不可致亂入狼藉、若令違犯
者可被處罪科之狀、如件、
應仁二年七月二日　（花押）

改年吉兆不可有盡期候、殊爲祝儀自高井鹽蕁給珍重

候、仍刀吉繼一進之候、表一儀計候、余賀重可申述候、
恐々謹言、
正月七日　氏政花押
岩井掃部殿

御懇書到來、就出陣殊被抽精誠卷數贈給候、目出心
つよく存候、猶亦御祈念賴入候、恐々謹言、
七月十九日　氏政花押
岩井掃部殿

尤神妙候、彌可被致祈禱誠之狀、如件、
八月二日　正信花押
岩井兵部殿

いんしんとして、わた百五十はのぼされよろこび候
なを、しよゝ行をこたりあるべからず候、かしこ、
正月六日　ひた
くらんとのへ
まへる

祈禱卷數、殊蕁壹籠至來、目出候、謹言、
二月二日　（花押）

當社由緒異于他上者、彌可被抽懇祈之段專用に候、
尙中村尹子口上可有之、恐々謹言、
三月十九日　（花押）
大祝殿

神職角井監物　二鳥居を入て西側に住す、此監物が家は後年駿河の家より分れたるものと云、三宅とも京都吉田家の配下なり、昔は岩井・角井・內倉・氷川の四家にて、神事を司どりしが、內倉・氷川の二家廢して、今の三家に定められしなり、その年代等は詳ならず、神職の外禰宜三人、社役一人、巫女二人、掃除役三人ありと云、　社僧觀音寺　金龜山と號す、社僧の學頭なり、不動を本尊とす、　社僧常樂院　社僧大聖院　社僧寶積院　以上二鳥居の東側にあり、　社僧愛染院　神樂堂の後にあり、此社僧は皆新義眞言宗にて、比企郡三尾谷村廣德寺の末に屬せり、昔は寺號院號は唱へざりしにや、天正二十年の水帳に、常樂坊・大覺坊・東堂坊・池龜坊・西原坊・毘沙門坊・不動坊とのせたり、後年坊舍を合せて今の如く一寺四院に定められしなるべし、

○上天沼村（カミアマヌマ）　上天沼村は大宮宿の東十四五町にあり、東の方は高鼻村新田に接し、西北は元より大宮宿にて、南は下天沼村なり、東西も南北も凡五町、民戸八十七軒あり、當村は昔より大岡勇三郎が家にて知行すれど、檢地の年代等は詳ならず、

高札場　村の北にあり、

神社　熊野社　村民の持、

寺院　大日堂　これも村民の持、

○下天沼村　下天沼村は上天沼村の南に並び、東は下木崎村新田、高鼻村新田に續き、西は大宮宿に交り南は北袋村なり、東西三町、南北四町許、家數十六軒、當村も檢地の年代等は詳ならず、昔より朝比奈左近が知る所なり、

高札場　村の南にあり、

神社　八幡社　村民持下並に同じ、

稲荷社

寺院　觀音堂

○北袋村　附持添新田　北袋村は大宮宿の巽十八町を隔て高鼻庄に屬す、村の四境東は下木崎村新田に隣り、西は大宮宿に並び、南は上木崎村、北は下天沼村なり、東西三町、南北四町許、民戸二十五、當村は昔より御料所にて、元祿十年八木仁兵衛・松平清三郎檢地し、その餘持添の新田は、享保十六年筧播磨守、寛延二年菅沼久次郎檢地して、租米の數を定めたりと云、

高札場　村の南にあり、

小名　本村　元屋舗

寺院　系元寺　天台宗、中尾村吉祥寺末、椎谷山と號す、古は星野山と稱せし由、境内に椎の大樹あるを以後年改めしとなり、本尊阿彌陀を安置せり、

虚空藏堂

○土手宿村　附持添新田　土手宿村は大宮宿の北に續きて中山道の往來にかゝれり、高鼻郷といふ、昔は大宮宿の內、本村及び高鼻村當村を合せて大宮村と稱せしを、文祿三年當村を疋田喜右衛門に賜はりしより分村すと云へり、正保の國圖には土手村と書し、元祿改定の國圖郷帳には大宮土手宿と載たり、村の四境東は高鼻村に接し、西は大成村に隣り、南は大宮宿の內本村に境ひ、北は大宮宿の內北原村の耕地に添へり、東西の徑り三町、南北五町餘なり、民家は二十六軒にて、大抵往來の左右に連住す、當村御入國の後は御料所にして、文祿元年伊奈備前守檢地し、文祿三年疋田兵庫が家に賜へり、其餘元祿三年・同十七年、御代官松平清三郎・八木仁兵衛等檢せし新田及び壽能原を開きて、寶暦十一年泉本儀左衛門が紀せし新田等は、皆御料所にて此村持添の地なりといへり、

高札場　村の中程にあり、

小名　星山　壽能原

神社　稲荷社　多子稲荷と號すれど、其來由はつたへず、

稲荷社　土手富稲荷と號す、是も其來由はしられず、二社ともに村民の持、

○土呂村（トロ）　附持添新田　土呂村は大宮宿の艮十町許にあり今土人は上土呂・下土呂と二村の如く分ちいへど、こは私の通稱なるべし、四境東は大和田・砂の二村に接し、南は大宮宿の內右衛門八分・甚之丞新田等に並び、西は大成村、北は本郷村なり、東西は纔五町にして、南北は二十町許あり、當村は御打入以來御料地なりしに、後村內を割て初鹿野傳右衛門信昌に賜ひ、その後信昌が子勘解由某の時、願ひ上て次男次郎左衛門に分地し、後又殘る御料の地も伏見源次郎が家に賜ひしかば、今は初鹿野河內守同勘解由・伏見源次郎の知行入會の村なり、檢地は寛文五年なれど、奉行人の名は傳へず、其餘持添の新田三ケ所あり、一は村の巽壽能原を開きし地なり、是は土手宿・大宮・本郷入會にして寶暦十一年泉本儀左衛門檢地し、上土呂村新田と唱ふ二ケ所は、村の東見沼新開の內なり享保十六年筧播磨守檢地にて、是らは下土呂村新田と呼ぶ、共に御料所なり、

高札場　村の南によりてあり、

小名　黒塚　或は九郎塚とも書す、又藏人頭塚とも唱へり、昔はこゝに塚ありしよし、そのゆへよしはいまよりは知られず、　洲崎　はし土　下在家

神社　御嶽社　村の鎭守にして稲荷・天神を配祀す、慶長五年地頭初鹿野傳右衛門信昌、甲州よりうつして造營せしよしの棟札あれば、古き鎭座なることしらる、村民持、

稲荷社　淨職院の持、下同じ、

神明社

寺院　淨職院　水光山神前寺と號す、新義眞言宗、植田谷村林光寺末、阿彌陀を安ず、　天神社

地藏堂　村民の持、

○大成村（オホナリ）　大成村は大宮宿の西北につゞけり、高鼻庄に屬す、古は金子庄とも稱せしよし傳ふれど、當村は昔金子駿河守の知行なりしゆへ、誤りいへるならん、又大成は彼駿河守の名乘なりともいへり、村の四境東南は大宮宿の地に接り、北は加茂宮村に續き、西は櫛引・加村の二村なり、村內中山道にかゝりて民戸百八十軒あり、當所は昔より小栗仁右衛門の知行なりしに、延寶元年所替あ

りて御料所となり、その後明和五年元の如く仁右衛門が知行に復し賜はりしと云、檢地は寛永九年なり、

高札場上組下組と別れて二ヶ所にあり、

小名　躑躅山(ツヽジ)村民持の林にて、こゝに躑躅多くあるをもて名とすと云、　西馬場昔陣屋ありし時の調馬の跡と云、　鍛冶屋堤今は堤もなし、昔鍛冶の住せし處と云、　上組　下組　田はた

神社　八幡社金乘院持、下二社同じ、　末社　天王社　愛宕社

秋葉社

稻荷社

寺院　金乘院大聖山と號す、新義眞言宗、上加村萬福寺の末、本尊不動を安置す、

普門院慶安年中寺領十石の御朱印を附せらる、曹洞宗、上野國白井村雙林寺末、大成山と號す、本尊正觀音を安ず惠心僧都の作なりと云、開山は月江和尚にて、應永三十三年の起立といへり、【本朝高僧傳】云、釋正文月江と號す、嘗て尾の楞嚴と武の普門とを開て第一世となり、寛正四年正月二十二日楞嚴寺に於て逝すと、按ずるに岩松氏所藏應安二年の文書に、足立郡大窪郷云々、普門寺と載たり、是當寺のことにや、されど其年代を推ば、當寺起立とは齟齬せしうへ、普門を寺號とせしなれば、きはめて此寺のことゝは云がたし、もしくは當寺應安の頃既に草創ありしを、應永に至りて月江中興せしをもて、此時の起立として高僧傳にもしか記せしにや、又寺號のことは後世改めて院號とせしも知べからず、此餘大久保村近郷に普門と稱する寺院を聞す、彼文書の全文は下大久保村の條に出したれば見るべし、開基は金子駿河守なりと云、永享七年八月廿四日卒し、幼公庵壽居士と謚せし由寺記に載たれど、その事跡はすべて詳ならず、又當境内はかの駿河守の城跡なりともいへり、今も東北の方に、から堀など殘り、住居の跡なる事知らる、　樓門釋迦・文珠・普賢・十六羅漢を安、　鐘樓元祿二年鑄造の鐘をかく、　白山稻荷辨天合社　雷電社　開山月江禪師墓文字詳ならず、　開基金子駿河守墓是も文字漫滅して詳ならず、永享の二字わづかに讀べし、

光福寺藥王山と號す、新義眞言宗、上加村萬福寺末、本尊藥師を安置す、

福壽庵觀音を本尊とす、村民持、

○櫛引村(クシヒキ)　櫛引村は大宮宿の西北二十町餘にあり、古へは串引と書し由、その義は詳ならず、庄名前村に同じ、四境東は大成村に隣り、西は並木・下加の二村に交り、南は上小村田村にして、北は上加村なり、東西三町餘、南北十五町許、御入國の後は御料に屬せしが、寛永の頃より安藤次右衛門の知行となれり、檢地は同き二十年地頭にて糺せりと云、民家は四十軒あり、

高札場村の西にあり、

小名　藥師原昔藥師堂ありし地といへり、　殿山地頭林ある所なれば、呼名となせしならん、　藏屋舗昔郷倉あ

新次堀昔富永新次郎と稱せし人の住居の地と云、今もわづかなる堀跡のこれり、

りし跡と云、　本村　上野立羽　野々宮耕地

神社　氷川社大宮の氷川を勸請せし由なれど、その年暦等はつまびらかならず、　末社　八幡社　疱瘡神社　稻荷社　天王社　荒脛社　山神社

三島社是も村民の持、

第六天社三宇共に威德院の持、

寺院　威德院本山修驗、中尾村玉林院配下、不動を本尊とす、

觀音堂千手觀音を安ず、此堂の前七八間を隔て槻の大木二株あり、是を神願木と云、共に圍二丈許あり、相傳へて八百比丘尼が植る所なりと云、元より證とすべきことはなけれど、近村水判土村も彼尼が舊跡といへば、幷せ見るべし、村民等乳に乏しきもの祈誓すれば、立どころに驗ありと云、

新編武藏風土記稿卷百五十三之終

新編武藏風土記稿卷百五十四之

足立郡之二十　植田谷領

○植田谷本村附持添新田　植田谷本村は江戸を距ること七里に餘れり、植田谷領二十五ヶ村の本郷にして、此領名を冠る村々古は總て植田郷と唱へしを、中古轉じて領名となり、其頃のことにや谷の字を加へしと云、土人の傳へにこの郷名の起りは、往古當郡すべて原野のみなりし時、當所に始て水田を開きて稻を植初しゆへ、植田の唱へは起れりといへど、こはいとあがりたる世のことなれば、其詳なることを知らず、もしくは文字につきて後世附會せし說なるも知るべからず、【和名抄】に載する所當郡郷名の內、殖田とあるは正しく當所のことならん、又【武藏風土記】に植田郷公穀三百七十二束三毛、田假粟二百十二丸、四字田產柴胡・川芎・襄薹・蘿蔔等と載たれば、古き村なると論を待たず、民家は三十軒、村の四境東は島根村に交り、又鴨川を隔てゝ白鍬村にも少し隣り、西は中野林村に境ひ、南は三條町村につゞき、北もまた

同村にて、それより艮の方によりては鬬沼に臨み、その向ひは側海斗・並木の二村なり、東西の徑り十町餘、南より北へは六町に餘れり、往古の領主は詳ならざれど、右大將頼朝の頃は藤九郎盛長、此邊を一圓領せし由いひ傳ふれどおぼつかなし、之恐らくは足立右馬允遠元を誤り傳へしならん、此人當郡を領せしこと、且盛長は安達氏にして、足立氏ならざると等は、既に郡の總說及び忍領糠田村放光寺の條に辨ぜり、その後のことは傳へず、御入國の御料所にして正保後の年代詳ならず、伊奈某に賜はり、今其子孫孝之助が知行なり、この餘荒川にそひし八貫野といふ野地を、享保年墾闢したる二十ケ村入會の持添新田あり、私に八貫野新田と呼ぶ、こゝは御料所なり又元文二年堀江荒四郎奉行して、荒川緣空間の地を開きし敷十ケ村入會の流作場あり、內當村にてあつかれる地を土人上新田・下新田といへり、

高札場 北の方にあり、

小名　古里 上新田の內なり、　佐沼 下新田の內なり、　金谷　竹の鼻　横堤　蓮田　下河原

山川　鴨川 鬬沼より流出して村の東の方を流る、幅五間許、

鬬沼 村の北の方にあり、廣さ百町餘、上尾・鴻巣・桶川邊の淸水落來りて此沼に入、是を引て近鄕諸村の用水とす、其村々は當村を初として飯田・中野村・三條町・嶋根・在家・側海斗・宿等都て八ケ村なり、

荒川 本村にはかゝらず、上新田・下新田の西北を流る、

枝川 これも上下新田の內にあり、近村遊馬・二ッ宮二村の淸水落來りて一條の流となる、幅はわづかに三尺許、

神社　足立神社 名主勸太夫が屋舗の內にあり、打開けたる地なれば、古迹とは思はれざれど、社邊に大木二三株立るを以て見れば、昔は樹木生茂りて幽邃の地なりしを、居宅の邊りなれば、後世切開きしも又知るべからず、相傳へて【延喜式】神名帳に載する足立神社は、卽當社なりと云此說もし然らんには【當國風土記】に、神田六十束、四圍田、大日本根子彥太日天皇御宇、二年戊子所祭猿田彥命也、有神戶巫戶等と記すものにして最古社なり、されど正しき證迹なければいかにとも定めがたし、或は云しかはしらず當所は藤九郎盛長の領地にして、在住せしよしなれば、盛長沒後其靈を祀りしゆへ、足立の社と號せしを、稱呼の同じければ誤り傳へて、神名帳の足立神社と定めしものならんと、是ことに牽强の說といふべし、盛長が當郡に任せざることは前に辨ぜるが如し、もしくは足立右馬允を誤り傳へしにや、されどそれも慥かなる據なき時はうけがひがたし、

神明社 以上二社、名主勸太夫持、

稻荷社二宇 此二社、百姓持、

寺院　林光寺 新義眞言宗、京都仁和寺末、金剛山華藏院と稱す、古は林臺寺と號せしと云、天正十九年寺領十石の御朱印を賜ふ、開山を本覺大師と云、鎌倉時代の僧といへど示寂の年月を失ふ、本尊は惠心の刻める阿彌陀を安ず、

鐘樓 安永年中鑄造の鐘をかく、　熊野社　虛空藏堂

三塔院 前寺の門徒、近き頃燒失して未だ再興に及ばず、山號を失ふ、本尊阿彌陀、

神明寺 是も同門徒なり、山號を失ふ、本尊阿彌陀を安ず、

不動堂 古き建立といへど年代をしらず、貞治二年・同六年の古碑あり、是をもて土人は古蹟の證とすれど、後世外より持來りしも知べからず、

藥師堂 勸太夫が先祖の開基にて、卽同人の持なり、

太日堂 村民の持なり、

觀音堂 持前に同じ、

舊家　勸太夫 世々名主を勤む、藤九郎盛長が子孫にて、足立氏なりしを後小嶋と改めたれど、家の紋は古は尙古に從ひて、日の丸を畫きたる五本骨の扇をつける由傳へたり、されど盛長が子孫にて、足立を氏とすと云はおぼつかなし、初にも記す如く治承の頃、足立右馬允遠元當郡を領せしなれば、恐らくは遠元が裔なるべし、大系圖武家評林等に遠元を盛長の弟安達民部丞遠兼が子とするは、安達・足立唱への同じきより誤り記せしならん、家系を閱るに元祖より十九代の孫、宮內少輔正重の時小嶋と改め、是を中古の祖と云此正重永正五年九月朔日沒し、村內林光寺に葬り謚して道德院と稱すといへば、小嶋氏を名乘しも古きことなり、家に琉球人日光登拜の時、伊奈半十郎より此邊の領主へ人馬の役を割付達したる書狀を藏す、それに下落合小嶋源左衞門と載たれど、家系に源左衞門の名みえず、よりて按るに寬延二年塵下の士小嶋源左衞門某罪ありて切腹し家祿沒收せられしよし正しきものに記しあり、さればこの源左衞門はかの勸太夫が家より召出され、その弟などにや、此家を相續せしなるべし、然るに源左衞門が家召出されし後、斷絕せしなれば又いつとなく一家の如くいひなせしならん、もとより慥なる據はなけれど、近鄕の者婦女童子といへども、此家の舊きことを賞し殊に屋敷の內に古社もあれば、舊家なることは論なかるべし又勸太夫が宅地は則先祖の在城せし迹と云、今も尙四方に堀を廻らし、北の方には大沼をひかへ頗る要害の地なれば、上古のことはしばらく置て、中葉なる人の居住せしは疑べからず、又家に來國俊の刀及び先祖の用ひしと云鞍・長刀・鎗・刀・脇指等數十種を所持せり、

○水判土（ミツハタ）村 附持添新田　水判土村は江戶よりの行程前村に同じ、卽ち水判土庄にて內野鄕に屬す、此邊此庄名を冠る村々多し、當所は其本村なれば古名をこゝに負せしなるべし、村の四境東は側海斗村、南は植田谷本村・中野林・飯田の三村に隣り、西は佐知川村、北は上下內野村に及ぶ、東西の徑り三町餘、南北二町許、御打入の後御料所なりしを、後年代詳ならず多門某に賜はりしと云、已に正保の頃のものには、多門權左衞門が知行及び蓮華寺領と載たり、蓮華寺と云は則村內慈眼寺のことにて、權左衞門の子孫は今忠左衞門と稱せり、其餘當村の持添に八貫野を開きし新田あり、御料所及び忠左衞門が知行入會なり、

高札場 東南の方にあり、

慈願寺境内圖

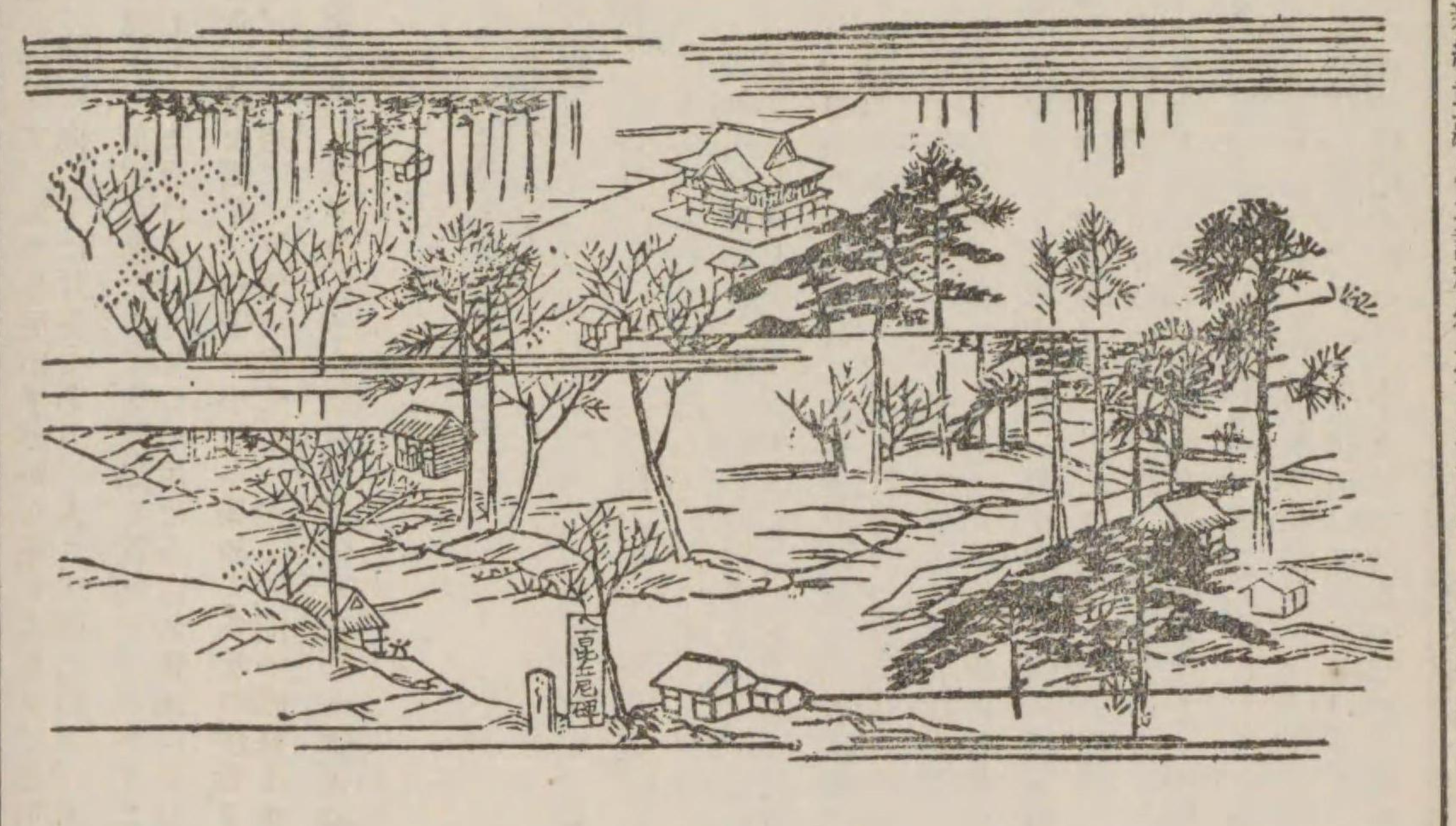

小名　堀の内

池沼　闕沼 村の巽の方にあり、此水を引て用水となせり、

寺院　慈眼寺 天台宗、入間郡小仙波村中院の末、普光山淨蓮院と號す、古は蓮華寺と稱せし由、正保の頃のものには猶しか記したり、されど其改めし年月は詳ならず、開山は慈覺大師にて殊に八百比丘尼の古迹なれば、古は堂宇の營み嚴かなりしかど、中古戰爭の世にあひて姑く衰廢せしを、御入國の後寺領十石の御朱印を賜ひて、やゝ舊觀に復せり、されど多年荒廢の間に、舊記等すべて失ひたれば、其詳なることを知らずと云、古き過去帳を藏す、序文に永正十年佛滅日實海序とあれど、其頃書しものとも思はれず、中興開山を圓海と云、延寶二年十一月八日示寂、本尊大日を安ず、當寺は元城壘のありし所と云傳ふれど、何人の居住なりしや其姓名を失ふ、今も境内の樣なだらかに高く、古木數十株並び立、其間に諸堂を結び、前は田圃に臨みて佳景の地なり、

觀音堂 緣起の略に云ふ、天長年中勅願によりて慈覺大師一刀三禮して刻める所なり、脇士の不動毘沙門も同作なり、中古衰廢の砌此像を岩槻の慈恩寺へ遷座せしに、住僧の夢に入て靈意に叶はざるの告ありしかば、後當所へ歸座せしと云、

鐘樓 元祿四年住僧堯辨が時鑄造せし鐘なり、銘文あれど考證に益なければとらず、

地藏堂 黃金佛にて長一寸八分、傳へ云此像は八百比丘尼の守護佛にて、壽地藏と呼べりと、門外に石標を立て其舊跡なることを示す、此像も中古荒廢より以來、何れへか失ひて見えざりければ、代々の住僧深く是を愁へ、諸方を尋ねけれども求め得ざりしに、享保年中はからず境内土中より掘出せしと云、其形岩洞の内に安じ、岩の裏に孝の字かすかに見え、其左右に八百比丘尼大化元年とありしよしなれど、秘佛なりとて見ることを許さず、又かの尼が手づから植し木あり、先年枯れて今二王門の庇の下に片寄てあり、太さ五圍に餘り、木理櫃の木と見ゆ、彼尼が植たることは姑く置きて、いかさま數百歲をへしものと思はる、さてこの尼は上古若狹國にありて、常に延命地藏を信じ、一千の小石を集めて多年の供養を重ねしかば、其功德により悟道徹底し、遂に人間の塵緣を免れ、妙齡不老にして八百歲の壽を保てりと云、或は云彼尼は若州小松原の產なりしが、幼時父海濱に釣して怪き魚を得たり、即ちこれを食はしめしに、夫より年を重ぬといへども、容貌衰へず、同國後瀨山の麓空印寺境内の岩洞に隱れ住、遂に八百歲に及ぶ、故に人呼でかく名付くと、肌膚至て白かりければ、一に白尼ともよぶ、寶德年中洛に至り、常に源平盛衰のさまなど、面のあたり見たりとて物語せしと云、寶德より大化元年まで八百年に餘れば、計へ來てかくは呼しなるべし、いかにも妄誕の說に似たれど、舊く云傳ふることなれば、若狹國志等によりてほゞその傳をしるしをきぬ、

閻魔堂 堂中に、聖德太子及び歡喜天の像を安ず、

熊野山王合社 村の鎭守なり相殿として東照宮を鎭座し奉りぬ、

塔中　正藏院　淨福院

塚　山王塚 慈眼寺の西の方にあり、山上に山王を安ずるゆへかく名付く、近き頃太刀・刀の折など多く掘出せしことあり、土中に石室埋れてありと傳へたり、

○上内野村 上内野村は江戸よりの行程八里許、この内野といふは中古の鄉名なりしこと、及び分村となりし等のことは、既に差扇領内野本鄉の條に辨ぜり、應永二十九年足利基氏より近村清河寺へ出せし寄進狀に、足立郡上内野鄉内田一町貳段、在家一宇敷地等長井駿河三郎實基寄進とあれば、上内野の名の古きこと證すべし、村の四境南は内野村、北は内野本鄉にて、東は鴨川を限り、其向は上加村に界ひ、西は清河寺村に交れり、東西十町許、南北は八町餘、御入國の後御料所にして、其後いつの頃か村内を裂て大河内某に賜はれりと云、正保の頃のものに御料と大河内傳右衞門知行なること見え、後又年代詳ならず傳右衞門が知行上りて、今はすべて御料所となり、檢地は元祿三年八木仁兵衞糺せり、

高札場 東の方にあり、

小名　宮前

山川　鴨川 村の南の方を流る、川幅纔四間許なり、

神社　氷川社 村民持、村の鎭守なり、　末社　愛宕社　荒脛社　天神社　稻荷社

稻荷社 是も村民の持なり、

寺院　神宮寺 新義眞言宗、上加村滿願寺末、明壽山と號す、本尊は虛空藏を安ず、

興福寺 禪宗曹洞派、辨財村昌福寺の末、宮前山と號す、本尊は虛空藏なり、

不動堂 神宮寺の持、

○上下内野村 上下内野村は江戸よりの行程前村に同じ

內野郷水判土庄に屬せり、古は此邊內野一鄕なりしを、後年內野本鄕・上內野・下內野と三區に分ちし時、此分村となりしこと等は、內野本鄕に辨解せり、當村を下內野と名付しを、其の後又村內を裂て牧野助兵衛に賜ひしより、上下の二區に分ち、上分を安藤次右衛門が知行、下分を助兵衛が知行と呼しとなり、然るにいかなるゆへにや、其後上分の內を又上下の二つに分ちたれば、村內自づから三區となりしと云、されど是等のことは總て私の唱へなるにや、正保・元祿の改にも皆下內野村とのみ出したり、又今も概して一村なれど、下內野の名を改めて上下內野村と稱するものは、上分下分の別あるによれるならん、村の廣さ東西僅四町程南北は三十町に餘れり、東の方は蓮沼にそひ、其向は下加村に接し、南は並木村、西は側海斗・水判土・佐知川の三村に隣り、北は內野村に及べり、民家百軒、古の領主は詳ならず、正保の頃のものは安藤次右衛門・牧野助兵衛知行とあり、今も二人が子孫安藤次右衛門、牧野熊五郎が知行なり、檢地は寛永二十年糺せしと云、

高札場　上分は中より南にあり、下分は南のはしにあり、

小名　峰久保　道中山　西久保　花貫　櫝戸　此五ヶ所は上分なり、　新堀　八幡下　飛上　以上は下分なり、

池沼　蓮沼　鴨川の水元なり、村の東の方より辰巳へ流る、幅は狹き所六七間、廣き所に至りては百間餘もありて渺々たる沼池なり、此邊りにて秣を刈少しく税錢を出す、

神社　氷川社　神體は古鏡を置、舊きものとは見ゆれど、鐫字なければ考ふるに由なし、　末社　荒脛社　住吉社　第六天社　疱瘡神社　稻荷社　二十三夜社　別當　吉祥院　本山修驗、中尾村玉林院配下、開山永源寛永十一年示寂、不動を安ず、安阿彌の作と云、

山王社　村民の持、村の鎭守なり、

八幡社

神明社

諏訪社

天王社

辨天社

稻荷社二宇　以上七社、共に養福寺の持、

寺院　永泉寺　禪宗曹洞派、大成村普門院末、靈龜山と號す、開山は本寺第十世忠安忝恕と云、元祿元年三月九日示寂、墓所に開基松月院長昌常久居士、慶長十一年十一月二十三日と彫る石碑あり、俗稱を知らず、これに依て見るときは、前の開山と云は中興なるべし、　天神社　稻荷社　阿彌陀堂

養福寺　天台宗、別所村福生寺末、東光山藥王院と稱す、開山を秀圓と云、元和二年三月示寂す、本尊藥師を安ぜり、

觀音堂

櫻堂　養福寺持、本尊藥師を安ず、昔此堂邊櫻樹多くありし故、此號ありと、其後漸く枯て今はなし、

地藏堂　是も養福寺の持なり、

○內野村　內野村も江戸よりの行程前村に同じ、鄕庄の唱へも亦異ならず、當村昔は上內野村に隷して別村ならざるよし、現に正保の頃のものには未だ見えず、元祿改定の國圖に始て出たれば、此中間に分れしこと知るべし、人家二十四、南は上下內野村に交り、東は上下の加村に接し、北は上內野村にて、西は清河寺村に續けり、東西十町許、南北六町程、檢地は元祿十年酒井河內守糺せしといへば、分村したるは恐らくは此頃よりのことなるべし、今は中山志摩守・大澤仁十郎・新見包之助の三給なり、其給はりし年代は詳ならず、

高札場　東のはたにあり、

小名　宮前

山川　鴨川　東の方を流る、幅は三間許、廣き所にては四間餘あり、

神社　牛頭天王社　村の鎭守なり、村民持、下同じ、

神明社

寺院　太子堂

○佐知川村（サヂ）　附持添新田　佐知川村は江戸よりの行程七里半、水判土庄に屬す、當村は古くより開けし地と見えたり、清河寺に藏する文書の內應永二十九年足利基氏が與へし寄進狀に、足立郡云々佐地川在家壹宇駿河三郎實基伯父紹旭藏主寄進之地と載たり、民家九十六、南は飯田村に隣り、東は水判土村、北は上下內野村、西は遊馬村なり、御入國以來御料所にして、元祿三年八木仁兵衛・松平清三郎檢地し、今も御料所なり、此餘荒川の邊りに持添の新田あり、

高札場　中央より少しく東によりてあり、

小名　上組　下組　八段目　領家　金山

神社　稻荷社　植木稻荷と呼ぶ、相傳ふ古へ京都の人歌枕もとめんとて諸國を遊歷せし者、當國に下向し爰にて行をはりになりしかば、其なきがらを祟め祀りし社なりと、高位のものなりとのみ語り傳へ、其姓名を知らず、植木はもし彼人の氏ならんか、村民の持なり、下二社もおなじ、

天神社

駒形明神社

稻荷社　覺音院の持、

第六天社　持同じ、

寺院　覺藏院　天台宗、水判土村慈眼寺末、金生山正覺寺と號せり、　金山社　神明社

山王社　第六天社

覺音院同宗同末、梅林山金藏寺と稱す、本尊阿彌陀を置り、
阿彌陀堂覺音院の持、

○土屋村　土屋村は内野郷に屬し、庄名は前に同じ、江戸への行程八里許、民家二十八、南は佐知川村、西は遊馬村、東は指扇村にて、北は下寶來村に續けり、東西僅か一町許、南北は十町に餘れり、御入國の後御料なりしを、其後何の頃か村内を分て小林某に賜ひしと云、正保の頃のものに伊奈半十郎御代官所及び小林太兵衛知行とあれば、これよりさき賜ひしこと論なし、又寛永年中森川久右衛門重久當所を領せしこともものに見えたり、こは御料の方を領せしにや、はた小林に賜はざるさき彼地を知行せしや詳ならず、今は御料及び小林太兵衛が知る所なり、檢地は慶長十六年伊奈備前守糺し、私領の方寛文六年地頭小林氏の家にて改めしと云、

高札場南の方にあり、

小名　上谷　瀨戸ケ谷

神社　氷川社村の鎭守なり、藥王寺の持、　末社　辨天社　天神社　天王社

稻荷社二宇一は村民の持、一は藥王寺の持、

寺院　藥王寺天台宗、別所村福正寺末、青光山と號す、本尊は釋迦を安ぜり、　藥師堂　淺間社

道香院禪宗曹洞派、遊馬村高城寺末、青蓮山と號す、本尊釋迦當寺は名主庄左衛門が先祖、市太夫可淸が爲に其子可次創建せり、由て其謚をもて院號とす、

舊家　陣屋蹟　村の南の方名主庄左衛門が宅地なり、廣さ凡六千坪、近き頃まで四方に溝堀の迹殘りしが、其後漸く埋りて、今は北の方のみ少く殘れり、是伊奈備前守忠次關東郡代たりし時、居住せし陣屋なりしが、寛永年中郡中赤山へ陣屋を移せしより、庄左衛門が先祖に與へたりと云、今按に當所の陣屋を赤山へ移すと云は、おぼつかなし、伊奈家の譜を見るに慶長十五年忠次の男筑後守忠政家督を繼て、父の職に代りしに、忠政卒せし後、其子熊藏忠隆未だ幼稚なりしゆへ、忠次の二男半十郎忠治へ關東郡代を命ぜられて、赤山領七千石を賜ひし由載たれば、忠治は別に召出されて、彼地の陣屋も其頃別に造營せしならん、然るに當所は其後無用の陣屋となりし故、取拂ひしをおしあてにかしこへ引移したる由云傳へしならずや、猶赤山に記す條合せ見るべし、

舊家　庄左衛門　世々名主を勤む、氏を永田と稱し、先祖を市太夫可淸と云、三州押鶴村の產にて天正三年長篠の役に、伊奈が手に屬して戰功を顯し、其後御入國の砌備前守忠次に從て當國に移れり、忠次命を蒙り關八州を指揮し、所々の長堤を築て水利を導き、あまたの新田を開きしも可淸が功莫大なり、因て忠次願ひ上て、東照宮に拜謁せしむ、夫よりいよ〳〵勤勞して、專ら水利農耕のことに心を竭せしが、遂に老耄に及びければ當所に引籠り、慶長十九年二月廿六日病て卒す、謚して薰宅道香と云、即ち遺言によりて村内に一寺を創建す、道香院是なり、可淸が子八兵衛可次亦よく

父の業を續て水土のことに委しく、寛永十一年伊奈半十郎忠治命を蒙り、富士川の水害を治めし時、可次あづかりて其功少からず、又常によく村民を教諭し、傍ら禪學を嗜み、明暦四年二月十四日卒す、可次が子を彌兵衛寛長と云、此寛長の時父祖累代の勤勞を賞せられて、陣屋の迹を宅地に賜はりしより、子孫連綿として今の庄左衛門に至ると云、

○遊馬（アスマ）村附持新新田　遊馬村は郷庄の唱及び江戸よりの行程前村に同じ、民家百九十軒、村の四境東は土屋村に隣り、南は二つ宮村、北は下寶來村、西は荒川を堺ひとし、川の向は入間郡吉谷本郷及び古谷上村なり、東西三丁餘、南北十町許、御入國の後御料所なりしに、寛永年中本目・丸毛・西山の三人に賜はり、今も其子孫本目信濃守・丸毛五郎兵衛・西山兵橘等知行せり、又割餘りし御料所も少くありて、そこは御代官支配せり、檢地は慶長十六年伊奈備前守、元祿二年八月八木仁兵衛・松平淸三郎等糺せり、此餘荒川のへりに持添の新田あり、

高札場三ケ所一は北の方にあり、一は南の方なり、一は西北の方にあり、

小名　高木　本村　隅野　中野　宿

山川　荒川　村の西堺を流る、平水の幅三四十間、此川に渡津あり、千手堂の渡と云、こゝを渡れば入間郡古谷本郷に至る、かの村に千手觀音の堂あるにより、此名ありと云、又川に添て堤あり、

神社　氷川社村の鎭守なり、華藏院の持、
稻荷社持同じ、

八幡社村民の持、

寺院　高城寺禪宗曹洞派、大成村普門院末、遊馬山と號す、本尊藥師を安ず、當寺は天文十二年僧正春なるもの基を興し、元龜三年安淸記室其功を卒ふと云、由て正春を開山とす、記室一に文公と號せり、　鐘樓寶暦年中に鑄し鐘をかく、　觀音堂此堂元堤外にありしを、元和六年こゝに引移せりと、貞和元酉年二月とえれる古碑一基立り、　秋葉社　白山社

龍藏寺天台宗にて別所村福生寺末、雲晴山と號す、本尊は藥師を安置なせり、

華藏院是も天台宗にて本寺水判土村慈眼寺なり、西川山と號す、本尊阿彌陀を安ず、

西光寺高城寺の末、本尊正觀音を安ず、

秀源寺羽黑派の修驗なり、本尊藥師、

藥師堂三宇一は高城寺の持、二は龍藏寺の持、

○二つ宮村附持添新田　二つ宮村は昔より氷川・八幡の二社並び立る地なれば村名とすといへり、江戸より七里の行程なり、民家百軒、村の廣さ東西十四町、南北六町に過ぎず、東は中野林村に隣り、西は飯田新田、北は遊馬村、南は三條町・島根・塚本の三村に續けり、御入國の後御料所なりしに、萬治二年村内を割て大野某に賜はりしより、今も御料及び大野岩次郎が知行入會り、此餘享保十六年新墾の持添新田なり、

高札場 村老年番にて、村の事を掌る者前に立れば、年々移し替れりと云、

小名 岸の前　沖田　佛久田　きう所　江川　谷田

堤防 堤 荒川は當村にかゝらざれど、此堤は彼川水溢の爲に設しものと云、高さ一丈二尺、地高きところにては九尺ばかりの所もあり、

神社 氷川社 神體は徑り二尺許の鏡を置、村の鎭守なり、堂社及び下に載る八幡の社は、昔より二つ並であるをもて村の名に呼べりといへど、舊記等もあらざれば考ふるに由なし、　御手洗池 廣さ五畝程、いかなる久旱にも、水涸ることなしと云ふ、

八幡社

御嶽社 以上三社、寶藏寺の持、

第六天社 一乘院の持、

寺院 寶藏寺 天台宗、水判土村慈眼寺末、龍光山と號す、本尊阿彌陀を安ず、開山詳ならず、中興開山を全順と云、寶永二年五月示寂す、　阿彌陀堂　天神社　三峰社　辨天社

一乘院 新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、山號を失ふ、本尊は阿彌陀を安ず、

地藏堂二宇 一は寶藏寺の持、一は村民の持、

○飯田村 飯田村は民家二十八軒、江戸よりの行程前村に同じ、東は中野林村に接し、西は二つ宮・遊馬の二村に續き、北は佐知川村にて、南は亦中野林村なり、東西七町、南北四町餘、御入國以來御料所にして、其後年代詳ならず伊奈某に賜はり、今其子孫孝之助知行せり、檢地は詳ならず、

高札場 村の中央より少く西へよりてあり、

小名 碇耕地 植田谷本村の内にあり、　井戸尻耕地 領家村の内にあり、　鍛冶屋耕地 三條町村の内にあり、　塚田耕地 中野林村の内にあり、以上の小名は皆本村より地を隔たりし所なり、此餘別の小名なし、

塚 一里塚 東の方にて道を夾みてあり、漸く崩れて今少く殘れり、古へ岩槻より川越への街道にして、大宮宿より此所まで一里、こゝより飯田新田の舟渡場とて一里ありと云ふ、

神社 氷川八幡合社 光善寺の持、村の鎭守なり、當社に天下一獅子と刻める古き獅子面ありしが、それをば失ひたりとて今のは寫しなり、されど普通のものとは品かはりて顏色古樣なり、

寺院 善光寺 新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、日照山と號す、本尊大日、

安養寺 天台宗、水判土村慈眼寺の末、山號を失ふ、本尊阿彌陀を安ず、

○飯田新田 飯田新田は享保年中八貫野を新墾せし二十ケ村持添新田の内なれど、民家も特に多ければ、後年一村に分ちしと云、江戸よりの行程七里、民家五十六、村の四境東西北の三方植田谷本村の流作場に圍まれ、西は荒川を限り、川の向は入間郡大久保村なり、東西三町、

南北六町餘、こゝも御料及び伊奈孝之助が知行入會にして、享保十六年・延享三年二度の檢地ありと云、

小名 樋口　まのをど

山川 荒川 西の界を流る、川幅百間許、

渡津 晝間渡 一に船戸渡と云、荒川の渡なり、こゝを渡れば入間郡大久保村に至る、渡し船一艘あり、何の頃より渡し初めしや年代詳ならず、昔天正中東照宮河越より岩槻へ渡御あらんとて、夜中此渡津に臨ませ玉ひしとき、村民等川上に篝をたき、松明をとほして迎へ奉りけるに、さながら白晝に異ならざりければ、御喜悅斜ならず、是より渡名を晝間と改むべきとの上意ありて、渡し守へ川の邊二町餘の地を賜はれりと云、因て彼等が氏を晝間と改めしよし、今に豐次郎・平次郎とて二人の渡し守あり、この渡場の傍に古へ川越より岩槻への街道とて、其頃の一里塚のこれりと云、

神社 辨天社 村民の持、下同、

稻荷社

寺院 西光院 晝間山と號す、新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、本尊阿彌陀を安置す、境内に御指差松と唱ふる周回三圍許なる老松一株あり、相傳ふ昔東照宮此地へ渡御ありて渡津を打過させ賜ひし時、此松を御覽ありて御指を差せられ、御賞美ありしゆへしか名付くと、或は其頃松根に御腰を掛させられしかば、御腰掛松とも呼べりと、かゝる御ちなみあるをもて後年境内に假の御宮を造營し、八幡を相殿に祀ると云、

○中野林村 附持添新田 中野林村は水判土庄に屬し、江戸への行程前村に同じ、民戸四十、東は植田谷本村に隣り、南も同じ村及び三條町村に續き、西は二つ宮・飯田の二村にて、北も飯田村に界へり、東西十八町許、南北へ十四五町、水旱共に患あり、御入國の後は御料所なりしに、其後地を裂て加藤某に賜はりしより、今も御料の外加藤寅之助の知る所なり、撿地は元祿三年松平淸三郎紀せり、其餘村の坤に當り三十町を隔てゝ八貫野新田あり、こは本村持添の地にて、檢地等のことは植田谷本村に辨ぜり、

高札場 村の中央にあり、

小名 經塚 西の方にあり、幅四間四方許、高さ七尺、　念佛塚 是も西の方にて、大さは上に同じ、

吹前　袋前　塚田　權現堂

池沼 關沼 東の方にあり、此沼の水を引て用水となせり、

堤防 堤 荒川水除の爲に設く、村の辰の方にあり、

神社 十二所權現社 村の鎭守なり、最勝院持、

天神社 同持、　稻荷社

神明社 西福寺の持、

山神社 同寺の持、

寺院 最勝院 新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、明王山と號す、本尊不動を安ず、弘法大師の作と云、

稻荷社　觀音寺 同宗同末、山號詳ならず、本尊正觀音を安ず、

西福寺是も同宗にて林光寺の門徒なり、本尊觀音を置く、

阿彌陀堂二宇一は新田地の内にあり、共に最勝院持、下並に同じ、

當行堂彌陀を置り、

藥師堂

○三條町村附持添新田　三條町村は江戸よりの行程前村に同じ、元植田谷本村の内なりしが、何の頃よりか分村すと云、されど正保の改に既に村名を載たれば、其以前のことなること知らる、民戸三十五、東は島根村及び植田谷本村に隣り、西は荒川水除の堤を隔てゝ八貫野新田に續き、南は島根村にそひ、北は二つ宮・圓阿彌の二村に接せり、東西へ六町、南北は三町許、用水は側海斗村にて、關沼の水を分流して當村に引來れり、正保の頃は伊奈半十郎が知る所なりしに、何の頃か一族伊奈某に分地して、今は其子孫孝之切が知行所なり、檢地は詳ならず當村にも八貫野の持添新田あり、又澁谷新田と稱する地あり、是も持添にて小笠原源右衛門が知る所なり、元祿年中檢地ありしと云、

高札場村の中央にあり、

小名　定式　御中　石ごし根

神社　十二社權現社村の鎭守なり、安養院の持、　稻荷社

寺院　安養院新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、醫王山と號せり、本尊藥師を安ず、　觀音堂子安觀音を安ず、　天神社　神明社

阿彌陀堂安養寺の持、

觀音堂同持、

○島根村附持添新田　島根村は庄名中野林村に同じ、江戸への行程前村と異ならず、民戸六十七、村の四境東は白鍬村に界ひ、南は在家村に添ひ、西は三條町村に及び北は植田谷本村に隣れり、東西十二町餘、南北は五町許用水も前村に同じ、當村正保の頃は朝岡出羽守が知る所なりしに、其子縫殿頭直國が時、元祿二年家斷へて收公せられ御料所となり、同き十一年村內を裂て荒川某に賜はれり、由て今御料及び荒川土佐守が知る所なり、此餘氷川社領十五石あり、檢地は寬永八年酒井讚岐守糺せり、其後新田の地は享保十五年郡筑市左衛門・土山甚五郎改めりと云、又當村よりも八貫野の新田を持添とす、

高札場村の東にあり、

小名　鼻か免古へ村內樋詰に穢多住せしが、其頃此地にて雪駄などの鼻尾をさらせしゆへ此名ありと云　樋詰內手　中內手　碇耕地相の道　西內手　後內手　金井

堤防　堤荒川水除の爲に設く、

神社　氷川社村內及び側海斗・三條町・在家・塚本等の鎭守なり、當社は弘仁二年の鎭座にして、土俗姉宮と唱ふ、是大宮町氷川明神の姉宮なるゆへなりといへど、其故を詳にせず、古は大社にして社領十五石の御朱印を附せらる本社に女體男體の二座を安ず、例祭正月・六月十五日、九月・十二月は七日にて、一年四度の祭事あり、又二月廿八日は五穀豐熟の祈として神樂を奏せり、　末社　牛頭天王社　稻荷社　八幡社

月ノ宮　疱瘡神社　荒脛社　神主石井大隅京都吉田家の配下なり、家系を藏す、先祖左衛門次郎國恒は應仁二年十一月五日卒す、其子左衛門五郎國盛より十世にして、今の大隅に至る、其間連綿として其名及び卒年を記せり、舊き神職なるべけれど、外に證となすべきの記錄はなし、

諏訪社石井大隅が持なり、

稻荷社二宇

八幡社

神明社

辨財天社

第六天社

淺間社以上七社、共に大泉寺の持なり、

寺院　大泉寺新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、小池山靑蓮院と號す、本尊不動を安ぜり、　天神

三峰合社　稻荷社二宇

東光院嶋根山と號す、禪宗曹洞派、大成村普門院の末、本尊は藥師惠心の作といふ、　觀音堂馬頭觀音を安ず、

不動堂村民持、下同じ、

地藏堂

阿彌陀堂

○側海斗村ソバガイト附持添新田　側海斗村も江戸への行程前村に同じ、民戸三十二、村の廣さ東西へ八丁許、南北は十町程、東は圓阿彌村・南は白鍬村、西は植田谷本村にて、北は並木・水判土の二村に界へり、御入國の後は山內志摩守が采地なりしに、慶長五年上りて伊奈備前守忠次に賜はり・是も寬永五年上りてしばらく御料に屬せしが、同き十年今の地頭小林太兵衛・多門忠左衛門が家に賜はれり、檢地は慶長六年伊奈備前守改めしと云、當村も八貫野の新田を持添とせり、

高札場二ケ所一は中程にあり、一は北の方に立り、

小名　牛飼分こゝに長吏四軒あり、　大橋　栗崎　慶人塚　藤橋

上碇　猿ケ谷　中碇　下碇

池沼　關沼西北の方にあり、此沼の水を引て村內の水田に沃げり、

神社　天神社村內の鎭守なり、村持、　末社　神明社　地神荒神合社

稲荷社　疱瘡神社
第六天社
稲荷社四宇
神明稲荷合社
大織冠鎌足社 以上共に村民の持、
寺院　慈寶院 天台宗、入間郡仙波中院の末、慈叡山寂光寺と號す、寺傳に云、當寺は天長六年慈覺大師の草創にして、本尊彌陀は即ち大師一刀三禮の作と云、今は是を腹籠とせり、かゝる靈地なれば、古へ七十五石の寺領ありしが、寛永年中故あつて失へりと云、開山より四十世の僧宥海元和年中の示寂なれば、古き寺なることは知らる、されど大師の草創と云はうたがふべし、
不動堂 本尊不動は智證大師一刀三禮の作にして、比叡山より移し安置すと云、
山王稲荷合社　三峰社
阿彌陀堂
藥師堂 共に村民の持なり、
○圓阿彌村（ヱンアミ）　圓阿彌村も江戸よりの里數前村とひとし、民戸四十、村の四境東は與野町にて、南は八王子村、西より乾へ亘りては白鍬村及び側海斗村に續き、北より艮の方は並木・上下小村田の三村に界へり、東西の廣さ九町南北は十町許、古より今に至るまで御料所なり、檢地は元祿二年八木仁兵衛糺せり、
高札場 村の南にあり、
小名　牛飼前　東裏　西裏
神社　稲荷社二宇 村民の持、
山王社 是も村民の持なり、　天神稲荷合社
寺院　延命寺 新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、如山法と號す、地藏を本尊とせり、
阿彌陀堂 村民の持、
○在家村附持添新田　在家村も江戸よりの行程前村と異ならず、庄名中野林村に同じ、家數三十、東は白鍬村、西は八貫野新田に續き、南は宿村にて、北は島根村なり、東西へ十四五町、南北三四町、用水は植田谷本村より闘沼の水を引來れり、古の領主詳ならず、正保の頃は小笠原七左衛門が知行せしこともものに見ゆ、今も子孫源右衛門・同大次郎が知る所なり、檢地の年代詳ならず、當村にも八貫野を開きし新田を持添とす、
高札場二ケ所 共に西南の方にあり、
小名　下在家　六萬部 こゝに六萬部塚と唱ふる小塚あり、よりて小名となす、
山川　鴨川 東の方村界を流る、川幅四間許、
堤防　堤 荒川水除の爲に設く、村の西にあり、
神社　天神社 村の鎭守なり、林鐘寺持、　末社　第六天社　神明社
稲荷社二宇 共に同寺の持なり、

寺院　林鐘寺 新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、神光山と號す、本尊十一面觀音を安ず、境内に德心阿闍梨文安三年七月七日と彫たる碑あり、此な開山の碑なりといへば古き寺なり、
地藏堂 林鐘寺の持、
○白鍬村附持添新田　白鍬村は正保の頃のものには白桑村とかけり、江戸への行程は前村に同じ、戸數三十二、東は八王子村、南は神田村、西は在家・宿の二村にて、北は島根村及び側海斗村なり、東西へ纔に二町、南北は十町に及べり、當村正保年中は玉虫七之助・小笠原源右衛門の二人知行せしが、後七之助の采地は上りて御料所となり、又源右衛門は一族小笠原某に配當せり、よりて今は御料所と小笠原大次郎が知る所なり、檢地詳ならず、當村も又八貫野の新田を持添とせり、
高札場 南の方にあり、
小名　本村方　新田方
山川　鴨川 村の西界を流る、川幅四間、川に添て水除堤あり、
神社　氷川社 村の鎭守なり、慶福寺の持、　末社　愛宕社　荒脛社
寺院　慶福寺 新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、安養山と號す、本尊彌陀、　辨天社　觀音堂
○宿村附持添新田　宿村も江戸よりの里數前村に同じ、土俗の傳へに古へ近村道場村に秩父次郎重忠が舘ありし頃は、此邊も賑ひて家居軒を連ね、宿並をなせしゆへ、村名をかく唱ふと云、村の四境東は白鍬村にて、鴨川を界とす、西は荒川に限りて入間郡南畑新田に界ひ、南は塚本・五闘の二村に隣り、北は在家村なり、東西二十二町に及び南北は纔に四町餘、民戸三十二、用水は闘沼の水を引用ゆ、古の領主詳ならず、正保の頃は朝岡出羽守が知る所なりしに、後收公せられて御料所となり、其後又地を裂て伊奈熊藏に賜はり、今も尙御料と熊藏が知る所なり、檢地は寛永年中改めありと云、當村にも八貫野の新田を持添とす、
高札場 村の中程にあり、
小名　前耕地　後ロ谷　表
山川　荒川 村の西を流る、幅六十間許、此川に添て堤あり、
鴨川 東境にあり、川幅四間許、
神社　八幡社 村内の鎭守なり、　末社　疱瘡神社　稲荷社
天神社　末社　天王社　稲荷社
稲荷社 以上三社共に村民の持なり、
寺院　觀音寺 寺領八石の御朱印を賜はれり、淨土宗、鴻巣勝願寺の末、開山の僧を玉念と云、寂年は詳なら

ず、本尊三尊彌陀を安ぜり、行基の作と云、　觀音堂
阿彌陀堂觀音寺の持、

○塚本村附持添新田　塚本村も江戸よりの行程前村に同じ、民戸五十七、東は五闘村、巽の方は大久保村、南は八貫野新田にて、西北の二方は宿村に界へり、東西五六町、南北十二三町、村內に溜井を設け天水を湛へて耕植す、御打入の後は御料所なりしが、寛文の頃津金又十郎に賜はりしばらく知行せしが、後又上りて御料に復せしより、今も御代官所なり、檢地詳ならず、此餘八貫野の新田を持添とす、
高札場村の南にあり、
小名　臺　かぶき坂　下
山川　鴨川東南の村界を流る、川幅四間餘、
堤防　堤荒川水除の爲に設く、
神社　神明社村の鎭守なり、神明寺の持、　末社　天神社　天王社　三峰社　水神社
稲荷社二宇共に村民の持、
神明社是も村民の持、
八幡社八貫野新田の內にあり、二社も同じ、西方寺持、下
稲荷社神明寺の持、
諏訪社同持、
寺院　西方寺　安養山と號す、曹洞宗、大成村普門院末、開山舍室秀大は寛文四年二月廿二日化す、開基は名主善左衞門が先祖なりと云、本尊は三尊の彌陀を安置せり、　釋迦堂　神明社　稲荷社　秋葉社
神明寺本山派修驗、中尾村玉林寺の配下なり、慈眼山と號す本尊は不動、
藥師堂弘法大師の作れる藥師を安ず、西方寺の持なり、
郷藏　郷藏名主善左衞門が宅地にあり、公の籾を蓄る所なり、十年に一度詰替をなすと云、

○五闘村附持添新田　五闘村も江戸よりの里數前村に異ならず、水判土庄の唱あり、戸數六十軒餘、東は鴨川を隔て領家・神田の二村に隣りて、西は塚本村にて、南は下大久保村、北は宿村なり、東西三町餘、南北十四町許なり、用水は鴨川の水を引或は天水を待て耕植せり、當村正保のころは御料所及び小笠原七左衞門が知る所なりしに、寛文のころに御料の地を津金又十郎に賜はりしが、後上りて御料に復せり、よりて今は御料所と七左衞門が子孫大次郎知行せり、檢地は寛文年中改めありしといふ、當村にも又八貫野の新田をも持添とせり、
高札場二ケ所共に村の北よりにあり、

小名　千貫樋下大久保村界なる鴨川に架せる石橋の名にて今は土地の呼名となれり、相傳ふ古爰に樋を設んとて錢千貫文を費したれど、地の理あしくして成らず、故に其名を殘せりと云へり、　中島　高畑　本村
山川　鴨川東の村界を流る、川幅三間ばかり、
堤防　堤村の南にあり、荒川水除の堤なり、
神社　稲荷社村の鎭守なり、東福寺の持、　末社　天王社　天神社　稲荷社
寺院　東福寺瑠璃山と號す、新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、本尊藥師を安ず、
妙音寺同宗同末、蓮華山と號す、本尊觀音を安置せり、
地藏堂東福寺の持、

○上大久保村　上大久保村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十三、按に正木氏所藏の文書に、大窪郷地頭方と記したり、其文に、

足立郡大窪郷地頭方三分一方田畠注文
一田大　畠二反　すわの大明神
一壹町內二反ほり上畠一町　普門寺
一二段小　阿彌陀堂
一八段　長福寺
以上田二町一反畠一町八反公田分米納升十三合とかき定也、
下略
慶安二年七月廿八日

これによれば古は郷名なること知らる、又按るに下大久保村に諏訪社及び阿彌陀堂あり、近郷別所村に長福寺あり、大成村に普門院と云るありて、外にかゝる寺院もあらねばこれなるべし、もしさあらんには、古其邊までも大窪郷の內なりしと見ゆ、此村上下に分れし年代を傳へざれど、正保のものには一村となし、元祿の改に今の如く二村に分ち載たれば、分村せし年代も推て知べし、村の四境東は上峰村、西は領家村、南は千駄村、北は神田村にて、坤の方は下大久保村なり、東西十二町、南北七町、【小田原役帳】に千葉殿三貫文、上足立大窪村と載たれば、永祿の頃は千葉家の所領なりしこと知らる、御打入の後は領主詳ならず、正保年中は御料所の外打越次右衞門・玉虫七之助・人見玄德等の知行なりしこともに見ゆ、これ未だ上下に分れざりし以前にて、今は村內總て御料所なり、檢地は元祿三年八木仁兵衞・松平淸三郎糺せり、其餘享保十七年筧播磨守檢地して高入とせし新田あり、土人私に川面原新田と云、民戸五軒あり、飛地にて上下大久保・神田・領家の四村入會の地なり、
高札場村の坤の方にあり、
小名　上作田　下作田　寺前

山川　荒川飛地川面原の方に少しくかゝれり、
鴨川西の方を流る、川に傍ひて水除の堤もあり、
神社　氷川社村の鎭守なり、常樂寺の持、　末社　稻荷社
稻荷社六宇一は常樂寺持、餘は共に百姓の持なり、
天神社常樂寺の持、
神明社村民の持、下三社共同じ、
第六天社
熊野社
愛宕社
寺院　常樂寺新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、隨光山と號す、本尊觀音、　地藏堂
三等庵眞言宗、律江戸湯嶋靈雲寺の末なり、近き頃燒失して未だ再建に及ばず、

○下大久保村　下大久保村は水判土庄の唱へあり、民戸八十、東は上大久保村、南は道場村、北は五關・領家の二村にて、巽の方は千駄・西蓮寺の二村に隣り、又乾の方は塚本村に添ひ、西は荒川に限り、入間郡宗岡村及び南畑新田に界へり、東西十二三町、南北は八九町、當村未だ上下に分れざりし以前の事はすべて上村に辨ぜり、今は御料所及び人見七藏が知る所なり、江戸への里數檢地の事は前村に同じ、

高札場村の中程にあり、
小名　本村通　堂ケ谷　中鄕
山川　荒川西の方を流る、川幅六七十間、此川に舟渡あり、羽倉渡と唱ふ、又水除の堤をまうけり、
鴨川北の方より流れ來り、乾の方塚本村界にて荒川へ落合へり、川幅四五間、川に傍ひて水除のつゝみあり、
神社　諏訪社村の鎭守なり、淨泉寺の持、
第六天社同寺の持なり、
稻荷社二宇村民の持、下三社並に同じ、
子ノ權現社
熊野社
神明社
寺院　淨仙寺曹洞宗、領家村大泉院末、醫王山と號す、開山は本寺九世の僧通山達大、元祿年中當寺を草創すといふ、本尊は運慶の刻める藥師なり、　稻荷社　天神社
釋迦堂淨泉寺の持、
阿彌陀堂近き頃回祿にかゝりて、未だ再建せず、

○領家村附持添新田　領家村も江戸への里數前村に同じ郡內に領家と唱ふる地數村あり、當村は古へ大久保村の內なりとて大久保領家と唱へり、其分れし年代は詳ならず、民家五十餘、東南の二方は上下大久保村に接し、西は鴨川を隔てゝ五關村に對し、北は神田村なり、東西へ七町許、南北は六町程、御打入の後朝岡出羽守に賜はりしばらく知行せしが、後上りて御料所となれり、檢地は寛永八年酒井讃岐守紀せり、其餘村の坤の方に小名平野新田と呼べる持添あり、享保十二年筧播磨守檢地して貢數を定む、又元文二年松波筑後守檢せし新田あり、

高札場村の中程にあり、
小名　中鄕　前領家　道場川　片町
山川　鴨川村の西の方を流る、
神社　山王社村內の鎭守なり、村持、　天王社
稻荷社土人寶珠坊稻荷と唱ふ、古へ寶珠坊といへるもの、當社を持しゆへ此名ありと云、こは村內光明院の古き坊號なるにや、今も同院の持なり、
辨天社光明院の持、
稻荷社二宇共に村民持、
辨天社辨天の像を彫し、碑を立り、持同じ、
寺院　大泉院禪宗曹洞派、入間郡澁井村蓮光寺の末、茂嶽山と號せり、天正十九年寺領五石の御朱印を賜ふ、開山喜菴總悅は大永五年十二月十三日寂す、開基は春日兵庫といひ、法名を大泉院茂岳全榮菴主と號す、この法謚によりて當寺の院號寺號を命ず、又の開基を天德院全叟不安居士と稱し、元和元年七月四日歿す、俗稱を春日下總守と云りと、春日氏の家譜を閲するに、其先祖春日八郎行元は足利尊氏に屬して、しば〳〵軍功をあらはし、其賞として當郡桶川鄕の內菅谷村を賜はれり、行元より四代の孫下總守某は、後兵庫入道と號し、上杉顯定の旗下に屬すと云、是にいふ春日兵庫なるべし、兵庫入道の男を下總守景定と稱す、郡內小針內宿村桂全寺及中野田村明照寺を開基せし人にて、元和二年七月四日伏見に於て卒すと云、是天德院全叟のことならん、卒年は寺傳と合ざれど月日同じければ、何れか文字の誤あらん、よりて考ふるに春日兵庫當寺を草創せしを、其子下總守景定父の志を繼ぎ、再び堂を莊嚴して當寺を中興せしゆへ、又の開基と稱せしなるべし、猶桂全寺明照寺の條合せ見るべし、本尊釋迦を置り、客殿の軒に大鐘をかく、元祿四年鑄造せしよしを彫れり、
白山社境內の鎭守なり、齒を患ふるもの當社に祈りて驗ありと云ふ、　秋葉社
光明院新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、藥王山滿願寺荒木田坊と號す、住古荒木田坊と云る僧開基せり、よりて此坊號ありと、示寂の年代詳ならず、本尊藥師を安ず、其腹籠りに印子一寸八分の藥師あり、是は常陸國眞壁の城主、眞壁掃部尉道無入道の守護佛なりしに、中興の僧高重の時故ありて當寺に移せりと云、天正の頃當所の地頭中筑後守此像を尊崇して、當寺へ寄附せし狀などもありしが今は失へり、
四阿山權現社當社元は村內字四阿と云所にありしが、何の頃か當寺の境內に移せり、祭神及び勸請の年代詳ならず、齒痛を患ふるもの立願して屢驗を得と云ふ、
藥師堂
地藏堂村民の持、

觀音堂光明院の持、

○八王子村附持添新田　八王子村は古く八王子權現の鎭座せる地なるゆへかく呼りと云、民戶三十餘、東は與野町、西は白鍬村、南は上峰・神田の二村にて、北は圓阿彌村なり、東西六町、南北五町許、御打入の後御料及び酒井讃岐守が知る所にして、正保の頃は小泉次太夫御代官所と朝岡出羽守が知行交はれり、其後出羽守の知行も收公せられて、今は都て御代官所なり、檢地は慶長十六年伊奈備前守、寛永八年酒井讃岐守糺せり、江戶への行程は前村に同じ、又當村にも八貫の野新田ありて本村の持添とせり、

高札場南の方にあり、

小名　下宿　谷中　横手　馬橋こゝに長吏三軒すめり、　久保

神社　八王子權現社村の鎭守なり、村名に此社號を用ゆるほどなれば、古き勸請なるべけれど、すべて其傳を失ふ、村民持、　末社　山王社　天神社　不動堂

淺間社東覺院の持、

稲荷社自性院の持、

寺院　自性院稲荷山と號す、曹洞宗、領家村大泉院の末、開山を亭岩と云、寂年を失へり、本尊正觀音を安ぜり、　稲荷社

東覺院本山修驗、中尾村玉林院配下なり、不動を本尊とす、

阿彌陀堂近き頃廢して未だ再建におよばず、

○神田村附持添新田　神田村は往古伊勢太神宮の神領なりしゆへ、たゞちに村名とすといへり、庄名は傳へざれど、村內永福寺の記錄には水判土庄とあり、江戶よりの行程前村に同じ、村の廣狹東西八町、南北は四町許、東は上峰村、西は五關村、南は上大久保・領家の二村にて、北は八王子村及び白鍬村なり、民戶二十六、當村正保の頃は打越治右衛門が知る所なりしが後御料所となれり、檢地は元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛糺す、其餘荒川の邊りに持添の新田あり、こは享保十七年原田定四郎・藤堂又三郎檢地す、又八貫野の新田も持添となせり、

高札場村の中程にあり、

小名　坂下　中郷　作田　谷中

山川　鴨川村の西界を流る、川幅四間、

神社　氷川社村の鎭守なり、　末社　稲荷社

稲荷社村持、

寺院　永福寺辨瀧山多聞院と號す、新義眞言宗、植田谷本村林光寺の末、當寺の號もとは長福と書しが、惇信院殿の御幼名を避けて、享保六年永の字にかきかへしとなり、寺傳に開山は弘法大師といへど、是は宗祖を崇めて開山と稱するまでにて、大師の親ら草創すといふにはあらざるべし、本山林光寺の傳へによれば、延德元年の起立なりと云、

是實を得たるに似たり、中興の僧を秀雅と云、延寶四年十一月八日化す、本尊正觀音は毘首羯摩が作と云、又智證大師の彫刻せる不動を安ず、境內に五輪の塔あり、畠山次郞重忠の墓碑なりと云、文字剝落して讀がたく、且石の樣其頃のものとも見えざればうけかひがたし、されど土俗の傳へに、この水判土庄の內は重忠が舊領の地なる由、又近村道場村に其城迹といふものあれば、此邊重忠のゆかりなきにもあらず、若くは重忠追福の爲として、後に家臣等の造立せしものなるも知るべからず、又傍に永和四年十月十三日と彫し、古碑一基立り、是を仁田四郞忠常が碑なりと傳ふれど、忠常は建仁三年九月六日鎌倉に於て戰死せし人にて、年代も大に齟齬すれば、傳への誤れるなるべし、　辨天社辨天に八臂のて弘法大師の作と云、社を繞りて小池あり、池中に葭竹といへるもの生茂れり、この葭始めて生るときは、尋常の葭とことならず、冬に及び枝葉は枯れて幹はかれず、春に至り又其舊幹へ枝葉を生ず、其大なるは篠竹と云もの〻如し、傳へ云り、往昔在原業平東國下向の砌、當社に參籠して歌道の繁榮を祈り、自ら持る所の筆を池中にさしたりしに、其筆根をさし枝葉を生じてより、今に其種類のこりて繁茂せりと云、又の傳へに大同年中弘法大師當國行脚のとき、こゝに來りて佛法興隆の爲加持せられしにより、かくの如しと共に信じがたき說なれど、姑く傳のま〻を記せり、これ恐らくは葭の異品にして、まゝあるものなるを種々に牽强し、かく希有の說を傳ふるにあらずや、　阿彌陀堂

毘沙門堂永福寺の持なり、近き年廢して未だ再興に及ばず、毘沙門は弘法大師の作と云、今は永福寺に置り、

阿彌陀堂元祿の頃起立せしと云、村民持なり、

新編武藏風土記稿卷百五十四之終

新編武藏風土記稿卷百五十五之

足立郡之二十一　與野領

○與野町ヨノ附持添新田　與野町は與野鄕貴頭庄と唱ふ、當所は與野鄕の本村にて、古は與野村といへり、其後町となりしも、二百年來のことゝいへど其年月は詳ならず、江戶より行程七里、家數三百四軒、南北の徑り三十町、東西へは僅二町に餘れり、四隣東は下落合村に接し、巽は鈴ケ谷・山久保の二村に並び、南は上峰村、坤は神田村西は八王子村、乾は圓阿彌村、北は小村田村、艮は上落合村なり、此餘村內東の方に持添の新田あり、平野原新田と呼ぶ、數村入會の新田にして、檢地は享保十六年筧播磨守、延享元年神尾若狹守等の改あり、當所は相模・甲斐の二國より陸奥國への往來にして、人馬の宿次を勤む此道は古の鎌倉街道なりと云、町の往還を三分して其限りごとに石の地藏を建つ、北の地藏より以南を上町と呼び、其次を中町と唱へ、北の方を下町と云、其中中町は

長九町程あり、道の左右軒を連ねたること宛も都下の町に似たり、上下の町は民家も少くして道幅も狹し、昔は岩槻太田氏の領地なりし由いひ傳へり、御打入の後は御料所及び牧太兵衛が知行なりしと云、正保の頃のものには牧助右衛門・保々石見守・宮崎備前守が知行及び圓乘院領とあり、今も御料及び牧助右衛門・保々監物知行、圓乘院領入會へり、檢地は詳ならず、

高札場 南の方往還の内にあり、

小名　上町　下町　中町 或本宿とも云、　篠原

神社　氷川社 小村田村と當所の接地にて則兩所の鎭守なり、社地扇子の形に似たるをもて、土人扇の宮と唱へり、小村田村在林寺持、　末社　太神宮　天神社　稻荷社　大黑社

藏王權現社

稻荷社 越土稻荷と號す、來由詳ならず、

牛頭天王社 以上圓乘院の持、

天神稻荷三峰合社 村民持、下同じ、

稻荷社二宇

八幡社 石の小社なり、

市神社 是も石の小社なり、蛭子を祭ると云、

寺院　圓乘院 新義眞言宗、京都仁和寺末、安養山西念寺と號す、寺領十五石の御朱印は慶長十九年に附せらる、當寺は畠山重忠の草創にして、古は近郷道場村にありしが、何の頃にや當所に移せりと云、彼道場の村名も當院にありしより起りしなど、語り傳へり、重忠のことは道場村金剛寺の條に出たれば併せ見るべし、本尊不動を安ず、中興の僧を賢明と云、元和五年十月十二日示寂せり、　寺寶　般若心經一葉十七行　法華經一卷 右心經は細字にて、紺紙金泥なり、法華經は卷末に東江源鱗の跋あり、何れも弘法大師の筆と云傳れど、紙のさまなど其頃のものとも思はれず、常人の書しものには非るべし、されど筆法遒豪にして、　鐘樓 鐘銘に重忠の草創せしことをほゞ記したれど、證とすべきことなければ略せり、　彌陀堂　百觀音堂

十三佛堂　山王社　天神社　三峰社

長傳寺 淨土宗、江戸增上寺末、貞樹山觀智院と號す、古は御朱印地なりしが、後故ありて收公せられしと云、開山は普光觀智國師なれど、それより以前草創ありし古刹を中興せしなるべしと云、本尊は彌陀の立像長三尺許、作は定朝とも或は運慶とも云、内佛の本尊は三尊の彌陀長一尺三寸許、惠心の作なり、又愛染の像あり、長五寸許、運慶の作なり、佛前に葵御紋を彫たる木地の香爐一箇あり、公より御寄附のものなりと云ふ、　寺寶　阿彌陀畫像一軸 紺地に金泥をもて上品上生の彌陀を畫けり、尤大幅なり、御繪所了琢が筆にて其樣結構なり、宮の上に增上寺三十九世僧覺與寄附せし由を記す、是は追福の爲に增上寺にて萬部の法要行はれし時、鈞命にて畫しめ賜ひしものなりと云ふ、　鐘樓 古鐘は元祿年中の鑄造にて、丸某の寄附なり、其後延享三年改鑄せり、　觀音堂 長三尺許なる行基の作なりし觀音を安ず、

東明寺 新義眞言宗、圓乘院末、本尊は藥師を安ず、

正圓寺 淨土宗、村内長傳寺末、海光山と號す、本尊は彌陀を安ず、　稻荷社

三光院 普明山と號す、本山派修驗なり、本尊不動立像長一尺餘、弘法大師の作なり、

觀音堂 本尊立像にて長一尺五寸許、惠心の作と云、長傳寺の持、

鄕藏　鄕藏 町の中程にて村民の地内にあり、相並びて三ヶ所あり、御料米を納め置藏なり、

○小村田村　小村田村は江戸よりの行程前村に同じ、正保改定のものに下小村田村とのみ一村に記し、元祿年中の國圖には小村田村・中小村田村、及び並木村枝鄕上小村田村と載せたり、因て思ふにこの小村田と云ば、總て並木鄕の内にて、其分村せし頃始は上下二村となせしに下小村田村は自ら一村立たれば、正保の頃既に別村に記せしならん、其後又下小村田村を二つに分ち、當村及び中小村田村となせしなるべし、されど其下の字を削りしことは詳ならず、又小村田村は其地の廣からざるゆへ、今も枝鄕として一村立去しならん、村の四隣東は上落合村に界ひ、西は圓阿彌村、南は與野町にて、北は上中小村田の二村に及べり、東西の徑三町許、南北も亦同じ、戸數七軒、古より御料所なりしが享保十七年村内を割て牧野某及び大宮氷川の神領に附せられ、檢地も此頃ありしといへど役人の姓名を傳へず、よりて今も御料と牧野十兵衛が知行にして、かの神領も存せり、

高札場 村の中程にあり、

小名　柳町　堺木

寺院　在林寺 新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、氷川山と號す、本尊十一面觀音を安ず、

華藏寺 在林寺の末なり、近き頃廢寺となりて未だ再建におよばず、

地藏堂 地藏は聖德太子の作と云、在林寺の持、

○中小村田村　中小村田村は江戸への行程同じ、當村元並木村より分村せしことは前村に辨ぜり、戸數十四、東は上落合村に隣り、南は小村田村にて、西は並木村枝鄕上小村田村に堺ひ、北も同村及び加茂宮村に接せり、東西へ二町、南北七町許、當村も享保十七年より牧野氏に賜はり、今其子孫十兵衛知行せり、萬治二年檢地ありしといへど姓名は傳へず、

高札場 村の兩隅にあり、

小名　宮地 上小村田村にある氷川社、古ここにあるをもて此小名あり、　戸崎　丸芝

神社　稻荷社 村民の持、

天王社上小村田村、壽福寺の持、
寺院　寶藏寺　眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末、諏訪山と號す、近き頃回祿にかゝり、堂宇悉く烏有せしより、假に小庵を構へて本尊は地藏を安置なせり、　諏訪社
藥師堂村の持、

○並木村　並木村は水判土庄大宮郷に屬す、此並木といへるは餘程廣かりし地にて、中古郷名に唱へしなるべし既に慶長年中の檢地水帳に並木郷之內大平村と記せり、且近村小村田・中小村田村なども當所より分るといへば、是も元並木郷の內なること知らる、又大平と云は今現に小名に存せり、よりて思ふに其分郷せし時、當所は郷中の本村なれは其郷名を負せて並木村と唱へしより、かの大平の名は小名となりしなるべし、江戸よりの行程前村に同じ、民家八十二、外に長吏三十戸あり、村の四境東は櫛引・大成の二村に接し、西は上下內野村、南は側海斗村にて、北は下加村なり、東西の徑十町、南北廿四五町に及べり、當村も御入國以來御料所となりしを、元和二年山田某に賜はり、今其子孫左七郎知行せり、檢地は慶長十一年伊奈十郎初て糺し、近き頃地頭山田肥後守改めしと云、
高札場村の中程にあり、

小名　太平是前にいへる元當村の名なりしが、今は小名となれり、　六本木　藏屋敷
堀口　小山　三島
池沼　沼蓮沼と號す、村の西方にあり、これを引て村內の用水とせり、
神社　氷川社村の鎭守なり、萬福寺の持、　稻荷社
双俱神社同持、
明花稻荷社村民の持、
駒形明神社妙光寺持、
三島社是も同じ、持　稻荷社
寺院　萬福寺　天台宗、水判土村慈眼寺末、雙樹山淨林院と號す、本尊地藏を安ず、僧隆秀貞享二年寂す、
天神社
妙光寺　天台宗、側海斗村慈法院末、唯心山常照院と號す、本尊阿彌陀を安ず、當村慶長年中の水帳に大乘坊と云ものあり、是當寺開山なるべし、當村を開發せしもこの人なりと云、相州の人とのみ傳へて其詳なることを知らず、
觀音堂千手觀音を安ず、萬福寺持、一に茶堂と號す、其故を詳にせず、

○上小村田村並木村枝郷　上小村田村も江戸への里數前村にひとし、民戸四十四、村の四境東は中小村田村にて、西は本村に界ひ、北は串引村に續き、南は小村田村なり、坤の方に圓阿彌村少しく接せり、東西へ四町許、南北は十五町に餘れり、當所本村と同く山田左七郎が知行所な

り、檢地の年代詳ならず、
高札場村の中程より南にあり、
小名　下馬木坤の方にあり、元此所に稻荷社あり、馬上にて過ぐるものしば〳〵落馬せしより、土人此社前に至れば必馬より下りて過る故、此小名ありと云ふ、　天王原　切敷　荒宿
白田　下宿　屋敷
神社　天王社壽福寺持、下並に同じ、
稻荷社
辨天社
寺院　壽福寺　新義眞言宗、與野町圓乘院門徒、醫王山無量院と號す、本尊は阿彌陀を安ず、　氷川社元中小村田村にありしを、後こゝに移せりといふ、

○上落合村　上落合村は江戸への里數前村に同じ、民家二十八、四境東は大宮宿に隣り、南は下落合村に接し、南より西に廻りて與野町に界ひ、西は小村田及び中小村田の二村に續き、北は大成村なり、東西の徑三町、南北十二町許、當村慶長の頃大宮宿氷川の神領に附せられ今に替らず、又外に牧野助十郎・朝比奈鐵五郎の知所少しづつあり、其賜はりし年代は詳ならず、檢地は元祿七年依田五兵衛・池田新兵衛糺せり、
小名　芝間北の方なり、此所にて秣をかれり、　石塔通り　秣香谷　平島
砂田通り

神社　神明社村民の持、　稻荷疱瘡合社
寺院　觀藏院　新義眞言宗、與野町圓乘院末、落合山延命寺と號す、中興の僧鏡宥明曆二年二月二十一日示寂す、本尊大日を安ず、又觀音の像一軀あり秘佛なりと云、作詳ならず、
地藏堂村持、

○下落合村附持添新田　下落合村は江戸への行程上村に同じ、戸數四十五、南は中里・鈴ケ谷の兩村及び鴻沼新田に隣り、東は浦和新田、北は上落合村にて、西は與野町に接せり、東西の徑四町、南北も亦同じ、村の東に中山道の往還係れり、當所より草の舊根土に化せし如きものを多く掘出せり、これを焚けば火移り易くして消へず、少く薪の用を資く、越後國などよりも斯の如きもの出るよしなれば當村のみに限らず、他國にもあるものと見えたり、領主の遷替は詳ならず、正保の頃中川市右衛門・小島源左衛門・朝比奈左近等知行せしこと見えたり、其後小島氏の知行は上りて御料所となり、中川・朝比奈は今に替らず、檢地は元祿三年村上佐五右衛門糺せしと云、村の乾の方に落合と呼ぶ所あり、別村の如く見ゆれどさにはあらず、土人の私に別ちて一村とする所なり、又村內に新田二ケ所あり、一は鴻沼新田と云、享保十六年開墾し一は向原新田と云、明る十七年新墾し、筧播磨守檢地せ

り、共に持添なり、
高札場三ケ所東西と坤の方とにあり、
小名　本村　漆原　戸崎　小山　二度栗山中里村へ飛入たる地なり、
神社　笠間明神社村の鎭守なり、村の持、下同、
八幡社
荒神社
天王社
稻荷社
寺院　東光寺新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、日照山と號す、本尊大日を安ず、　天神社
阿彌陀堂
○中里村附持添新田　中里村は江戸よりの行程六里餘、民家八軒、村の廣さ四町四方許、四隣東の方は鈴ケ谷村にて、南は大戸村及び白幡村の飛地に係り、西は鴻沼新田に堺ひ、北に廻りて下落合村に接せり、用水は鴻沼の水を引沃けども足らずして、又天水を賴むと云、此村いつの頃にや牧野某に賜はりてより今其子孫十兵衞知行せり、此餘村內に鴻沼・砂原二ケ所の新田あり、檢地前村に同じ、
高札場村の中程にあり、
小名　琵琶島　琵琶橋下落合村入會の地なり、　前原　東原

神社　稻荷社村の鎭守なり、村民の持なり、　神明天神三峰疱瘡神合社
寺院　大日堂本尊金佛にて四寸八分の立像、弘法大師の作と云、是も持は同じ、
○大戸(オホト)村附持添新田　大戸村は戸數四十六、四境東は浦和宿、南は別所・關の二村に界ひ、西は西堀村、北は中里・鈴ケ谷の兩村に接せり、東西の徑六丁許、南北廿五町餘、江戸よりの行程及び領主のこと鴻沼・砂原二新田檢地の年代等總て前村に同じ、
高札場村の北にあり、
小名　上太寺　龜在家共に北の方にあり、此二ヶ所は元祿改の國圖及び鄕帳に載せたれは、其頃は一村に立しものなるべし、其後いつの頃よりか當村に屬して、今は村名をいはず、　根田　まか庭
神社　氷川社村の鎭守なり、　末社　八幡社二宇　天王社
稻荷社二宇
神明社以上村持、
寺院　圓能寺新義眞言宗、與野町圓乘寺末、無量山と號す、本尊彌陀を安ず、　藥師堂
觀音堂圓能寺の持、下同じ、
地藏堂
塚　からきん塚村の艮にあり、來由詳ならず、
○鈴ケ谷村附持添新田　鈴ケ谷村は江戸より行程七里、

往昔は鈴幡村と唱へしが、いつの頃にや今の如く改めしと云、戸數四十八、村の廣さ十五町四方、四隣東は中里村、南は西堀村、北は與野町及び下落合村に隣り、西は中島村に及べり、用水前村に同じ、正保の頃は牧野助右衞門・保々石見守知行せしが、いつの頃にや牧野の方は上りて御料となり、今に御代官支配す、保々の方は今其子孫監物が知る所なり、此餘鴻沼新田と平野原新田を持添とす、
高札場二ケ所御料の方は南にあり、私領は北にあり、
小名　三本木　鷺山　前山　上　下
神社　天神社村の鎭守なり、大圓寺の持、
辨天社明王院の持、
稻荷社三宇二宇は村民持、一宇は明王院持、
寺院　妙行寺日蓮宗、下總國中山法華經寺末、東永山心淨寺と號す、慶安二年八月寺領十石の御朱印を賜ふ、本尊三寳及び祖師の像を安ず、往古は禪宗なりしが、應永の頃僧日英なる者改宗せしより是を開山とす、同き三十年八月十日示寂せりと、墓所に善行院道榮□□壬子十二月十二日太田十郎殿家中森筑前守とえりたる石碑あり、是は村民儀右衞門が先祖なりといへども、其詳なることを知らず、　鐘樓享保年中再造の鐘をかく、　金毘羅社
稻荷社

大圓寺新義眞言宗、與野町圓乘院末、藥王山と號す、本尊藥師の坐像長五寸許なるを安ず、惠心の作と云、墓所に曆應三年十月十□日稻垣氏、及び康永元年六月九日とえりたる古碑二基あり、村民新右衞門が先祖のしるしなりといへど其正しきこと知らず、
明王院同宗同末、福集山と號す、本尊觀音を安ず、
觀音堂村民持、下同、
阿彌陀堂
○上峰村附持添新田　上峰村も江戸への里數前村に同じ、戸數二十五、東は山久保村に界ひ、東より北に廻りて與野町に接し、西は神田村にて、南は千駄村に及び、西南の方少しく上大久保村にも續けり、東西の徑七町許、南北四町程、村內圓福寺境內釋迦堂修理のことを書せしものに、當所古は本田佐渡守領せしが、後御料所となり今に替らず、正保の頃は宮崎備前守知行せしよし見えたり、檢地は天正十九年といへど糺せし人の姓名は傳へず、當村も平野原新田及び荒川べりに流作場あり、共に持添なり、
高札場村の中程にあり、
小名　間ノ谷　寺田　坊敷
神社　諏訪社村の鎭守なり、圓福寺の持、　末社　稻荷社
寺院　圓福寺新義眞言宗、植田谷本村林光寺末、北明山龍光院と號す、本尊彌陀を安ず、開山圓海大永元年

寂す、古へ五石の御朱印を藏せしが、延寶三年賊の爲に奪はれしより、收公せらると云、　釋迦堂 釋迦は安阿彌の作なり、蓮臺の裏に承和二年乙卯四月武州品川の海中より出現のよし彫りてありと云、脇士阿難迦葉の像は運慶の作なり、近き頃阿難の像を修造せし時、蓮臺の中より當寺九世の僧盛憲が正德四年記せし書を出す、其略に中古本多佐渡守此邊へ陣屋を構へ、堂宇を破却せしゆへ、再び營建するよしをいへり、　鐘樓 寛永十八年鑄造の鐘をかく、銘文なし、

龍海寺 黄檗宗、下野國宇都宮眞福寺末、大日山と號す、本尊大日を安ず、開山龍海寂年を傳へず、千駄村名主庄左衛門が地内にありし堂を引て寺となせしと云、其年代詳ならず、

松源寺 普化宗、多磨郡布田村安樂寺末、龍峯山と號す、本尊は阿彌陀又普化禪師の像を安ず、村民某が先祖忠兵衛文祿年中開基せりと云、

○山久保村附持添新田　山久保村は江戸への行程前村に同じ、戸數六軒、東西二町、南北一町程の小村なり、四境南は中島村、東は鈴ケ谷村、西北は上峰村なり、正保の頃は水野出雲守知行せしが、後上りて御料所となり今に替らず、檢地は元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛糺せり、當村も平野原新田を持添とす、

高札場 村の中程より西にあり、

小名　坊敷　上坊敷　前防敷　西坊敷

神社　稻荷社 村の鎭守なり、村持、

地藏堂 持同じ、

○本宿村附持添新田　本宿村は東西の徑り二町、南北に一町に過ぎず、四隣東は中島・西堀の二村にて、南も西堀村に界ひ、西北共に町屋村に接せり、用水は三沼代用水を引沃げり、江戸よりの行程及び正保の頃の領主今御料所たること總て前村に同じ、檢地は天正十九年の改にして、水帳の末に鈴木源一・淺岡大次郎と記せり、當村にも持添平野原新田あり、

高札場 村の東によりてあり、

小名　間ノ谷　新ケ谷

神社　三十番神社 村民の持、

寺院　華藏院 新義眞言宗、與野町圓乘院末、月光山と號す、本尊地藏を安ぜり、　地藏堂

○中島村附持添新田　中島村は江戸より行程前村より少しく遠し、村の四境東は西堀村、南は町谷・鈴ケ谷の二村にて、西は本宿・千駄・道場・西蓮寺等の四村に境ひ、北は上下大久保・上峯の三村に接せり、東西の徑三町餘、南北は八町に餘れり、民戸三十餘、御打入の後より御料にして今替らず、檢地は元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛改む、當村も又平野原の新田を持添とせり、

高札場 村の中程にあり、

神社　荒神社 村の鎭守なり、　末社　稻荷社　天王社　二十三夜堂　別當　萬行寺 新義眞言宗、與野町圓乘院末、三神山と號す、不動を本尊とす、

阿彌陀堂 萬行寺の持、

○町屋村附持添新田　町屋村は高鼻庄と唱ふ、土人の說に往昔道場村に秩父次郎重忠が居城ありし頃、かの城下町屋ありし所なれば、かく名付くといへど其正しきことを知らず、江戸より行程六里、民戸四十八、東は本宿村に隣り、西は道場村に續き、南は新開・西堀の二村に連り、北は千駄・中島の兩村に接せり、東西の徑り三町餘、南北は二町に餘れり、正保の頃は宮崎備前守・牧野助右衛門が知行たりしが、其後いつの頃にや上りて御料となり今尙然り、當村は天正十九年の檢地にて、大半小を以て段別を定めしものなり、役人の姓名鈴木源一・朝岡久次郎・神崎甚八と水帳に記してあり、こゝも平野原新田及び荒川べりの流作場を持添とす、

高札場 村の西の方にあり、

小名　東　中　新田

山川　荒川 前に云流作場の地にかゝれり、川幅五十間ばかり、

神社　氷川社 村の鎭守なり、慈觀寺持、以下の三社もみな同じ、

神明社

御嶽社

稻荷社

寺院　慈觀寺 新義眞言宗、與野町圓乘院門徒にて慈眼山と號す、本尊觀音を安ぜり、　阿彌陀堂

觀音堂

光明寺 同宗同末、出世山と號す、本尊大日を安ぜり、　藥師堂

舊家　金左衛門 井原を氏とす、先祖を主稅助と號し、岩槻の太田家に仕へしと云ふ、系圖舊記等を所持せざれば、其詳なることを知らず、たゞ家に古き文書を藏す、又郡中吽吉村の舊家彌市が先祖井原土佐守へ、太田氏房より與へし文書あり、與野町にも井原平八と云もの舊家なる由いへば、是等みな一族にして岩槻落城の後、此邊に來住せしものなるべし、其文書の文左の如し、

渡邊左衛門代物井原主稅助被之付而、桂谷平三同源三に借置候由、平三任一札彼代物無相違可取之候、隱居而田畠井屋敷桂谷如一札可取之候、殿樣御代之時分如何樣之儀候共、聊相違有間敷候也、爲後日如件、

庚辰八月廿七日　（花押）

渡邊左衛門尉殿

井原主税助どのへ

倘々せいたうかたく被申付可有候以上、

かごをおろしさかな取候、可指上候間、其方人足不足に候得而は、さゞめ御□家領百姓衆さいわいむよりに候間手傳に賴可被申候、いか樣御百姓中へは重而我々直に可申遣候、大事候御立川候間かりそめにも我々一筆なくして、これなりとも川狩いたし候はゞ、見合道具おさへ可被申越候、前々之もやう存候者に候間、町田にも七年已來かたく申付候、以上、

十二月二日　　　　康（花押）

井原殿　松佐

此以下三通は當家にあづからざる文書なれど、當時同く北條家に仕へて賜はりしものなれば、其緣によりて此家に藏するなるべし、因てこゝに附錄す、

無陣夫由申間中村平次左衛門に被下候、三浦夫壹疋之分可召仕之者也、仍狀如件、

永祿六年癸亥七月廿一日

大草左近大夫奉之

小熊左近丞殿

改定着到

拾八貫五百文　　　岩淵下鄉領家

此着到

一本　指物四方竪六尺五寸、橫四尺二寸、持手具足皮笠金銀之間に而紋可出、

一本　鑓二間之中柄金銀之間可推、持手具足皮笠右同理、

一騎　馬上甲大立物具足手蓋面肪、

以上三人

右之着到近年雖如有來候、猶改而此節申付候、於軍法聊も至于背法度者可處嚴科候、能々着到帳を朝夕見分、寸分傍爾無相違樣に可致之候、自然此內兼日無支度候儀有之者、十月五日を限而悉可致立候、仍定所如件、

癸亥九月十六日（朱印）

小熊總七郞殿へ

今度御動之爲御用、諸浦相改候船之內他國船幷他浦之船在之、此度者奉行衆一札を指越、本在所へ可戻者也、仍如件、

卯四月廿六日（朱印）

船奉行

南條彥七郞

萱野

鈴木源右衛門

小熊左近

吉原新兵衛

○千駄村附持添新田　千駄村は江戶より行程七里、民家三十七、村の廣さ東西へ三町許、南北五町程、東は中島村及び町屋村にて、南は西蓮寺・道場の二村に隣り、西は上下の大久保村に連り、北は上峰・山久保の二村に接せり、用水は見沼代用水を引沃げり、隣村西蓮寺村はもと當村より分てりと云ことは其條下に辨ぜり、當村正保の頃は水野出雲守が知行なりしに、元祿年中上りてより今に至るまで御料所なり、檢地は松平淸三郞・八木仁兵衛元祿三年糺せり、當村にも平野原の持添新田あり、

高札場村の中程にあり、

小名　北町　西浦　八石　小路合戶

神社　神明社二宇一は重圓寺持、村の鎭守なり、一は村民の持なり、

寺院　重圓寺　新義眞言宗、與野町圓乘寺の末、藥王山と號す、本尊藥師を安じ、傍に運慶が作れる如意輪觀音を安ず、開山宥正嘉曆三年に寂、

阿彌陀堂重圓寺の持、　大師堂　天神社

○西蓮寺村附持添新田　西蓮寺村は高鼻庄に屬す、江戶よりの行程前村より少しく遠し、民戶十六、四隣東西北の三方は千駄・道場の二村を廻らし、南も亦道場村に接せり、村の廣さ三町四方許、用水前村に同じ、土人の傳へに御入國後本多佐渡守此邊を領せし頃、家臣高津五兵衛なるものに七十石の地を與へしとて、千駄・道場の二村より三十五石づゝの地を分ちて、一村となし與へしもの當村なりと云、されど西蓮寺と名附し故は詳ならず、其後正保の頃の領主及び檢地の年代、今御料所たること持添新田等總て前村に同じ、

高札場北の方にあり、

小名　大砂原　平野原

山川　荒川持添新田の地に係り、川幅五十間許、

神社　稻荷社村の鎭守なり、蓮乘寺の持、

第六天社村民の持、

寺院　蓮乘寺 新義眞言宗、與野町圓乘院門徒、本尊は不動を安ず、

觀音堂 蓮乘寺の持、

○道場村(ダウジャウ) 附持添新田　道場村は上峯郷水判土庄と唱ふ、村名の起りを尋るに建久年中とかや、畠山重忠當所の土中より觀音の像を得たり、依て一宇の道場を營み彼像を安ぜしより、村の名にも呼しと云、彼道場は今與野町なる圓乘院にて、後年移轉せしとも又村内の金剛院なりともいへど、皆據とすべきことなし、江戸より行程七里餘、民戸七十、東は町屋村に隣り、西は荒川を界として入間郡宗岡村にて、南は當郡新開村に續き、北は下大久保・西蓮寺の二村に接せり、東西三町許、南北は四町餘、當村正保の頃は保々石見守知行たることものに見ゆ、今も其子孫監物が知る所なり、此餘十五石の地は與野町圓乘院の領なり、檢地は天正十九年の改にて其奉行せし人の姓名は詳ならず、當村にも平野原の新田を持添とせり、

高札場 村の中程にあり、

小名　堀の内　堀田　池田　小橋　二本木　油免　金久保　大千島

山川　荒川 村の西より坤の方を流る、川幅五十間許、

神社　稻荷社 村の鎭守なり、金剛寺持、

第六天社 持同じ、

八幡社 村民持、下同じ、

神明社

祇園社

稻荷社

寺院　金剛寺 新義眞言宗、與野町圓乘院の末、安養山と號す、本尊正觀音惠心の作なる同體の小像を腹籠とせり、相傳昔當所に大伽藍ありしに、保元の亂に兵火の爲に烏有せり、其後建久年中畠山次郎重忠當所を領せしとき、土中より此像を得たり、是古大伽藍なりし時の本尊ならんとて守護佛となし、當寺を草創して安ぜりと、中興開山は賢明と云此僧本寺圓乘院をも中興して、元和五年十月十三日彼院に於て示寂なせり、　天神社　阿彌陀堂

舊蹟　城蹟 村の巽の方にあり、畠山重忠が城趾なりといへど、もとより據とすべきことなく、少し高き所にして四方四五町に及び、廻に堀の跡殘れり、其構の内は小名堀の内二本木など號して田畑を開けり、二本木と云處は古の大手先なりとて、今も榎二株あり、尤古木なれども當時のものとは思はれず、此邊より古瓦及び丸き大石など多く出ると云、又經塚と號する塚あり、是前に云金剛寺の觀音を掘出せし地なるにより、重忠こゝに經文をうずめて築しものなりといへど是も正しき據をきかず、

○新開村(シンヒラキ) 附持添新田　新開村は天正十八年岩槻落城の後、その旗下の士浪人してこゝに土着し、新に一村を開きし故、村名とせし由土人いへり、按に【東鑑】に新開左衛門

尉・新開荒次郎等見ゆ、此人當村に住して右名を名乘し如くなれど左にはあらず、彼荒次郎等が住せしは榛澤郡新戒村なるよし、彼村も古は新開と書し、又村内に荒四郎が屋舗跡及び同人の開基せし寺もあれば、彼地實錄にして當村にあらざること明けし、猶新戒村の條照しみるべし、江戸よりの行程六里餘、民戸十四、東は西堀・町屋の二村に接し、西は西堀村の新田にて、南は田島村、北は道場村なり、東西も南北も共徑り六町に餘れり、昔は御料所なりしが、明曆元年大宮氷川社の領に附せられて今もしかなり、檢地は元祿七年池田新兵衛・依田五兵衛等糺せしと云、此餘平野原を開きし新田を持添とす、こゝは御料に屬せり、

高札場 村の東にあり、

小名　沖田　本村　新田

堤防　荒川水除堤 村の西の方に設たる堤なり、

神社　稻荷社二宇 共に村民の持、

寺院　眞光寺 新義眞言宗、與野町圓乘院門徒、本尊は阿彌陀を安ず、

○西堀村 附持添新田　西堀村は今郷名を用ひされど古は與野郷と唱へしにや、天正十九年の水帳及び慶安年中水野出雲守當村を領せし頃、村内萬福寺へ與へし書等に與野郷西堀と載たり、民戸百六軒、東は鴻沼を隔て大戸村に隣り、西は町屋村及び新開村にして、南は田島・關の二村、北は本宿村に接せり、相傳ふ古は畠山重忠が臣眞島日向守といへる人の領地にして、今も其居城跡と云所あり、其邊の小名を日向と呼で、土人は自から西堀・日向と二村の如くに唱へり、猶城跡のことは下に辨ず、其後のことはすべて詳ならず、正保・慶安の頃は水野出雲守が知行及び大宮氷川社の領たりし由ものに見ゆ、其後承應の頃より御料所となり今も替らず、檢地は延寶五年時の御代官熊澤彦兵衛糺し、元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛再び檢して貢税を定むと云、此餘平野原を開きし持添の新田あり、又西の方荒川に添て鹿手袋村當村入會の持添新田あり、延享元年神尾若狹守檢地して御料所なりしが、寛延元年中山勘右衛門・永見權七郎の二人に分ち賜はり、今も其子孫中山志摩守・永見內膳が知る所なり、猶殘る地は今も御料所なり、又享保十六年筧播磨守が檢地せし鴻沼新開の地をも持添とせり、こゝも御料所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名　日向 眞嶋日向守が城跡の邊をすべていへり、今土人は日向村など號して一村の如く呼なせど、全く村内の小名なり、　門前　寺前耕地 此二の小名は、往昔弘福寺と云寺ありし名殘なりといへり、

上の宮　早道場　中組

山川　須黒山御林にして、松樹繁茂せり、

荒川西の方平野原の地に係れり、川幅は五十間許、

神社　氷川社一宮の男神女神を移し祀れり、本地は觀音なり、當社を上の宮といひ、隣村田島村の氷川社を下の宮と稱す、慶安元年社領十石の御朱印を附す、　末社　荒脛社　神明社　天神社　疱瘡神社　稻荷社二宇　別當　寶性寺新義眞言宗、與野町圓乘院末、日輪山光幢院と號す、本尊不動を安置せり、　鐘樓寶暦十四年鑄造の鐘を掛く、

稻荷社二宇一は柊稻荷と稱し、村民の持、一は駒ヶ崎稻荷と號して寶性寺の持なり、

須黒明神社前に云須黒山にあり、祭神詳ならず、爰も寶性寺の持なり、

第六天社二宇

三十番神社以上三宇共に村民の持なり、

寺院　醫王寺新義眞言宗、與野町圓乘院末、上宮山と號す、本尊不動を安ず、

長福寺同宗同末なり、本尊觀音を安ず、　稻荷社　天神社

萬福寺日蓮宗、鈴ヶ谷村妙經寺末、常照山と號す、本尊三寶を置く、

不動堂日向不動と號す、長福寺持なり、緣起の略に云、往古此邊に一の惡鬼住て里民をなやましけるに、弘法大師諸國遍歷のをりからこゝに來り、民のなげくを憐みて、傳敎大師の作れる不動の像を授く、里人是を尊崇せしより悉く安穩を得たり、故に一宇の草堂を營み彼像を安ぜり、是今の本尊なり、其後遙の星霜を經て、建久の頃畠山重忠此邊を領せし時、當所に城を築き家臣眞嶋日向守をしてこゝに居らしめけるにより、則日向守此像を守本尊として尊敬せり、故に今も日向不動と號す、中古に至りて岩槻の城主太田家臣本間六郎氏種と云もの、天正十八年岩槻落城の時、城內を逃れ出てこゝに來り、此堂に忍び危を免れしかば、靈驗の著しきを感じ剃髮染衣となりて、終身當所に留まれり云々、此緣起の說最うけがたけれど、姑く傳のまゝを記せり、今村內に本間塚と云あり、則此氏種を葬し所なる由土人はいへどいかゞあらん、

阿彌陀堂同寺の持、

藥師堂醫王寺の持、

塚　富士見塚　小名日向にあり、古城跡の續きなる崖の上なり、こゝより西に望めば富士及び箱根・大山・榛名又御嶽・武甲山等目前に見えて眺望いと勝れたり、眼下には水田打續きたり、土人の話に秋冬の頃天氣極て快晴なる時は、富嶽宛然としてこの水面にうつれり、尤たま〳〵地形によりて向にある物の影のうつることあれど、悉く逆に寫るを常とすれどこゝは左にあらず、直ちに水庭にあるが如に見ゆといへり、

舊跡　眞島日向守城蹟村の北にて丘の上を云、日向守がことは日向不動の緣起に見えたり、今この城跡を眞鳥山と呼ぶ、廻に堀を構へし趾見ゆ、傍に祠あり、眞鳥稻荷と號す、是日向守が靈を祀れりと、此所も眺望富士見塚に同じ、享保年中鴻沼新開のとき、當所の土を掘て運遭しけるに、鎧刀等の錆朽たる者或は鐵炮の玉など出しといへば、後世も人の住せしことありしにや、又は砦などに構へしこともありしも知べからず、按に日向守は重忠の家臣といへど其事實を詳にせず、されば遙に後年の人なるを、此地往昔重忠が領地なりと傳へたるより、日向守も其臣下なりと妄にいひ起せしにあらずや、土人の說に當城の要害堅固なることは荒川の上平方と云所の堤を切れば、川越より當所の崖下まで大河となれりといひつたへり、

眞島山古城跡

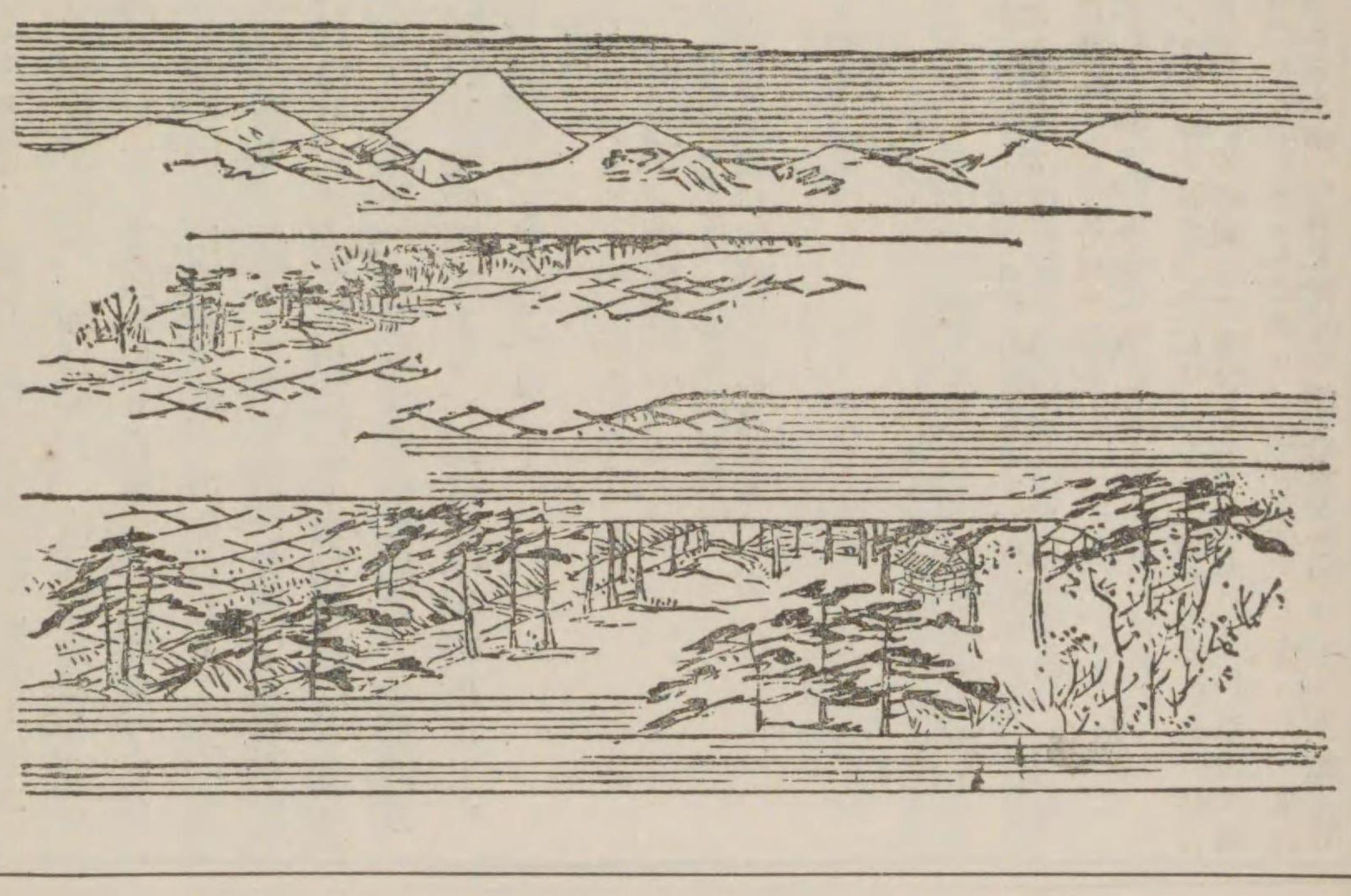

○關村附持添新田　關村は江戸への行程前村に同じ、民戸十七、東西二十町餘、南北は纔に二丁に過ず、東は大戸村に接し、南は鹿手袋村に隣り、西は田島村・北は西堀村なり、當村古は鹿手袋村の內なりしが、後年分村せりと云傳ふ、されど正保の頃のものに水野出雲守が知行關村と見ゆれば、分村せしも古きことなるべし、其後水野の知行上りてより今に御料所なり、檢地は元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛糺せり、此餘近村と同く平野原新開入會の持添新田あり、

高札場村の北寄にあり、

小名　下田　向三沼

神社　天王社村の鎭守なり、東福寺の持、

寺院　東福寺新義眞言宗、與野町圓乘寺末、神明山と號す、本尊大日を安ぜり、　神明社　八幡社　春日社　藥師堂

地藏堂東福寺の持、

○鹿手袋村附持添新田　鹿手袋村は高鼻庄與野郷と唱ふ、民戸四十七、東は沼影村、西は關村、南は田島村、北は大戸・別所の二村なり、東西の徑り五丁許、南北八丁に及べり、當村も正保の頃は水野出雲守の知行たりしが、其後上りて御料となり、元祿十一年中山勘右衛門・永見周防守が知行に賜はり、今子孫中山長門守・永見健次郎が知る所なり、檢地及び江戸への里數は前村に同じ、此餘鴻沼新開の持添新田又纔の飛地あり、是は過半御料所にして長門守・健次郎が知行も入會へり、

高札場村の東にあり、

小名　上　中　下　大鹿島

神社　日月宮村の鎭守なり、神體は方版に畫き、裏に元祿四年の銘あり、

八幡社

第六天社以上共に寶泉寺の持、

寺院　寶泉寺新義眞言宗、與野町圓乘院末、鶴壽山安樂院と號す、本尊藥師を置り、開山良宜天文十四年十一月六日示寂せり、　觀音堂正觀音の銅像を安ず、當寺第六世の僧賢良境内より掘出せりと云、　天神

牛頭天王合社

阿彌陀堂寶泉寺の持、

不動堂村民の持、

○田島村附持添新田　田島村も庄名及江戸への行程等前村に異ならず、民家百四十、村の廣さ東西へ一里許、南北十七八町、東は鹿手袋村に接し、南は曲本村及び松本新田に並び、坤より西にめぐりては荒川を隔て新座郡內間木村及び入間郡宗岡村に隣り、北は新開・西堀・關の三村に界へり、當村正保の頃は水野出雲守・宮崎備前守の知行たるものに見ゆ、其後何の頃よりか御料所となれり、檢地の年代詳ならず、此餘平野原新開の持添新田あり、

高札場村の中程にあり、

小名　松葉町　見沼耕地　本村

山川　荒川西の方を流る、河原とも幅百間餘、此川に渡船場あり、是を秋ヶ瀨の渡と名付く、こゝを渡れば入間郡宗岡村に至る、

神社　氷川社村の鎭守なり、社領七石の御朱印を賜ふ、當社を下の宮と號し、西堀村の氷川社を上の宮と唱へり、　末社　鹿島社　荒脛社　天王社　稻荷社　神主栗原民部吉田家の配下なり、

神明社如意輪寺の持、

稻荷社村民の持、

寺院　觀音寺新義眞言宗、與野町圓乘院門徒、寶珠山と號す、本尊不動を安ぜり、　觀音堂　稻荷社

藥王院同宗同末、神童山と號す、本尊不動を安ず、　藥師堂

如意輪寺是も同宗同末にて寶榮山と號す、本尊は不動、　觀音堂如意輪觀音長一尺五寸許なるを安ず、運慶の作と云、相傳ふ此像は畠山重忠尊信の靈佛にして、其頃重忠此地を領せしかば、一宇草創して安ぜりと、或は云さにはあらず、天正年中岩槻の城主太田十郎氏房が女、難産にて危き時此像に立願して速に平産せし故、氏房も渇仰淺からざりしに、岩槻落城せし頃家人の浪人當所へ持來りて、草堂を營みしと、遙の後慶長二年闔郷疫病行はれし時、村民に靈夢の告ありて、疫災にかゝるもの悉く平癒せりなど語り傳ふれど、皆據とすべきことなし、姑く傳のまゝを記せり、

鐘樓安永六年鑄造の鐘なり、

塚　塚村の坤の方にあり、土人大塚と唱ふ、塚はゞ十間許り、來由は詳ならず、

笹目領

○下笹目村　下笹目村は江戸よりの行程五里、民家百二十餘、傳へ云當所は往古相州佐々目谷のもの來りて開發せり、因て佐々目郷と名付、かの地の例にならひて一郷を七區に分ちしに、其後轉じて領名となれり、故に當村及び美女木古は上笹目と稱し、後今の名に改、・內谷・沼影・曲本の五村笹目領に屬せりと云、外二村は其名を失へり、此餘當村の枝郷及び惣右衛門・松本兩新田等此領中なれど、こは後年開きし所にて其地の相接したれば、其唱へをおそひしなるべし、或は云當所は笹目僧正の領地なればかく名付と按に葛飾郡寺島村蓮華寺の緣起に、北條經時の子佐々目大僧正賴助と載せ、諸家系圖には駿河守有時の子有助、相摸守經時の子顯助此二人佐々目僧正と云しと見えたり賴助・顯助は共に經時の子とあれば、文字の似たるより孰れか誤り記せしなるべし、又同郡町屋村の民金左衛門が藏する文書に、笹目御院家領云々とも見えたり、されば此邊かの僧正の領せし地なることは論なかるべし、又相州鎌倉鶴岡八幡宮寄進狀の內、建武二年八月廿七日將軍尊氏の出せし文書に、寄進鶴岡八幡宮、武藏國篠目郷、如幷佐權守知行分、右爲不冷座本地供料所、奉寄之狀、如件と載たるも、當村のことゝみゆれば、兎に角古き地なること知らる、村の四隣東は新曾村に接し、北は美女木・根岸・辻の三村にて、西は大野村に及び、南は荒川を隔て豐島郡下赤塚村なり、東西の徑り一里餘、南北は十五町許、用水は三沼代用水を引來れり、村內一條の往還あり、美女木村より早瀨の渡へ達す、是古への鎌倉街道と云、御打入の後より御料所にして今に然り、檢地は元祿十年酒井河內守糺せり、

高札場村の中程にあり、

小名　畑中組　天王組　堀切組　木染組或は來初とも書り、
山川　荒川村の南を流る、川幅六十間ばかり、
神社　天王社延命寺の持、　稲荷社二宇　鐘樓延享年中鑄造の鐘なり、
聖社同じ持、　末社　稲荷社　白山社　愛宕社　鐘樓是も延享年中の鐘なり、
天神社西勝寺の持、　末社　愛宕社　山王社　白山社　稲荷社
寺院　延命寺新義眞言宗、內谷村一乘院末、下四ヶ寺同じ、大聖山と號す、本尊藥師を安ず、
平等寺普門山蓮花院と號す、本尊正觀音行基の作と云、　阿彌陀堂
慈眼寺東光山と號す、藥師を本尊とす、　觀音堂
最勝寺大悲山と號す、大日を本尊とす、昔は荒川の邊りにありしが、年代詳ならず、こゝへ移せしと云、其舊跡今芝原にて少しの池あり、昔隣村美女木村八幡の古鐘こゝより揚りしと云、其頃は大なる池にて土人最勝寺釜といひつたへり、
地藏堂
寶藏寺もと平等寺持の菴なりしを、何の頃か一寺になせしと云、本尊阿彌陀を安ず、
舊家　太郎左衛門　池上を氏とす、村の年寄役也、橋樹郡大師河原村の名主太郎左衛門と同家なりと云、慶長四年先祖池上釆女へ伊奈備前守より贈りし書あり、其文に、
手形
兵米壹百俵□
右者、兵用米請取、　將軍江□□□訴出、□□其倍々を以嚴返濟可有者也、
慶長四年□八月　伊奈備前（花押）
下佐々目
池上釆女殿
これ等にても古くより當所に居りしこと知らる、されど家系を失ひたれば其詳なることを知らず、先祖の用ひしものとて鞍鐙を藏せり、

○下笹目村枝鄕早瀬村　早瀬村は元祿改定の國圖にも、始て下笹目村枝鄕と載せ今尙しかり、戶數四十七軒、東は新曾村にて、北は本村に交り、南は荒川を隔て豐島郡上下の赤塚村、西も同川を越て新座郡上下新座村なり、東西十三丁餘、南北は五丁許り、村の中央を貫く一條の往還あり、古への鎌倉海道と云ふ、こゝも元より御料所にて檢地及び江戶への里數本村にをなじ、
高札場南の方にあり、
小名　上宿　中新田
山川　荒川西の方より南へ廻りて流る、川幅四五十間、此川に船渡あり、江戶への往來なり、是を早瀨の渡と呼ぶ、
神社　淺間社村の鎭守にて、本村平等寺の持、
寺院　常光寺新義眞言宗、與野町圓乘院門徒、日照山大日院と號す、本尊大日を置、　天神社

地藏堂
觀音堂村持、

○惣右衛門村　惣右衛門村は江戶よりの行程前村に同じ元和年中名主の先祖惣右衛門と云もの新墾せし故、其名を負はせて惣右衛門新田と呼しに、後萬治年中惣右衛門村と改め唱へしと云、村の廣さ東西八町餘、南北十一町程、東は新曾村に隣り、西は下笹目村に續き、南は同村の枝鄕早瀨村に界ひ、北は辻村なり、民家三十軒、古より御料所にして今に替らず、檢地も前村に同じ、
高札場西にあり、
小名　矢口當村の小名なれど、近鄕のものは却て此小名を唱へて村名をいはず、其來由は詳ならず、
矢口下　禰宜橋通り　四段田町
堤防　堤荒川水溢に備ふるものなり、
神社　稲荷社村の鎭守なり、本地十一面觀音を安ず、眞福寺の持、
稲荷社村の持、
寺院　眞福寺新義眞言宗、內谷村一乘院末、藥王山と號す、藥師を本尊とす、　不動堂惠心の作と云、

○美女木村（ビジョキ）　美女木村はもと上笹目と云ひしが、後今の村名となりし謂れは、古へ京師より故ありて、美麗の官女數人當所に來り居りしことあり、其頃近村のもの當村をさして美女來とのみ呼しにより、いつとなく村名の如くなりゆきて、其古名をば失ひたりと云、いとおぼつかなき說なれど、暫く傳へのまゝを記しおけり、來を木とせしは素より假借せしのみにて、其意に於て替らされば、いつしかかく書きしものなるべし、村の四境南は下笹目村に隣り、東は蕨宿に接し、北は內谷村に續き、西は同村枝鄕大野村に交り、又荒川に傍し所もあり、川の向ひは新座郡內間木村なり、東西は十四町半餘、南北は八町半許、江戶よりの行程前村に同じ、民戶百七十、當村にも鎌倉古街道係れり、往古の領主は傳へず、御打入の後は御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎御代官所及び宮崎備前守・松平新九郎の知行、外に八幡社領と見えたり檢地は寬永六年伊奈備前守糺し、其後元祿十年酒井河內守御料の分を改む、年代詳ならず、宮崎松平の分は上りて御料に復す、因て今は全く御代官所なり、
高札場村の中程にあり、
小名　藪さめ古へ村內八幡へ奉納の流鏑馬ありし所なり、因て此唱へあり、故に元は流鏑馬と書きしといへり、　おき砂場　修行目　新田　堀の內　番匠目
山川　荒川村の西の方を流る、川幅三十間餘、川に添てつゝみあり、

神社　八幡社　笹目領の惣鎭守なり、社領十六石の御朱印は慶長十九年に附せらる、神體は仲哀天皇・應神天皇の木像長二尺餘の坐像なり、社傳に云後鳥羽院御宇文治五年右大將賴朝奥州下向の時、當院に寄宿し靈夢の告により、相州鶴岡八幡を寫して勸請せしめし所なりといへど、往古のことなれば其詳なることを知らず、中古戰爭の亂に逢て衰廢せしを元龜元年伊賀賣信入道といへるもの再建ありしと云、例祭八月十五日、古は流鏑馬を興行せしが今は廢せり、御祈禱の札は鶴岡八幡に準して今に公へ奉けり、　鐘樓　萬治三年鑄造の鐘を掛く、銘文あれど考證に益なければとらず、

大鐘一口　拜殿の隅に置り、徑一尺九寸餘、長三尺許の古鐘なり、往古下笹目村最勝寺の池中より出しと云、因て其所を鐘ケ洲とも又最勝寺釜とも呼べり、是を龍宮より獻りしものなりなどいへど、元より妄誕の説にしてとるにたらざれど、往古の鑄造なることは疑ふべからず、模型龍頭のさま等江州三井寺の鐘に似たり、先年故ありて少しく破裂せしが後年を經て元の如くいゆと云、古鐘の鍛ひよきものはかゝることもありしといへり、　末社　太神宮

神功皇后高良明神住吉明神合社　天王社　帝稻荷社

飯綱權現社　辨天社　第六天社　大龍頭權現社　別當

圓通寺　新義眞言宗、京都醍醐三寶院末、前に云へる如く當社の八幡は鶴岡を寫せし故、山を鶴移と號すと云、本尊不動且阿彌陀愛染十一面觀音を安ず、中興の僧榮陳元文三年正月十二日示寂、此僧高德にて常憲院殿御歸依他に異なり、由て御奉納物あり、左に出す、

什寶　七條袈裟　一具　常憲院殿御能裝束の切なり、裏書に元祿四辛未年五月十日御城於御座之間拜領之と記せり、此外五條袈裟且法服等も拜領せり、

戸帳一

打敷一　裏書に元祿七年極月十五日、桂昌院殿御寄進の所なりとあり、　旗十二本　白縮緬へ金にて八幡宮と記す、是は德松君御降誕の時、御祈禱のために御奉納ありしといふ、

稻荷社三社　村民持、下同じ、

天神社

第六天社

神明社

寺院　德祥寺　新義眞言宗、村內圓通寺門徒、三寶山と號す、本尊正觀音を安ず、　觀音堂　正觀音なり、

安養寺　同宗、內谷村一乘院末、法輪山と號す、大日を本尊とせり、　藥師堂

寶藏寺　同宗、蕨宿三學院末、利生山と號す、本尊は觀音なり、

妙嚴寺　禪宗曹洞派、豐嶋郡赤塚村松月院末、天照山と號す、寺領六石の御朱印を附せらる、本尊釋迦脇士文珠普賢開山は、本寺第三世梅室英芳と云、示寂の年代はつまびらかならず、　鐘樓　延享年中鑄造の鐘をかく、

藥師堂　村民の持、

○內谷村　內谷村も元笹目鄉分村の地にて高鼻庄と呼り江戸への里數前村に同じ、四境南より巽の方まで美女木村を廻らし、東北は曲本村に交り、西は荒川を隔てゝ新座郡下內間木村なり、東西二十町、南北十町許、當村にも鎌倉古街道係れり、昔より御料所なりしを寛文三年村內を裂て大岡某に賜ひ、後又享保十七年鴻沼新田開發の

時、同人知行天沼村の內用水路堀割に成し故、其代地をも當村にて賜ふと云、今も御料及び大岡伊織が知る所なり、檢地も前村に同じ、又延享元年神尾若狹守糺せし新田あり、こゝも御料なり、

高札場　南より少しく東にあり、

小名　南通り　北口

山川　荒川　西界を流る、川幅六十間餘、此川に渡船場あり、土人地藏河岸と名付、或は地藏木の渡とも云、これ蕨宿より新座郡引又村への往來なり、

神社　氷川社　當村及び曲本・沼影・松本新田等四ケ村の鎭守なり、本地佛十一面觀音を置り、秘して見ることを許さず、神主を土屋下野と云、吉田家の配下、　末社　簸王子荒脛白髭合社

天神稻荷合社　辨天社

若宮八幡社　社邊に圍五抱ばかりの皂莢一株立り、古社なりと云へど其來由を失ふ、神主土屋下野が持なり、

辨天社　同じ持、

稻荷社　一乘院の持、

寺院　一乘院　新義眞言宗、醍醐三寶院末、月輪山大光寺と號す、本尊大日を安ぜり、開山高尊寂年詳ならず、此寺天正年中までは荒川の邊りにありしが、堤を築きし時爰に移せしと云、今も堤外に字境內と云處あり、　觀音堂　正觀音を安ず、惠心の作と云、　地藏堂　稻荷社　鐘樓　延享四年鑄造の鐘なり、

普門寺　新義眞言宗、一乘院末、惠日山觀音院と號す、本尊阿彌陀を置り、開山宥範元亨年中示寂す、

福泉寺　月光山と號す、本尊勢至を安ず、

西藏寺　明王山と號す、不動を本尊とす、

法明寺　もと一乘院の隱居所なりしを後一寺とせり、本尊勢至を安ず、

東福寺　聖德太子を本尊とす、宮根山と云、以上四ケ寺共に一乘院末なり、

東光寺　天台宗、入間郡川越中院末、青柳山藥王院と號す、本尊は釋迦を安置なせり、　藥師堂　藥師は秘佛にて見ることを免さず、　稻荷社

○大野村　內谷村枝鄉　大野村は荒川緣にありし秣場にて、もと大野原と云しを開墾せし所なればかく名くと云、正保の頃の者には見えず、元祿改定の國圖に始て載たれば、此間に分村せしとしらる、村の廣さ凡七八丁四方、東は新曾村・北は美女木村、西南は荒川を隔て新座郡內間木村及び上下新座村に隣れり、人家六十一軒、こゝも御代官所なり、檢地は本村に同じ、

高札場　南の隅にあり、

小名　堂まん　夏はま　本村の飛地なり、

山川　荒川　西より南の方まで廻れり、川幅は六十間許、

神社　重殿權現社　本地佛十一面觀音を安ず、美女木村圓通寺の持なり、

秋葉社　十一面觀音を本地佛とせり、德性寺の持なり、

寺院　德性寺 新義眞言宗、本村一乘院末、龜頂山と號す、本尊は正觀音を安ぜり、

圓光寺 同宗同末なり、自性山と號す、本尊阿彌陀を安ず、

○沼影村　沼影村も江戸への行程前村に同じ、戸數三十五、村の四境東は白幡村に接し、南は曲本村に隣り、西は田島村に境ひ、北は鹿手袋村なり、東西六丁餘、南北七八丁許、正保の頃は宮崎備前守が釆地なりしが後上り地となり、今に御料所なり、檢地は慶長十六年天野武兵衛糺せり、又享保十六年伊奈半左衛門檢せし新田あり、こゝも御料なり、

高札場 中程にあり、

小名　東　西　中

寺院　廣田寺 天台宗、江戸東叡山末、鶴住山普光院と號せり、本尊は大日を安ず、　觀音堂

天神山王合社

華藏院 新義眞言宗、内谷村一乘院末、地藏を本尊とす、

遍照院 同宗同末にて、本尊不動なり、

○曲本村（マゲモト）　曲本村は高鼻庄と呼ぶ、江戸より五里半の行程なり、民家五十六、村の四境北は田島村、東東は辻村に續き、南は内谷村、西は松本新田なり、東西の徑り二十八丁許、南北五丁に過ず、當村も御料所なり、檢地は元祿十年酒井河内守糺し及び延享四年堀江荒四郎・依田茂八郎・出井重四郎糺せし新田あり、こゝも御料所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名　宮根　本村　中郷　入定塚

山川　荒川 村の西を流る、川幅四十間餘、川に傍て堤あり、

神社　貴船社 内谷村神主土屋下野司どれり、

寺院　無量寺 新義眞言宗、内谷村一乘院末、光明山と號す、本尊不動なり、　阿彌陀堂　天神社

○松本新田　松本新田は新墾の年代詳ならず、正保頃のものには見えず、元祿改定の國圖に松本村と載たり、土人の傳へにもと鶴卷新田と唱へしが、元祿年中江戸淺草に住る松本小右衛門と云もの、故ありて當所を預りしことありしよりかく改むと云、民戸三十七、四境東は曲本村に隣り、西は沼影村、南は内谷村、北は田島村に堺へり、東西四丁許、南北九丁餘、昔より御料所にして今に替らず、元祿十年前村と同く檢地あり、

高札場

小名　田畑　荒井　坂下

堤防　堤 村の西の方にて、荒川水溢に備へり、

神社　白髭明神社 村の鎭守、村民の持、

寺院　眞乘寺 新義眞言宗、内谷村一乘院末、寶松山と號す、大日を本尊とす、開山宥元延享三年十月二十一日示寂せり、　地藏堂

新編武藏風土記稿巻百五十五之終

新編武藏風土記稿巻之百五十六

入間郡之一

郡圖

總說

入間郡は國の中央にて江戸より西北の方七里許にあり、【和名抄】國郡の部に入間を訓して伊留末と註す、郡名の起は郡中入間川村より始りしならん、其村今も入間郡に屬し、村名も正保の頃までは入間といひしを、後世川の字を添しとなり、くはしくはかの村の條に辨せり、又土人の說に入間の字は假借にて、その義は射魔なりといふ俗說あれどこゝには取らず、この郡名古書に著るゝものは【續日本紀】神護景雲二年七月壬午の條に、武藏國入間郡人物部廣成がとを載す、これ始なるべし、【姓氏錄】にも入間宿禰の姓あり、是も當郡より起りし姓なるべし、又當郡古は多磨郡に通じて茫々たる原野なり、都て是を武藏野と號し、後世分ちて入間野と記せしもあり、【東鑑】に於入間野有追鳥狩と記せし類なり、又三芳野の鴈【伊勢物語】に見ゆ、堀兼ノ井【枕草紙】及【千載集】後成卿歌の類、の如き、郡中の地名縉紳家の歌枕にも入しゆへにや、郡名も自づから世にいちじるし、後世に至りて郡中の曠野多くは新墾して悉く田畝となり、人家も從て出來にければ古とは大にことなり、又中古より郡中を二分して入東・入西の唱あり、これ多磨郡を多東・多西と別ちしに同じ、【七黨系圖】に兒玉惟行三代の孫入西三太夫資行と云人あり、その子を淺羽小太夫行業と云、淺羽は則當郡の郷名なれば、入西も此郡名にとりしこと論なし、是古くより入西と分ち唱ふるの證となすべきや、又寶治元年鎌倉公方より下文の案に吾那入西郡と記せしこと、郡中今市村法恩寺所藏年譜錄と云記に見ゆ、世下りて天文・永祿の頃も專ら東西を以唱へしこと、【小田原役帳】及當寺の古證文などに歴々たり、東西の界限詳ならず、【小田原役帳】に據て考れば、大抵入間川を界とせしがごとし、此郡古を以て考ふるに國の中央に當りて、多磨の府よりは若干の曠野をへだて、足立の府よりも荒川及水涯の閑地ありて、往來の道をさゝへたればにや、別に郡家を置れて進退の指揮ありしと思はる、後世武家の世となりても川越に館あり、是今の高麗郡上戸村の邊なり、其後因循して鎌倉公方の比より、かの地に城郭を構へて

正保年中改定圖

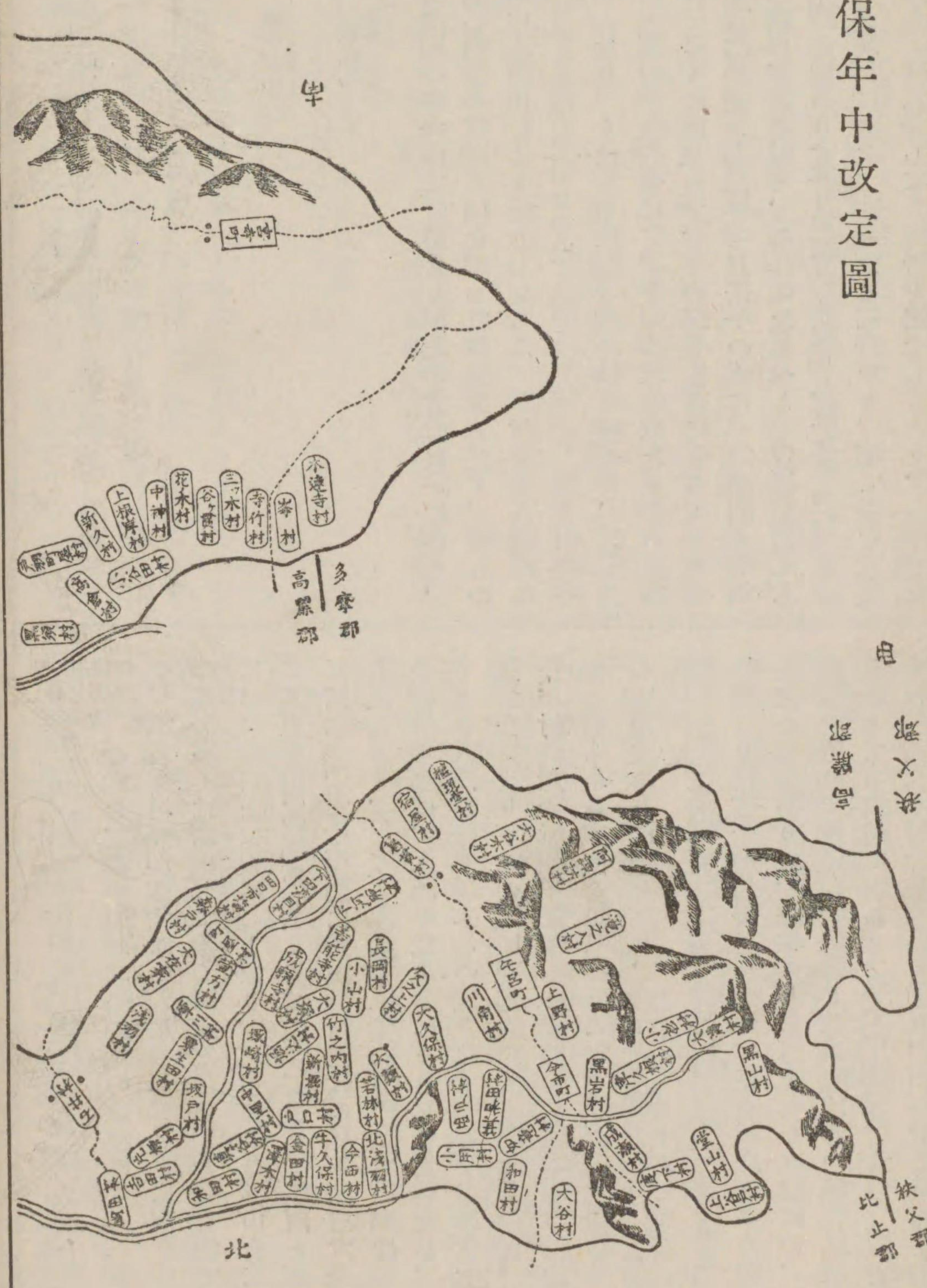

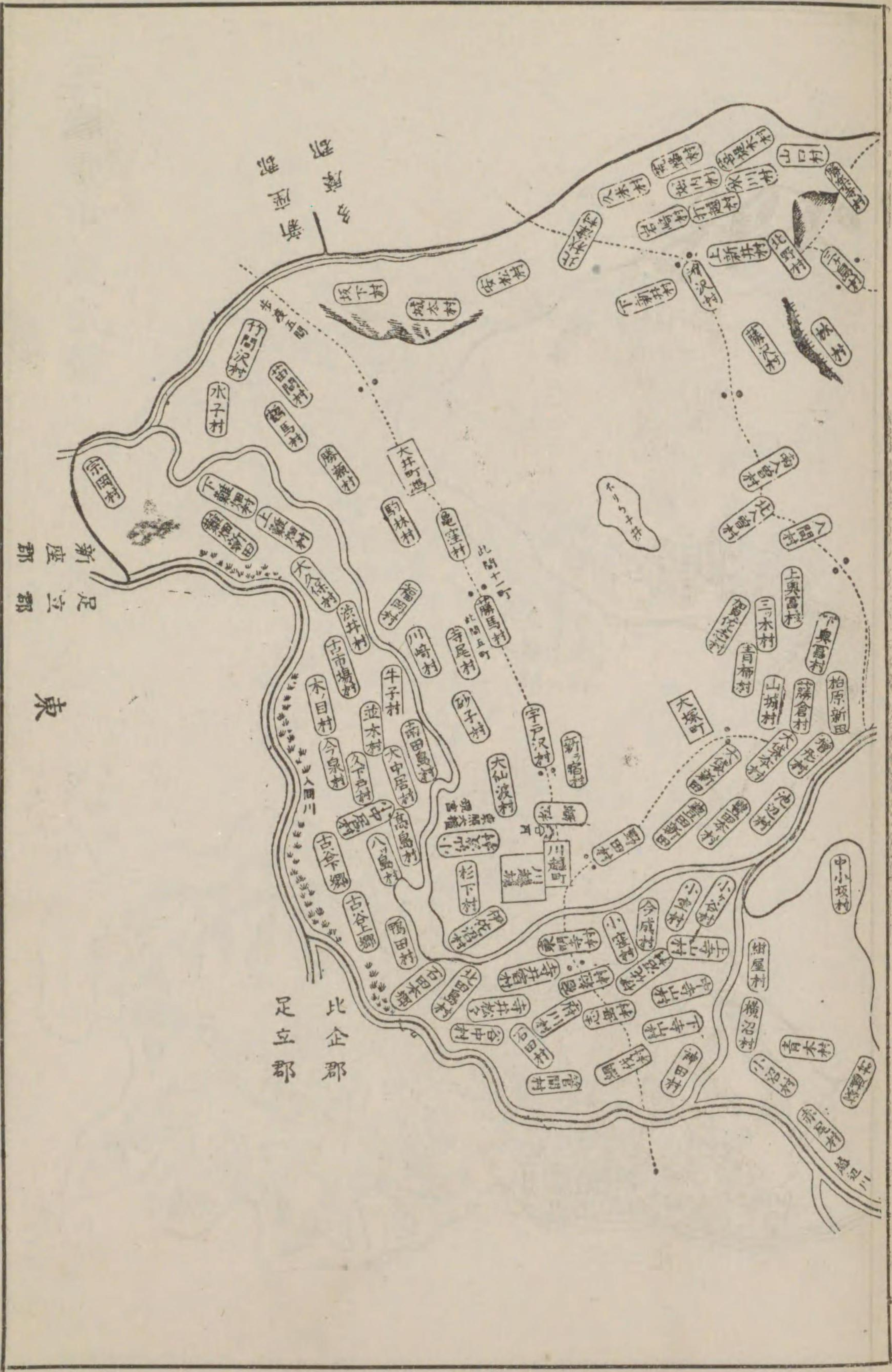

元祿年中改定圖

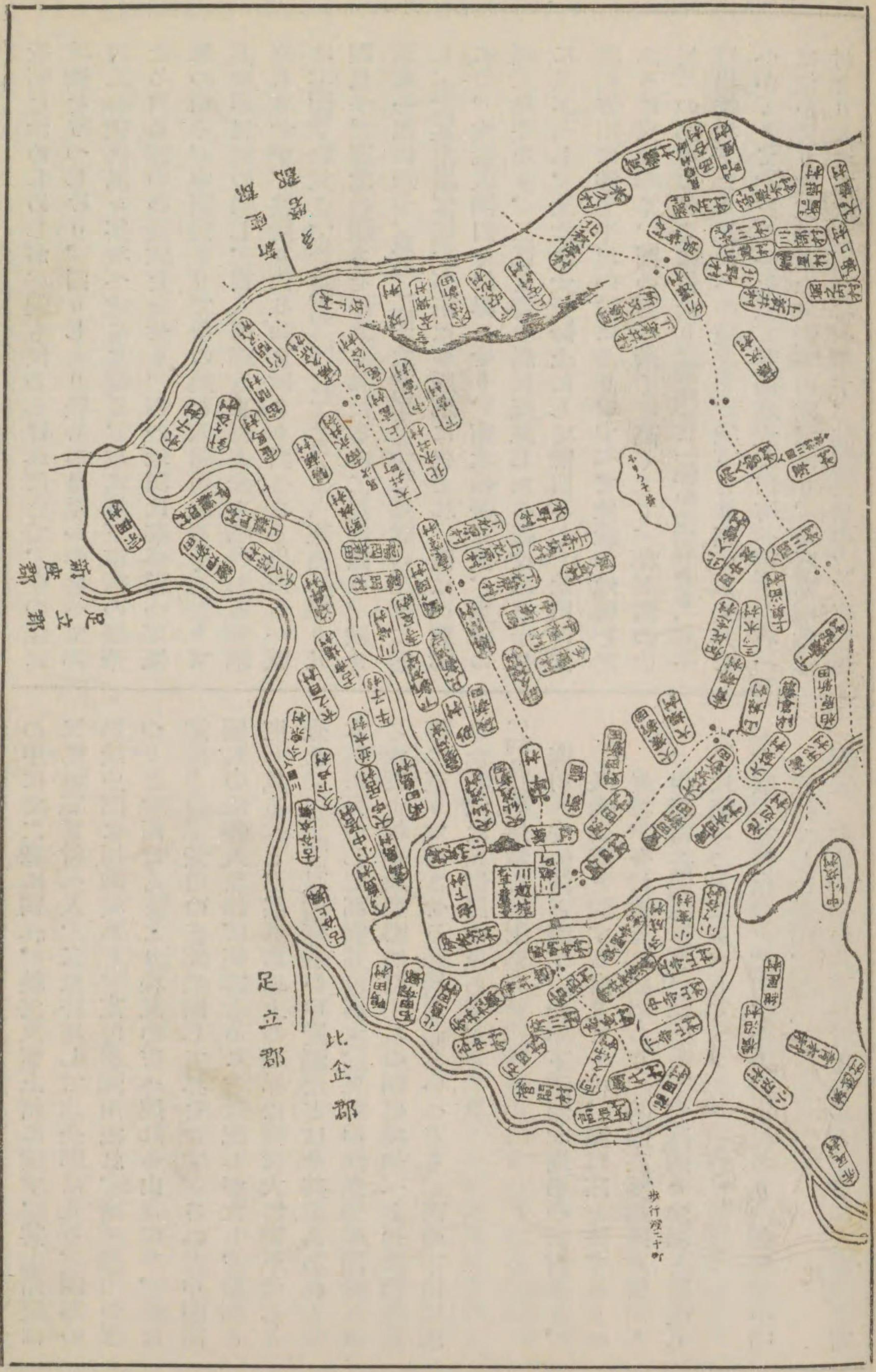

近郷を治めしめしが、爰も便あしければとて、今の地に城壁をうつしけり、爾りしより後もあまたの年をへて御打入の後は屢々其城へ大名を置る、故に城下市街の繁華なる自ら郡中の便宜をなせり、郡の地域は其形譬へば瓢箪の如く、中間狹まりてその邊を入間川流るゝをもて其地形二郡の如し、古入西郡入東郡と分ち唱へしも其理なしとせず、彼括りたる如き所より西へさし出たる一區は、高麗・秩父・比企三郡の際にはさまりて、東西の徑り凡四里半、南北の濶さそのふくれたる處二里に餘り、狹き所は一里に過ず、東の一區は北の方比企・足立の二郡に對し、東は新座郡に接し、南は多磨郡に包まれ、西は高麗郡にて、大抵入間川を以界とせり、南北の長五里、東西の幅三里半なり、二區を合し斜に延亙したる長は殆ど十里に及ぶべし、土性は大抵野土にして陸田多し、水田は西北の方川に添て平坦の地にあり、すべて此邊の地勢を考ふるに東は卑く、西の方へ漸くに高くして、秩父郡の山足この郡中に始るに似たり、郡内に二條の往還あり、其一は川越城下より江戸への道なり、城下より東の方大井町へかゝりて、三里半を經て新座郡大和田町へ達す、其一は江戸より秩父郡及上野國への往還なり、多磨郡南秋津村より入て高麗郡高萩村へ達す、其間三里半許、高麗郡の中にて二條に別れ、秩父及び上州に達す、其上州道は又郡中葛貫村へ入、二里許にして比企郡に入る、闔郡の形狀中間に川越城あり、東に柳瀬川流れ、南に狹山の峯つゞき、西はもとより秩父の方へ連れる山足にて、北は越邊・入間・荒川の三流延回して界をなす、されど中間高麗郡の地押入たれば其詳なることは記しがたし、猶圖と照し見るべし、然るに以上の經界は後世大に變革せしと覺えて、【和名抄】郷名の中廣瀬などは今其遺名あれど、本郡に入ずして高麗郡に屬す、又郡中法恩寺年譜錄に載る大豆土村今比企郡に屬するの類にて知べし、人物風俗等に至りてはさせる殊異なしといへども、西の方山に添ひたる地は尤鄙野の風あり、

【和名抄】所載合郷七

麻羽　安佐波と訓す、今上下淺羽北淺羽の三村あり、又淺羽郷と號する所凡て十村、淺羽庄と號するもの五村、合村十五に此唱あり、其餘高麗郡内上新田・中新田・藤金村等も此庄を唱ふ、麻羽を淺羽と書改しは後のことなるべし、

大家　於保也介と註す、今大在家村あり、是大家の唱の轉ぜしなるか、

郡家　或は云今の久下戸村ならんと、されど郡家は當郡に限らず、諸郡にこれあり、郡署を置れし處にて郷里の名には非ず、されば今の入間川村の邊などにて、則郡の本郷入間の地なるにや、

高階　太加之奈と訓す、今其遺名をしらず、

安刀　或は云秩父郡安戸ならんと、然るに彼地は郡界より比企の一郡を隔てたれば當れりとも思はれず、

山田　也萬多と訓す、今郡内郷名に唱ふるもの三村、又庄名に唱ふるもの川越城下を始として合村五十餘の多に至る、其庄名の内大仙波村は大抵中央に在て小名に山田と云所のこれり、土人の傳へに古驛亭の跡なりと云、

廣瀬　比呂世と訓す、今高麗郡の内に廣瀬村あり、もし此處ならんには後世郡界の變せしこと知べし、

餘戸

中古所唱郷庄 並保名領

金子郷　【東鑑】寛喜二年六月十日の條に、武藏國在廳等注申云、去九日辰刻、當國金子郷雪交雨降云々とみゆ、七黨系圖村山黨の内金子六郎家範等出たり、是在名ならんには古き地名なること論なし、

山口郷　應永四年八月郡中北野村天神領の寄附狀に、山口郷内北野宮とみえ、又七黨系圖村山七郎家繼が孫、山口太郎季信を始として、山口氏を多く載たり、これ等みな當所に住せし人なるべし、

宮寺郷　郡内三ヶ島村長宮にある、正長元年九月廿三日の棟札に、武州入東郡宮寺郷中氷川社殿造とあり又七黨系圖村山黨の内宮寺五郎家平等を載す、是地名をもて稱號とせしなるべければ、舊き唱なることはしらる、

大井郷　大井町農民の所藏せる天正七年の文書に、大井郷とのせ、遠山左衛門が奉て出せし下知狀亥年とあり、天正十五年なるべし、等にも、武州大井郷とのせたるは今の大井町のことにて、元郷名なりしことしらる、

勝（スグロ）郷　塚越村住吉社永享元年の棟札に、武藏國入西郡勝郷とみゆ、及【小田原役帳】に勝の内云々と記したり、又【回國雜記】に勝呂といへる所に至て、名に聞えし薄など尋て讀る、

旅ならぬ袖もやつれて武藏野や、勝呂の薄霜にかれにき、とあり、今はこの紀行にしるせる如く勝呂と書り、又【東鑑】に須黑兵衛太郎承久の亂に討死せし由をのす、是文字は異なれども、則勝呂にてこの處より出たる人なるべし、

毛呂（モロ）郷　法恩寺年譜錄に、應永三十三年越生山城次郎

入道宏秀の門族忠秀なるもの、毛呂郷の內四至を限りて曇秀律師に寄附せしことみゆ、又【東鑑】に毛呂豊後守秀光云々と見ゆ、此餘毛呂氏の人關東の記錄に往々みえしは、皆當所に住して在名を氏とせし人なるべし、

越生(オゴセ)郷　郡中法恩寺年譜錄承元・寶治の頃の寄附狀に、入西郡越生郷云々とみえたれば、中古よりこの郷名を唱へしことしらる、

河肥(カハゴエ)庄　【東鑑】文治二年七月二十八日の條に、帥中納言奉書到來、新日吉領武藏國河肥庄、地頭對捍去々年、乃貢事云々と載せ、及法恩寺年譜錄應永十三年十月十五日の寄附狀に、河越庄宿料郷內越生八郎入道跡云々とみえたり、永祿二年改の【小田原役帳】には河越三十三郷と記す、是もしくは河越庄三十三郷と云義か、今は領名のみに唱ふ、

春原(シュンノハラ)庄　法恩寺年譜錄に載たる寶治元年、鎌倉將軍家より越生左馬允有高への下知狀に、武藏國入西郡春原庄廣瀬郷上に見ゆとみゆ、及建治二年越生太郎長經が法恩寺領寄附狀に、武藏國春原庄廣瀬名之田在家とみえたり、又康應元年淺羽豐楠丸が同寺へ寄附の狀には、春日原庄廣瀬と書たるは偶誤り記せしならん、

吾那(アガ)保　建治二年越生太郎長經が法恩寺領寄附の狀に武藏國吾那保之在家野畠山云々と見えたり、此餘同寺年譜錄の內承元・寛治・弘安・康應等の寄附狀には、吾那上下とのみ記したれど、是も吾那保の上下ならん、又同書文治四年の條に、吾那領とのせ、應永四年・享德四年二度の寄附狀には、吾那村とあれど、是等は全く田父野翁のまうすにまかせて記せしより誤りしならん、又郡內堂山村最勝寺所藏文安三年の文書に、吾那堀の內釋迦堂とあり、堀ノ內は今堂山の小名にのこりたれば、この邊元吾那保に屬せし證となすべし、

國延(クニノブ)名　比企郡正大村に辨せり、

是永名　應永・文安・康正等の法恩寺寄附狀に、入西郡越生郷是永名とのせたり、

恒弘名　應永三十二年法恩寺寄附狀、及文安三年堂山村最勝寺の寄進狀、文明四年郡中小杉村天神社の棟札等に、入西郡越生郷恒弘名と出たり、

則次(ノリツグ)名　應永三十三年尼禪智が法恩寺領寄附狀に、入西郡越生郷則次名箕輪田窪田五段事云々とあり、箕輪田は今も村名に唱へ、窪田はかの箕輪田の小名となれり、此餘前に出せる建治二年同寺の寄附狀に、廣瀬名と云ものあれど、是は全く村と書べきを誤り記せしならん、

小山領　法恩寺年譜錄應永四年式部丞光泰と云ものより同寺へ寄附の狀に、入間郡小山領家田云々と載たり、今郡中に小山村あるは彼遺名なるにや、

箕和田領　これも年譜錄に、應永四年三月廿二日光忠箕和田領七貫文の地を寄附すとあり、今の箕和田村の邊なるにや、

今所唱合郷十六

淺羽　合村十說上に出

山田　合村三同上

安松　合村五安松村より起りし名なり、

久米　村一則久米村にて唱へり、村內永源寺應永廿九年の鐘銘に、入東郡久米郷と彫れり、されど此村のみの名なるが上に、古へは村と云べきを郷の字を用ひしことまゝ見えたれば、若くはこゝも其類なるべきか、

山口　村一、前に辨せり、

宮寺　合村十二　前に辨せり、

金子　合村八、前に辨す、

入間　屬する所入間川・奧富二村なり、

三芳野　合村十三、【伊勢物語】にも入間郡三芳野里と見ゆれば、是も古き唱なるべし、

仙波(センハ)　村一

古尾谷(フルヲヤ)　村一、この外は庄名にあり、郡內古谷本郷は元古尾谷本郷と唱へしよし、當國金澤稱名寺に藏せる康安二年の文書に、古尾谷刑部大輔入道が名あり又郡內古谷上村善仲寺開基古尾谷近江太郎信秀は應永年間の人なり、是等によれば舊き名なることしらる、

宇田　村一

勝呂(スグロ)　合村十、前に辨す、

松山　村一

毛呂(モロ)　合村七、前に辨す、

越生(オゴセ)　合村十六、同上、

今所唱合庄十七

淺羽　合村五、前に辨せり、

久米　村一、前に辨せり、

柳瀬　合村十四、郡內柳瀬川の邊に此唱あり、

吾妻　合村三

狹山(サヤマ)　村一、狹山の麓にある村なれば、此唱をなせしにや、

桂　合村十、桂川と云細流の邊を云、
葛茂川(クズモ)　合村二、葛茂川といえる小流あり、此邊に此庄名あり、
入東(ニットウ)　村一、古へ入東郡と唱へし名の轉ぜしならん、
山田　合村五十三、說上に出、
仙波　合村十九、仙波村は其數に非ず、
古尾谷　合村十三、說上に出、
勝呂　村一
松山　合村二、比企郡松山町あり、是等より起れる名なるべし、
龜井　村一、其餘數村は比企郡に屬す、
堀江　合村八、其餘一村、比企郡に屬せり、
宿谷　村一、
入西(ニッサイ)　村一、中古入西郡と唱え、名の轉ぜしならん、

今所唱合領四
山口　合村四十一、說上に出、
金子　合村十二、說上に出、
河越　合村百十、合町二、說上に出、
入西　合村十八、說上に出、
未勘　合村七十一、
闔郡合村二百五十七　内馬次所十三

右件の村今現在の數なり、此餘近世原野を開き、沼池を埋みて田とするものあり、今これを持添新田と號し本村に隷する者若干よりて附錄とせり、正保年中改定の合村一百八十五、元祿に至て再訂の時合村二百四十三、前に比すれば增加すること五十八、今現在の合村を元祿の頃に比すれば、又加はること十四なり、

狹山　郡の南にあり、東の方久米村より西の方高根村まで三里許連り、峰を以郡界とす、登り路二三丁、この山のこと古歌もありて、人の知る所なること既に多磨郡に載たれば、こゝに略す、

入間川　水元は秩父郡名栗村より出づ、高麗郡にては名栗川と呼ぶ、郡の南小谷田村と高麗郡佛子村の界より郡中に入、こゝに至りて始て入間川と號す、これより郡界を流れて上寺山村の西より郡へ入、福田村の西にて越邊川に合し、北へ折て比企郡の界を延亘し、彼郡中老袋村の地先にて荒川に入、此間郡界を流るゝこと六里餘、砂利川にて急流なり、水かさ增時は川幅五十間、或は百間に及べども平常は十間の二十間にすぎず深さ纔に三尺許なれば通船の便なし、此川の名も古く世に聞えて、古戰の記錄又は紀行などにも見ゆ、【廻國雜記】に入間川にまかりてよめる、

立よりて影をうつさば入間川、わかとし波もさかさまにゆけ、此川につきてさまざまの說あり、水さかさまにながれ侍ると云一義も侍り、又里人の家の門裏にて侍となん、水の流るゝ方角案内なきことなれば、いつかたをかみしもと定めがたし、家々の口はまことにおもてに侍らず、惣て申かよはす詞などもかへさまなる事ともなり、異形なる風情にて侍りと云々、按に此文の大意は家の作りさま、表をむくべきを裏をむき、土人の辭も鴂舌にて、郡の人にはきゝ得がたきと云ことなるべきか、其外文中解しがたき處あれど、當時のさまを見るべければ姑く此に置く、又按に此歌に年波のさかさまになど云緣語あればにや、山岡明阿はこれ年とらず、川のことならんといへどそれは謬なり、下の駒形村年不取川の條を見て知べし、

荒川　北の郡境にあり、足立郡平方村と比企郡上老袋村の間よりいり、郡中古谷本郷の北にて入間川落あひて東流し、郡にかゝること三里ばかりにして、足立郡と新座郡との境に入、

柳瀨川　郡の東を流る、水元は郡の南勝樂寺村の内縄竹と云所より出づ、郡中久米村まで來り、多磨郡久米川村の間にて、野口村より出る小流と合し、多磨新座と本郡の界を北流し、水子村にて新河岸川に合す、川路五里、川幅纔に十間許り、

新河岸川　郡の東北を流る、荒川に並びて郡內を流るゝ故一名を內川とも云、水元は川越城の北伊佐沼より出川路四里程にして水子村の北にて柳瀨川と合し、宗岡村の地より新座郡に入、川幅十間ほど、此川江戶への通船あり、上下新河岸・扇河岸の三ヶ所に船着て、米穀產物の津出し、及び江戶より種々の調度などを運漕すこの運漕の便宜は故の川越領主伊豆守信綱が時より始る、其年代は正保元年とも又寛文二年よりなりともいへり、

高麗川　高麗郡平澤村より入、郡の西を流れ、田波目村より郡中を貫き流れて、眞ヶ谷村と上吉田村との間にて越邊川へ入、郡にかゝること二里半に餘れり、此川昔より洪水のために、兩岸崩入て變革しばしばに及びしとみゆ、されば河原の幅廣さ三四十間に及べども、平常は水流十間許、或は河原の間幾條にも分流して、やうやく幅二三尺の所もあり、砂利川にて常には深さ三尺は過ざる程なり、所々に步行渡あり、冬は橋を架して往來に便す、

越邊川(ヲッペ)　郡の北比企郡の界を流る、水元二あり、其一は

龍ヶ谷村龍穏寺の西不動瀧より出、東流して大滿村に至る、其間にては龍穏寺川或は龍谷川などゝ呼ぶ、又一流は高麗郡の境黒山村河布里峠の下より湧出して大滿村に至り、龍谷川と合してより越邊川の名あり、さて越生郷の村々を流て、本郡小用村比企郡今宿村の地先にて北へおれ、又北淺羽村の北にて東へ屈曲し、其より郡境を流れ、福田村の北にて入間川に入、水元よりこゝに至りて六里、川幅河原ともに四十間許、砂利川にて常には水幅十間許、又幾條にも分流せる所もあり、されば歩行渡の所あまたあり、冬の間は橋を架す、

入間野　今入間川藤澤の邊に入間野の名遺れり、則武藏野の名殘なり、年々に田畝開けて原野は狹まりたれど今も田畝に積れば四十町許の地なりと云、昔此邊より府中の邊までも一面の曠野にて、これを武藏野と號せしが、其內當郡にかゝる所をば入間野とも云しなり、【東鑑】建久四年二月廿五日の條に、於武藏國入間野有追鳥、狩藤澤二郎清親、施百發百中之楊藝穫雉五、穫鶴廿五之名、將軍家御感之餘、所駕給之、御馬號一郎自令引之給云々、この狩の樣その曠野なりしことを察すべし、

川越絹　郡中川越町或は坂戸村にて多く製す、都で是を川越絹平と呼ぶ、其始は秋元但馬守喬知、寶永二年三月甲斐國都留谷村の城より川越へ轉ぜられて移りし時、絹絁の職人を彼城下よりこゝに移して、今の如く一種の絹をも製し始め、又尋常の絹をも織らしめて江戸へ送ると云、

小手差(コテサシ)原古戰場　小手差原は武藏野の內なり、郡中北野村に今小手差明神の社あり、それより近き所誓詞が橋の邊より乾の方に向ひ、入間川村のあたりまで凡二里程の間を指て、かの舊跡なりといへり、其接地の陸田は古すべて茫々たる曠野にて、府中のあたりまでつゞきたれば、其界域今を以さだかに辨すべからず、抑小手差と云地名は、こゝのみにも限らで、他國にもあり【東鑑】治承五年志田先生義廣が、小山朝政が舘に趣きて戰ひし條に、小手差原小堤等の地名見えたり、(今按に下總國葛飾郡古河城の邊に、小手差小堤の二村あり、【東鑑】に云所これなるべし、下野國小山町より二三里隔りし所也、)されば小手差原と云へる唱古きことはしらるれど、その起る故は考ふべからず、【太平記】第十卷小手差原合戰の條あり、又同書第三十一卷に武藏野合戰の條をのす、これも戰場は小手差のよしをいへり、初度の合戰は元弘三年鎌倉方櫻田治部大輔と新田義貞とたゝかひ、義貞打勝てり、後の合戰は夫より二十年の後、文和元年

南北朝御矛盾の比、將軍尊氏と新田の一族との合戰にて、此度は尊氏敗走せり、此二度の戰ひ世に聞えしことなれば、人々能此小手差原の名を知れり、其合戰の大意をいはゞ始の一戰は新田小太郎義貞前朝の綸旨を頂戴し、本國上野國笠掛野にて旗を擧げ、是元弘三年五月八日なり、同九日武藏國へ打越す、(今土地につきて尋ぬるに、そのかみ義貞上州笠掛野より、當國兒玉郡本庄宿の邊へ出、夫より比企郡將軍澤須賀谷へかゝり、本郡若林村高麗郡女影より廣瀨を經て、本郡入間川村へ出しとなり、)是に於て大勢加はり、三日が中に二十萬騎となり、四方八百里に餘る武藏野に入馬身を峙る程打圍む、鎌倉より急ぎ櫻田治部大輔を討手の大將として、長崎以下上道より(上道と云は關戸より分倍へ掛り、久米川村の方へ出る往還なるべし、)入間河へ向らる、是は水澤を前にして敵の渡らん所を打んとなり、路次に兩日逗留有て、同十一日の辰の刻に武藏國小手差原に打莅む、是に於て源氏入間河を渡て相戰事、一日が內に三十餘度に及び、日暮ければ源氏三里退て入間河に陣を取ば、(今入間川村德林寺境內に、義貞陣所の跡あり、)平家も三里引退て久米川に陣を取る、兩陣相去こと其間纔三十餘町なり、夜明ければ源氏は平家に前をせられしと、疋馬の足を進て久米川の陣へ押寄と云々、按に此時源氏打勝分培より鎌倉へ攻入しことは、已に多磨郡久米川村府中宿等の條に出せり、此段の記を新井君美が評して云、【太平記】第十卷は義貞朝臣の自記と云傳へて、即今の地理にも符合し殊勝の事なり、實錄なるべしと、今其地に就て【太平記】の本文と照見るに、入間川へ向ひ水澤を前にしてと云は、則入間川の河原をいへるならん、かの戰場は小手差原なれば、こゝより兩陣坂東道三里づゝ退けば三十六町ほどにて、下の文兩陣相去ること其間三十餘町と云にはよくあへど、今の地理にはかなはず、義貞の陣跡德林寺より久米川の邊までの里數を計るに、京道三里ほどもへだゝれり、坂東道なれば十八里許にあたる、因て思ふにもし當時多磨郡久米川村の地、今の久米村の地までもかゝりて、平家の陣所大に入間川の方へよりたりしもしるべからず、四方八百里と云が如きはもとより文勢なれば、とかく論ずるに及ばず、又同書第三十一卷武藏野合戰の章は地理を記せし所今の地とあはず、新井君美も既に此章後人の記勿論歟記事の次第も、地理も不審の事のみ也といへり、今園太曆神明鏡等すべての記錄と點檢するに、實に矛盾すること多し、先【太平記】の大意は當時新田の一族武藏・上野・信濃・越後の間、國々に潛みしが、三浦葦名が內應に機を得て、西上野に打て出づ、時に文和

元年閏二月八日（閏太曆には十五日とあり）、同十六日の早旦に尊氏鎌倉を出で武藏に下り、其勢三千餘、久米川に逗留す、然るに三浦黨の隱謀露顯しけるを、新田の人々はこれをしらず、時分を考へて閏二月二十日辰刻、武藏野小手差原に打臨む、扨一戰に臨みて鎌倉方花一揆、饗場命鶴丸が新田方兒玉黨に破られて、尊氏の陣へ崩懸りけるを、武藏守義宗旗より先に進て、自余の敵の南北へ分れて引をば目にも懸ず、天下の爲には朝敵なり、我爲には父の敵也と、二引兩の旗に付て、小手差原より石濱まで、坂東道四十六里を片時が間に追付たる、尊氏石濱を渡、河中にて敵味方勝負の間に、急を遁れて向の岸へ上る、向の岸高くして屛風を立たる如くなるに、敵數萬此を先途と支たり、日已に酉の下りに成て、河の淵瀨も見えざれば、義宗本陣へ引返す、然るに左兵衞佐義興・左衞門佐義治は、さきに白旗一揆が北に分れて北るをば、尊氏ならんと追懸て、五十町迄行程に敵にげ延て志を失ふほどに、仁木越後守義長が新手に懸なやまされ、纔に二百騎に打なされ、義宗にはわかれぬ、とかく運の極めなれば、鎌倉へ切込て左馬頭基氏と雌雄を決んと、夜の間に分倍より關戸の方に赴く、（此所にて三浦葦名等に行逢て鎌倉へ攻入しなり）されば義宗もまた義興・義治には逢はず、纔の手勢にて陣をはるべからざれば、夜に紛れて笛吹が嵩へ落けるとなり、此文につきて地理の說々あれど下に辨せり、【園太曆】正平七年三月朔日の記に云、去十九日尊氏卿沒落大略不知行方於武藏國前守護代藥師寺一黨、上杉一類等合戰、御方乘勝畢ぬ、閏二月十九日義宗が注進狀の文をのす、其略云、今月十五日於上州揚義兵、同十六日對治國中凶徒、同日打越武州、打隨當國凶徒、十八日攻入鎌倉候之處、尊氏已下凶徒已沒落、栖籠武州狩野河候之間、今日十九日發向彼方仕候、決雌雄候者重可注進候云々、此狀十九日狩野河に發向の前に、鎌倉より出せしとみゆれば、十九日の事實はのせざるなるべし、又同書に此年三月五日覺譽法印の狀を載す、其略に去月十八日關東の凶徒等、沒落武州狩野川之城、官軍乘勝攻懸る、大王（按宗良親王）以下上州・信州之堺竿吹峠迄已に出御歟、新田者共註進、昨日酉刻到來、先度自大王被仰下之趣悉以符合す、返々目出畏入候、新田一族以下諸將、十五日立上州對治國中與黨殘黨、打越武州及關東、發向之間尊氏以下不堪防禁逃落候、新田武藏守義宗令警固、關東奉行大王義興義治以下諸將立歸、武州可平敵陣云々、此曆の前後の文を通じて考るに、十五日に新田の

一族上州にて義兵を揚げ、十六日に宗良親王を奉じて武州へ打越て、前守護代藥師寺・上杉等を打隨、十八日に鎌倉へ攻入しに、尊氏等早く武州へ沒落せしにより義宗は鎌倉を警固し、親王・義興・義治以下は同十九日武州へ立歸て、尊氏を討滅さんとせられしなり、然して廿日以下の事實を闕く、【太平記】には此等の事實は更に載せずして、直に廿日の一戰を記す、故に事實更に合はず、新井君美が考に、曆と記との優劣を論せば、曆は當時義宗覺譽等が手記に出て、記は後人傳聞の說なれば、曆の方理に近しと、されば此武藏野の合戰は新田の族、鎌倉より尊氏の在所を逐ひ、武相の境鶴間原の邊に至りしを、尊氏出迎へて戰ひしならん、こゝより石濱へ至らんには、玉川の岸まで坂東道四十六里ほどにて、しかも對岸屛風を立たる如き所もあるべし、小手差原の著名によりて、記者鶴間の名をしらず、戰場の原野なりと云を以、推あてに小手差とは記せしならんと云へり、今按に君美が考もまた穩ならぬことあり、【李花集】【新葉集】に武藏野へ打越て、小手差原と云所におり居て手分などし侍りし時、いさみあるべきよし、つはものにめし仰ありしついでに思つゞけはべり、中務卿宗良親王

君の爲世の爲何か惜からん捨てゝかひある命なりせば、と詠ぜられしは、此時のことなりと云、又神明鏡によれば、觀應二年（今按今年閏月なし、三年の誤にて、則文和元年なるべし、）閏二月廿日新田兵衞佐・同武藏守鎌倉へ責上、將軍與新田於武藏國府原合戰、尊氏打勝、同廿八日信州幸坂宮、幷新田武州高麗原合戰亦尊氏打勝云々、此說太平記に記す所に近し、小手差より國府まで一面の原野なれば、國府原と云しはさもあるべし、又新曾彥太郞光久が申狀にも、於鎌倉者閏二月十七日武州御發向之間、御供人見原入間河原戰之御供仕候云々、これらによれば君美が考も未だ盡さず、とかく小手差原にて合戰ありしに治定すべし、今試に曆と記とあはざる所を、諸記錄に證をとり、考定して說をなさんに、その大意新田の一族、久しく東國にひそみ、漸く時を得て蜂起し、上野・武藏の敵を閏二月十六日までに打從へ、同十八日に義宗等鎌倉へ打入しに、尊氏早く逃れて狩野川城（今の金川なるべし、）にあるよしを聞、則鎌倉中の警固を沙汰し、同十九日に南帝へ注進の狀を書て使を出し、既に狩野川へ向はんとせしとき、葦名・三浦等の內應を得しにより、尊氏を討取べき計策、彼城に寄ては難かるべしと、態と若干の道程を退きて入間川まで返り、尊氏をひき出さんと

はからひしかば、果して尊氏打て出けると、たまたま三浦黨の隱謀露顯し、手勢を率て引去しに、義宗等こをしらずして、廿日の日小手差原にて戰へり、尊氏打負て川岸まで逃來り、こゝにて近習の輩そこばく戰死し、力なくして尊氏は川を渡りしが、狩野川の方には三浦の輩ひかへたれば、落行ことかなはず、遠く道をまげて石濱まで落のび、石濱入道が館におちつきしなればなり、石濱入道がこと【異本太平記】に見ゆ、此後七日も石濱に逗留ありしなれば、石濱へ走りしは論なかるべし、さて尊氏が川をわたりて遁れしと云は、いづれの川なりや、新井君美は戰場もし小手差原ならば白子川ならんと云へり、此地も大抵戰場より坂東道四十六七里にして、對岸赤塚の臺へ上る所には屛風を立し如き所あればなるべし、又土人の考に、多磨郡熊川村の內多磨川の岸に牛濱と云所あり、此所對岸二宮村の地形高くして、げにも斷岸屛風を立たる如き所なり、此地も戰場よりの道程坂東道四十六里ほどにあたれり、牛濱を誤て石濱と記せしならんと云へり、これも石濱と云名に泥みし考のごとし、今按に【太平記】の文によれば、とかく此二川の外に出ざるべけれども、適從すべきことをしらず、古き書寫の【太平記】にも隅田川など書なせしは、石濱の邊りにて、殊に名高き川なれば、里數をもたゞさで筆に任せて書しものと見ゆ、猶熊川白子の各條に辨せり、されば【太平記】小手差原より石濱まで、坂東道四十六里がほどゝかきしは、全く誤にて、四十六里は白子などの川邊までの里程なるべし、川を渉りて猶若干の道を落延て石濱へ至りしならん、是を要するに【太平記】に載る所、【園太曆】とは大に異同あれば、此段は全く後人の手に出し所少なからずと覺ゆ、

新編武藏風土記稿卷百五十六之終

新編武藏風土記稿卷之百五十七

入間郡之二　山口領

○坂下村　坂下村は郡の巽の方にて江戶より行程六里に餘れり、柳瀨庄に屬す、村の地すべて低く城村の方より來ればよほどの坂を下る故に、村名をかく呼べるなるべし、家數六十餘、西は城村に隣り、北は南永井村に接し東は新座郡大和田村に堺ひ、南は多磨郡淸戶下宿にて柳瀨川を界とす、東西三町ばかり、南北は二町にすぎず、陸田多くして水田は少し、御打入の頃より御代官所にして、寬永・正保の頃は野村彥太夫が御代官所なりしが、明曆元年に至り村內を裂て羽田源之丞に賜はりしより、御料私領二分して別鄕の如くなりしと云、檢地は御料の方詳ならず、私領の方は寬文四年八月五日時の地頭たゞせしと云、又其頃村內北の方に僅かの新田開けしにより、同き月十四日彥太夫繩を入て稅務を沙汰す、私領は今も源之丞が子孫鐵之助知行す、

高札場二ヶ所　御料の方は東光寺の傍にあり、私領の方は村の中央なり、

小名　中道　下の上　道滿前　赤坂　八幡免　丸窪

稻荷坂

鎌倉坂　村の東の方にて北より南へ下る坂なり、思ふに古の鎌倉海道の中なるゆへかく唱ふるならん、此坂の中程に明德年中の古碑一基たてり、其來由を詳にせず、

根岸坂　東の方にあり、

稻荷坂　西の方なり、以上二つの坂共に北より南へ下る、

林　東の方なり、廣さ九段許、地頭の持なり、

柳瀨川　西の方城村より流來り、東の方大和田村へ達す、川幅六間程、年々冬に至れば土橋を設けて行人に便す、こゝを渡れば多磨郡淸戶下宿なり、

堤　柳瀨川に傍てあり、高さ六七尺許、公より修理を加らる、又村內の用水も此柳瀨川の水を引そゝぐ、

天神社　村の鎭守なり、大學院の持、

東光寺　醫王山と號す、曹洞宗、久米村永源寺末、開山は本山第七世孝山大舜慶長十九年七月廿五日化す、本尊藥師の坐像惠心の作なりと云、秘佛也とてたやすく扉を拔くことを許さず、

羅秋葉合社　衆寮　白山社　毘比

大學院　本山修驗なり、

阿彌陀堂　東光寺持、

○城村　城村は郡の巽によりてあり、安松鄕柳瀨庄に屬

す、當所は昔北條陸奥守氏照が城壘ありし故此名起りしと云、此地はもと隣村本郷村と通じて一村なりしを、後に城壘を築きて民家多くは今の本郷村の方へ移りしが、城廢して後再び村落をなして、元の如く本郷と通じて城本郷村と號せり、已に正保年間の繪圖には城本郷と記せり、其後二村となりしはいつの頃にや、元祿の繪圖には已に二村にわかてり、猶本郷村の條合せ見るべし、戶數は五十餘、江戶より七里の行程なり、東は坂の下村に接し、北は龜ケ谷村にて、南は柳瀬川を界として多磨郡淸戶下宿に隣る、西は則本郷村に續けり、東西へ十四町許、南北は五六町ほどの小村なり、陸田多くして水田は三分の一にあたる、水利便あしければ屢旱損ありと云、此邊すべて甘藷を種へ、又薪を采て江戶に送り、生產の資とす、風俗は重陽の佳節を十九日に祝ふを常とす、御入國の後貴志八郎右衛門に賜はり知行せしが、其後御料所となり御代官支配す、檢地は本田の方詳ならず、新田見取場の方は享保二十年二月松波筑前守及び御代官鈴木平十郎檢地せしと云、

高札場　東の方城迹の北にあり、

小名　本村　宿地　北の原　檜久保　西の上　圓道久保

七曲坂　城迹の西にそひて屈曲せる坂なり、其曲折七段あり、ゆへにかく呼べりと云ふ、

東坂　村の東に當れり、纔かなる坂なり

柳瀬川　西の方本郷村より來り、東の方坂の下村に達す、幅は五間ほど、冬ごとに土橋を架す、此所七曲の下にて愛を踰れば淸戶下宿なり、此川の水を引て田地に灌ぐ、其餘の水田へは天水をたゝへて耕す、

八幡社　村の鎭守なり、　別當　龍藏院　八幡免除地の内に住す、修驗なり、

愛宕社　城迹の頂上本丸の迹と思しき所にあり、神體は石にて作る、馬上の像なり、本郷村東福寺持、

熊野社　是も城迹の内にて東の方にあり、龍藏院の持、

天神社　七曲坂の中程にあり、城中の鎭守なりしならんと云り、本郷村東福寺の持、

稻荷社二宇　二社並び建り、龍藏院の持、

北條氏城蹟　村の南の方なり、八王子の城主北條陸奥守氏照が抱の城ありし迹なりと云、その高さ五丈ばかり、南は柳瀬川に望み構堀のあと二重にあり、絶頂本丸の迹とおもはるゝ所より望めば、多磨郡淸戶のあたりを眼下に見、それより江戶の方への望ことによく開けたり、此所の廣さ纔に十餘歩なり、夫より下り惣構の迹はよほど廣けれど、古木あまた並び立て元の形はわづかに想像すべきまでなり、天正十八年小田原陣のとき、氏照が抱にてその家人のこもりしなるべし、何人なることは傳へざれど、その落城せしさまは唯村民の話に據に、敵は定て東南の方よりよせ來るべしとて、城塀をきひしくかけ弓鐵炮を備へて待かけしに、不慮に北の方大手の前より襲ひ來りしかば、按に相違して暫時に落城せり後世この處より折々古瓦など掘出せしことありと云、思ふに小田原責の時、此邊足立郡大宮邊より江戶の方へは、淺野彈正長政等が向ひしなれば、役人數などに攻落されしにや、此邊下安松村長源寺及び氏照院等にも、氏照が寄進のものなどあれば、そのかみ此邊までも八王子領地に屬せしなるべし、

○本郷村　本郷村は前に云る如く、城村ともと同村にて今に西の續きなり、安松郷柳瀬庄に屬すと云、按に下に載る安松村は此邊にありて、舊くより唱へし地名にてこゝを本郷とも云、則安松本郷の略なるよし、されば今安松の名殘りし所は、反て枝郷の方にて其もとは當所村落の所なるべし、さて安松の鄕名【和名鈔】には載せされば、中古より起りし唱へなるべし、御打入の頃は隣村城村と通じて城本郷と云しと見ゆ、正保の改には貴志八郎右衛門が知行と記して一村とせしが、元祿年中の改には已に二村にわかてり、今は御料所なり、當村江戶より七里の行程なり、民家七十六、東は城村に續き、西は下安松村に接し、南は多磨郡中里村に隣り、柳瀬川を界とす、北も同郡の飛地日比田村に接し、郡中龜ケ谷村も少くかゝれり、東西十町許、南北七八町にすぎす、陸田多くして水田は少し、やゝもすれば旱損あり、檢地の年代は記簿燒失して知べからず、

高札場　村の中程にあり、

小名　上組　中組　下組

柳瀬川　西の方下安松村より流來り、東の方城村に達す、川幅五六間、或は七八間の所もあり、用水も此水をせきあげて水田に沃り、冬の間は小名中組の内へ土橋を架して往來に便す、こゝを渡れば多磨郡の中里村に出づ、

稻荷社

神明社

八幡社　以上の三社共に東福寺の持なり、

東福寺　曹洞宗、多磨郡靑梅村金剛寺末、水木山と號す、本尊不動行基の作なりと云、木の坐像長八寸許、當寺は古き寺院なりと云傳ふ、　阿彌陀堂　彌陀は坐像にて長五尺許、此も行基の作なりと云、　八幡辨天山神合社

虛空藏堂　東福寺の持、

觀音堂　同寺の持、

○大岱（オヽヌタ）村　大岱村は或は大沼田ともかく、郡界を若干離れて元祿圖、多磨郡内日比田村所在をいへり、其故を尋るに彼日比田の三字、上の二字誤りて、合せて一字となし、昆田と記せしかば、やがてこんたと唱へ、初加之當村と其呼名響の似たるにより唱へ混じて、其頃公に奉りし地圖へもさ書きあやまりしより、再び改がたしとて遂に屬する所の郡名までたかひて、元の日比田を大岱と改め當郡に屬す、則當村なり、元の大岱は日比田と改、多

磨郡に隷することゝはなれり、後日比田の村今の如く舊名に復せしならん、倘多磨郡日比田村の條と合せ見るべし、されば村の四境は南より東北へめぐりては、久米川村に接し、南は野口村新田少しくかゝれり、巽の方は柳窪村に接せり、已上の村々は何れも多磨郡に屬せり、村内廣さ東西へ六七町、南北十四町許、江戸より八里餘の行程なり、民家七十軒、當所は御打入の後までも原野なりしを、其後新墾せし所なり、故に元祿改定の國圖に大岱新田と載たり、この邊にて古新田と呼ぶものなり、皆畠にて岡穗と稱する稻をも植ゆ、開墾このかた御料所なり、檢地寛文九年岡上次郎兵衞・近山五左衞門、延寶二年中川中川八郎右衞門・近山五左衞門・今井九右衞門、貞享四年大木嘉右衞門・町田次郎太夫等追々新墾の田を糺せり、

高札場　小名宿通りにあり、

小名　宿通　新堀向　笹久保道

伊豆殿堀　村の西南の方多磨郡久米川村より流來り、又同村へ達す、堀幅は二間半許、此堀は昔松平伊豆守信綱川越の城主たりし頃、此邊の水利あしきを患ひ、家人安松金右衞門に謀り、公へ言上して遠く玉川の水を引來りて、そこばくの新田を開きしとき、此堀をうがちて其領地へ通じたり、されば伊豆殿堀の名ありと云、安松が事は新座郡野火留の條にいだせり、

稻荷社　別當　大泉寺　曹洞宗、多磨郡靑梅村金剛寺末、稻荷山と號す、藥師を本尊とす、

地藏菴　彌陀を本尊とす、祐天寺の持なり、門を入て右の方に地藏の石像立り、古は此像を本尊とせし故、地藏菴と號すとなり、

○上安松村附新田　上安松村は郡の東へよりてあり、郷庄本郷村に同じ、安松の名は久しき唱にて、古は其地域もよほど廣かりしと云、又上下二村に別ちしは正保より後のことゝ見えて、正保の圖には上下をすべて一村とせり、江戸より行程八里、家數九十、村の四境東は下安松村に續き、北は牛沼新田に接し、西は北秋津村に隣り、南より西へ少し廻りては柳瀨川の岸の止り、川より南は多磨郡野鹽村及び南秋津村等なり、東西十町、南北十六町程、陸田多くして水田少し、水利不便にして屢旱損あり、土人竹籠を作りて所々へひさぐ、是を安松笊と呼ぶ膝折宿にてひざけるかつけと云笊も當所にて作ると云、五節句の內重陽の佳節を祝ふこと定れる日なしと云、御入國の後は御料所なり、檢地は延寶三年松平伊豆守領分の時糺せりと云、此外北の一方一里許を隔て當村の新田あり、家數十軒餘にて本村の持添なり、元文元年大岡越前守奉行し、御代官上坂安左衞門檢地して高請の地となれり、

高札場　村の南小名松戸にあり、

小名　庚申塚　名のみにて塚なし　本宿　下宿　此二の小名は城村に北條氏照の城ありし頃、城下の宿驛のありし故に、此名起りしと云、　松戸

柳瀨川　南北秋津二村の際より流れ來り、村の南の方郡界を流れて下安松村に達す、川幅五六間、冬の間は小名松戸の邊に土橋を架して往來に便す、此川郡界を流るれども、南秋津野鹽等の地川北にも在ば、强ちに郡界に係るのみにもあらず、

山王社　村民持、相傳ふ當社は今の下安松村長源寺、昔天台宗たりし頃、大伽藍なりしが、其頃境內の鎭守として祀りし所なりといふ、此所へ移せし年代は詳ならず、

神明社　百姓持、社頭に欅の大木あり、圍五尺許、土人此を大木と呼り、近村にても安松の大木とて稱しあへるなり、

稻荷社　玉藏院の持、

疱瘡神社　村民の持、

玉藏院　本山修驗なり、本尊地藏を安ず、

○下安松村附新田　下安松村は上安松の東に續きて郷庄の唱も上村と同じ、南は多磨郡野鹽・中里の二村にて柳瀨川を界とす、北も同郡日比田村にて、東の方は郡中本郷村なり、東西十七町許、南北十六町餘、土人村內にても上下を分て、西を上と稱し、東を下と云、江戸より七里餘の行程なり、家數九十餘、村の地北方多磨郡山口村の邊より、新座郡引又町の邊まで惣て峡つゞき、故に高くして南の方は柳瀨川のへりに傍ひたれば低し、村中皆陸田のみにして屢旱損あり、當村正保の頃未上下二村に分たざる時は、今井八郎右衞門・松木市左衞門等が御代官所となりしなり、其後松平伊豆守に賜はりしが、又御料所となりしより今も替らず、檢地は延寶三年四月時の領主松平伊豆守糺し、同五年設樂孫兵衞・今井九右衞門等檢す、又享保二十年松波筑後守、明和四年に辻源五郎が糺せし地は皆見取場なりと云、又爰より北の方一里許を隔てゝ當村の持添の新田あり、元より民家なし、檢地等は上村の新田に同じ、

高札場　西の方氷川社の前にあり、

小名　中新井　和田

柳瀨川　上安松村より流來り、本郷村に達す、川幅六七間、冬の間は土橋を架して往來に便す、こゝを渡れば多磨郡中里村に達せり、

稻荷社　正一位五社稻荷と號す、

氷川社　上安松及び當村の鎭守なり、

熊野社

愛宕社

稻荷社

氷川社 本郷村の鎭守なり、以上六社は村民の持、

淺間社 氏照院の持、

長源寺 安松山と號す、曹洞宗、多磨郡山入村乾晨寺の末、天正十九年寺領十石の御朱印を賜ふ、此寺領元は多磨郡廻り田村にて賜はりしが、後に村內に願ひかへたりとなり、今廻り田に長源寺分と云地名あるは是なりとぞ、相傳ふ此境內昔は台敎の伽藍ありしと、今も此邊の土中より布目ある瓦及び骨壺などまゝ掘出すことありと云、其壺形小さきは何れも茶毗せし時のものなるべし、又上安松の山王はそのかみ境內の鎭守なりと云、其後伽藍の廢せしは何の頃にや、其後北條氏大旦那となりて僧傑用德英を開山として起立す、德英は元龜三年七月十五日化す、按に北條氏と云は此近郷の城主陸奥守氏照なるべし、又北條氏の位牌とて安置すれど、文字漫滅して讀べからず、鐘銘の文に據れば、氏照が養父大石源左衛門定久が位牌にして、開基も亦同人なるにや、其銘文は下に出せり、本尊釋迦を安ず、外に彌陀の靈像あり、そのかみ所持せしものなるか、不敬のことありて屢祟を得し故、當寺に納めしと云傳ふ、寺寶に北條氏の文書及び古き鞍鐙等ありしが三十年前の回祿にかゝれりと云、

鐘 衆寮の前にあり、銘文に長源禪寺傑用禪師開闢、而大石道春公之草創、加之從東照宮世々賜印之古寺也、(下略)元祿十三年七月と彫る、按に道春は源左衛門定久、入道後にて、北條陸奥守氏照の養父なるべしと云、

白山社　氷川社　神明秋葉合社　古碑一基 墓所にあり、元德の年號とおぼしき文字かすかに見ゆ、

氏照院 長源寺の末山なり、青霄山と號す、元の領主北條陸奥守氏照自殺の後、舊臣等菩提の爲に建立せし故、陸奥守が院號と諱字とを以院に命じけるとなり、【小田原記】を閲るに天正十八年七月十一日の條に、北條氏政今年五十三歳從四位下左京大夫平朝臣截流軒と號す、氏照陸奥守從四位下平朝臣心源院と號す、兄弟自害し玉ふと云々、又多磨郡由木永林寺の傳へに據れば、骨はかの寺に葬ると云、又元八王子宗關寺にも氏照の墓といへるものあり、各追福の爲に修せしなれば、いづれが實の葬所なること今よりしるべからず、本尊藥師は氏照の守護佛の像なるを、腹籠りとして造立せしと云、又開基の位牌あり、右に青霄院殿透岳關公大居士と記し、中に天正十八年七月六日とありて、左に慈雲院殿勝嚴傑公大居士と記す、慈雲院は氏照の兄左京大夫氏政が謚號なり、二人の命日【小田原記】に七月十一日とし、こゝに六日と記せしは何れか誤あるべし、又異本北條系圖に天正十八年七月十日氏政切腹すとのせたれば、傳說區々にして今よりはとかく定むべからず、

○北秋津村附新田

北秋津村は河越城の南の方四里を隔つ、江戶よりの里數ほゞ前村に同じ、吾妻庄山田郷に屬す、或云秋津の字は假借にて渥土の義なりと、猶此村の起りし故は、南秋津村に辨ぜり、山田郷は【和名抄】にも見えし郷名なれば、此邊係る所廣かるべし、されば今も他村に此郷名を唱ふる所彼是あり、委くは郷名の所に辨ぜり、此村土地の廣きを以て南北二村に分ちしも、古きことなるべし、今南秋津は多磨郡に屬せり、人家四十九、東は上安松村、南は則南秋津にて柳瀬川を界とす、西は久米

村にて、北は所澤村なり、皆畑の地村內一條の道あり、南秋津村より入所澤村へ達す、是江戶より秩父への往還の路なり、正保の改に松風十左衛門が知行と云のみにて前後の變革定かならず、今は御料所となり、檢地は寬文十二年中川八郎左衛門糺せり、又元文元年大岡越前守糺せしことありと云、當村より一里餘を隔てゝ北の方に新田あり、武藏野新墾の內なり、元文元年上坂安左衛門・長坂孫七郎等檢地す、本村持添にて民戶なし、

高札場 村の南によりてあり、

小名 山崎　寺の上　東原　西原　下河原　久保坂　淸水窪　上人塚

柳瀬川 多磨郡の界を流、川の中央を郡界とす、久米村の方より來り、流末は安松村の方に至る、幅十間許、砂利川なり、この川持明院境內曼荼羅堂の背後の淵、至て深し、

橋 土橋なり、柳瀬川に架す、長十間、幅は三尺あまり、

日月社 村の鎭守なり、持明院の持、

持明院 淵上山と號す、持明院を古は地明院と書しと云、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺の末、開山詳ならず、中興の僧は天和年中に寂せしと云、本尊不動を安ず、

阿彌陀堂 或は曼荼羅堂と號す、彌陀は立像にて長三尺餘、弘法大師の作なりと云、當寺の前に當れる崖下を柳瀬川流る、その淵至てふかし、

○久米村附平塚新田

久米村は河越城より坤に當りて四里を隔つ、江戶よりは行程八里なり、久米郷柳瀬庄に屬す、相傳ふ昔此所に久米某と云もの住し、故に村名起りしと云り、東は北秋津及び多磨郡久米川村に隣り、南も同郡にて野口・廻り田の二村なり、西は當郡荒幡村に堺ひ、北は岩崎・所澤・上新井の村々に接す、東西へ二十町、南北十二町餘、開闢の年代はしらざれど古き村なるにや、是下を流るゝ川を久米川と呼び、又對岸の村を久米村と號す、陸田多く水田少し、家數百十八、村內に二條の路あり、其一は江戶より青梅への路にして、久米川村より入て岩崎・上新井兩村の間に達す、一は所澤と北秋津との間にあり、是は江戶より所澤へ出る路なり、又古の鎌倉道と云ものあり、所澤・上新井二村の間より村內へかゝり、十二町餘にして野口村へ達す、道幅今は纔に三四尺なり、按に是【太平記】小手指原合戰の條に、將軍方十萬餘騎を五手に別て中道より寄しと云は、この道なるべし、其下文に久米川に一日逗留せしと云を以て察すべし、又【同書】元弘亂の條にも上道より入間川へ向ひしことを載す、是中道に對せし上なることは勿論なれど、それと覺しきは鎌倉古道の西に當り、箱根ケ崎の方より木蓮寺村

の前へ續ける道なるべし、是をも土人古道なりと云傳ふ、又東の方にも膝折邊などには鎌倉古道あれば、【太平記】に中道と云しもさることなり、御打入の後は高井三郎兵衛が知行せしが後上地となり、正保の頃に至りては菅沼十兵衛・山田權右衛門・三枝土佐守・中根大隅守等知行せり、今は是內三人の子孫大隅守が支流傳七郎と菅沼善次郎・山田市郎右衛門等相續す、此餘八幡社領及び永源寺の寺領あり、又三枝が知行の跡は御料所となりて御代官支配す、檢地の年代は詳ならず、又平塚新田とて當村持添の新田あり、開墾を企し者の氏を以て名付しと云、人家は僅に十軒ばかりあり、檢地は寶曆八年伊奈半左衛門糺せしと云、是も御料所なり、

高札場四ケ所　皆村の中程にあり、

小名　立野　土人の傳に元弘の亂にこの所に駒を立たるとてかく呼ぶとなり、されどこの說は浮たることなり、古へ立野の牧など云も當國には名けたる地名なれど、夫も此所なりとも思はれず、ことにたて野と唱ふるをもてみれば、別に故あることなるべし、その餘入間川村に立野と云へる小名あり、　內手　此地は御入國の後、高井三郎兵衛が住し跡なりと云、其廣さ五段ばかりの所なり、今に高井が鎭守の稻荷祠など立り、　田中　地頭山田市郎右衛門先祖の宅跡なりといふ、　峯　これも中根傳七郎先祖の栖し所なりと云、　星の宮　名のみにて宮居あるにはあらず、　北久米　駒形

八國山　〔附將軍塚〕村の巽の方にあり、狹山の續きにて東の端なり、山の高さ十丈餘、山上より眺望すれば駿河・甲斐・伊豆・相模・常陸・上野・下野・信濃八國の山々見ゆる故に此名ありと云、されど今は樹木繁茂して眺望をさゝゆる故、名に聞へしほどの景色とも覺へず、此に一つの塚あり、是を將軍塚とよぶ、或は富士塚とも云、塚上に纔の平地ありて淺間の小社あり、此塚を將軍塔と云ことは、土人の傳へには元弘の亂に新田義貞此塚上に旗を立てゝ、床几を居し故に起りし名なりと云、今按に土人の說もうけかひがたし、今塚之樣を見るに古代此所をしりし人などの塚なるも知べからず、因てかくよび來りしなるべし、

柳瀬川　西の方荒幡村より入、野口村の方より來る小流と二瀬合て流るゝ故、土人二瀬川とも呼ぶ、それより東に流れて北秋津村に沃ぐ、川幅は三十間許、荒幡によりし所にては五六間の流なり、

橋五ケ所　何れも土橋にて、柳瀬川に架す、

八幡社　社領五石、慶長十一年の棟札あり、時の地頭山田權右衛門・中根傳七郎・高井某等の名あり、當社鎭座は元弘三年五月にて、新田義貞の願主なりと云傳ふ、　別當　佛眼寺　新義眞言宗、多磨郡青海村金剛寺末、王禪山釋迦院と號す、本尊釋迦の立像を安ず、天正十九年十一月社領五石の御朱印を藏す、其文に入東郡久米鄕と記せり、

天王社　村持、

熊野社　中根傳七郎が知行の內にて、其先祖の住居より鬼門に當りしを以鎭守とす、

氷川社

稻荷社二宇　一は昔高井某が知行せし時宅地の鎭守、一は山田市郎右衛門が先祖在住の頃の鎭守なりと云ふ、共に村民持、

永源寺　大龍山と號す、龍ケ谷村龍穩寺末に屬して、洞家の古禪刹なり、開山は一種長純和尙永祿八年二月廿七日寂す、されど是は今の派に改めし開祖にて、寺の起立は由木永林寺と開山の僧同じと云、今按に當寺應永年中の鐘などあるを以て察するに、猶古き開闢なるべし、本尊釋迦開基大石氏の位牌を安ず、正面に開基英嵒道俊大居士とあるは、瀧山の城主大石遠江守定久が法名なり、左右に秀岳宗關大居士直山道守座主とあるは、共に大石氏の法名にて宗關は陸奥守氏照なり、道守は遠江守信重なり、客殿に鐘をかく、刻して曰、

武州入東郡久米鄕、大龍山永源禪寺、
住持雪心叟融立本願、檀那大石遠江入道、
應永廿九年壬寅九月初吉日　直山　道守

衆寮　白山社　山王社　熊野社

長久寺　花向山と號す、時宗にて相州藤澤清淨光寺の末寺なり、開山常州阿彌陀佛慶長年中寂すと云、土人の口碑に此寺はいと古き起立にて、今多磨郡野口村德藏寺の境內に立る元弘年中の口碑も、そのかみ此寺の僧に請て造りしと云、されば一寺となりしは州阿彌の頃にて、それよりさきは庵室などにてやありけん、本尊は信濃の善光寺の彌陀を移せし日本四十八體の一なりと云、去れど其作者は傳へず、

○岩崎村　岩崎村は川越城の坤の方にて四里を隔て、江戸の行程前村に同じ、村の四方東は久米村に接り、南は荒幡村にて、西は堀の內・北野の二村に隣り、北は上新井村なり、東西十五町、南北九町許、田少く畑多く旱損あり、民戸六十八軒、御入國の後宇佐美助右衛門に賜はり知行せしが、其後正保年前久貝惣左衛門に替賜へり、今も子孫又三郎知行せり、

高札場　村の中程にあり、

小名　正見寺　此所に古へ寺ありしと云ゆへに、この名のこれり、　町田　とう〳〵めき　清水　椿澤

柳瀬川　村の南の端を流る、西の方堀ノ內村より入、東の方久米村に沃ぐ、川幅四間許、

溜井二ケ所　共に南方にあり、一は大さ二段許、一は六段許にて、此溜井の中の小嶋に辨財天の小祠あり、瑞岩寺持なり、

氷川社二宇　共に村內の鎭守にして、同寺の持、

瑞岩寺　曹洞宗、郡內久米村永源寺末、祥雲山と號す、開山照室天正元年十二月十日示寂す、本尊十一面觀音立像にて長三寸許、春日の作と云、此寺古は山口氏の菩提寺なりと云、山口但馬守某が位牌なりとて、本願信阿大禪定門貞治六年丁未九月十八日と書せしものあり、又故參州大守滿叟實公大禪定門、永德三年癸亥六月十三日といへるもあり、是も山口が一族などにてあるべしと云傳ふれど、すべて疑ふべし、按に山口家系に、但馬守重政慶長年中故ありて、當國川越に隱棲せり、其先祖始めて氏を山口と改めし、盛幸なるもの永享年中の人なれば、位牌に云所と年代ことに合はず、されば

此人などの位牌にあらざることは論なし、下に出す寺寶の條に、山口平内左衛門と云人みゆ、小田原北條に仕へしといへり、又彼家の役帳に山口平六と云ものあり、平内左衛門が一族ならんか、因て思ふに當寺は是等が菩提寺にて、その祖先の位牌を置しもしるべからず、又此邊をすべて山口領と唱ふるは、武州七黨の山口より起りし地名にて、但馬守重政がしばしば此邊に隱遁せしなもて、かれがことに附會するは尤僻事なり、猶山口領名の條合せみるべし、外に古の地頭宇佐美助右衛門が位牌あり、正法院殿傑叟淨英大居士慶長二十年十月十一日と書す、此人及び久貝惣左衛門の墓あり、客殿に撞鐘をかく、延寶六年の銘をえりたれど、考證となすべきことなければ全文はのせず、ことに其中武州高麗郡、祥雲山端岩禪寺の文見るは、たまたま郡をあやまり記せしと見ゆ、

寺寶　鞍一掛　地は黒漆にて桔梗の紋をつけり、今其紋は剝落して痕のみのこれり、是は山口平内左衛門が納めし由をいひ傳ふれど、いと古色なり、

不動堂　村民の持、

○所澤村附新田　所澤村は河越城より南の方其行程及び江戸も前村にをなじ、安松鄕吾妻庄に屬すと云、古は野老澤と書けり、【廻國雜記】にもしか記せり、此所今江戸より秩父郡へ往還の馬次なり、村の大さ東西十三町許、南北一里程、東は下新井村に隣り、南は久米村にて、西は上新井村なり、北の續きは則當村の新田家數二百六十五、月毎に三八の日市をたてり、驛の間往還の長さ十三町、又古の鎌倉海道の名殘なりと云道あり、道幅今は四五尺に通ず、南より北へ通ず、南の方は久米村より多磨郡戀ケ窪の方へ達す、新田の間をすぎて其末は上野下野等へ通ずと云、今此海道の係る所を本宿と號す、されば此所昔も宿驛などにやありし土地に傳る所も、天正・文祿の頃迄も民家は皆此本宿及び久米村の內なる金山と云あたり迄も軒を列ねしが、御打入の後今の如く居を移し替へしと云、村內陸田多し、民家戸每に蠶を養ひ、機織を業とす、又木綿は土性にかなへるにや、極て好品なれば近鄕の者所澤木綿と呼で珍重せり、正保の頃今井八郎左衛門が御代官所と內藤主馬が知行なりしが、私領の分は後に松平伊豆守が領地となり、其後又御料となり、今も御代官支配所なり、檢地は伊豆守が領知の頃繩を入しが、其後追々開けし新田は延寶二年御代官今井九右衛門・近山五左衛門等檢地す、又村の北畑續きに武藏野新田あり、民戸二十餘、則ち本村の持添なり、

小名　本宿　古の鎌倉街道の跡なりと云、此邊より矢の根など穿出すことあり、されば古戰場ならんと土人いへり、思ふに【管窺武鑑】に當所にて上杉氏と北條氏と合戰ありしと見えたれば、此邊其時戰爭の舊跡などにやありけん、　上宿　中宿　下宿　裏宿　河原宿　府中道　八つ塚　宮山　峰坂　三本木　長者窪　はぢ道

塚　五ケ所　喜生塚・平經塚・念佛塚・供養塚・庚申塚の名あり、此外に一里塚二つあり、

稻荷社　三宇　二社は寶藏院の持、一社は藥王寺の持、

神明社　村の鎭守なり、花光院の持、社地の入口に藏殿社あり、

寶藏院　野老山と號す、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺の末、開山宥圓元和二年七月二十四日示寂せり、本尊は大日を安置せり、

華光院　護國山と號す、同宗、多磨郡青梅村金剛寺末、開山等の年代詳ならず、

金毘羅社

藥王寺　東光山自性院と號す、當寺始は臨濟宗なりしが、孝山俊和住職の時より改めて洞家となり、郡中久米村永源寺の末に屬す、俊和は慶長十九年七月二十五日寂せしと云、相傳ふ當寺の開闢は南北戰爭の頃にて其來由を詳にせず、新田武藏守義宗の開基とも云、土人の話にのこりしは、南方の武將新田武藏守義宗しばしば將軍方の軍勢と挑み戰しが、其勢力盡て跡を當所に隱し、薙染して此草菴にて逝せりと、此說信じがたし、外に證すべきものなし、ことに義宗が終焉の地は他國にも其つたへありといへり、此寺近きころ回祿の災にあひて、未だ再建におよばず、

寺寶　冑立臺座　相傳ふ是新田武藏守義宗が所持のものなりと、其圖左の如し、徑七寸、高三寸二分、上面は白木にて圖の如く朱漆にて文字をかきたれど、剝落して讀べからざる所多し、中央の孔は徑一寸六分、裏迄同大さに貫けり、是冑を冠らしむる柱受の所なるべし、廻りはすべて朱塗なり、義宗が遺物なりと云ことも、語り傳へのみにして、させる證あるにも非ず、されど古質にして由緒ありげにみゆ、此餘乘鞍などもありしが、回祿に逢ひて烏有となりしといへり、

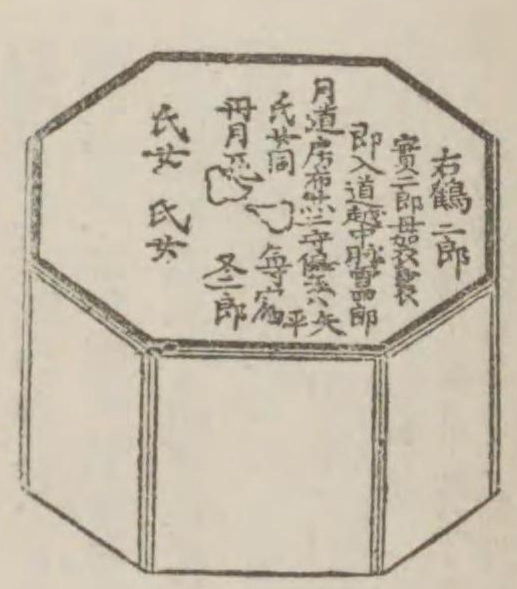

藥師堂跡　本堂と同時に回祿にあひ、烏有となれり、此堂に安ぜし藥師は坐像にして、長五尺許腹籠の像あり、これは行基の作なりと云、秘佛なりとて容易に見ることを許さず、思ふに是古の本尊にて、寺號も此像によりて名づけしなるべし、

十王堂　寶相院の持、

福泉坊塚　わづかの塚なり、福泉坊は古の修驗者にて、【回國雜記】に觀音寺にて福泉が竹筒を取出せしとあるは、この福泉坊のことなりと云、されば文明・長享の頃の人なることしらる、この塚は其葬地なるにや、今此邊の小名に福泉とよぶ所は餘程廣ければ、そのかみ居住なせし跡なるにや、觀音寺は今上新井村の內にあり、

○藤澤村附新田　藤澤村は河越城より西南の方三里許を隔て、江戸よりは十二里の行程なり、按に此村今土人のいふ所は、上中下に分て三村の如くなれど、正保の頃元祿に及びても藤澤村とのみ記し、文化の改めには上下二村をのせ、又藤澤村とのみ見ゆ、さればかく分つことはたゞ土人の唱にて、正しきことには非るべければこゝには取らず、村內東西へ一里、南北へ十町餘、四境東は永野村に隣り、南は林村及び同村の新田に境ひ、西は大森・二本木の二村にて、北は扇町屋・小谷田・高倉の三村なり、此村畑林のみにて水田はなし、【北條役帳】に山口內藤澤分四十貫文かの家人山口平六が知行せし由を載す、御當

代に至て正保の頃までも柴田三左衛門・朝比奈左近二人知行せしよしを傳ふ、其後三左衛門が釆地は御料所となれり、檢地は寛永十九年なりと、今唱る處の上中下三村を分ていはゞ、上村と云所は家數三十餘、此邊には寶暦の頃の新田あり、同き八年伊奈半左衛門檢地せり、今も御料所にして御代官支配す、中は朝比奈左近が釆邑にて戶數三十八、こゝにも持添新田有て上と同時に伊奈半左衛門檢地せり、下は御代官所と久貝又三郎が知行と入會へり、合せて民戶百軒餘、寛永十八年上と同く檢地あり、寛文・延寶の二度にも檢地す、この所にも二十町餘の新田と云所あり、こゝも檢地等上中村に同じ、後又しば〳〵新田ありて御代官檢地せり、

高札場三ヶ所にあり、

小名　たか畑　いと畑　けし畑　榎木道　とうから　ほうふち　かない澤　てい原以上上村に屬す　とうまへ　辻　神宮と　いとのこし　塚のこし以上中村に屬す　たかきは　川窪　まゝ下　中丸　たかみ場　山の神　塚のうしろ　宮のこし　佛堂以上下村に屬す

入間野　村の西の地なり、今も凡十萬坪餘の野なり、昔は入間川村に屬せし地なりしを、寶暦年中より此村の持となれり、因てこゝにかく、是【東鑑】建久四年の條にのする右大將賴朝武藏國入間野にて追鳥狩ありしと云は此邊なり、昔は二本木村・扇町谷村までにつゞきし曠野にてありし事は總說に詳なり、

神明社　上中兩村の鎭守なり、村持、

春日社　中村の鎭守なり、神主を澤田隼人といふ、下村に住せり、

稻荷社

熊野社　御朱印八石村の鎭守なり、この二社も隼人持なり、

不動院　源光山明王寺と號す、新義眞言宗、成木村安樂寺末、本尊不動立像長二尺ばかり、不動料十八石の御朱印を賜へり、開山の僧詳ならず、中興開山長宜は正德二年四月二日寂せり、

藥師堂　藥師は行基菩薩の作なりと云、秘佛にして見ることを許さず、

釋迦堂　村持、

○林村附新田　林村は河越城より南に當りて四里を隔つ、江戶より十里の行程なり、林木多くありし故に名とせりと云、家數六十六軒、東西二十八町程、南北四町許、水田なくして陸田のみなり、東は北野・三ヶ島二村の新田に接し、夫より南へかけては麴谷村に隣り、西は宮寺・大森の二村にて、北は藤澤村なり、村內に多磨郡青梅村より所澤宿への往來かゝれり、當村正保の改めには纔の村高なりしが、元祿年中再訂の時は村高も大に增倍せしといへば、當村は暫時に開けしことしらる、檢地は承應三年今井九右衛門・寛文九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門等糺

す、是等は皆古新田と稱するものなり、又延寶二年今井九右衛門・中川八郎左衛門・近山五左衛門、寛文八年雨宮勘兵衛等檢地す、其餘貞享元年・元祿十四年の二度には御林の改あり、今に至るまで御料所なり、又東方三十町許を隔て反別二十三町餘の新田あり、家數十軒、寶暦八年伊奈半左衛門檢地す、

高札場村の西の方なり、

小名　金澤窪　やふち　池の端　ずうとはら　下の峡　行人前　山王塚

重殿社　村の鎭守なり、重殿權現と號す、瓊々杵尊を祀と云、此社恐くは尉殿なるべし、村民の持なり、

松林寺　長淸山と號す、開山吟國永應二年十月十三日寂す、曹洞宗にて安松村長源寺の末寺なり、本尊釋迦を安ず、

甚正寺　新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺の末、水加山と號す、本尊大日を安ず、

○上新井村附新田　上新井村は河越城の行程前村に同じ、江戶よりは八里なり、古へ此邊水利不便なりしを、昔弘法大師の敎によりて井を掘りしかば、やがて淸冷の水を得しに由て其名起りしと云、うけがたき說なり、猶小名の條見合すべし、山田鄕吾妻庄に屬すと云、家數百十軒、東は所澤・久米の二村に隣り、南は久米・岩崎の二村にて、西は北野村に及び、北は岩崎新田に境へり、皆畑の村にて東西二十町、南北二十四五町、相傳ふ此村舊き開闢なれども、戰爭の頃しばしば放火に逢ひ、土人散亂して一旦退轉し、御入國の後に至て再び村落をなすと云、村內に江戶より秩父郡の方へ通ずる往來係れり、所澤宿より入、北野新田に達す、道幅二三間、外に江戶道とよぶものあり、是は小徑にて北野村より村內へ入、岩崎村に通ず、當村昔より今に至りて御料所なり、寛文八年御代官雨宮勘兵衛檢地せり、此餘村の北の方に新田あり、即當村の持添なり、そこに民家わづかに一軒あり、檢地は元文元年上坂安左衛門・長坂孫七郎糺せしと云、

高札場村の中程にあり、

小名　三井戶　一つに滿井ともかけり、村の中程にあり、其二つは今廢せり、土人の話に古此所に民家ありしが、其頃弘法大師行脚の時、立よりて水を乞ひけるに、あるじの女、機織をやめ遙の外に行て水を求め來り大師にすゝむ、大師水利の不便なるをあはれみ、よき水を得さすべしとて杖をもて地を畫し、この所を掘らば淸水を得べしと、果して淸冷の水を得たりと云、村名も此井より起りしと云、是等のことは信ずべきにあらざれど、姑く口碑に傳ふるまゝを記せり、　松葉海道本宿或は宿河原ともよぶ、古の鎌倉道なりと云へり、　大道堂の上阿彌陀堂の跡なる故に此名ありと云、此邊古の墓所と見えて古碑若干あり、正和・元德・建武・永和・文明等の年號を彫刻せり、　柳窪　出口　八ケ　中原　西浦　中道　上の臺　中窪　桃木窪　原　一本榎

六所社　當國府中の六所を勸請すと云、鏡劍玉の三種を木にて作り神體とす、普門院の持、

荒神社

稻荷社四宇

辨天社

觀音院　新義眞言宗、遊石山新光寺と號す、慶安二年先規に任せ寺領六石の御朱印を玉はる、當院の來由を尋るに昔右大將頼朝奈須野狩にうつ立たまひし時、此邊を經歷せられ此所にて晝の餉せり、其假の小屋を其儘建つき、田地を寄附して觀音を安置せしが、其後戰爭の場となり寄田を掠略せられしを、元弘建武の亂に新田左中將義貞この寺に至り、再び寺田を寄附せり、【廻國雜記】を閱るに所澤といふ所に至り、福泉といへる山伏觀音寺にて、さゝゆをとり出しけるに、薯蕷と云へるものさかなにありけるをとありて、俳諧體の歌あり、觀音寺と云は此寺のことなるべし、されば文明の頃は早く一寺にて有しと見ゆ、然るに其後中絕し、數十年を經て中興せし時の開山を賢能と云、此僧は天正七年三月化す、本尊は十一面觀音立像にて長一尺五寸程、行基の作なりと云、　寺寶　鞍一掛　惣て黑塗なり、前後の輪に紋ありしが剝落して跡のみ存せり、寺傳には新田義貞が乘鞍なりといへり、

觀音堂

石地藏像　權大僧都宥圓が追福の爲、正保三年立しものなり、

普門院　上洗山無量寺と號す、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺の末寺なり、本尊不動、　稻荷社

觀音堂

○下新井村附新田　下新井村は河越城の南にあり、芳野庄に屬すと云、此庄名土人の傳ふる所尤疑ふべし、鄕庄上村と同じきか江戶より九里の行程なり、家數八十、東は牛沼分に隣り、西は所澤新田に續き、巽の方は上安松村、北は中留村新田、南は北秋津村なり、東西八町許・南北十五町、土地高きを以皆陸田なり、さればしば〳〵旱損あり、御入國の後御料所にして、正保の頃は今井八郞左衞門が御代官所なりしが、今も御料所なり、檢地は寬文八年雨宮勘兵衞、延寶五年三月今井九右衞門元祿三年細井九左衞門糺せり、又當村の東北につゞき元文元年大岡越前守奉行し、上坂安左衞門檢地せし當村持添の新田あり、

高札場　東の方にあり、

小名　わく井戶　古へ井ありし故の名なりと云、今は埋れり、　四つ谷　御藏

熊野社　村の鎭守なり、

不動堂　本尊二尺許の立像なり、行基の作なりと云、村民の持、古碑二基傍に立、たゞ文明の文字かすかに見ゆ、その餘は讀がたし、

○打越村　打越村は河越城より坤の方に當れり、江戶へは行程十里なり、柳瀨鄕と云り、或は庄とも唱ふ、東西五町、南北三町許の村なりと云ど、隣村と犬牙せし處ありて廣狹定かならず、四境東は堀之內村にて、南は町屋・氷川の二村にそひ、西は川邊村に接し・北は北野村に及び、水田少く陸田多し旱損あり、家數十七軒、村內に古への鎌倉道と呼べる小徑あり、北野村の方より氷川村と當村の境を通せり、この村正保の頃は匂坂與八郞が采邑なりしが、後御料所となり、今も御代官支配す、

高札場　村の中程にあり、

小名　久保田　海老か谷

柳瀨川　氷川村より入、堀之內村に達す、川幅二間ばかり、

稻荷二社　共に村の持、

普賢院　古壘蹟の傍にあり、元は壘跡の內にありしを後こゝに移せしと云、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺末、天龍山西神院と號す、本尊彌陀、

常光寺　是も眞福寺の末、後喜山と云ふ、

藥師堂　普賢院の持、　撞鐘　今堂內にかく、元は鐘樓ありしが破壞して再建に及ばず、元祿七年の銘ありその文に此堂は古き世の草創にて、其年歷をしらざる由を載、

壘蹟　村の南の方にあり、六七反許の處にて、土居の遺形等所々にあり、大手口は西の方なりしと云ど定かならず、東の方土居の外に兒池と呼纔なる池あり、今は町屋村の地に屬せり、土人の云この壘は往古山口但馬守〔或は勘解由と云〕居住せし所なりと、按に山口但馬守は慶長年中此邊に住せし由其家譜に載たれば、彼が壘跡と云こと疑ふべし、若くは岩崎村瑞岩寺の條にいへる、平內左衞門が住せし壘跡なるにや、尙瑞岩寺の條見合べし、

○堀之內村　堀之內村は河越城より坤の方なり、江戶より行程前村に同じ、鄕庄も上にひとし、隣村打越村に山口某の壘蹟あり、こゝは其外廓の堀の內なりし故名とせりと、此邊の村々舊きものには多磨郡と書せし處多く、既に當村も古へは多磨郡に屬せしと云、郡內に堀之內と唱ふる所二村あり、一は元三ケ島村の內に屬せし故、後三ケ島堀之內と唱へ、一は山口領にあるを以て、山口堀之內と云、東西三町許、南北二町餘、東は岩崎村に隣り、南は荒幡村に接、西は打越村にて、北は北野村なり、家數十九軒・外に勝光寺領の農民三軒あり、陸田のみの地にてやゝもすれば旱損あり、正保の頃御料は御代官松本市左衞門支配し、私領は坂部佐吾右衞門・小林權平・武藏八郞左衞門・松風十左衞門・久貝惣左衞門・長田理兵衞・武藏孫之丞・久松彥左衞門等の八人知行せしが、いつの頃か皆他の地に轉ぜられ、一圓に御料所となり、今も御代官支配せり、檢地は寬文八年雨宮勘兵衞糺せりと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　倉田　天王久保　溝の上　梨木　中內手前

柳瀨川　打越・荒幡二村の間に村の地少くかゝれり、其境を流る、

來迎寺　天光山無量壽院と號す、曹洞宗、多磨郡二又尾村海禪寺末、開山榮芝順富天正十年六月十七日寂す、今寺領十石の御朱印を賜はる、境内も其寺領の内なり、昔文祿四年大野八右衛門と云者田二反を寄附せり、よりて慶安年中に至り、先規の如く此御朱印を賜ひしなり、本尊三尊の彌陀立像にて長三尺餘、眼中へ眞珠瑪瑙を入る、この像を車返しの彌陀と呼、其所以を尋ぬるに、此像元奥州秀衡の守護佛なりしを、右大將頼朝の所望に因て鎌倉へ持行んと、奥州よりはる〱携出武藏國府中の車返村まで來りしに、此事鎌倉へ聞へしかば、車を牽來て迎へけるに行逢たり、然るに此像鎌倉へ行ことを欲せず、此堀之内の地に安置せよとの告ありければ迎の人々空く車を返しけるとなり、夫よりかの車返の地名も起りしといへり、脇士觀音勢至長各四尺、此二像は運慶の作なりと云、門前に建長八辰二月廿八日と書せし古碑立り、いかなる碑なること詳にせず、

勝光寺　瑞幡山と號す、臨濟宗、京都妙心寺の末、昔は鎌倉建長寺の末に屬せしと云、開山僧石門寂年を傳へず、中興の僧を慶叟と云、此時始て今の本山に屬せしとなり、又此慶叟が時天正十九年に寺領二十石の御朱印を賜へり、其文には地名を日東高麗郡と記せり、寺傳に云昔此邊總て高麗郡の内なりしが、今井九右衛門が御代官所の時より當郡へ入りしとなり、されど總説にものする如く、古くは多磨郡に屬せしよし傳へもあればうけかひがたし、本尊白衣觀音、

不動堂　此像は長四尺計、若狹法眼賀竹と云者、天文十七年につくりしものなりといへり、

樓門　樓上に鐘をかく、享保年中に鑄しよしを刻せり、釋迦文殊普賢及十六羅漢等の像を安置せり、

○荒幡村　荒幡村は河越城より南の方四里を隔つ、上にのする上新井村より以下里數同じ、江戸よりは九里の行程なり、柳瀬庄に屬すと云、村名の義は昔此地へ何くよりか幡一流飛來りしことありしより起れりと、土人の傳へあれど信ずべきことならざれば取らず、武藏七黨系村山黨に荒波多三郎など云人見えたり、是等在名ならんには舊き地名なること知べし、其地東は久米村に隣り、西は町屋村にて、南は多磨郡野口・宅部の二村に境ひ、北は郡内堀之内・岩崎の二村に界へり、陸田多くして水田少し、しば〱旱魃の患あり、又村の南に許多の秣場あり、檢地は延寶元年に改めありしと云、穀物の外にも烟草を植へ是を江戸へ送りて餘業とす、家數八十餘、正保の改めには永田與次郎が知行とあり、今は永井百之助が知る所なり、

高札場　村の東にあり、

小名　田畑　西谷戸　下荒幡

柳瀬川　町屋村より入、久米村へ達す、砂川にて川幅二十間、若くは五十間許の所あり、

橋　四ケ所何れも柳瀬川に架す、

三島社　村の鎭守なり、光藏寺の持、

氷川社　是も村の鎭守なり、本覺寺の持、

淺間社　村の惣鎭守なり、同寺の持、

神明社　光藏寺の持、

光藏寺　荒幡山無量院と號す、新義眞言宗、多磨郡青梅村金剛寺の末、當寺元は郡中奥富村にありしを後此へ引移せしと云、本尊彌陀、

本覺院　月桂山喜福寺と號す前と同寺の末なり、開山詳ならず中興開山賢慶元和六年三月十四日寂す、本尊不動、

辨天社　牛頭天王荒神稻荷合社

阿彌陀堂　光藏寺の持、

藥師堂　堂の側に康曆年中の碑立り、村の持、

○菩提木村　菩提木村は河越城より坤の方四里半を隔つ江戸より十里に餘れる行程なり、村内に菩堤樹の大木ある故此村名起りしと云、今も村内に二本あれどその世のものとも思はれず、戸數二十餘、御入國の後程なく村内を裂て松風五郎左衛門に賜はり、今子孫六郎兵衛知行す、其餘は御料所なり、六郎兵衛が先祖權右衛門が時故有て采地を削らる、故に今は其闕所も御料に屬して御代官支配す、檢地御料の方は延寶五年設樂孫兵衛・今井九右衛門が繩を用ひ、私領は寛文四年の改めに從て貢税を出せり水田は少く陸田多し、天水を待て耕せり、當所は郡の南に當て多磨郡宅部村に接し、西は新堀村、北は氷川村にて東は町谷村に境へり、南北十町に餘り、東西は纔に三町に過ず、

高札場　村の北にあり、

小名　三多田　貉入谷　東峰　鳶峰　中峰　山下

柳瀬川　村の北の界を流る、新堀村より流れ來て、町谷村に達す、川幅二間、

稻荷社

山王社　共に村持、

密巖院　菩提山佛國寺と號す、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺末、開山圓淸元和八年五月寂す、本尊藥師、

彌陀堂

新編武藏風土記稿卷百五十七之終

新編武藏風土記稿卷之百五十八

入間郡之三　山口領

○氷川村附新田　氷川村は河越城より巽の方四里半にあり、江戸より行程九里餘、柳瀬庄に屬す、村内氷川社あるを以て村に名付しなり、家數僅に七軒、北より東は打越村に隣り、南は町谷・菩提木の二村にて、西は川邊村に接す、四方共に二町ばかり、水田少く陸田多し、御入國よりこの方御料所にて、正保の改には今井九右衛門が支配の由を載たり、檢地は延寶五年御代官今井九右衛門・設樂孫兵衛等糺せり、御林三ケ所あり、總て八段餘なり、又鎌倉の古道と云所あり、打越村の界に係れり、この餘當村の新田あれどもいつの頃よりか、町屋村の農夫民右衛門と云ものへ讓りうけしゆへ、今はかの村にて進退せり、されば彼民右衛門の氏をかふむらせ岩岡氷川新田とも呼べり、

高札場村の巽にあり、

小名　ついぢきは　しゝや　中土手　峰坂　氷川坂

堀之内

柳瀬川　川邊村より入り、町屋村に達す、此川に添て堤あり、高六尺ほど、

氷川社　社領四石の御朱印を賜ひ、外に四畝の御伩免そへり、土人の傳へにこれ神名帳にのせし中氷川の神社なりと云、今社地のさまを見るに、いかにも年ふり且村名をも古くより氷川と唱ふるときは、古社なることは疑ふべくもあらざれば、式内の社なるもしるべからず、されど今三ケ嶋村長宮明神も中氷川の神社なるよし社傳にいひ、現に彼社に正長・天文等の棟札ありて、其文に中氷川神社と記したれば、當社を中氷川と云はいかゞあらん、姑く疑を存せり、神體は木像にていと古色なり、打越村普賢寺持、

○北野村附北野新田　中北野新田　北野村は河越の城より西南に當りて四里を隔つ、江戸より行程十里に餘れり、家數二百餘、村の東は上新井村及び岩崎村に隣り、南は堀の内・打越・河邊・堀口の四村に接し、西北は三ケ島村と同村の新田及び北野新田等あり、東西廿七八町、南北二十町、水田は少く陸田は多し、天水を以て耕せばしばしば旱損あり、檢地は慶安四年なり、當所御料私領入會る所にして、小林勝之助が知行は御打入の頃賜はりし由、その家に傳へたれど、花井庄右衛門が知行は其賜はりし年代を詳にせず、されど正保の頃はすでに花井が知行せしことものにみえたり、此餘にも天神の社領あり、又當

村より一里餘隔て、武藏野開發の中に當所の新田あり、四方二町餘、家數二十餘、御料所にして寶暦八年伊奈半左衛門檢地せり、又此新田の續きに中北野新田と唱ふる處あり、四方三町餘、民戸纔に三軒、此も御料所なり、

高札場五ケ所四は本村にあり、一は北野新田にあり、

小名　せいしか橋こゝに石橋あり、相傳ふ元弘の亂に此所にて軍兵ちかひをなせし故に、かくなづくと云、　椿峯巽の方、山の上大なる椿ある故に、かく名付けり、　上北野　西打手　みかど　やばた　番匠免　富士塚　さすがいと　梅谷　ばんちか堤　猿田　谷寺　えぼ以上本村に屬せり、　竹の臺　竹か原　天神原　稻荷原以上北野新田にあり、

小手指原村の艮の方を云、今はおしなべて陸田となれり、

天神社　これ神名帳に載たる物部天神の社にして、祭神は饒速日命なりと云、今は北野天神・小手指明神の二座を合せ祀れり、又式内の神國渭地祇社・出雲祝神社をも合せてこゝに祀ると云、緣起の大略に云、當所式内三座の神社は、景行天皇四十年日本武尊の天神・地祇・劔義神を祀り給へるなり、其帶せられし草薙の御劔は、元出雲國八岐の大蛇の尾より出たる劔なり、是を移し祭り給ふ故出雲祝神社と云、又欽明天皇の御宇、十二年十一月十五日武藏野小手差原の靈神、幷に日本武尊を合祭し、小手指大明神と崇む、一條院の御宇、管丞相五世の孫、菅原の修成武藏國守の時、菅公の靈夢の告により、長德元年二月廿五日勅許を蒙り、京北野天神を關東に移し給ひ、坂東第一北野天神と號す、其後源賴義・義家父子奧州の朝敵追罰の宿願によりて、總社建立あり、又建久六乙卯年九月十五日正八幡一宇を勸請あり、此時本宮九社とも修造ありて、式内の諸神勸請諸神宮と號し、社領二百貫の地を寄附せり、舊領を合せて二千二百貫文なり、然るに建武・延元の戰爭に社地盡く兵火にかゝれり、延文元年丙申に至り、將軍尊氏又諸社建立ありしが、應仁元年に及び天下又大に亂て社頭再び烏有となり、年久しく廢社となりしが、天正十八年小田原陣の後、加賀利家再興して、菅公眞蹟の經文及び宗近の太刀に黃金を添て寄附せしと云々、以上の說信ずべからざるもの多し、ことに式社の三座を合祀すと云こと最疑ふべし、恐らくは後世近鄉にありし式社の廢絕せしを、神職のはからひにて合せてこゝに祀りしならん、又村名を北野と呼び、且應永四年左兵衛督源某と云し人より下せし文書に、北野宮のこと先例の如く、沙汰すべき由をのせ、及び天文・弘治以下の文書にもみな北野宮と記しあれば、かの地主物部天神は古より祀りたらんか、北野天神を勸請せし後は、式社の名はかへりて、唱へざりしことゝは見えたり、今の社領御寄附の御朱印の文にも、北野天神領五十石としるされたり、

神輿堂本社に向て左にあり、　神樂殿社前にあり、　諸神社本社に向て左にあり、緣起に建久六年九月、式内の諸神勸請諸神宮と號すと云もの是なりと、されば國渭地祇社・出雲祝神社等をこゝに移せしは、建久後のことにして、景行天皇の御宇式内三座を當所に祭れりと、まへに見えたるはいよ〱信ずべからず、　梅社前にあり、圍み一圍許、天正十八年加賀大納言利家當社を再興して、祈願所と定めし時、庭前に梅を一本植ゆ、よりて大納言梅と稱

す、

櫻　これも社前にあり、日本武尊式社勸請の頃、栽給ひしにより、尊櫻と稱せりなどいへど今もやうやく二圍半に過ざれば、當時のものとをもおもはれず、近き比所澤の名主、碑を立て歌などを刻し、尊の由緒あることを詠ぜり、

末社　祖神社　稻荷社　諏訪社　淺間社　日宮　月宮　以上は本社の西に並びてあり、　春宮　五行宮　風祭宮　雨請宮　山神宮　若宮八幡宮　子持宮　子安宮　以上は本社の後に並べり、縁起を閲るに雨請・山神二社の間に日請の一社をのす、これはのちに廢せしと見えて今はなし、　疱瘡神社　五穀社　疫神社　結明神社　石神社　秩所社　文子社　以上は本社の東にあり、

神職栗原左衛門　南大門の傍にあり、其家系を詳にせざれど、小田原陣の比の文書に神主栗原伊賀守とあれば、北條分國の比は已に左衛門が先祖神主たりしこと見ゆれど、この前はいつの比より司ると云ことをしらず、縁起に據に大宮司は、天兒屋根命十六代大中臣朝臣今麻呂長男、多美丸七代大宮司上毛野元重が時、領地二千貫文を賜はりてありしが、後鳥羽院の御宇建久六年九月十九日、社領二百貫文の地を寄附すといへり、此によれば栗原は大宮司が子孫といへるにや、恐らくは大宮司の子孫は斷て、其後別に神職となりて、相續するなるべし、今所造の文書左に載す、

寄進武藏國北野天□

同國山口郷内北野宮井田畠在家從□□□別紙

右任先例沙汰可□神事之狀如件、

應永四年八月廿五日　左兵衛督源次□（花押）

北□□□職事、如前々可被勤之條得其意候、恐々謹言、

天文十一年二月十五日　道俊（花押）

北野宮神主殿

武州神職司勤之神祭等令執行、天下之御祈禱可抽丹情者也、

天正十八年七月五日　利家　印

北野神主栗原殿

爲天神宮勸請、黃金貳百枚捧之、御自筆之御經一部、幷御太刀一腰むねちか、奉納之、愈武運長久、可給御祈禱□□□、

北野神主殿

禁制

□喧嘩口論之事、

□買狼藉之事、

一鄕質國質取事、

右於武州北野之神事、此旨堅停止畢、若於違犯輩者、速可處罪科狀如件、

北條家虎印
乙卯四月三日　弘治元年歟

尙以山雙來以下社中之掃除、嚴可被申付候以上、

御天神之拜殿、其外社中之破損無之樣に可被申付候、幷御神寶以下無分異之樣に可有仕置候、爲其申候仍如件、

天正十七己丑年卯月三日　秀信（花押）

一放火之事、

一對地下人百姓非分申懸事、

右條々堅令停止訖、若違犯之輩於在之者、忽可處嚴科者也、

天正十八年六月日　淺野彈正少弼（花押）

木村常陸介（花押）

武州神職司如前々可被勤之、然者神職中召連御神湯祭可馳廻、其方如申付何も可罷出候、恐々謹言、

寅七月四日　木村常陸介（花押）

神主
栗原伊賀守殿　□□

以上八通は今見に傳る所なり、この餘元ありて今失ひしものあり、その文に

武州神職司之事、如前々可被勤候、然者今度少且那持候付而、十玉坊與相論候、前々證文無紛候條、得其意候、恐々謹言、

十一月九日　眞月齋道俊判

北野宮神主殿

北野宮神主職之事、如前々可被勤條得其意候、恐々謹言、

永祿壬戌拾月廿日　太田資正判

北野宮神主殿

受領之事、被補任伊賀守者也、依如件、

永祿十年丁卯霜月廿三日　氏照判

栗原殿

稻荷社二ケ所

諏訪社

御嶽社

八幡社

神明社　以上社何れも百姓の持なり、

小手指明神社　北野新田にあり、この邊開墾の後、北野社に合せ祭れる小手指明神の持に、勸請して當社の鎭守となせり、

梅泉寺　梅覺山と號す、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺の末なり、地藏を本尊とす、

廣福寺　眞福寺末、本尊は不動、

全德寺　梅林山と號す、禪宗、多磨郡平井村寶光寺の末、開山顧山明鑒永祿十一年五月六日遷化す、本尊虛空藏を安置す、鐘樓あり、

無量寺　禪宗、臨濟派、堀ノ內村勝光寺の末、本尊彌陀を安ず、

淸水寺　天台修驗にて江戸靈嚴嶋普門院の配下なり、本尊大日を安ず、

○新堀村　新堀村は元山口村の內にして、正保年中のものには山口村とのみ記したりしに、地域も廣かりせば其後彼山口を分ちて、新堀・大鐘・川邊・町谷・堀口の五村となせしといへり、されば元祿改の圖及び鄕帳等には、この五村の傍に山口の二字をほどこせり、この餘同圖及び鄕帳に菩提木・久米・堀の內・氷川の四村も、山口の二字を加へたれど、この四村は旣に正保の改に見えたれば、彼山口を分てし村にはあらで別にゆえあるべし．當村は河越城より坤の方四里を隔つ、江戸より八里餘の行程なり、柳瀨庄に屬すと云、村の四至東は菩提本村に境ひ、南は多磨郡宅部・芋久保の二村にて、西は郡中勝樂寺村なり、北の方は大鐘・川邊の二村に接せり、家數二十五、陸田多く水田少し、天水場なれば旱損あり、寬文五年御代官野村彥太夫檢地せしと云、今武藏定五郞・長野佐左衛門・久貝惣左衛門等知行す、正保の知行帳には武藏孫之丞・久貝惣左衛門が名を載す、されば二人が知行せしは古きことなり、

高札場　村の中程にあり、

小名　橋戸　瀨戸　峯　大芝　原　小山久保　覺ちん　堤崎

稻荷　二社

神明社　以上三社村持、

觀音堂　山口觀音と號す、此邊昔は近村をすべて山口と號せし故にかく呼べるなり、天正十九年觀音堂領十石の御朱印を給ひしより、今も御朱印の地なり、本尊は千手觀音行基菩薩の作にして、弘法大師の開基と云、さればことに古跡にして、諸方よりも詣る人多し、緣起あれど略してのせず、堂の軒に撞鐘一口をかく、其形狀異樣にして古色なり、今按に隣村大鐘村は昔撞鐘を穿ち出せし地なるよし、土人の語り傳ふるに據ば、もしくは其鐘を當所へ納めたるにや、さもあらんには、一旦土中に埋れしを、後に掘出したる鐘なり、其圖上の如し、

山口觀音の撞鐘

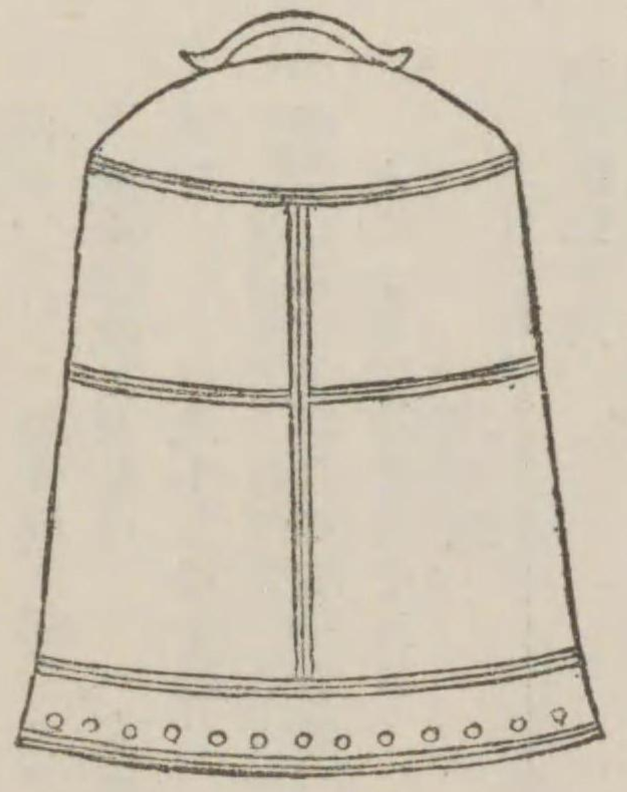

山口觀音堂圖

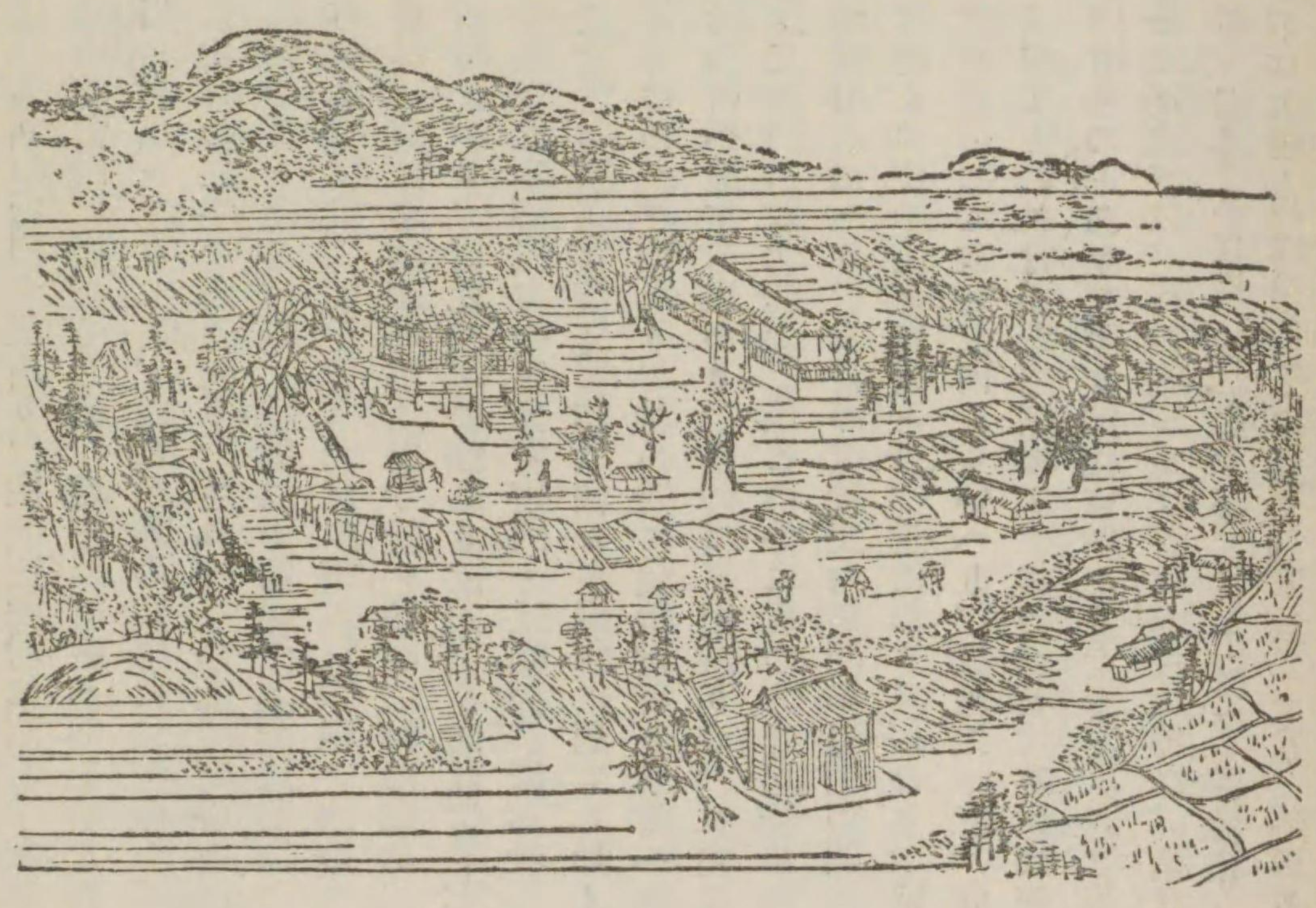

口徑二尺、高三尺許、半面は許由巢父の品を彫る、畫樣金色等は尋常の物とは見えざるなり、

寶物新田義貞願書一通

伏言

山口觀世音前我

君爲逆臣見漂于西海、愚臣義貞今也當不遜之道、爲資

王化、把斧鉞臨敵陣、仰願大慈薩埵、添一發千射之悲箭、速退朝敵、令爲天下靜謐給、至精丹祈敬白、

元弘三年庚申五月十五日　（花押）

按に此文書恐らくは贋物なるべし、紙性墨色全く其世のものとはおもはれず、

人丸像一軀　木像にて長五寸許、近き頃旗下の士多田三八正峯が寄附する所なり、延文年間頓阿法師大和國櫟本なる人、丸塚に立る杉を以、百體彫刻せし其一なりと云、

二王門　鐘樓　鐘は近き頃の鑄造なり、　御供所　籠堂　攝待所　閻魔堂　地藏堂　稻荷二社　辨天社　社の傍に、貞治四年の古碑及斷碑一枚あり、　櫻　義貞誓の櫻と呼べり、されど古の櫻はかれて、後に植つぎし木なり、

別當　金乘院　吾庵山放光寺と號す、觀音堂よりは東の方十三丁許を隔つ、新義眞言宗にて、江戸大塚護持院の末寺なり、

○町谷村　附新田　町谷村は山口村を分ちし其一なることは前村に辨せり、この地は河越城より坤に當て四里を隔

つ、江戸よりの行程十里なり、庄名は前村に同じ、相傳ふ昔山口某當所に居住せし頃、城下の町屋ありし所なれば、自ら村名となりしと、既に元祿の圖等には町屋と記し、且山口の二字をそえたり、されば今の如く町谷と改めしは後のことなるべし、家數二十餘、東は荒幡村にて、西は打越・菩提木の二村なり、北は氷川・打越・堀ノ內の三村に界ひ、南は多磨郡宅部・清水・後ケ谷の三村に隣る、東西三町ばかり、南北五町に餘れり、水田少く陸田多し、檢地は延寶五年御代官今井九右衞門・設樂孫兵衞が改しと云、此邊は都て郡界にあれば、往々多磨郡に屬せし如く書たるものあれど誤なり、村の巽に荒幡村より當村へ係りて宅部村へ達する道あり、今御料私領錯りて、私領は武藏孫左衞門・坂部左京なり、この外に北の方壹里餘を隔て岩岡新田と云あり、當村の百姓民右衞門が祖先の開墾せし所なり、彼が氏を岩岡と云、故にかく名づけり、或は本村の名に因て町谷新田ともいへり、家數二十五、元文元年御代官上坂安左衞門檢地す、其後寶曆八年伊奈半左衞門改しことあり、今も御代官所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 櫻淵　鍛冶ケ谷　寺ケ谷　さゝおて　泉僧塚

柳瀨川 氷川・菩提木兩村の間より入り、荒幡村へ達す、川幅三間餘、

塚 二ケ所 一は大塚といひ、一は小塚といふ、

八幡 二社 共に百姓持、

海藏寺 川嶋山釋迦院と號す、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺末、本尊釋迦を安ず、

壘蹟 打越村の界に跨る故に、其事歷は既にかの村の條に出せり、此壘跡の續き農家民右衞門が構の內に小なる池あり、是を兒ヵ池と呼ぶ、何れの年の合戰にや、一人の童子馬を馳せ來り、過て池中に乘入て死せしなどいへど覺束なし、

○川邊村 附新田 川邊村は川越城より坤の方にて四里半を隔つ、江戸より九里餘の行程なり、家數十七、東は打越村に隣り、南は菩提木・新堀・氷川の三村に接し、西は大鐘・堀口の二村にて、北は北野・打越の二村に界へり、東西三町許、南北も亦同じ程なり、水田少く陸田多し、此村も昔は山口村の內なりしことは既に新堀村に辨ぜり、地頭は今長田十之丞なり、其賜はりし年代はたしかならざれど、村東に屋敷跡ありてかの先祖の住居せしよし云傳ふれば、寛永年前賜ひし知行なるべし、當村より北方一里程を隔て新田あり、川邊新田と云、本村持添の地にしてこゝは御料所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 しめ榎　八割　とうのゝめき　川邊坂

柳瀨川 大鐘村より入て村の中間を流れ、末は打越村へ達す、川幅四五間、

川邊社 當社元は千方明神と號せしを、故あつて今の如く改めしと云、祭神詳ならず、村の產神なり、

正知菴 八幡山と號す、本尊十一面觀音を安ず、此所へ菴を結びはじめし僧を白瑛と云、寶曆七年七月十三日寂す、

古碑三基あり、建武文明等の碑なり、

○堀口村 堀口村は河越城より南の方四里を隔つ、江戸よりの行程は前村と同じ、柳瀨庄の內なり、家數五十餘、東は川邊村に界ひ、南は大鐘村に隣り、西は勝樂寺村にて北は三ケ島・北野の二村なり、東西十二町許、南北三町、水陸の田相半せり、檢地は寛文十三年岡上五郎兵衞たゝせり、地頭久松彥左衞門が先祖へ賜はりしは、天正十九年五月三日なりと云、此村も新堀村に云へるが如く、正保の頃までは山口村に屬して、別に一村の唱はなかりしと云、

高札場 村の中程にあり、

小名 根岸　とうやつ　殿ケ谷 下に出せる殿屋布の跡なればこの名あり、　につおさ　さつこ入　三左衞門久保　小太郎坂 昔星見小太郎と云人住せし所なるゆへに、此唱へありと、

柳瀨川 西の方勝樂寺村より流れ來り、東方川邊村へ達す、

天神社 慶安二年社領五石の御朱印を賜へり、神體は木にて束帶の狀なり、例祭二月八月廿五日の二度に祭れり、村の鎭守なり、

別當 清照寺 眞言宗、社地より東の方二丁許にあり、新義中藤村眞福寺末、星見山無量壽院天神坊と號す、當寺起立の來由を尋るに、昔鎌倉よりの落人星見小太郎と云者、是に來りて隱れ住けり、此人行基菩薩の作りし彌陀の像を所持せり、幾程なく剃髮染衣の身となり、菴室を此に結びて星見堂と稱し、終焉の地となせり、僧賢譽村內安樂寺と云蘭若の衰微せしを、こゝに引移して清照寺と改號すと云、この僧は明曆二年五月十一日寂せり、本尊大日を安ぜり、

星見堂 是星見小太郎入道が結びし庵室にて、その後故有て失ひしかば、今はかみ守護佛とせし彌陀の像を安置せしが、別に彌陀の像を造り安ず、

塚 三ケ所 地頭久松某及び其家族の葬地なりとて、殿塚と稱せり、

稻荷社 清照寺の持、

殿屋敷蹟 小名殿ケ谷にあり、昔地頭久松某が住せし所なり、慶長年間江戸へ移て後家作を廢し、瓦礫をよせて造りしと云塚のこれり、

安樂寺蹟 此所の小名を寺前と云、地頭久松某が起立せし寺なりしに清照寺へ移せし後今の如く田圃と成れり、

○大鐘村 大鐘村は河越城より坤にあたりて五里を隔つ、江戸より行程八里半、爰も柳瀨庄に屬す、相傳ふ昔此地より大鐘を穿出せしとありし故、地名起れりと云、

こゝも元は山口村の内にて、前の數村と同じく分村せりと云ふ、村の四境東は新堀・川邊の二村にて、南へめぐりてすべて新堀にさかへり、西は勝樂寺村にとなり、北は堀口村に接す、東西六町許、南北五町ほど、水田少く陸田多し、武藏定五郎が采邑にして、其賜はりしは年久しきことなりと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　大町　川久保　宮久保　千手か谷　地藏前

柳瀬川　勝樂寺村よりいり、川邊村へ達す、

稻荷社

荒神社

氷川社

山王社　以上四社、村の持、

陣屋蹟　村の中程にあり、濶さ五畝許、古地頭の住せし所なりと、今は竹叢となれり、

○勝樂寺村　勝樂寺村は河越城より坤の方五里を隔てゝ多磨郡の界にあり、江戸よりは行程十里なり、里人は狹山の續にかゝりたる地なれば、狹山庄と唱ふと云へど、この庄名は外にきくことなければいかゞはあらん、家數百十七軒、東は大鐘・新堀の二村にて、西南はすべて多磨郡芋久保・中藤・三木及び岸・石畑等の村々なり、北は當郡大森・中野・矢寺等の地に犬牙し、其餘堀ノ内・三ケ島・堀口等の地も入合へり、東西二十八町、南北十二三町、總て此邊は新古の田入交れば、村里の界域も變遷ありて辨じがたし、天正二十年の水帳には、地頭糟谷新三郎とあり、此采邑上り地となり、慶長十九年五月今の地頭小林權平が先祖に賜はれり、水田少く陸田多し、村内に古の鎌倉海道と云往還あり、村の東三ケ島村より入て多磨郡中藤村へ達す、

高札場

小名　かりやど　地頭糟谷新三郎と云もの慶長十九年五月まで爰に住せり、其後地頭小林權平も亦こゝに住せしが、後江戸へ移れりと云、よりてかく呼べり、　子くるみ　馬場　かな山　ふろの下　神戸　片ひぢ山　じんだくり　根小屋　城山　事は古跡の條に辨ぜり、　近衞殿屋敷　其來由あるべきなれど、詳かなることを傳へず、　北蓮寺　永源寺　勝般寺　長明谷　昔長明坊ありし處をいふ、　寺尾谷　天狗澤　新田坊　堂地入　外の坊　東坊下　向坊　北蓮寺以下の小名は昔し勝樂寺大伽藍なりし時塔頭諸堂等のありし遺名なりといへり、

柳瀬川　村の北より流れ來る、細流及村内の谷合より涌出する細流合て一條の川となれり、こゝよりして柳瀬川と號す、川幅は二間許り、流末は堀口村へ達せり、

山王　七社　藏王權現・聖女權現・八王子權現・大行事權現・手御子權現・副行事權現の七座を祀る、其内藏王權現は弘法大師の作なりと云、慶安年中社頭七石の御朱印を賜へり、例祭は九月十九日、

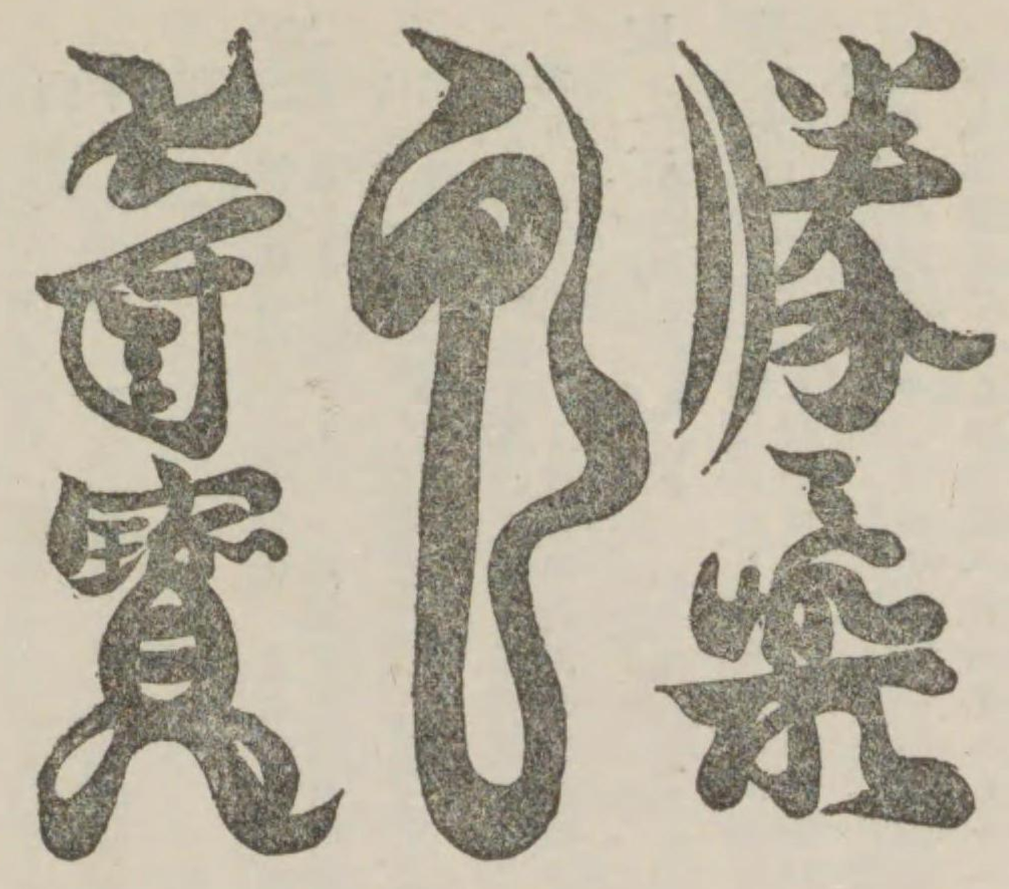

末社　稻荷社　三峰社　辨天社　藥師堂　是古へ東坊にありし藥師にて、腹籠の像は靈驗あらたなる秘佛なりと、されば其のかみこの藥師堂免五反の地ありしに、後年山王領の内にこもれりと云、　阿彌陀堂　別當

勝樂寺　辰爾山佛藏院大坊と號す、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺の末、本尊十一面觀音を安ず、相傳ふ當寺は殊に古き寺院にて、往昔百濟より歸化せし儒生王仁が五代の孫、王辰爾が子、其父の菩提の爲に開闢せし伽藍なりと云、又王辰爾此地にて終焉せしとも云、又其比のものなりとて午王の古版一枚ありしが、是は回祿の災などにかゝりしや、いつの頃にか失ひてなし今僅に摺しもののみ近郷の農家などにまゝのこれり、その圖上の如し、又後三條院の御宇延久三年中興開闢權大僧都尊海が時鑄し鐘ありしが、是も年歴て響止りしかば、明暦三年丁酉九月鑄改しとて境内にかく、されど古への鐘銘をもともにしるしをけりといへり、その銘左にのす、

武州高麗郡勝樂寺村、奉新造立鐘銘曰、
諸方空相、寂滅異名、
常樂我常、箇々圓成、
延久三年辛亥九月十九日開闢、
本願　尊宥順説
初響　二見相覺妙性
御大工　椎名兵庫頭吉繩
奉日待講供養、奉念佛講供養、
奉誘奉加供養、願主藤原重信、
奉修山王七社大權現御寶前攸、
辰爾山別當佛藏院勝樂寺大坊、
住寺中興開闢法印權大僧都、尊海上人
尊榮上人

かゝる古刹にして頗る大伽藍なりしかば、寺中も十二坊ありしに、それも文永の頃丙丁の災に逢ひ、諸堂はさらなり、諸記をも皆烏有となせしと云、しかりしよりことに衰廢し寺中も長くたえしかど、彼坊の名は今も田圃の小名に殘れるをも

て、古のさまを思しるべし、

熊野社

諏訪社

山王社

稲荷社

神明社

城蹟　村の艮の方山上にあり、土人の傳に星見小太郎が住せし所なりと云、（三ヶ嶋堀之内村百姓政右衛門が家の舊記に、豊後入道伏見小太郎勝樂寺村りうかいの城主たりしと云、伏見は則星見にや）又云さにはあらず、山口太郎と云人住りと、太郎は武藏七黨の支流にて、【東鑑】にも見えたる人なり、又星見がことは堀口村天神社の條下にも出せり、

塚　二一は旗塚と云、一は古塚とのみ呼、古塚の前に嘉暦元年の古碑たてり、共に僅かなる塚なり、

舊家者庄兵衛　糟屋氏なり、そのかみ相州糟谷郷を領せし故に氏とすと、先祖を糟谷主計といひて、小田原北條に仕へしと云、かの役帳にみへし糟谷兵部少輔なといへる人の支族にや、天正十八年小田原沒落のとき、一族糟谷新三郎勝忠は早く御當家へ召出されしゆへ、其ゆかりにつきて彼が釆邑なれば、主計も當村へ移りすむ、慶長十年の夏新三郎より田畠七百文の地をあたへし狀を藏す、その文に、

かんにんふんとして、永源寺分田畠合七百文者、右出申候處、依如件、

慶長拾年巳五月朔日　糟谷新三郎勝忠（花押）

主計殿

参

舊家者儀右衛門　二見氏なり、世系等は傳へざれど、村内勝樂寺の撞鐘延久三年の銘に二見相覺妙性など云者みゆれば、二見氏の當所に古く住せしことしらる、又宗哲と云ものゝ出したる感狀一通を藏す、彼文中に年代は記さゞれども、小室筋などいふこと見えたれば、甲州などの士にや、感狀は左にのせり、

先日小室筋御勤之時、走廻候由、有證人申旨神妙候、仍太刀一腰遣之候、於向後彌可相稼者也、狀如件、

十一月二日　宗哲（花押）

二見將監殿

新編武藏風土記稿卷百五十八之終

新編武藏風土記稿卷百五十九之

入間郡之四　山口領

〇三ヶ島村附新田　三ヶ島村は河越城より未の方四里を隔つ、武藏野新田未だひらけざるまへは、此邊多くは原野なりしに、此所のみ人家三區にわれて、自ら村落をなせしさま、たとへば三箇村の島のごとくなりしゆへこの名起りしと云、今も村内に西島・中島・東島等の唱あるはその故なりとて、江戸より十里の行程なり、宮寺郷久米庄又小山庄とも云に屬す、按に村内長宮社にをさむる正長元年九月廿三日の棟札の文に、大旦那宮寺惣地頭平朝臣藏人入道一家彈正重定沙彌道椿、四郎左衛門信重、吾那安藝守・久下筑前守としるし、又天文廿三年四月廿一日の札の文に、大旦那宮寺惣地頭豐後入道沙彌芳金・嫡子藏人佐末子・向山勘解由左衛門尉高行・成木郷宮寺下野守と云々、是によれば此邊すべてかの藏人入道が領所なり、正長元年より天文廿三年まで凡百廿七年を經し後なり、その比は豐後入道芳金こゝを領せり、この豐後入道は藏人入道が子孫なるべければ、連綿とこの所を領し來りしならん、又同じ社に丙寅霜月十日奉行向山甚五郎としるせし、北條氏輝の旨をうけて出したる文書あり、この丙寅は永祿九年なるべし、天文廿三年を去ことわづかに十三年なり、この甚五郎は前にのする向山勘解由左衛門が親屬なりとみゆれば、この比北條家に屬して世々この所の地頭なりしことをして知べし、今村居のもの凡百五十餘、東は北野村に隣り、南は勝樂寺・堀口の二村に接し、西は麴屋村及び三ヶ島・堀の内村につゞき、北は林村に界ふ、東西二十丁、南北も大抵同じ、水利の便あしきゆへに陸田多くして水田は少ければ、猶旱損の年多し、當村御料私領入交れり、私領は澤次郎右衛門・久松彦左衛門・武藏定五郎等三人の釆邑なり、澤が釆邑は東照宮より賜ひし所にして、其餘二人の賜はりしはいつの比なりしや傳へず、外に寺領若干あり、妙善院・寶玉院・常樂院・照明院・龍藏院等の領なり、其佗長宮の神領あり、御領の檢地は寛文十二年中川八郎左衛門・今井九右衛門糺せり、澤次郎右衛門が知行は寛文二年なり、久松彦左衛門は寛文九年なりと云、其餘の檢地は年代を傳へず、

高札場三ヶ所ともに村の中程にあり、

小名　山王塚　内手　寺山昔妙善院此所にあり、今常樂院の境内にある暦應二年五月

二日沙彌了秀としるせし碑は、こゝより掘出せしものなりといへり、　北の馬場 勝樂寺村に城ありし時、城中の人の調馬せし所なりといふ、　砂川 爰に細流あり、是を末無川と呼ぶ、末流武藏野に至り散流す、

下田　とつら入　よし尻山　樽井戸　藤塚

長宮明神社 社領十石の御朱印を賜はる、祭神は素盞烏尊・稲田姫・大巳貴命・少彦名命の四座を祀れり、相傳ふ當社は神名帳に載たる中氷川神社なりとぞ、證とする所は古き棟札ありと云、其文に武州入東郡宮寺郷、中氷川神社殿造正長元年九月廿三日、また天文二十三甲寅年四月廿一日、社造營のときの棟札あり、文は大抵前に同じ、此二枚は今棟木を穿ち凹めて其内に收め、木を埋めて其上を蓋ひ、たゞその寫のみを傳ふ、その文體當時のものなるべく覺ゆれど、たゞ疑はしきは斯の如き證據あらば、などか中氷川の神號を用ひずして長宮とは號するや、別にゆへあるか、又中宮と云べきを誤り傳へてかく唱ふや、　槻木 本社に向て右にあり、四百餘年の古木なりと云、　末社　荒脛社 手無槌・足無槌を祀る、　神職宮野出雲 家系詳ならず、按に正長の棟札に神主左衛門太夫家吉、天文の札に新左衛門尉とあるは、出雲が祖先なるにや、今も八王子北條氏照の文書を藏す、その文左に、

制札

右三ケ島之内於長宮、大神樂之執行畢、見物衆中横合之儀有之者、可處罪科旨被仰出者也、仍如件、

丙寅霜月十日（瀧山朱印）　奉行 向山甚五郎

石尊社 百姓の持、

稲荷社 寶藏院の持、

八幡社 百姓の持、

湯殿權現社 是は照明院領の内にて、則かの院の持なり、土人大日堂と號す、

妙善院 光輪山と號す、曹洞宗、多磨郡前澤村淨牧院の末寺なり、慶安年中寺領十一石餘の御朱印を賜はる、開基は家傳によれば澤次郎右衛門吉縄が子、勘七郎吉宗といひし人なりと云、又寺傳に云所はもとの地頭澤次郎右衛門幸勝その亡父次郎右衛門幸時がために、開山僧呑碩を住持として起立せり、幸時が院號を光輪と云、是を山號とす、呑碩は承應元年三月十日化す、本尊白衣觀音坐像にして長六寸許り、行基の作なりと云、當寺古くは小名寺山と云所にありしを、後こゝにうつせしと云、　惣門　樓門 樓上に十六羅漢の像を安ず、　金毘羅社　白山社　衆寮　古墓 五輪の塔なり、嘉曆四年三月二日了存順庵六十二歳と刻す、是澤次郎が碑なりと云、されど其家の記によれば、先祖佐和次郎が墓當寺にあり、その碑面に佐和次郎嘉曆元年としるし、法名月日等詳ならずと云、されば其正しきことをしらず、たゞし嘉曆四年の墓は自ら別人なりや、何人の墓なることをしらず、

寶玉院 古は東嶋山と號せしが、後に稲荷山と改む、是も寺領十石の御朱印を賜へり、新義眞言宗にて、多磨郡成木村安樂寺の末なり、本尊は不動を安ぜり、

常樂院 長坂山藥王寺と號す、藥師堂領七石三斗の御朱印を賜はる、新義眞言宗、多磨郡中藤村眞福寺末、本尊不動を安置せり、　藥師堂

照明院 湯殿山と號す、寺領七石三斗の御朱印を賜ふ、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺末、開山僧長賢年代詳ならず、本尊は大日を安置せり、

天王社　熊野社

龍藏院 本山派修驗なり、應長元年良圓と云もの起立す、此良圓は宮寺五郎と云しものゝ子にて、初宮寺小太郎家吉と稱し、此所に蟄居し優婆塞となりて世々土着す、十六世寶山がとき慶安年中始て寺領六石三斗の御朱印を賜はる、其文には玉藏坊とあり、その後改て愛宕山高林寺龍藏院と號す、高麗郡笹井觀音堂の末に屬す、いつの比よりにや勝軍地藏の像一軀を藏す、靈驗あらたなる故、是を神體として愛宕權現を勸請せり、されば此權現領として御朱印をも賜はりしと云、

今境内に地藏堂あり、木像にして長一尺二寸、弘法大師の作なりと云、

觀音堂 妙善寺持にて、同寺領の内にあり、正觀音坐像にて長一尺、運慶の作なりと云、

彌陀堂二宇 ともに百姓の持なり、

藥師堂 妙善院領の内にて、則その持なり、

古戰場 字下田と云所に東西へ流るゝ小流あり、此所新田義興と足利尊氏と戰ひし所なりと云、かの流にそひて數株の梅樹あり、是【太平記】に載たる花一揆の人々梅花の枝を折て箙にさしたりとあるは、此梅林の枝を折とりしなりと云、されば文和元年の古戰場なるべきなり、

舊家者庄右衛門 仲氏なり、先祖を仲筑後守資信と云、同郡古尾谷の城主なり、資信が男を近江太郎信重と云、村内中氷川神社の棟札にも其名みえたり、信重の男藏人將監資重より子孫伊太夫圖書等の數代をへて、今の庄右衛門に至る、かゝる舊家なれば今に至るまで中氷川祭禮の時は、必庄右衛門第一に祭事に預ると云、按に古谷上村善仲寺・下南畑村萬藏寺・西藏院等の傳にも、中筑後守古尾谷近江太郎の事實を傳へり、其傳說をあはせ考ふるに、混亂して辨じがたければ、姑くこゝに家傳のまゝをのす、見るもの參考なすべし、

○三ケ島新田　三ケ島新田は本村の北につゞけり、武藏野新開の地にして、寛文九年・延寶二年・同六年・元祿三年等、數多度の檢地ありて租米の數を定められしと云、この餘後年再び武藏野を墾闢したる新田あり、それをば寶曆八年檢地すと云、共に本村持添の地なり、

○堀之内村附新田　堀之内村は古は三ケ島村の内なり、よりて今三ケ島堀之内ともいへり、元祿鄕帳には三ケ島村枝鄕と記す、されば其頃は已に分村せしこと知らる、川越城より南四里を隔つ、江戸よりは八里の行程なり、戸數五十軒、三ケ島村の東續きにて、南は勝樂寺・矢寺の二村に隣り、北より西へは麴谷村にさかふ、東西六町半、南北五町半、地形高低あり、大岡源右衛門が御代官所と武藏定五郎が知行所と入あへり、檢地は寛文十二年中川八郎左衛門たゞせしと云、

高札場 村の中央にあり、